

令和6年度 第1回北海道地方最低賃金審議会 配布資料一覧 (令和6年7月3日)

資料	1	北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)	...	1
資料	2	令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	...	3
資料	3	令和5年度北海道最低賃金の改正決定について(答申)	...	7
資料	4	令和4年度・5年度の北海道地方最低賃金審議会開催状況	...	13
資料	5	令和6年度特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について	...	15
資料	6	各団体からの要請文	...	17
		日本労働組合総連合会北海道連合会(2/28付け)		
		札幌弁護士会 会長声明(5/31付け)		
		全労連東北地方協議会及び全労連北海道地方協議会(6/4付け)		
		日本労働組合総連合会北海道連合会(6/7付け)		
資料	7	意見書受付一覧(道内市町村議会より 会長・局長あて)	...	33
資料	8	2024春季生活闘争 第6回回答集計結果(連合)	...	39
資料	9	2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況(経団連)	...	45
資料	10	2024年度事業方針(経団連)	...	47
資料	11	特定最低賃金の改正決定について(答申) 4業種	...	53
資料	12	北海道の最低賃金(リーフレット)	...	61
資料	13	北海道の地域別最低賃金額の推移	...	63
資料	14	北海道の特定最低賃金額額の推移	...	65
資料	15	令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況(厚生労働省)	...	67
資料	16	レイバーレター 令和6年5月31日(北海道労働局)	...	83
資料	17	管内経済情勢報告 令和6年4月(北海道財務局)	...	93
資料	18	最近の管内経済概況 令和6年6月20日(北海道経済産業局)	...	101
資料	19	北海道金融経済概況 令和6年5月29日(日本銀行札幌支店)	...	109
資料	20	法人企業景気予測調査 令和6年6月13日(北海道財務局)	...	119
資料	21	中小企業景況調査 令和6年3月(独立行政法人中小企業基盤整備機構)	...	135
資料	22	中小企業の賃金改定に関する調査 令和6年6月5日(日本商工会議所)	...	155
資料	23	業務改善助成金 リーフレット	...	173
資料	24	最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ リーフレット	...	177
資料	25	働き方改革推進支援センター リーフレット	...	181
資料	26	北海道地方最低賃金審議会運営規程	...	183
資料	27	北海道地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	...	185

参考資料 中央最低賃金審議会第1回目安小委員会資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40954.html

北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)

令和6年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表委員	岩波和枝	特定社会保険労務士
	片桐由喜	小樽商科大学 教授
	◎ 亀野淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	○ 國武英生	小樽商科大学 教授
	蛭川隆介	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	入江健太郎	北海道キッコーマン労働組合 執行委員長
	金子ユリ	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	藤田鉄平	U Aゼンセン北海道支部 常任
	やま 山田新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
	わた 渡辺けんいち	日本郵政グループ労働組合北海道本部 執行委員
使用者代表委員	いけ 池田こうじ	北海道経済連合会 労働政策局長
	かた 片岡なおゆき	北海道商工会議所連合会 事務局長
	く 久郷ちえこ	日糧製パン株式会社 総務本部人事労務部長
	なか 中畑まきゆき	北海道商工会連合会 事務局長
	ま 馬込つとむ	北海道中小企業団体中央会 事務局長兼連携支援部長

(注1) 公・労・使委員は五十音順

(注2) ◎は会長、○は会長代理

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)



令和 5 年 8 月 7 日

北海道労働局長 友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 7 日付け北労発基 0707 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので下記のとおり答申する。

- 1 本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金の改定に際し、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの各側委員の共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の審議にあたっては、最低賃金法のいわゆる 3 要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 賃金

賃金に関する指標を見ると、連合北海道春季生活闘争（第 7 回集計結果）におけるすべての規模での賃上げ率が 3.3%、日本経済団体連合会 2023 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況における中小企業の賃上げ率が 2.9%となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表③における賃金上昇率（B ランク（産業計））は 2.4%であった。

(2) 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である北海道消費者物価指数を見ると「持

家の帰属家賃を除く総合」は、今年1月5.5%、2月4.2%、3月3.8%、4月4.0%、5月3.9%、6月4.3%（いずれも対前年同月比）となっている。これに対し、全国の状況では、今年1月5.1%、2月3.9%、3月3.8%、4月4.1%、5月3.8%、6月3.9%となっている。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には可処分所得が減少し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

（3）通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断 BSI（%ポイント）は、今年1～3月▲20.1、4～6月0.9、7～9月（見通し）8.5 であるところ、全国の状況は、今年1～3月▲18.7、4～6月9.7、7～9月（見通し）7.5 であった。日銀短観（日本銀行札幌支店）による北海道の企業の業況判断 DI（%ポイント）は、昨年12月4、今年3月6、6月8 であるところ、全国の状況は、昨年12月4、今年3月3、6月5 と推移していることなどから、企業の利益や業況についてコロナ禍からの改善傾向が見られる。一方、原材料費等の高騰により価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

北海道における賃金上昇率、通常の事業の支払能力については、全国の数値と比較しても同程度であると評価できる。一方、北海道の物価上昇率が全国よりやや高い水準となっていることが認められた。また、当審議会としては、労働者の生計費を勘案して、本年6月の北海道の消費者物価指数の上昇率4.3%を最低賃金の引上げ率に反映させると40円となることも考慮した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引き上げ額の目安である40円と同額にすることが適当であると考えられる。

4 当審議会は、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むことを強く求める。令和4年度の北海道における業務改善助成金の申請件数は、前年度と比較して若干増えたものの、執行額は減少していることから、申請・報告に係る手続きの簡素化を図るなど最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、業務改善助成金の申請件数を一層上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当審議会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

① 急激な物価上昇を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。

② 下請け取引を適正化することも重要な課題であり、下請け取引の適正化に取り組

むことにより、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備すること。

- ③ 最低賃金の引上げは、扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の総実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては、看過できない問題であり、税・社会保障制度を含めて検討すること。

5 最低賃金の改定答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改定の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げるとは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当審議会としては、指定日発効を北海道のみで実施することとなった場合の他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、全国一律に議論されるべきとの見解に至った。

6 当審議会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、北海道最低賃金について、実質賃金が前年を下回ることであれば、最低賃金で生計を立てている労働者の生活がより一層厳しくなることが予想されるため、あってはならないとの意見があった。

使用者代表委員から、物価上昇の中においても従業員が安心して暮らすため、また、人口減少が進む中においては人材確保のためにも、生産性向上と共に賃上げの必要性は理解している。しかしながら、足下では円安、原材料・エネルギー価格の高騰により、消費者物価を上回る水準で国内企業物価指数が推移しており、価格転嫁の状況はできている企業と全くできていない企業の二極化が進んでいることから、最低賃金は賃上げの原資確保に苦しむ企業への配慮も必要である。最低賃金を審議する上では、法が定める3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視するべきであり、この要素を大きく超えている目安どおりの引上げ額（40円）に強く反対する。

加えて、賃上げ原資の確保については、取引適正化施策の実効性を高めることが極めて重要である。また、いわゆる「年収の壁」問題については、人員を充足できない企業では見込めた売り上げを逃がすことになるため、早期な解決を合わせて強く要望するとの意見があった。

別紙 1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 960円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 889円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（105,252円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$889 \text{円} (\text{北海道最低賃金}) \times 173.8 (\text{1箇月平均法定労働時間数}) \times 0.816 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 126,079 \text{円}$

令和4年度 北海道地方最低賃金審議会開催状況

《 ◎地賃 10月2日 / ◎特定 乳糖12月1日、鉄鋼12月1日、電気12月1日、船舶12月2日 発効 》

本審議会		地域最賃専門部会		運営小委員会		特定最賃専門部会		
月 日	審議事項	月 日	審議事項	月 日	審議事項	業種	月 日	審議事項
6月17日 ① 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> 地域最賃改正決定の今後の審議日程 特定最賃の改定意向表明の報告、今後の審議日程 運小の設置、委員の選出 事業場実地視察の件 	7月19日 ① 公開	<ul style="list-style-type: none"> 部会長、代理選出 参考人聴取 意見書の参考人聴取 	6月17日 ① <本審後>	<ul style="list-style-type: none"> 地賃改定に係る意見聴取 特定改定の必要性意見聴取 専門部会、特定最賃専門部会審議日程 	乳・糖	9月8日 ①	金額審議
		7月28日 ②	金額審議				9月27日 ②	金額審議
7月1日 ② 公開 (傍聴あり) (記者取材あり)	<ul style="list-style-type: none"> 地賃改定の諮問 専門部会委員の推薦公示 関係労使の意見聴取公示 参考人の意見聴取について 地域最賃改正決定の今後の審議日程 		8月2日 ③	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 目安伝達 	公益委員会議 月 日 審議事項 実施せず		鉄鋼	10月3日 ③
		7月28日 ③ 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> 中央最低賃金審議会における「目安答申」について 労使の意向表明について 特定最賃改正の必要性の有無の諮問 	8月3日 ④		金額審議		9月12日 ①
8月8日 ④ (結審) 公開 (記者取材あり)	<ul style="list-style-type: none"> 地賃改定の答申 審議会意見の公示(異議申出) 特定最賃改定の必要性の有無の答申 特定最賃改正の諮問 特定最賃専門部会委員の公示 特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示 	8月4日 ⑤	金額審議	8月5日 ⑥	金額審議	9月20日 ②		金額審議
		8月5日 ⑥	金額審議			9月27日 ③	金額審議 結審→答申(令6条5項)	
8月24日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 	8月6日 ⑦	金額審議(結審)	8月6日 ⑦	金額審議(結審)	電気	9月15日 ①	金額審議
		8月24日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 				8月6日 ⑦	金額審議(結審)
8月24日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 			8月6日 ⑦	金額審議(結審)			
		8月24日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 			8月6日 ⑦	金額審議(結審)	船舶
8月24日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 			8月6日 ⑦	金額審議(結審)			
		8月24日 ⑤ 公開	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 			8月6日 ⑦	金額審議(結審)	

令和5年度 北海道地方最低賃金審議会開催状況

《 ◎地賃 10月1日 / ◎特定 乳糖12月1日、鉄鋼12月1日、電気12月1日、船舶12月1日 発効 》

本審議会		地域最賃専門部会		運営小委員会		特定最賃専門部会			
月 日	審議事項	月 日	審議事項	月 日	審議事項	業種	月 日	審議事項	
6月15日 ① 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> 会長、会長代理の選任 地域最賃改正決定に係る今後の審議日程 特定最賃の改正決定の意向表明の報告、今後の審議日程 運営小委員会の設置、委員の選出 事業場実地視察の件 	7月26日 ① 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> 部会長、代理選出 参考人聴取 	6月15日 ① <本審後>	<ul style="list-style-type: none"> 委員長及び同代理の選出 専門部会の審議日程 地賃改定に係る関係労使からの意見聴取 特定最賃の改定に係る審議日程 特定最賃改定の必要性審議に係る意見聴取 	乳 糖	9月12日 ①	<ul style="list-style-type: none"> 部会長、同代理選出 金額審議 	
		8月1日 ②	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 	7月31日 ② <本審後>	<ul style="list-style-type: none"> 特定最賃改定に係る必要性の有無の審議 報告書作成 		9月25日 ②	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 	
7月7日 ② 公開 (傍聴あり) (記者取材あり)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道最低賃金の改正決定の諮問 専門部会委員の推薦公示 関係労使の意見聴取公示 参考人の意見聴取 	8月2日 ③	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 	公益委員会議		鉄 鋼	9月12日 ①	<ul style="list-style-type: none"> 部会長、同代理選出 金額審議 	
		8月4日 ④	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 				8月7日 ⑤ <本審前>	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会金額審議経過説明 地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整 	9月26日 ②
7月31日 ③ 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> 中央最低賃金審議会における「目安答申」の伝達 労使の意向表明 特定最賃改正の必要性の有無の諮問 	8月7日 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議(結審) 部会報告書作成 	月 日 審議事項		電 気	9月20日 ①	<ul style="list-style-type: none"> 部会長、同代理選出 金額審議 	
8月7日 ④ 公開 (傍聴あり) (記者取材あり)	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会の審議報告 北海道最低賃金の改正決定(答申) 審議会意見の公示(異議申出) 特定最賃改定の必要性の有無の答申 特定最低賃金の改正決定の諮問 特定最賃専門部会委員の公示 特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示 			8月7日 ⑤ <本審前>	<ul style="list-style-type: none"> 地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整 		9月28日 ②	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 	
				8月23日 ⑤ 公開 (傍聴あり)	<ul style="list-style-type: none"> 地賃異議申出の審議(諮問、答申) 特定最賃の審議日程 	9月3日 ③	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 結審→答申(令6条5項) 	船 舶	9月12日 ①
						9月20日 ②	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 		9月26日 ③
						9月29日 ④	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 結審→答申(令6条5項) 	9月29日 ④	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議 結審→答申(令6条5項)

令和6年度 特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について

改正・新設等の別	件名	意向確認(表明)年月日	意向確認(表明)者(団体名を含む。)	ケース	備考
改正	北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金	R6. 2. 1	日本食品関連産業労働組合総連合会	公正競争	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道鉄鋼業最低賃金	R6. 2. 26	日本基幹産業労働組合連合会北海道本部	労働協約	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	R6. 3. 1	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会	労働協約	7月に「申出書」提出予定
改正	北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金	R6. 2. 14	全北海道造船機械労働組合協議会	労働協約	7月に「申出書」提出予定

2024年2月28日

北海道労働局

局長 三 富 則 江 様

日本労働組合総連合会北海道連合会
会 長 須 間 等

すべての労働者の賃金・労働条件改善等に関する要請

日頃より労働行政における円滑な推進にご尽力されていることに対して敬意を表します。

さて、日本経済について、第3次産業活動指数12月分(経済産業省2月16日発表)では、運輸業・郵便業、事業者向け関連サービスなど6業種で前月より上昇しているものの、小売業、医療・福祉など5業種で低下し、総じてみれば「足踏みがみられる」としています。

内閣府が2月15日発表した2023年10-12月期の四半期別GDP速報(1次速報値)では、物価の変動を除いた実質で前期比0.1%減、年換算で0.4%減となり、2四半期連続のマイナス成長となっています。また、12月13日に日銀札幌支店が発表した12月の短観によると、企業の業況判断指数(DI)は、全産業で+12と、9月の前回調査から2ポイント上昇していますが、「はん用・生産用・業務用機械」「運輸・郵便」は9月よりもマイナスが大きくなっています。全体としては原材料や燃料価格が高騰する中、食料品などの価格転嫁が進んでいることや、自動車の生産が回復し関連する部品の出荷が増えていることが主な要因としています。一方で、GDPの6割を占める個人消費拡大に寄与する賃上げは、物価上昇に負けない水準にする必要性は労使で共通の認識になっています。

私たち連合は、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。引き続き、道内企業への就職促進を進めていくことが重要ありますが、一方では早期離職も依然として高い水準にあり、各市町村および地域の経済団体との意見交換では、新卒採用難や若年層、中堅層の離職問題に苦慮している声が多く聞かれ、対策をする必要があります。

労働相談で、正規雇用、非正規雇用に関わらず、パワハラ・嫌がらせが最も多くなっています。今次春季生活闘争の中では、賃金も物価も経済も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかることを目指し、「物価上昇に負けない賃上げ」を労使の主要テーマの一つとして、労働関係法令遵守の徹底はもちろんのこと、働きがい、やりがいを感じる職場環境作りも重要な課題です。

北海道労働局におかれては、地域における積極的な雇用対策を展開し、非正規職員の処遇の改善等に全力をあげられますよう要請しますので誠意ある回答を求めます。

記

1. 北海道におけるすべての労働者の賃金改善について

(1) 北海道における賃金・処遇改善について

① 2024 春季生活闘争における処遇改善要求

1) 2024 春季生活闘争は、昨年の 30 年ぶりとなる高水準の賃上げをもってしても、実質賃金の低下に歯止めを掛けることが出来なかった。「人への投資」を積極的・継続的に行うことこそ、賃金も物価も経済も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかるカギになる。

2) 具体的には、賃上げ水準は、3%以上を基準とし、定昇・賃金カーブ維持相当分を含め、5%以上の賃上げをはかること。また、中小企業等の賃上げは、「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現をはかる観点で、総額で 15,000 円以上の引き上げをはかることである。

3) 規模間賃金格差の是正、男女間賃金格差の是正、企業内最低賃金協定締結拡大、賃金制度を創設し、「透明性」「公平性」の確保をはかることなどを求めている。

これらを進めるためには、2 月 7 日に開催された北海道政労使会議での共同宣言を着実に実行することが求められることから、各企業に対し周知および実行するよう働きかけること。

② パート労働者等非正規雇用労働者の均等待遇実現

道内のパート賃金水準は、最低賃金にほぼ張り付いている現状にあり、満度に勤務しても年収 200 万円を下回り、ワーキング・プアと言われる状態となっている。正規労働者との格差も大きいことから、連合は高卒初任給等との均等待遇を重視し、「時給 1,200 円」以上への引き上げを求めている。さらに、「同一労働同一賃金」が施行されたことから、均等・均衡待遇の観点から、パート等非正規雇用労働者の賃金・労働条件の改善について各企業に働きかけること。

(2) 最低賃金について

① 北海道最低賃金審議会答申書の中で、労働者側からの主張として、実質賃金が前年を下回らないよう求めている。連合リビングウェイズ(最低生計費:北海道は時間額 1,080 円)と高卒初任給(北海道:月額 180,000 円)を重視し、10 月 1 日発効にこだわる審議会日程を設定するとともに、北海道地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

② 非正規雇用労働者の処遇改善のため、「賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」を周知し、賃金を引き上げるよう各経済・業界団体に働きかけること。また、不正利用に対しては厳しく対処しつつも、申請緩和を検討すること。各企業・従業員に対して最低賃金額を周知徹底し、最低賃金違反事業者を根絶すること。

③ 特定(産業別)最低賃金等について

1) 北海道4業種の特定最低賃金について、優位性を担保するため北海道最低賃金の 10%増以上となるよう引き上げに努め、将来的に 15%以上となるよう努力すること。また、特定最低賃金の周知と遵守の徹底に努めること。

2) ハイ・タク生産性賃金(完全歩合制)に、6割以上の基本保障給を定めるよう各企業に働きかけること。

2. 雇用の安定・人材確保について

(1) 新卒者対策の強化について

- ① 高卒の未内定者ゼロを目指すため、取り組みを一層強化するとともに、道内の就職を基本にジョブサポーター等による支援の継続を強めること。

また、職業訓練の充実に向けては、公的職業訓練機関と連携の上、受講者負担が最少かつ就職に結びつく効果のあるものとする。

- ② 地域のものづくり産業や伝統産業、成長分野における人材育成・確保をはかるため、学生・生徒や保護者、学校側の声を聞き、産業理解を深めるよう、職場見学会や職場体験等の機会を拡充し、就職に結びつくよう関係機関に働きかけること。

(2) 若年労働者の雇用対策強化について

- ① 学生と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。

北海道は、新卒採用者の3年以内離職率が全国平均に比べ高い割合にある。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための対策を講じること。また、人材確保等支援助成金を活用するよう周知し、若年者の早期離職防止に努めるよう各企業と連携し取り組むこと。

(3) 公務職場等における非正規職員の雇用安定・処遇改善について

安定した雇用は、経済社会の健全な発展に必須であり、次の事項により非正規職員の雇用安定・処遇改善に向け指導、改善すること。

- ① 行政サービスを担う公務職場において、非正規職員が大幅に増加している。北海道労働局が率先して、まずは無期雇用への切り替えを行うとともに、非正規職員の処遇改善として、臨時・非常勤職員の賃金の最低額を時間給 1,180 円以上とし、協定を締結すること。
- ② 民間委託や指定管理者制度の導入、競争入札による委託先企業の変更によっても、雇用が継続されるよう発注者としての責任を果たすこと。

3. 労働条件改善などの課題について

(1) 「すべての労働者の立場に立った働き方」の改善

連合は、すべての働く者が「生きがい」「働きがい」を通じて豊かに働くことのできる社会をめざし、豊かで社会的責任を果たしうる生活時間の確保と、「年間総実労働時間 1800 時間」の実現に向けた労働時間短縮による安全で健康に働くことができる職場の中で最大限のパフォーマンスが発揮できる労働時間の実現を求めている。

- ① 時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の職場への定着を促進する観点から、以下の項目の改善をはかるよう各企業・団体に働きかけること。
 - 1) すべての労働者を対象とした労働時間の客観的な把握と適正な管理
 - 2) 年次有給休暇の 100% 取得に向けた計画的付与の導入
 - 3) 自動車の運転業務、建設業など 2024 年 4 月から時間外労働の上限規制が適用となる業種の制度周知および遵守
- ② 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率 50% を遵守させること。
- ③ 労働者代表の選出についても厳正な方法を用いることを指導すること。

(2) ワークルールの遵守について

- ① 労働関係法令の遵守の徹底

1) 連合北海道(各地域協議会を含む)に寄せられた労働相談の中で「パワハラ・嫌がらせ」が常に上位を占めており、業種では「医療・福祉」が多く、なかには労働争議に発展したケースもある。正規労働者はもとより、パート・有期契約・派遣等労働者などもワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、労働関係法令の趣旨を踏まえた遵守を徹底すること。

2) 労働関係法令には、企業の人数や業種によって、「努力義務」や「労使合意が必要」などで適用されないケースがある。ワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、企業規模にかかわらず、労働関係法令の趣旨を踏まえた労働条件の確保に取り組むよう各企業・団体を指導すること。

② 労働契約法に関する処遇改善

労働契約法 18 条の無期転換ルールの周知徹底をすること。また、無期転換回避目的のために 5 年未満での契約打ち切りなど、安易な雇止めなどが行われないう、各企業・団体に法の趣旨を周知・徹底を引き続きはかること。

③ 高年齢者雇用安定法に関する処遇改善

同一労働同一賃金の法規定の確実な実施で、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする 60 歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正や高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善を各企業に周知すること。

④ 労働者派遣法に関する処遇改善

改正労働者派遣法の施行を踏まえ、各企業・団体に対して以下の内容の周知・徹底、是正をはかること。

1) 派遣先企業に対して、比較対象労働者の賃金及び待遇を派遣元企業に情報提供すること。比較労働者との間に不合理な格差等がある場合には是正させること。

2) 派遣先企業が食堂・休憩室・更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正させること。

⑤ 障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が、4 月から 2.5%になることを踏まえ、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境を整備したうえで、障害者雇用率の達成に向けた指導をすること。

⑥ テレワークの導入

テレワークは、重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項などについて就業規則に規定することや情報セキュリティ対策や費用負担のルールなどについても規定するよう指導し、導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等にあたる取り扱いをしないよう周知すること。

4. 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備について

① 改正育児・介護休業法で定める事業主が雇用管理上講ずべき措置周知と積極的な推進に努めるとともに、就業規則等を改定するよう各企業・団体に働きかけること。

② 有期契約労働者が制度を取得する場合の要件を撤廃するよう各企業に働きかけること。

③ 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得により、解雇あるいは昇進・昇格の人事考課などにおいて、不利益取り扱いが行われないう各企業に働きかけること。

④ 女性の就業継続率の向上や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、出生時育児休

業(産後パパ育休)の整備など男性の育児休業取得促進に取り組むことを各企業に働きかけること。

- ⑤ 両立支援制度や介護保険制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立を支援するための相談窓口を設置するよう各企業に働きかけること。
- ⑥ 不妊治療と仕事の両立のため、取得理由に不妊治療を含めた休暇等(多目的休暇または積立休暇等を含む)の整備および「くるみんプラス」取得に取り組むよう各企業に働きかけること。

5. 治療と仕事の両立の推進について

- ① 長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合、円滑な対応ができるよう、休暇・休業制度などについて、就業規則など諸規定の整備をするよう各企業に働きかけること。
- ② 疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当該事業場の上司や同僚への周知や理解促進に取り組むよう各企業に働きかけること。

以上

2024年（令和6年）5月31日

北海道労働局長 殿

札幌弁護士会
会長 松田 晋

会長声明のご送付について

当会は、2024年（令和6年）5月31日付、別紙のとおり「最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」を発表しましたので、ご送付申し上げます。

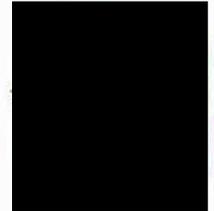
つきましては、同声明の趣旨をふまえたご対応をしていただきたく、お願いいたします。



2024年（令和6年）5月31日

北海道地方最低賃金審議会 御中

札幌弁護士会
会長 松田



会長声明のご送付について

当会は、2024年（令和6年）5月31日付、別紙のとおり「最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」を発表しましたので、ご送付申し上げます。

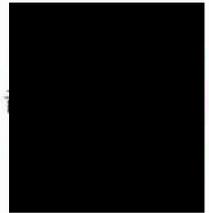
つきましては、同声明の趣旨をふまえたご対応をしていただきたく、お願いいたします。



2024年（令和6年）5月31日

北海道労働局労働基準部賃金室 御中

札幌弁護士会
会長 松田



会長声明のご送付について

当会は、2024年（令和6年）5月31日付、別紙のとおり「最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」を公表しましたので、ご送付申し上げます。

つきましては、同声明の趣旨をふまえたご対応をしていただきたく、お願いいたします。



最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び

中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明

- 1 現在、北海道の最低賃金額は、時間額960円です。この金額は前年から40円引き上げられたものの、全国加重平均である時間額1004円を大きく下回っています。この水準ではフルタイム（1日8時間、週40時間、月平均173.8時間）で働いても、各種控除前の名目給与金額で月収16万6848円、年収200万円程度にしかありません。これでは労働者が賃金のみで生活を維持することは難しく、安定した生活を送ることはできません。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査・報告等によると、フランス、ドイツ、イギリス、韓国等の諸外国と比べても日本の最低賃金は低額にとどまっています。

また、2022年頃からの物価の高騰は現在も続いており、これは2023年度の消費者物価指数が前年度比で、「生鮮食品を除く総合指数」が2.8%も上昇しており、さらに、政府によって「電気・ガス価格激変緩和対策事業」がなされていたエネルギー関連の物価を除いた「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」では3.9%も上昇しているという形で表れています。

厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）では、2024年3月の実質賃金（前年同月比）が24か月連続でマイナスになる等、物価の高騰に賃金の上昇が全く追いついていません。

物価高から労働者の生活を守り、経済を活性化させるためにも、最低賃金額を大きく引き上げることが重要です。

- 2 当会は、これまでも最低賃金額の引上げやそのための中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明を毎年発出し、地域別最低賃金について時間額1000円を超える大幅な引上げを求めてきたところです。

もっとも、時間額1000円という金額であっても、1日8時間、週40時間（月平均173.8時間）働いたとしても、各種控除前の名目給与金額で月収約



17万4000円程度、年収約209万円にしかならず、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準（年収200万円以下）をわずかに超える程度で、単身者にとってすら十分な額ではありませんし、子どもを育てていくためにはこの程度の金額では全く足りません。

まして、現在の物価高騰のもとにおいては、時間額1000円という金額が労働者の生活を安定させ得るだけの金額でないこともまた明らかです。

他方、労働組合が行なった最低生計費調査では、単身者が人間らしい生活を送るために必要な最低賃金額が全国のほとんどの地域で約1500円以上であることが示されています。

- 3 最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことも重大な問題です。現在の地域別最低賃金額は、最も高い東京都で時間額1113円であるのに対し、最も低い岩手県では時間額893円であり、220円もの開きがあります。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都道府県間でほとんど差がないことが明らかになっています。そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されません。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきです。

この点、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、昨年、地域別最低賃金の改定について、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて目安区分を設け地域別最低賃金の引上げ金額の目安を答申しました。しかし、これでは現状では最低賃金額の低いCランクの地域の引上額を、現状では相対的には最低賃金額が高いAランクの地域の引上額より大幅に上回るものとするなど抜本的な方策でも採られない限り、地域間格差の迅速な解消は望めません。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改善策として、最低賃金の全国一律制実現に向けた具体的な行動をなすべきです。



4 他方で、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実現のためには、中小零細企業への実効的な支援策の充実が不可欠です。

最低賃金の引上げに伴う中小零細企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、支援を実施していますが、利用件数はごく少数であり、十分に機能していません。我が国の経済を支えている中小零細企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるよう、中小零細企業に対する社会保険料の事業主負担部分や消費税等の各種公租公課の減免、現行の「業務改善助成金」をさらに使いやすい制度に改善すること、申請しやすい新たな補助金の創設・支給を行うこと、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制すること、中小零細企業とその取引先企業との間での公正取引の確保等の十分な支援策を講じることが必要です。

こうした中小零細企業への実効的な支援策と最低賃金額の引上げは、セットで行われなければならないものというべきです。

5 以上より、当会は、日本国憲法第25条の生存権の理念等に照らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第1条）といった最低賃金法の趣旨を実現するために、政府、中央最低賃金審議会、北海道地方最低賃金審議会及び北海道労働局長に対し、最低賃金額の地域間格差を解消し、北海道を含め全国の最低賃金額を、直ちに時間額1000円を超えるように大幅に引き上げること、そして、今後、時間額1500円以上を目指してさらなる引上げを図ることを求めます。また、政府においても、中小零細企業への実効的かつ十分な支援策を直ちに実施するとともに、早急に全国一律最低賃金の実現に向けた具体的な取り組みを開始するよう求めます。

2024年5月31日

札幌弁護士会

会長 松田 竜



2024年 6月 4日

北海道労働局

局長 三富則江 様

全労連東北地方協議会

議長 越後屋 建一

青森県労働組合総連合

議長 奥村 榮

全労連北海道地方協議会

議長 三上 友衛

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、物価上昇のなかで国民の暮らし、中小零細企業を中心に大きな打撃を与えています。

燃料高騰と物価上昇の下で日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2023年の改定では、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円の目安が示され、各地方での審議の結果、最も高い東京都は時給1,113円、本県897円、最低の岩手県は893円となりました。秋田県と東京都では216円もの格差があります。これでは毎日8時間働いても月12万~15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方からいっそう人が都市部に移り住み人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊をする大きな要因となっています。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退を食い止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援拡充し、待ったなしの課題です。

全国労働組合総連合(以下全労連という)と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間の格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。この水準は何処の都道府県においてもほぼ同額の水準です。労働運動総合研究所(労働総研)の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

全労連は、格差のない最低賃金「全国一律最低賃金制度」の法改正をめざして運動を展開しています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。価格転嫁の推進や政府による助成制度や融資、仕事起こしや下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールの確立が必要です。

労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならな

い」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にすると明記されています。

政府による助成や融資の拡充を図るため大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、強い経済を作ることに繋がると考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮することや、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1500 円」以上の実現、そして「時間額 1700 円」をめざし大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすことを内容とする、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金を引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
5. エssenシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、審議会の公開と傍聴の継続と審議会委員に配布される資料を引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2024年6月7日

北海道労働局

局長 三 富 則 江 様

日本労働組合総連合会北海道連合会
会 長 須 間 等

日本労働組合総連合会北海道連合会
最低賃金対策委員会
委 員 長 森 下 和 彦

2024年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

2024年度の春季生活闘争は北海道の経済が新たなステージへと進めるかどうかの正念場であり、連合北海道に集う働く仲間が一丸となって交渉に臨んでおります。長年続いたデフレマインドを払拭するためには、いま、この流れを未組織の労働者も含めた社会の隅々にまで確実に波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して低位にとどまり、労働の対価にふさわしいナショナルミニマム水準へと早急に引き上げる必要があります。現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼしています。あわせて、北海道の最低賃金960円は平均にすら届いておらず、北海道経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

こうした中、昨年末に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の認知と実効性の向上をはじめとし、中小企業等の支払い能力を担保する各種支援策の拡充と周知が欠かせません。

以上の認識のもと、最低賃金等の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 北海道最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げ

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した引き上げ額が決定されるよう、事務局として最大限努力すること。

(2) 早期発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、10月1日を軸に早期発効に配慮すること。

(3) 地域間格差の是正

この間の中央の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかるよう審議を促すこと。

2. 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係機関と連携をはかること。

(2) 各種助成金の活用促進

業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定(産業別)最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。北海道の審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる審議会運営がなされるよう指導を徹底すること。

4. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。また、最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、北海道内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。

最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、地方自治体等に対して指導を強化すること。

以 上

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（会長あて）

令和6年6月24日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
1	森町	令和6年6月10日	
2	浦幌町	令和6年6月14日	
3	中札内村	令和6年6月14日	
4	八雲町	令和6年6月14日	
5	上士幌町	令和6年6月17日	
6	標茶町	令和6年6月17日	
7	上川町	令和6年6月17日	
8	豊頃町	令和6年6月17日	
9	函館市	令和6年6月18日	
10	美唄市	令和6年6月19日	
11	増毛町	令和6年6月20日	
12	士幌町	令和6年6月20日	
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

令和6年度 市町村議会 北海道最低賃金に関する意見書受付一覧（局長あて）

令和6年6月24日現在

No	提出市町村議会名	受付年月日	備 考
1	森町	令和6年6月10日	
2	中札内村	令和6年6月14日	
3	八雲町	令和6年6月14日	
4	浦幌町	令和6年6月17日	
5	上士幌町	令和6年6月17日	
6	標茶町	令和6年6月17日	
7	上川町	令和6年6月17日	
8	豊頃町	令和6年6月17日	
9	函館市	令和6年6月18日	
10	美唄市	令和6年6月19日	
11	増毛町	令和6年6月20日	
12	士幌町	令和6年6月20日	
13	紋別市	令和6年6月21日	
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

森議第35-1号
令和6年6月5日

北海道労働局 局長 三富 則江 殿

北海道茅部郡森町議
議長 木村 俊

令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

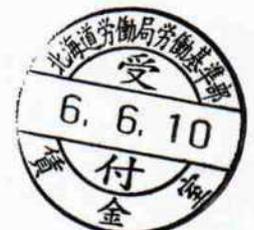
地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

担当 森町議会事務局

〒049-2393

北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

TEL/FAX 01374-2-2185



令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和4年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。また、2023年に引き上げた40円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和5年8月31日に開催された第21回『新しい資本主義実現会議』において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,078円」を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和6年6月4日

北海道森町議会議長 木村俊広

北海道労働局 局長 三富 則江 殿



浦 議 第 183 号
令和 6 年 6 月 10 日

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀 野 淳 様

北海道十勝郡浦幌町議会
議長 森 秀

令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出いたします。

担当 浦幌町議会事務局
電話 015-576-2119



令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和4年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。また、令和5年に引き上げた40円で、道内の常用労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和5年8月31日に開催された第21回『新しい資本主義実現会議』において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,078円」を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6年 6月10日

北海道十勝郡浦幌町議会議長 森 秀 幸

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀 野 淳 様



2024年6月5日（水）

《問い合わせ先》
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

粘り強い交渉で定昇除く賃上げ分 3%超えが続く！ ～2024 春季生活闘争 第 6 回回答集計結果について～

連合（会長：芳野友子）は6月3日（月）10:00 時点で、2024 春季生活闘争の第 6 回回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した 5,510 組合中 5,038 組合が妥結済み（91.4%）。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は 2,873 組合・57.0%で、組合数は比較可能な 2013 闘争以降で最も多い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した 4,938 組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で 15,236 円・5.08%（昨年同時期比 4,429 円増・1.42 ポイント増）、うち 300 人未満の中小組合 3,516 組合は 11,361 円・4.45%（同 3,033 円増・1.09 ポイント増）となった。5 月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な 2013 闘争以降で最も高い。
賃上げ分が明確に分かる 3,423 組合の「賃上げ分」は 10,648 円・3.54%、うち中小組合 2,178 組合は 8,291 円・3.16%となり、5 月末時点で 3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した 2015 闘争以降初めてである。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 62.70 円（同 9.92 円増）・月給 10,851 円（同 3,869 円増）である。引上げ率は概算でそれぞれ 5.74%・4.97%となり、引き続き時給は一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。また、時給・月給ともに、比較可能な 2015 闘争以降の最終集計結果として最も高かった 2023 闘争（5.01%、3.18%）を上回っている。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。
加えて、4 月末時点でとりまとめた「具体的な取り組み内容」をあわせて公表する。



添付資料：

1. 平均賃金方式	6
2. 個別賃金A方式	8
3. 個別賃金B方式	12
4. 個別賃金C方式	14
5. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（時給・月給）	15
6. 夏季一時金	16
7. 初任給	18
8. 労働条件に関する2024春季生活闘争および通年の各種取り組み	20
9. 時間外・休日労働の賃金割増率	23
10. 2024春季生活闘争および通年（2023年9月～）における「すべての労働者の立場に たった働き方」の見直しとジェンダー平等・多様性の推進に向けた具体的な取り組み 内容（2024年4月末時点）	24

●連合ホームページにも掲載中：

連合ホームページ>主な活動>労働・賃金・雇用>春闘（春季生活闘争）>2024年春闘争
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2024.html>



●今後の公表予定：

7月3日（水） 第7回（最終）回答集計結果（6月末）

連合ホームページ掲載



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2024回答（2024年6月5日公表）				昨年対比	2023回答（2023年6月5日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	4,938 組合 2,886,335 人	15,236 円	5.08 %	4,429 円 1.42 倍	4,475 組合 2,729,728 人	10,807 円	3.66 %				
300人未満 計	3,516 組合 332,855 人	11,361 円	4.45 %	3,033 円 1.09 倍	3,144 組合 308,148 人	8,328 円	3.36 %				
～99人	2,144 組合 89,338 人	9,586 円	3.96 %	2,419 円 0.86 倍	1,857 組合 79,661 人	7,167 円	3.10 %				
100～299人	1,372 組合 243,517 人	12,017 円	4.62 %	3,269 円 1.17 倍	1,287 組合 228,487 人	8,748 円	3.45 %				
300人以上 計	1,422 組合 2,553,480 人	15,784 円	5.16 %	4,637 円 1.47 倍	1,331 組合 2,421,580 人	11,147 円	3.69 %				
300～999人	934 組合 505,907 人	14,106 円	5.01 %	4,459 円 1.48 倍	885 組合 475,020 人	9,647 円	3.53 %				
1,000人～	488 組合 2,047,573 人	16,211 円	5.19 %	4,692 円 1.46 倍	446 組合 1,946,560 人	11,519 円	3.73 %				

※2024年と2023年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2024回答（2024年6月5日公表）				賃上げ分 昨年対比	2023回答（2023年6月5日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		賃上げ分		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		賃上げ分
		額	率				額	率	
	3,423 組合 2,578,060 人	15,776 円	10,648 円	4,619 円 1.40 倍	2,919 組合 2,272,962 人	11,094 円	6,029 円	6,029 円 2.14 %	
300人未満 計	2,178 組合 247,825 人	12,484 円	8,291 円	3,241 円 1.18 倍	1,808 組合 216,387 人	9,240 円	5,050 円	5,050 円 1.98 %	
～99人	1,109 組合 55,515 人	11,090 円	7,167 円	2,743 円 1.04 倍	856 組合 43,640 人	8,354 円	4,424 円	4,424 円 1.81 %	
100～299人	1,069 組合 192,310 人	12,876 円	8,616 円	3,408 円 1.23 倍	952 組合 172,747 人	9,467 円	5,208 円	5,208 円 2.02 %	
300人以上 計	1,245 組合 2,330,235 人	16,149 円	10,899 円	4,767 円 1.43 倍	1,111 組合 2,056,575 人	11,304 円	6,132 円	6,132 円 2.15 %	
300～999人	806 組合 440,370 人	14,641 円	9,927 円	4,194 円 1.43 倍	727 組合 391,612 人	10,185 円	5,733 円	5,733 円 2.09 %	
1,000人～	439 組合 1,889,865 人	16,508 円	11,126 円	4,900 円 1.42 倍	384 組合 1,664,963 人	11,573 円	6,226 円	6,226 円 2.17 %	

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2024回答（2024年6月5日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2023回答（2023年6月5日公表）		
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	引上げ額		引上げ率	改定前水準 到達水準	
A方式35歳	189 組合 96,526 人	8,629 円 3.18 %	271,661 円 280,290 円	3,396 円 1.28 倍	207 組合 125,379 人	5,233 円 1.90 %	274,969 円 280,228 円	
A方式30歳	203 組合 116,231 人	8,418 円 3.37 %	250,103 円 258,521 円	4,273 円 1.68 倍	201 組合 141,365 人	4,145 円 1.69 %	245,733 円 249,878 円	
B方式35歳	160 組合 102,545 人	13,986 円 5.14 %	272,058 円 286,050 円	4,290 円 1.50 倍	163 組合 93,648 人	9,696 円 3.64 %	266,021 円 275,570 円	
B方式30歳	129 組合 53,204 人	15,215 円 6.40 %	237,665 円 252,881 円	3,603 円 1.42 倍	129 組合 49,819 人	11,612 円 4.98 %	233,041 円 244,653 円	
C方式35歳	97 組合 154,884 人		295,732 円 310,463 円		142 組合 287,353 人		288,562 円 298,379 円	
C方式30歳	0 組合 0 人		0 円 0 円		0 組合 0 人		0 円 0 円	

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2024回答 (2024年6月5日公表)			昨年対比	2023回答 (2023年6月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	381 組合	53.86 円	1,152.10 円	14.33 円	373 組合	39.53 円	1,094.11 円
加重平均	883,440 人	62.70 円	1,154.70 円	9.92 円	808,237 人	52.78 円	1,095.65 円
月給	2024回答 (2024年6月5日公表)			昨年対比	2023回答 (2023年6月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
単純平均	142 組合	9,118 円	4.22 %	2,415 円	132 組合	6,703 円	3.11 %
加重平均	27,537 人	10,851 円	4.97 %	3,869 円	28,256 人	6,982 円	3.24 %

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ (月数)集計と(金額)集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金	2024回答 (2024年6月5日公表)			昨年対比	2023回答 (2023年6月5日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答
年間	月数	2,128 組合 1,811,413 人	5.06 月	0.19 月	1,968 組合 1,862,317 人	4.87 月
	金額	929 組合 743,338 人	1,607,551 円	12,026 円	1,070 組合 955,648 人	1,595,525 円
季別	月数	2,047 組合 1,548,627 人	2.52 月	0.14 月	1,984 組合 1,564,783 人	2.38 月
	金額	1,215 組合 686,692 人	738,024 円	▲ 333 円	1,340 組合 915,694 人	738,357 円

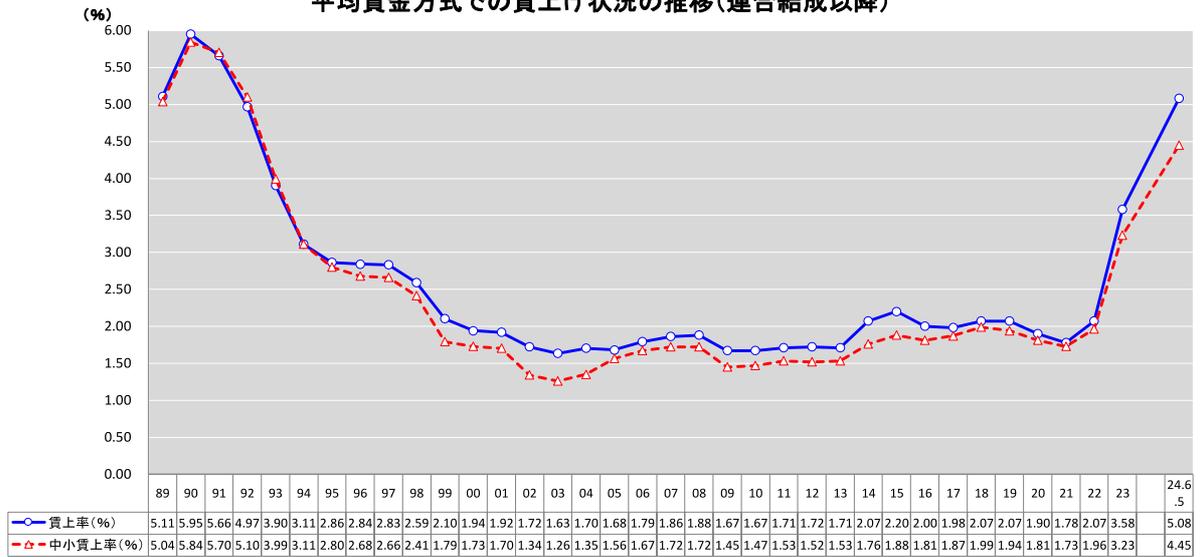
3. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

集計組合 計	2024回答 (2024年6月5日公表)		2023回答 (2023年6月5日公表)	
	組合数	率	組合数	率
要求を提出 (賃金に限らず全ての要求 うち、月例賃金改善 (定昇維持含む) を要 す)	7,537 組合		7,851 組合	
要求を検討中・要求状況不明	6,346 組合	84.2 %	6,526 組合	83.1 %
要求提出組合 (月例賃金改善限定)	5,510 組合	73.1 %	5,362 組合	68.3 %
ヤマ場週より前 (2024:3/8まで・2023:3/10まで)	1,191 組合	15.8 %	1,325 組合	16.9 %
先行組合回答ゾーン (2024:3/9-15・2023:3/11-17)	5,510 組合		5,362 組合	
3月内決着回答ゾーン《前半》 (2024:3/16-22・2023:3/18-24)	1,338 組合	24.3 %	243 組合	4.5 %
3月内決着回答ゾーン《後半》 (2024:3/23-31・2023:3/25-31)	770 組合	14.0 %	916 組合	17.1 %
4月中	778 組合	14.1 %	856 組合	16.0 %
5月中	834 組合	15.1 %	960 組合	17.9 %
6月中	951 組合	17.3 %	1,150 組合	21.4 %
確認中	173 組合	3.1 %	418 組合	7.8 %
	1 組合	0.0 %	0 組合	0.0 %
確認中	193 組合	3.5 %	43 組合	0.8 %
小計	5,038 組合	91.4 %	4,586 組合	85.5 %
未妥結	472 組合	8.6 %	776 組合	14.5 %
妥結済組合 (月例賃金改善限定)	5,038 組合		4,586 組合	
賃金改善分獲得	2,873 組合	57.0 %	2,616 組合	57.0 %
定昇相当分確保のみ (協約確定含む)	95 組合	1.9 %	265 組合	5.8 %
定昇相当分確保未達成	2 組合	0.0 %	5 組合	0.1 %
確認中	2,068 組合	41.0 %	1,700 組合	37.1 %

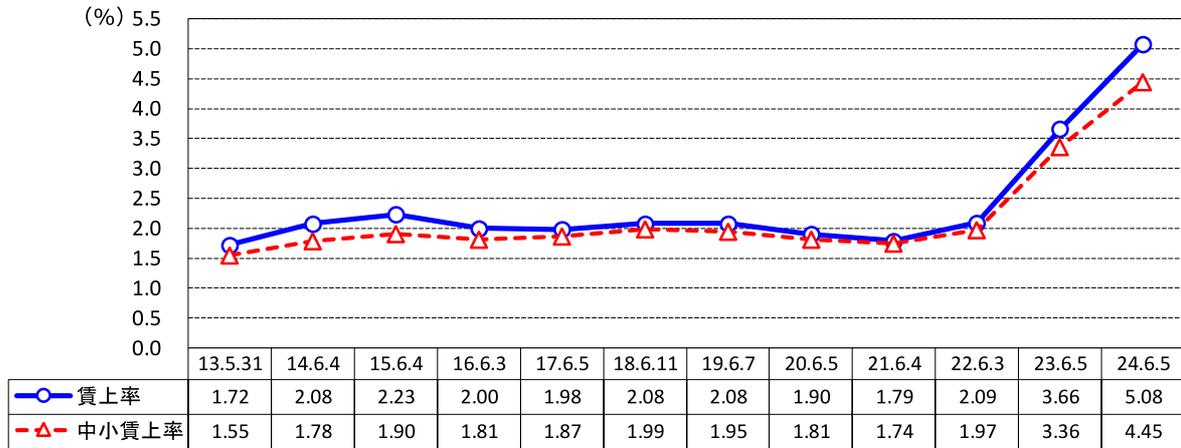


平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注)1989～2023年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

2013以降の第6回回答集計結果の推移



※各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率



2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2024年6月13日

(一社)日本経済団体連合会

[第1回集計]

業 種		2024年			2023年		
		社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %	社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %
製 造 業	鉄鋼・非鉄金属	13 社	14,082 円	5.06 %	12 社	7,744 円	2.93 %
	機械金属	49	10,877	4.09	59	8,229	3.11
	電気機器	7	13,636	5.06	9	7,196	2.74
	輸送用機器	7	10,874	4.09	9	7,814	3.03
	化学	13	11,113	4.20	18	7,520	2.81
	紙・パルプ	7	10,844	4.05	9	8,049	3.19
	窯業	5	7,406	2.86	6	7,507	2.86
	繊維	8	7,707	3.28	13	5,923	2.62
	印刷・出版	6	7,719	2.48	5	8,870	2.69
	食品	10	15,053	6.02	12	7,507	2.79
	その他製造業	23	8,533	3.20	23	11,169	3.78
製造業平均		148	11,042	4.12	175	8,349	3.10
			(10,148)	(3.88)		(7,771)	(3.00)
非 製 造 業	商業	23	10,188	4.01	31	8,179	3.06
	金融	2	3,703	1.36	5	4,761	2.11
	運輸・通信	21	8,102	3.13	27	6,004	2.31
	土木・建設	10	11,527	4.22	12	8,851	3.30
	ガス・電気	7	8,694	2.86	10	6,806	2.40
	その他非製造業	15	10,450	3.96	17	6,955	2.60
非製造業平均		78	9,286	3.53	102	7,076	2.68
			(9,021)	(3.47)		(7,000)	(2.71)
総平均		226	10,420	3.92	277	7,864	2.94
			(9,759)	(3.74)		(7,487)	(2.90)

- (注) 1)本調査は、地方別経済団体の協力により、原則従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
2)17業種238社(31.6%)の回答を把握しているが、うち12社は平均金額不明等のため、集計より除外
3)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
4)製造業平均、非製造業平均、総平均欄の()内の数値は、単純平均
5)2023年の数値は、2023年6月23日付第1回集計結果

春季労使交渉回答結果 集計回数ごとの比較

【月例賃金：中小企業】

	賃上げ額(円)						賃上げ率(%)						(参考)公表日						
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	最終	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	最終	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	最終	
2024年	10,420					-	3.92					-	6月13日						-
2023年	7,864					8,012	2.94					3.00	6月23日						8月10日
2022年	5,219					5,036	1.97					1.92	6月10日						8月9日
2021年	4,444					4,376	1.72					1.68	6月11日						8月6日
2020年	4,471					4,371	1.72					1.70	6月12日						8月7日
2019年	4,764					4,815	1.87					1.89	6月18日						8月8日
2018年	4,805					4,804	1.91					1.89	6月15日						8月7日
2017年	4,695					4,586	1.84					1.81	6月16日						8月9日
2016年	4,488					4,651	1.76					1.83	6月10日						8月12日
2015年	4,601					4,702	1.83					1.87	6月3日						8月7日
2014年	4,438					4,416	1.80					1.76	5月29日						7月31日
2013年	4,141					4,085	1.64					1.63	5月10日						7月12日
2012年	3,855	3,869				3,880	1.52	1.54				1.55	5月7日	5月31日					7月13日
2011年	3,884	4,422	4,259			4,262	1.48	1.67	1.64			1.64	4月27日	5月27日	6月28日				7月29日
2010年	4,028	3,808	3,842			3,824	1.54	1.50	1.52			1.52	4月23日	5月21日	6月16日				7月20日
2009年	3,694	3,651	3,637			3,486	1.40	1.42	1.42			1.38	4月21日	5月20日	6月19日				7月31日
2008年	4,412	4,336	4,199	4,236		4,184	1.68	1.68	1.65	1.66		1.66	4月23日	5月22日	6月13日	6月25日			7月23日
2007年	4,314	4,388	4,278	4,173		4,149	1.66	1.71	1.68	1.66		1.64	4月25日	5月24日	6月6日	6月27日			7月18日
2006年	3,986	4,029	3,919	3,910		3,901	1.51	1.59	1.54	1.55		1.54	4月19日	5月25日	6月7日	6月28日			7月20日
2005年	4,111	3,968	3,895	3,807		3,743	1.56	1.53	1.51	1.49		1.47	4月20日	5月25日	6月8日	6月29日			7月20日
2004年	3,791	3,901	3,935	3,731	3,695	3,576	1.44	1.48	1.50	1.45	1.44	1.41	4月21日	5月19日	6月3日	6月16日	7月7日	7月21日	
2003年	3,670	3,360	3,466	3,467	3,383	3,296	1.42	1.31	1.35	1.35	1.32	1.29	4月23日	5月21日	6月5日	6月18日	7月2日	7月23日	
2002年	3,614	3,656	3,601	3,512	3,379	3,274	1.37	1.40	1.38	1.35	1.32	1.27	4月25日	5月15日	5月28日	6月13日	#####		7月25日
2001年	4,782					4,463	1.80					1.74	4月18日						7月18日
2000年	4,643					4,499	1.73					1.75	4月19日						7月19日
1999年	4,926					4,619	1.85					1.82	4月21日						7月21日
1998年	6,505					6,110	2.47					2.41	4月8日						7月15日
1997年	7,222					6,929	2.78					2.76	4月8日						7月16日
1996年	6,852					6,685	2.67					2.72	4月9日						7月17日
1995年	6,638					6,580	2.67					2.71	4月18日						7月18日
1994年	7,317					7,214	2.93					3.00	4月12日						7月19日
1993年	8,966					9,124	3.67					3.89	4月13日						7月13日
1992年	11,462					11,418	4.82					5.00	4月21日						-
1991年						12,403						5.60							-
1990年						12,336						5.78							-
1989年						10,353						5.00							-

※1 2002年(平成14年)第4回以降の数値は 経団連HP掲載の公表資料より作成(2002年以前は日本経営者団体連盟(日経連)公表資料より作成 注)平成14年5月28日に経済団体連合会と日経連が統合され、日本経済団体連合会(経団連)が発足)

※2 各年毎の集計対象企業は同一ではない。

※3 調査対象は、原則として従業員数500人未満

※4 2002~2004年については最終集計以外は「第〇回集計」ではなく、「中間集計」として公表

今こそデフレから完全脱却し、成長と分配の好循環を実現する

—2024年度事業方針—

2024年5月31日

一般社団法人 日本経済団体連合会

日本経済は歴史的な転換点を迎えている。日本銀行が大規模金融緩和政策を変更する中、今こそ30年来のデフレからの完全脱却を目指して、経済社会の変革を促し、成長と分配の好循環に資する活動を多面的に展開していく。そこで、賃金と物価の好循環を実現し、持続的な経済成長につなげる。また、科学技術イノベーションの創出、生産性向上を図り、わが国産業の国際競争力強化に向けて、経済界自らが行動し、攻めの経営に取り組む。

まずは、気候変動を起因とする生態系の崩壊、頻発化・激甚化する自然災害、格差の拡大・固定化・再生産といった相互に関連する深刻で複雑な社会課題の解決を通じた成長を目指す必要がある。グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーション、AI、スタートアップ振興等を中心に官民連携で国内投資を促進する。同時に、最先端の科学技術が持つ負の側面への対処についても、イノベーションの育成と倫理の適切なバランスに配慮しつつ不断の検討が必要となる。

他方、分配面においては、「持続可能な資本主義」の実現を支え、経済社会の中心的な役割を担う「分厚い中間層」の形成に向けて、マクロ経済政策、社会保障・税制、労働政策の三つの分野に一体的に取り組んでいく。中小企業を含む構造的な賃金引上げ、多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境整備を進めるとともに、若い世代の将来不安を払拭するために、公正・公平な全世代型社会保障の構築を急ぐ必要がある。

また、活力あふれる地域経済社会の実現とわが国全体の持続可能性、強靭性を高める観点から、国と地方のあり方等について検討する。

さらに、世界が混迷の度を深める中、自由で開かれた国際経済秩序を再構築することがかつてなく重要となっている。経済安全保障の確保に努力する一方、自由な経済活動を出来る限り維持すべく、民間経済外交を積極的に展開する。

以上の観点に加え、深刻な少子高齢化が進む中であって、高齢化がピークを迎える2040年を目途としたわが国経済社会のビジョン「Future Design 2040」(仮称)を策定し、国内外の幅広いステークホルダーに発信する。

記

1. 2040年に向けたわが国経済社会のビジョン「Future Design 2040」(仮称)の検討

- デフレ脱却後も成長と分配の好循環を継続させ、活力ある日本であるよう、持続可能性と公正・公平の視点から、高齢者数がピークを迎える2040年頃の経済社会のあり方を示し、バックカスティングにより、その実現に向けた道筋を明らかにする。

2. 科学技術・イノベーションを通じた持続的な経済成長の実現

(1) グリーントランスフォーメーション（GX）

- 環境分野におけるサステナビリティ確保に向け、グリーントランスフォーメーション、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブを一体的に推進する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、投資の予見可能性を高める環境を整備し、多様な技術の開発・社会実装に向けた官民の投資を最大限引き出す。成長志向型カーボンブラising構想やサステナブル・ファイナンスなどの政府の検討への参画、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想のさらなる具体化等を通じ、産業競争力の維持・強化および持続的な経済成長につながる形でGXを着実に推進する。
- 再生可能エネルギーの主力電源化に加え、安全性を大前提とした原子力の積極的活用に向け、既設プラントの着実な再稼働、高温ガス炉・高速炉等の革新炉開発・建設の具体化、核融合開発・産業育成の加速等に取り組む。また、需要増等への柔軟な対応も見据えつつ、次期エネルギー基本計画や電力システム改革の検証の議論に参加し、エネルギーの安価・安定供給が確保できるエネルギーシステムの構築を推進する。
- 設計・製造段階から再資源化までのバリューチェーン全体での事業者間の連携強化や、地方自治体、スタートアップも含む官民の協力を推進するとともに、経済成長、産業競争力強化に資する施策の構築に取り組み、国際的にも先進的な循環型社会の形成に取り組んできたわが国の強みを活かしたサーキュラーエコノミーの実現を目指す。
- 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の目標実現等を目指し、経団連自然保護協議会と連携しながら、ネイチャーポジティブ経営の普及に取り組むとともに、自然保護・生物多様性保全に向け実効性の高い活動を展開する。

(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）

- 行政手続のデジタル完結、マイナンバーを活用したデータ連携等の実現を、デジタル庁「デジタル関係制度改革検討会」等を通じて政府等関係方面に働きかける。
- 経団連提言「データ利活用・連携による新たな価値創造に向けて—日本型協創DXのリスタート—」[#1](#)を踏まえ、データ連携・認証基盤の整備を通じ、国際的な相互運用性を担保しながら、中小企業を含む企業間のデータ連携を推進する。経団連提言「AI活用戦略Ⅱ—わが国のAI-Powered化に向けて—」[#2](#)を踏まえ、AI-Readyを超えたAI-Poweredな企業・社会の実現に取り組む。
- 個人情報保護法の次期見直し(2025年)も見据え、ヘルスケア分野におけるデータ利活用のための環境整備に取り組む。
- Society 5.0 for SDGsとDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の実現に資する安全・安心なサイバー空間を構築する観点から、サプライチェーン全体を俯瞰したサイバーセキュリティ強化に向けた3本柱（産業横断／官民連携／国際連携）の取り組みを推進する。

(3) スタートアップ振興

- 経団連提言「スタートアップ躍進ビジョン」[#3](#)で掲げた2027年までにスタートアップを量・質ともに10倍にするという目標を実現すべく、大学発スタートアップの推進をはじめとする政策提言、大企業の行動変容、スタートアップと大企業との連携促進に注力する。

(4) 新たな成長分野の競争力の強化

- 成長の制約要因となる人材不足、高齢化への対応として、DXを通じた省力化・省人化・自動化技術に加え、高齢化社会に向けたサービス・製品の開発を推進する。
- クリエイター人材の育成やグローバル展開の強化など、エンターテインメント・コンテンツ産業をはじめとするクリエイティブエコノミーの振興に取り組む。
- モビリティ産業が直面する課題について、業界横断的に議論し、政策への反映を目指す。
- イノベーション創出や国際競争力強化に資する知的財産・国際標準戦略のあり方について検討を深め、経団連提言「グローバルな市場創出に向けた国際標準戦略のあり方に関する提言」[#4](#)を踏まえて国際標準戦略の広範な普及啓発等を図る。
- 新たな成長分野の競争力強化、成長機会の創出や経済社会の変革を促すため、様々な分野において規制・制度改革を推進する。
- 半導体、AI、量子、バイオ、宇宙等、国際競争力の観点から重要度の高い、いわゆるディープテックの研究開発、実装を推進する。その一環として、世界最先端のバイオエコノミーの確立に向けて、経団連提言「バイオトランスフォーメーション（BX）戦略」[#5](#)で掲げた五つの戦略[#6](#)を踏まえた政府への働きかけ、大学、スタートアップ、有識者等との連携を進める。

3. 分厚い中間層の形成

(1) 構造的な賃金引上げに向けた環境整備

- 「デフレからの完全脱却」と「構造的な賃金引上げ」の実現に向け、中小企業を含めた各企業に対し、賃金引上げのモメンタムの維持・強化と有期雇用等社員の処遇改善を引き続き働きかける。賃金引上げを含めた人への投資を後押しするための税制措置のあり方を検討する。
- わが国全体の生産性の改善・向上に向けて、成長分野・産業への円滑な労働移動の実現に取り組む。
- 適切な価格転嫁などを通じて取引適正化を推進する。特にソーシャルノルム（社会的規範）として浸透させるため、企業行動憲章を改定して「パートナーシップ構築宣言」の趣旨を盛り込み、各企業に宣言の実効性確保を促す。

(2) DEI、多様な働き方と教育改革の促進

- 働き手一人ひとりの個性や強みを最大限発揮できるよう、人権の尊重はもとより公正性・公平性の観点を踏まえながら、「DEI(多様性、公平性、包摂性)」を担保する取り組みを広く国内外で加速し、女性や外国人、若年者、高齢者、障害者、有期雇用等労働者等、多様な人材の活躍を推進する。より幅広い企業の経営トップに「2030年30%チャレンジ」[#7](#)への賛同を呼びかけ、社会全体としてのムーブメントを形成する。
- 働き手のエンゲージメントと労働生産性の改善・向上の観点から、企業における働き方改革の継続・深化を促進する。多様で柔軟な働き方を可能とする労働時間法制の実現とともに、男性の家事・育児促進をはじめ、仕事と育児・介護等との両立を支援する環境整備等に取り組む。
- 産学官の連携を強化しつつ「仕事と学びの好循環」の確立を目指し、大学等とも連携したりカレント教育・リスキリング、学生時代からのキャリア形成支援、博士人材と女性理工系人

材の育成・活躍等を一層推進する。また、日本の産業競争力強化に資する高等教育のあり方を検討する。併せて、多様性を重視し、かつ主体性を育む教育を実現すべく、初等中等教育改革を政府等関係方面に引き続き働きかける。

- グローバルな視野を持った人材の育成に向けて、高校生・大学生・大学院生の海外留学を奨励する。
- 国際的な人材獲得競争が激しくなる中、真に有為な人材が日本で働くことを選び活躍できる環境の整備を推進する。具体的には、一定の専門性・技能を持つ外国人材の戦略的誘致や、外国人のライフサイクルを踏まえた在留施策の構築等を政府に働きかける。

(3) 公正・公平な全世代型社会保障の構築

- 政府に対して、社会保障分野の歳出改革の実行と併せ、今後の人口減少を前提に、現役世代の保険料負担増の抑制、効率的な医療・介護提供体制はじめ国民の安心・安全、イノベーション推進、持続可能性を高める制度の全体像を改めて提示するよう働きかける。
- 少子化対策も含め、公正・公平な全世代型社会保障にふさわしい給付と負担の確立を図るために必要な税・社会保障の一体改革のあり方を検討する。

4. 力強い経済成長を支える財政・税制の改革

- デフレからの完全脱却を見据えて、官民連携による「ダイナミックな経済財政運営」のもと、経済再生と財政健全化の両立に取り組む。その観点を、政府の次期経済・財政再生計画の策定に反映させるべく働きかける。
- 防衛力強化に係る税制措置の検討状況を注視しつつ、機動的に対応するとともに、国内投資の拡大等に資する法人課税のあり方について検討する。経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決に向けて、国際課税に係る詳細な制度設計および国内法制化に引き続き対応する。

5. 活力あふれる地域経済社会の実現

- 人口減少、経済社会の変化を前提とした国と地方の行政システムや社会機能の集中と分散、老朽化する社会インフラ整備のあり方等について、経団連提言「内発型の地域づくりに向けた地域経済活性化～人口減少・経済社会の変化を踏まえた地域連携のあり方～」[#8](#)等を踏まえ、引き続き検討する。
- 経団連「地域協創アクションプログラム」[#9](#)を通じて政府・自治体・大学・スポーツ団体・文化団体等との連携を進め、多様な協創を通じた活力ある地域づくりを推進する。
- 「第4次観光立国推進基本計画」の着実な実施に向けて、観光立国の実現に係る先進的な取り組みの共有や視察、政府や関係団体との意見交換等を行う。
- 次期「食料・農業・農村基本計画」に向けて、食料安全保障の強化や、農業の生産基盤強化、輸出拡大、環境負荷軽減等、持続可能な農業の実現につながる施策を継続的に検討する。
- 各地経済団体と懇談会を共催し、地域経済の活性化に向けてテーマを決めて議論するとともに、地域の実情を把握し、経団連活動に反映させる。
- 能登半島地震について、引き続き被災者・被災地支援に取り組むとともに、災害復興の現状や課題把握を目的に被災地視察を実施する。北陸経済連合会との意見交換を通じて、能登地域の復興ビジョンの作成に協力する。

- 東日本大震災について、地元製品の消費拡大、産業振興、風評の払拭等を目的として、三陸・常磐ものの活用や「東北復興応援フェスタ」等、東北の再生・創生に向けた活動に引き続き取り組む。
- 南海トラフ地震、首都直下型地震等の広域に及ぶ未曾有の大災害に備えて、防災DX、事前復興、オールハザード型BCPの策定等の社会機能の強靱化等を進める。

6. 自由で開かれた国際経済秩序の再構築

(1) ルールに基づく自由で公正な貿易投資の推進と経済安全保障の確保

- CPTPPをはじめとするEPA・FTAの拡大、WTOの改革等を通じて高水準のルールに基づく自由で公正な貿易投資を推進する。並行して、安全保障例外の見直し、経済的威圧への対応など経済安全保障の要素を取り込んだ国際経済秩序の再構築のあり方を検討する。
- 経済安全保障分野のセキュリティ・クリアランス制度に関する法律の施行に向けて、新制度が既存制度と併せて企業ニーズの受け皿として有効に機能するよう働きかけを行う。また、基幹インフラ役務の安定的提供および特許出願の非公開制度に係る経済安全保障推進法の施行状況を注視し、必要に応じて経済界の意見を発信する。
- 経済発展に伴い、国際場裡において発言力を増すグローバルサウスとの連携強化を戦略的に推進することによって、国際秩序の再構築を進めるとともに、その活力を取り込み、エネルギー・資源・食料の安定的供給の確保を図る。併せてグローバルサウスが抱える社会課題の解決に貢献していく。

(2) 民間経済外交の積極的な展開

- ミッションの派遣、経済合同会議の開催等を通じた民間経済外交を積極的に展開することにより、世界各国・地域との協力関係を強化し、地球規模課題の解決に貢献する。併せて、各国・地域が抱える社会課題の解決や成長戦略の推進に協力するとともに、国際的な人材交流を促進する。

7. 国家的イベントの成功

(1) 2025年日本国際博覧会

- 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）は、経団連が掲げる「Society 5.0 for SDGs」の実現や、わが国の経済社会の持続的な成長につながるものであるとの認識の下、2025年日本国際博覧会協会、政府、地元自治体・経済界等との連携を深めながら、万博の成功に向けた開催準備に全面的に協力する。2025年4月の開幕に向け、さらなる機運醸成を図る。

(2) 2027年国際園芸博覧会

- 2027年に神奈川県横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）は、気候変動や生物多様性の喪失などの課題に対して、わが国の自然観や美意識を用いた解決策を世界に示す機会との認識の下、2027年国際園芸博覧会協会、政府、地元自治体・経済界等との連携を深め、取り組みに協力する。

写

令和 5 年 10 月 3 日

北海道労働局長

三富 則江 殿

北海道地方最低賃金審議会

会 長 亀野 淳

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日北労発基 0807 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したの
で答申する。

別紙

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳・乳飲料を除く。）、糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳・乳飲料を除く。）又は糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間996円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和 5 年 10 月 3 日

北海道労働局長
三富 則江 殿

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀野 淳

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日北労発基 0807 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

北海道鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,030円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

写

令和 5 年 10 月 3 日

北海道労働局長
三富 則江 殿

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀野 淳

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日北労発基 0807 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したの
で答申する。

別紙

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

ニ 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



令和 5 年 9 月 29 日

北海道労働局長

友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会

会 長 亀野 淳

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日北労発基 0807 第 1 号をもって貴職から諮問の
あった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したの
で答申する。

別紙

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）、船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務
 - ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間990円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月1日

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 960 5. 10. 1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 996 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,030 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 997 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 990 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

誰もが安心して働ける職場環境づくりを！

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について 検索 ⇒



北海道労働局 検索 ⇒



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

北海道の地域別最低賃金額の推移(H5年～R5年)

年度	日 額			時 間 額			発効年月日
	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
H5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	H.5.10.1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10.1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10.1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10.1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10.1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10.1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10.1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10.1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10.1
14				637	—	—	14.10.1
15				637	—	—	14.10.1
16				638	1	0.16	16.10.1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10.6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	—	—	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1
4				920	31	3.49	R.4.10.2
5				960	40	4.35	R.5.10.1

注1：平成14年度から時間額単独方式に移行。

北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	H6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1
	14				712	-	-	-
	15				713	1	0.14	H15.12.1
	16				714	1	0.14	H16.12.1
	17				718	4	0.56	H17.12.1
	18				721	3	0.42	H18.12.1
	19				732	11	1.53	H19.12.1
	20				745	13	1.78	H20.12.1
	21				754	9	1.21	H21.12.13
	22				763	9	1.20	H22.12.8
	23				772	9	1.18	H23.12.7
	24				781	9	1.17	H24.12.5
	25				791	10	1.28	H25.12.6
	26				802	11	1.39	H26.12.1
	27				813	11	1.37	H27.12.6
	28				830	17	2.09	H28.12.4
	29				850	20	2.41	H29.12.1
	30				871	21	2.47	H30.12.1
	R1				892	21	2.41	R1.12.6
	2				893	1	0.11	R2.12.6
	3				922	29	3.25	R3.12.4
	4				954	32	3.47	R4.12.1
	5				996	42	4.40	R5.12.1
鉄鋼業	H6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
	7	5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1
	8	5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1
	9	5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1
	10	5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1
	11	5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1
	12	5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1
	13	6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1
	14				753	-	-	-
	15				754	1	0.13	H15.12.1
	16				756	2	0.27	H16.12.1
	17				762	6	0.79	H17.12.1
	18				766	4	0.52	H18.12.1
	19				778	12	1.57	H19.12.1
	20				794	16	2.10	H20.12.1
	21				805	11	1.39	H21.12.1
	22				814	9	1.12	H22.12.1
	23				823	9	1.11	H23.12.2
	24				832	9	1.09	H24.12.1
	25				842	10	1.20	H25.12.1
	26				858	16	1.90	H26.12.1
	27				876	18	2.09	H27.12.1
	28				900	24	2.74	H28.12.1
	29				927	27	3.00	H29.12.1
	30				948	21	2.27	H30.12.1
	R1				967	19	2.00	R1.12.1
	2				967	-	-	-
	3				979	12	1.24	R3.12.1
	4			65	1,000	21	2.15	R4.12.1
	5				1,030	30	3.00	R5.12.1

北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	H6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1
	14				708	-	-	-
	15				709	1	0.14	H15.12.1
	16				710	1	0.14	H16.12.1
	17				714	4	0.56	H17.12.1
	18				718	4	0.56	H18.12.1
	19				729	11	1.53	H19.12.1
	20				743	14	1.92	H20.12.1
	21				750	7	0.94	H21.12.1
	22				758	8	1.07	H22.12.9
	23				767	9	1.19	H23.12.7
	24				776	9	1.17	H24.12.2
	25				784	8	1.03	H25.12.11
	26				794	10	1.28	H26.12.1
	27				804	10	1.26	H27.12.1
	28				821	17	2.11	H28.12.1
	29				842	21	2.56	H29.12.1
	30				868	26	3.09	H30.12.1
R1				894	26	3.00	R1.12.1	
2				895	1	0.11	R2.12.1	
3				924	29	3.24	R3.12.2	
4				955	31	3.35	R4.12.1	
5				997	42	4.40	R5.12.1	
鋼船製造・修理業、 船体ブロック製造 業、 舟艇製造・修理業	H6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
	7	5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1
	8	5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1
	9	5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1
	10	5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1
	11	5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1
	12	5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	13	5,720	-	-	715	4	0.56	H13.12.1
	14				715	-	-	-
	15				715	-	-	-
	16				716	1	0.14	H16.12.1
	17				719	3	0.42	H17.12.1
	18				723	4	0.56	H18.12.1
	19				734	11	1.52	H19.12.1
	20				747	13	1.77	H20.12.1
	21				753	6	0.80	H21.12.1
	22				760	7	0.93	H22.12.1
	23				768	8	1.05	H23.12.1
	24				777	9	1.17	H24.12.1
	25				787	10	1.29	H25.12.1
	26				799	12	1.52	H26.12.4
	27				810	11	1.38	H27.12.5
	28				825	15	1.85	H28.12.4
	29				845	20	2.42	H29.12.1
	30				866	21	2.49	H30.12.1
R1				887	21	2.42	R1.12.1	
2				889	2	0.23	R2.12.2	
3				917	28	3.15	R3.12.10	
4				948	31	3.38	R4.12.2	
5				990	42	4.43	R5.12.1	



令和5年11月28日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 田中 伸彦

室長補佐 齋藤 由佳

担当係 賃金第二係(内線 7653・7638)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 3147

令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁
結果の概要	
1 賃金の改定の実施状況	4 頁
2 賃金の改定額及び改定率	5 頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況	7 頁
4 賃金カットの実施状況	9 頁
5 賃金の改定事情	9 頁
6 夏の賞与の支給状況	10 頁
7 労働組合からの賃上げ要求状況	10 頁
統計表	11 頁

令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/12-23.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」

※ 生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

(3) 調査対象

事業所母集団データベース（令和3年次速報フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所）を母集団として、主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

注：本調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる労働者のうち、以下①②のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている労働者としている。

3 調査事項

(1) 企業の属性

(2) 賃金の改定に関する事項

(3) 賃金の改定事情に関する事項

(4) 賞与支給に関する事項

(5) 労働組合との交渉経過

4 調査の実施時期及び方法

(1) 調査の実施時期

令和5年7月20日～8月10日

(2) 調査の方法

厚生労働省が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法で実施した。

5 調査系統

厚生労働省－調査対象企業

6 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成割合等を算出した。

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象企業数は3,620社、有効回答企業数は1,901社で、有効回答率は52.5%であった。

主な用語の定義

「常用労働者」

本調査では、雇用期間を定めず雇用されている労働者をいい、日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあって契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長　イ) 理事、取締役などの役員　ウ) 家族従業員

「1人平均賃金」

所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

「諸手当」

能率手当、生産手当、役付手当、特殊勤務手当、技能手当、技術手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当及びその他の手当をいう。

「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。（下図参照）

賃金の改定

◆ 賃金表^(注)の改定

（増額）ベースアップ（ベア）

賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き上げること

（減額）ベースダウン

賃金表^(注)の改定により賃金水準を引き下げること

◆ 定期昇給（定昇）

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

◆ 諸手当の改定

各種手当の改定のことをいう。ただし、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を除く。

◆ 賃金カット

賃金表^(注)等を変えずに、ある一定期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額することをいう。役員報酬のカットや、育児等による短時間勤務の結果による減額は含まない。

これらにより、賃金の改定を実施した結果

改定前との差額（1人平均賃金）が

〔 プラスの場合 ⇒ 1人平均賃金を引き上げた・引き上げる
ゼロ又はマイナスの場合 ⇒ 1人平均賃金を引き下げた・引き下げる

注：「賃金表」とは、学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたものをいう。

「1人平均賃金の改定額」

1人平均賃金の改定後と改定前の差額をいう。

「1人平均賃金の改定率」

1人平均賃金の改定額の改定前1人平均賃金に対する割合をいう。

「管理職」

常用労働者のうち、部長、課長、支店長など組織の管理に従事する者をいう。なお、具体的な範囲については各社の規定による。

「一般職」

管理職以外の常用労働者をいう。

利用上の注意

- 1 平均値について
1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。
- 2 統計表等に用いている符号
「0.0」 …… 表章単位未満のもの。
「-」 …… 当該集計値がないもの。
「…」 …… 当該数値が不詳若しくは表章することが不適当なもの。
「△」 …… 減少数（率）であるもの。
- 3 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

令和5年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は89.1%（前年85.7%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.2%（同0.9%）、「賃金の改定を実施しない」は5.4%（同6.2%）、「未定」は5.3%（同7.3%）となっている。

産業別にみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」では、「建設業」が99.7%（同95.4%）、次いで「製造業」が97.4%（同94.8%）と高くなっており、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」では、「宿泊業、飲食サービス業」が1.1%（同1.6%）と高くなっている。（第1表、付表1）

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している						賃金の改定を実施しない ⁴⁾	未定 ⁵⁾
		小計 ¹⁾	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる		改定の実施時期 ²⁾				
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1～8月のみ ³⁾	9～12月のみ ³⁾	1～8月及び9～12月 ³⁾		
令和5年	100.0	89.2	89.1	0.2	79.1	5.1	5.0	5.4	5.3
5,000人以上	100.0	97.7	97.3	0.5	89.6	3.4	4.7	1.3	1.0
1,000～4,999人	100.0	93.8	93.3	0.5	85.3	2.6	5.9	2.8	3.4
300～999人	100.0	93.1	93.1	-	83.5	3.7	5.9	2.1	4.8
100～299人	100.0	87.6	87.4	0.2	77.2	5.8	4.7	6.7	5.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	90.9	90.9	-	90.9	-	-	-	9.1
建設業	100.0	100.0	99.7	0.3	91.0	-	9.0	-	-
製造業	100.0	97.7	97.4	0.3	91.5	2.2	4.0	1.6	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.9	92.9	-	88.1	1.1	3.7	-	7.1
情報通信業	100.0	91.8	91.8	-	80.7	4.6	6.5	1.9	6.3
運輸業、郵便業	100.0	71.0	71.0	-	62.7	7.0	1.3	14.5	14.5
卸売業、小売業	100.0	89.3	89.2	0.1	79.8	3.9	5.5	5.4	5.4
金融業、保険業	100.0	91.4	91.0	0.3	82.9	3.8	4.7	1.7	6.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	92.3	92.3	-	89.6	1.0	1.7	5.4	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	91.4	91.4	-	85.5	1.2	4.7	4.3	4.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.5	77.4	1.1	62.0	11.4	5.1	8.1	13.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	79.4	79.4	-	63.4	11.9	4.2	12.4	8.2
教育、学習支援業	100.0	85.4	85.4	-	73.7	2.8	8.9	6.1	8.5
医療、福祉	100.0	85.6	85.6	-	69.5	6.8	9.3	4.4	10.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	86.9	86.9	-	67.5	12.4	6.9	8.7	4.4
令和4年	100.0	86.6	85.7	0.9	74.9	6.7	4.9	6.2	7.3
5,000人以上	100.0	97.3	96.0	1.3	87.7	4.8	4.8	0.4	2.2
1,000～4,999人	100.0	92.2	91.9	0.3	81.4	2.6	8.2	4.5	3.3
300～999人	100.0	90.8	90.2	0.6	79.7	5.3	5.8	3.8	5.4
100～299人	100.0	84.6	83.7	1.0	72.7	7.5	4.4	7.1	8.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	86.6	86.6	-	86.6	-	-	13.4	-
建設業	100.0	95.4	95.4	-	73.3	17.2	4.9	4.6	-
製造業	100.0	95.7	94.8	0.8	89.0	1.9	4.8	1.7	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.4	92.4	-	77.3	8.5	6.6	7.6	-
情報通信業	100.0	89.3	89.3	-	77.2	2.8	9.4	5.8	4.9
運輸業、郵便業	100.0	75.6	75.6	-	60.2	12.7	2.6	10.3	14.1
卸売業、小売業	100.0	84.4	83.3	1.1	77.2	3.9	3.3	6.9	8.8
金融業、保険業	100.0	93.2	92.9	0.3	86.9	3.4	2.9	6.8	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	93.3	93.3	-	81.6	8.3	3.4	2.2	4.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	98.4	95.7	2.7	73.1	19.0	6.3	1.4	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	72.7	71.1	1.6	52.2	14.2	6.3	10.7	16.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	69.8	67.8	2.0	57.7	6.9	5.2	16.8	13.4
教育、学習支援業	100.0	82.0	80.9	1.0	70.7	1.0	10.2	10.9	7.1
医療、福祉	100.0	95.2	95.2	-	81.0	3.8	10.4	2.0	2.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	80.5	79.4	1.2	64.8	9.7	6.0	9.0	10.4

注:1) 「小計」は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

5) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

2 賃金の改定額及び改定率

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、賃金の改定状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金の改定額」は9,437円（前年5,534円）、「1人平均賃金の改定率」は3.2%（同1.9%）となっている。

このうち、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業についてみると、「1人平均賃金の改定額」は9,779円（同5,828円）、1人平均賃金を引き下げた企業については、△4,814円（同△4,022円）となっている。（第2表、第1図、付表2）

第2表 賃金改定区分・企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

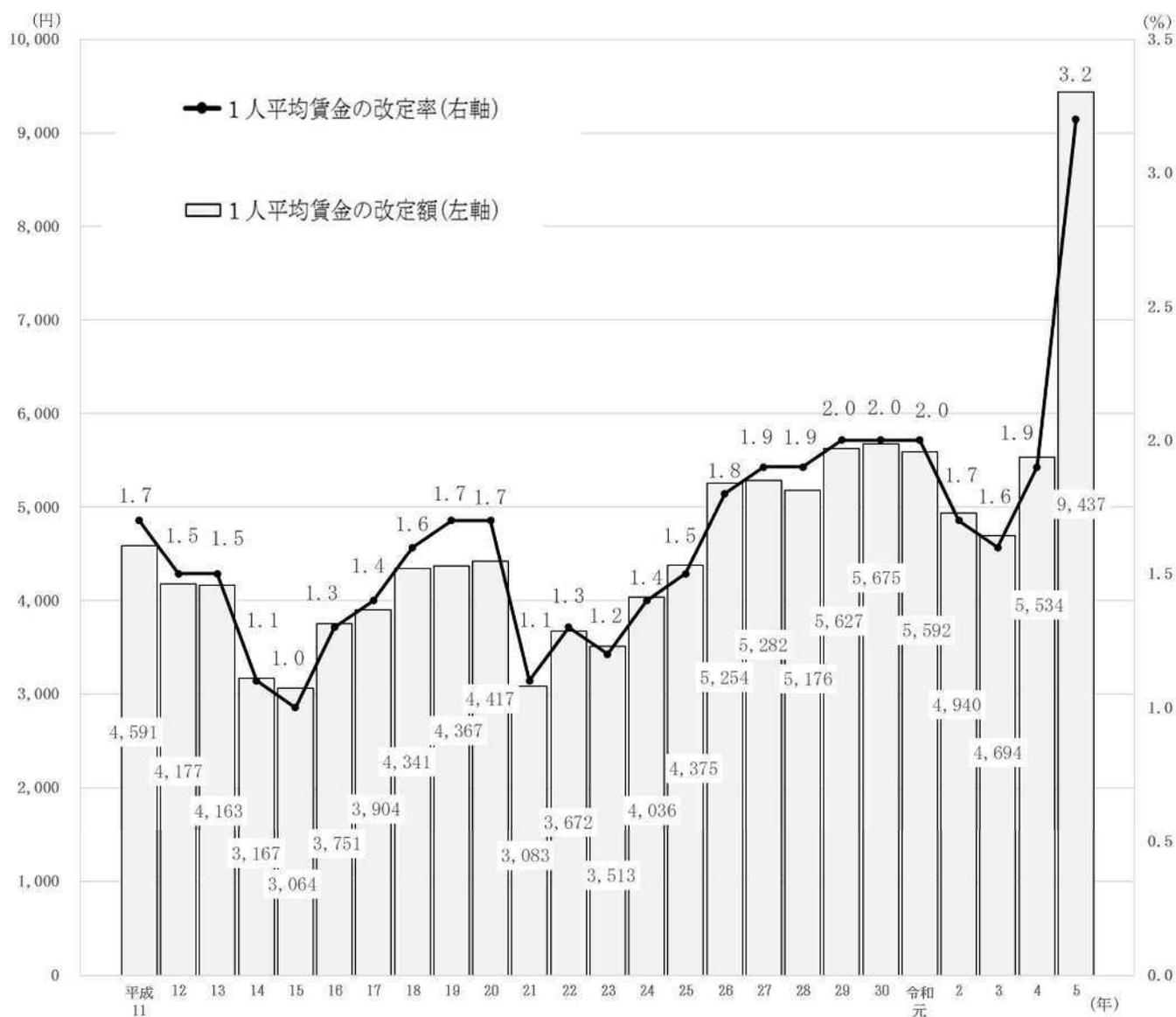
賃金改定区分・企業規模・産業	1人平均賃金の改定額（円）		1人平均賃金の改定率（%）	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
計	9,437	5,534	3.2	1.9
うち引上げ ¹⁾	9,779	5,828	3.4	2.1
うち引下げ ¹⁾	△ 4,814	△ 4,022	△ 0.2	△ 2.4
5,000人以上	12,394	6,478	4.0	2.0
1,000～4,999人	9,676	5,393	3.1	1.8
300～999人	9,227	5,658	3.2	2.0
100～299人	7,420	4,738	2.9	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	18,507	5,959	5.2	2.5
建設業	12,752	8,101	3.8	2.3
製造業	9,774	5,747	3.4	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	10,131	3,670	3.3	1.1
情報通信業	15,402	7,919	4.5	2.4
運輸業、郵便業	6,616	4,136	2.7	1.8
卸売業、小売業	8,763	5,148	3.1	1.9
金融業、保険業	10,637	5,341	3.2	1.5
不動産業、物品賃貸業	11,560	6,380	3.7	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	10,642	7,588	3.2	2.1
宿泊業、飲食サービス業	8,401	3,865	4.4	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	6,832	4,044	2.5	1.5
教育、学習支援業	7,682	5,543	2.7	1.9
医療、福祉	3,616	6,403	1.7	2.8
サービス業（他に分類されないもの）	6,343	4,286	2.2	1.8

注：賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

年次推移をみると、「1人平均賃金の改定額」、「1人平均賃金の改定率」とともに、平成23年調査以降増加傾向で推移し、令和2年、3年調査では低下したが、令和4年、5年調査では上昇した（第1図、付表2）。

第1図 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移



注: 賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

(1) 定期昇給制度の有無及び実施状況

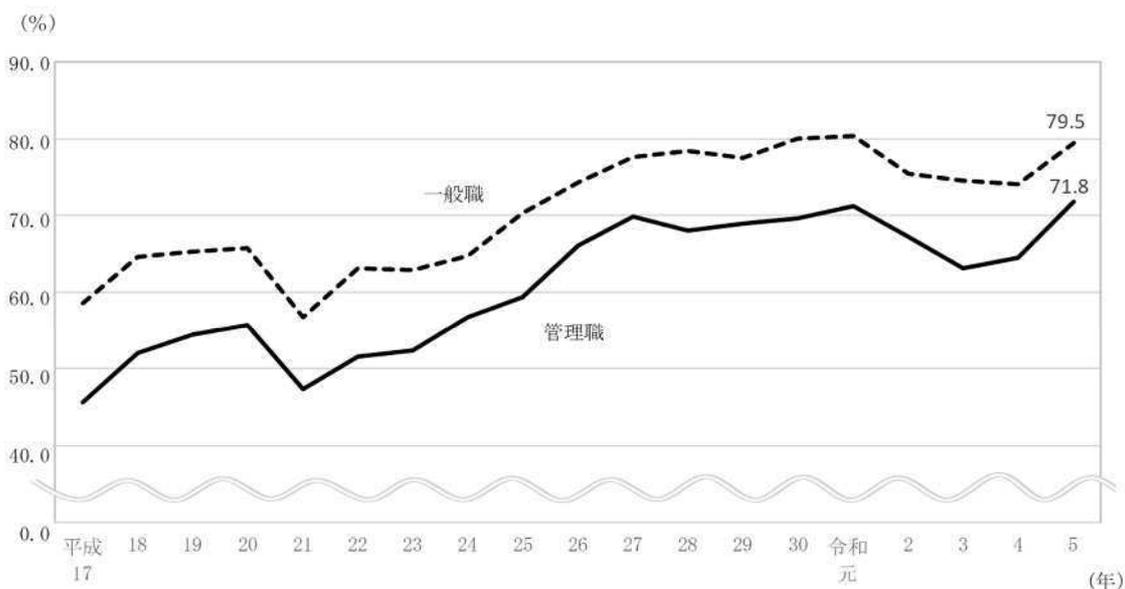
令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における管理職の定期昇給（以下「定昇」という。）制度のある企業の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」企業の割合は71.8%（前年64.5%）、「行わなかった・行わない」は5.0%（同5.8%）となっている。また、一般職の定昇制度のある企業の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」は79.5%（同74.1%）、「行わなかった・行わない」は3.7%（同3.3%）となっている。（第3表、第2図、付表3）

第3表 企業規模・産業、管理職・一般職、定期昇給制度の有無、定期昇給の実施状況別企業割合

年、企業規模・産業	賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 ¹⁾ ²⁾		管 理 職					一 般 職				
			定昇制度あり ³⁾	定昇の実施状況			定昇制度なし	定昇制度あり ³⁾	定昇の実施状況			定昇制度なし
				行った・行う	行わなかった・行わない	延期した			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	
令和5年	[94.7]	100.0	77.7 (100.0)	71.8 (92.3)	5.0 (6.4)	1.0 (1.3)	20.9	83.4 (100.0)	79.5 (95.3)	3.7 (4.5)	0.2 (0.2)	15.4
5,000人以上	[99.0]	100.0	70.3	67.5	2.8	-	29.2	89.1	85.9	3.1	-	10.9
1,000～4,999人	[96.6]	100.0	74.4	73.6	0.9	-	24.0	83.8	83.2	0.6	-	14.6
300～999人	[95.2]	100.0	81.5	77.7	2.2	1.7	17.8	90.1	87.9	1.9	0.3	9.2
100～299人	[94.3]	100.0	76.9	69.8	6.2	0.9	21.5	81.2	76.5	4.6	0.1	17.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[90.9]	100.0	70.0	70.0	-	-	30.0	90.0	90.0	-	-	10.0
建設業	[100.0]	100.0	81.8	81.8	-	-	13.9	91.3	91.3	-	-	4.3
製造業	[99.3]	100.0	84.5	81.6	1.8	1.1	15.3	91.1	89.2	1.8	0.1	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[92.9]	100.0	56.1	56.1	-	-	43.9	96.2	96.2	-	-	3.8
情報通信業	[93.7]	100.0	83.1	80.8	2.4	-	15.3	91.1	88.2	2.9	-	7.4
運輸業、郵便業	[85.5]	100.0	67.4	56.1	5.7	5.7	31.1	67.0	67.0	0.0	-	31.5
卸売業、小売業	[94.6]	100.0	82.4	73.9	8.5	-	14.5	87.9	81.0	6.9	-	9.8
金融業、保険業	[93.1]	100.0	72.2	72.2	-	-	27.8	77.2	77.2	-	-	22.8
不動産業、物品賃貸業	[97.8]	100.0	87.4	84.1	3.3	-	12.6	88.9	86.5	2.3	-	11.1
学術研究、専門・技術サービス業	[95.7]	100.0	80.2	73.3	6.9	-	16.3	89.1	83.9	5.2	-	7.4
宿泊業、飲食サービス業	[86.6]	100.0	65.7	55.4	8.5	1.8	34.2	71.0	63.4	5.8	1.8	28.7
生活関連サービス業、娯楽業	[91.8]	100.0	63.1	55.5	6.9	0.8	35.3	64.8	56.5	7.5	0.8	33.7
教育、学習支援業	[91.5]	100.0	70.3	65.7	4.6	-	28.1	80.1	75.5	4.6	-	19.9
医療、福祉	[90.0]	100.0	84.5	78.0	5.9	0.6	14.2	86.8	80.3	5.9	0.6	12.0
サービス業（他に分類されないもの）	[95.6]	100.0	62.9	54.2	8.7	-	36.9	69.2	62.2	7.0	-	30.6
令和4年	[92.7]	100.0	70.9	64.5	5.8	0.6	25.6	78.0	74.1	3.3	0.6	18.9

注： 1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。
2) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業には管理職及び一般職それぞれの定昇制度の有無不詳を含む。
3) ()内は、定昇制度ありと回答した企業の定昇の実施状況別の割合である。

第2図 定昇を行った・行う企業割合の推移



注：賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める割合である。

(2) 定期昇給制度とベースアップ等の区別の有無及び実施状況

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち定昇制度がある企業について、管理職のベースアップ（以下「ベア」という。）等の実施状況をみると、「ベアを行った・行う」企業の割合は43.4%（前年24.6%）、「ベアを行わなかった・行わない」は21.0%（同35.6%）となっている。また、一般職のベア等の実施状況をみると、「ベアを行った・行う」は49.5%（同29.9%）、「ベアを行わなかった・行わない」は18.2%（同33.8%）となっている。（第4表、第3図、付表4）

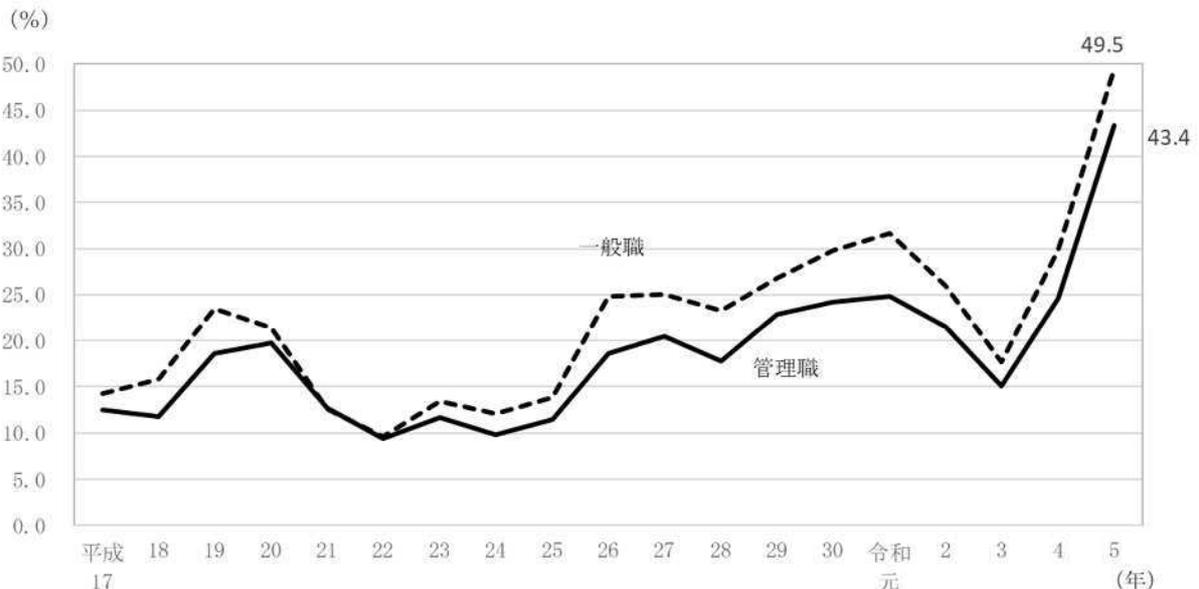
第4表 企業規模・産業、管理職・一般職、定期昇給とベア等の実施状況別企業割合

(単位：%)

年、企業規模・産業	管 理 職							一 般 職						
	定昇制度がある企業 ^{1) 2)}	定昇とベア等の区別あり ³⁾	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし	定昇制度がある企業 ^{1) 2)}	定昇とベア等の区別あり ³⁾	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし		
			ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う				ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う			
令和5年	[77.7]	100.0	64.5	43.4	21.0	-	34.7	[83.4]	100.0	67.6	49.5	18.2	-	31.4
		(100.0)	(67.4)	(32.6)	(-)				(100.0)	(73.1)	(26.9)	(-)		
5,000人以上	[70.3]	100.0	79.9	51.8	28.1	-	15.9	[89.1]	100.0	83.2	68.4	14.8	-	14.2
1,000～4,999人	[74.4]	100.0	84.3	55.4	28.9	-	15.5	[83.8]	100.0	88.8	67.1	21.7	-	11.1
300～999人	[81.5]	100.0	74.6	47.3	27.3	-	24.8	[90.1]	100.0	78.0	55.0	23.0	-	21.9
100～299人	[76.9]	100.0	59.5	41.2	18.3	-	39.6	[81.2]	100.0	62.2	45.9	16.3	-	36.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[70.0]	100.0	100.0	71.4	28.6	-	-	[90.0]	100.0	100.0	77.8	22.2	-	-
建設業	[81.8]	100.0	50.7	42.0	8.7	-	49.3	[91.3]	100.0	55.9	48.9	6.9	-	44.1
製造業	[84.5]	100.0	65.0	49.5	15.5	-	34.4	[91.1]	100.0	65.8	54.6	11.2	-	33.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[56.1]	100.0	83.7	57.7	26.0	-	12.4	[96.2]	100.0	92.8	66.4	26.4	-	7.2
情報通信業	[83.1]	100.0	65.3	42.2	23.1	-	34.7	[91.1]	100.0	66.3	46.3	19.9	-	32.2
運輸業、郵便業	[67.4]	100.0	76.6	54.6	22.1	-	23.3	[67.0]	100.0	84.9	70.1	14.9	-	15.0
卸売業、小売業	[82.4]	100.0	63.8	41.1	22.7	-	34.0	[87.9]	100.0	69.8	48.7	21.0	-	28.5
金融業、保険業	[72.2]	100.0	83.8	49.3	34.4	-	16.2	[77.2]	100.0	85.6	54.7	30.9	-	14.4
不動産業、物品賃貸業	[87.4]	100.0	84.8	56.7	28.1	-	13.1	[88.9]	100.0	82.3	59.1	23.2	-	15.7
学術研究、専門・技術サービス業	[80.2]	100.0	78.5	40.1	38.4	-	21.5	[89.1]	100.0	80.9	43.3	37.6	-	19.1
宿泊業、飲食サービス業	[65.7]	100.0	58.3	31.0	27.3	-	40.5	[71.0]	100.0	54.6	29.1	25.5	-	44.8
生活関連サービス業、娯楽業	[63.1]	100.0	58.7	35.3	23.4	-	41.0	[64.8]	100.0	59.6	34.5	25.1	-	40.2
教育、学習支援業	[70.3]	100.0	51.9	26.3	25.6	-	45.9	[80.1]	100.0	52.7	28.3	24.4	-	45.4
医療、福祉	[84.5]	100.0	54.3	21.7	32.6	-	44.3	[86.8]	100.0	56.3	22.5	33.7	-	42.4
サービス業（他に分類されないもの）	[62.9]	100.0	57.0	32.4	24.6	-	43.0	[69.2]	100.0	65.7	40.8	24.8	-	34.3
令和4年	[70.9]	100.0	60.4	24.6	35.6	0.2	38.1	[78.0]	100.0	63.7	29.9	33.8	0.0	34.8

注： 1) [] 内は、賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定昇制度がある企業の割合である。
 2) 定昇制度がある企業には管理職及び一般職それぞれの定昇とベア等の区別の有無不詳を含む。
 3) () 内は、定昇とベア等の区別ありと回答した企業のベア等の実施状況別の割合である。

第3図 ベアを行った・行う企業割合の推移



注： 管理職及び一般職それぞれの定昇制度がある企業に占める割合である。

4 賃金カットの実施状況

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業における「賃金カットを実施した又は予定している企業」の割合は6.3%（前年7.1%）となっている。これを賃金カットの対象者別にみると、「管理職のみ」は26.4%（同34.9%）、「一般職のみ」は31.0%（同30.6%）、「管理職と一般職」は40.6%（同34.4%）となっている。（第5表、付表5）

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

年、企業規模	賃金カットを実施した 又は予定している 企業 ^{1) 2)}	(単位：%)													
		管理職のみ			一般職のみ			管理職と一般職							
			一部		全員			一部		全員		一般職一部		一般職全員	
										管理職 一部	管理職 全員			管理職 一部	管理職 全員
令和5年	[6.3]	100.0	26.4	24.5	1.9	31.0	31.0	-	40.6	39.1	38.3	0.8	1.5	-	1.5
5,000人以上	[5.7]	100.0	18.9	18.9	-	38.1	38.1	-	43.0	43.0	43.0	-	-	-	-
1,000～4,999人	[9.5]	100.0	14.8	14.8	-	29.5	29.5	-	55.7	55.0	55.0	-	0.7	-	0.7
300～999人	[4.5]	100.0	27.9	27.9	-	56.1	56.1	-	16.0	16.0	16.0	-	-	-	-
100～299人	[6.6]	100.0	27.6	25.0	2.6	25.5	25.5	-	44.2	42.3	41.2	1.1	1.9	-	1.9
令和4年	[7.1]	100.0	34.9	33.0	1.9	30.6	30.6	-	34.4	30.5	25.9	4.7	3.9	0.1	3.8
5,000人以上	[7.2]	100.0	33.8	27.3	6.5	13.6	13.6	-	52.7	46.2	39.7	6.5	6.5	-	6.5
1,000～4,999人	[6.4]	100.0	19.6	7.7	12.0	17.9	17.9	-	62.4	62.4	61.4	1.1	-	-	-
300～999人	[7.2]	100.0	55.4	52.6	2.9	21.3	21.3	-	22.9	22.5	20.9	1.6	0.4	0.4	-
100～299人	[7.1]	100.0	29.0	28.3	0.7	35.2	35.2	-	35.8	30.4	24.4	6.0	5.4	-	5.4

注：1) []内は、賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。
 なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。
 2) 賃金カットを実施した又は予定している企業には、賃金カットの対象者不詳も含む。

5 賃金の改定事情

令和5年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」の割合が36.0%（前年40.0%）と最も多くなっている。次いで「労働力の確保・定着」が16.1%（同11.9%）、「雇用の維持」が11.6%（同10.7%）となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。（第6表、付表6）

第6表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

年、企業規模	賃金の改定を実施した 又は予定している 企業 ¹⁾	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素										重視した 要素は ない	不詳
		企業の 業績	世間相場	雇用の 維持	労働力の 確保・定着	物価の 動向	労使関係 の安定	親会社又は 関連(グルー プ)会社の改 定の動向	前年度の 改定実績	その他の 要素			
令和5年	[86.0]	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5	3.3
5,000人以上	[95.9]	100.0	34.7	6.2	3.8	15.8	14.3	4.1	5.0	-	3.0	12.2	0.9
1,000～4,999人	[92.1]	100.0	35.4	5.2	7.3	15.0	11.7	1.4	5.6	1.6	2.8	7.3	6.7
300～999人	[90.8]	100.0	43.1	6.9	10.7	12.7	7.4	0.9	8.5	0.4	1.1	6.5	1.8
100～299人	[84.0]	100.0	33.8	6.8	12.3	17.3	7.6	1.3	3.9	1.3	1.5	10.6	3.5
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	50.3	23.4	41.3	46.5	27.1	8.4	11.5	6.4	2.7	9.5	3.3
令和4年	[81.7]	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7	4.0
5,000人以上	[92.9]	100.0	48.8	6.8	3.8	14.1	1.4	2.7	1.0	-	5.8	14.0	1.7
1,000～4,999人	[90.2]	100.0	40.9	3.8	5.6	9.9	1.9	2.6	3.9	2.4	2.2	23.7	3.2
300～999人	[86.4]	100.0	39.2	3.0	11.7	9.8	2.8	2.7	4.1	3.6	1.6	17.5	3.9
100～299人	[79.3]	100.0	40.1	2.9	11.0	12.7	0.7	1.8	5.0	2.9	3.1	15.7	4.2
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	55.2	17.2	35.0	39.4	6.8	9.8	8.9	13.8	4.9	16.7	4.0

注：1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業の割合である。
 2) 「複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。

6 夏の賞与の支給状況

令和5年における夏の賞与の支給状況をみると、「支給した又は支給する（額決定）」企業の割合は86.0%（前年86.2%）、「支給するが額は未定」は4.9%（同4.3%）、「支給しない」は6.9%（同7.5%）となっている。

産業別にみると、「支給しない」では、「生活関連サービス業、娯楽業」が17.2%（同14.8%）と最も高くなっている。（第7表）

第7表 企業規模・産業、夏の賞与の支給状況別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業	全企業	令和5年				令和4年			
		支給した又は支給する (額決定)	支給するが額は未定	支給しない	未定である	支給した又は支給する (額決定)	支給するが額は未定	支給しない	未定である
計	100.0	86.0	4.9	6.9	2.2	86.2	4.3	7.5	2.0
5,000人以上	100.0	97.7	-	2.3	-	96.1	1.8	2.2	-
1,000～4,999人	100.0	95.1	2.2	2.1	0.5	96.2	1.1	2.2	0.6
300～999人	100.0	91.3	4.0	3.5	1.2	91.2	2.9	4.9	1.1
100～299人	100.0	83.6	5.5	8.3	2.6	83.6	5.1	8.8	2.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	81.8	18.2	-	-	85.4	14.6	-	-
建設業	100.0	91.3	8.7	-	-	95.1	-	4.6	0.3
製造業	100.0	94.3	3.5	1.8	0.4	92.2	3.4	4.0	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.1	-	3.9	-	88.4	-	11.6	-
情報通信業	100.0	83.8	3.9	12.3	-	90.6	-	9.4	-
運輸業、郵便業	100.0	79.4	6.1	9.7	4.8	84.9	9.0	3.0	3.0
卸売業、小売業	100.0	89.8	3.9	4.0	2.3	87.1	2.6	6.8	3.5
金融業、保険業	100.0	86.2	-	12.1	1.7	92.9	-	7.1	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	92.6	5.4	1.8	0.1	91.7	2.8	3.4	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	89.0	6.7	4.3	-	86.3	4.3	9.2	0.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	66.5	5.8	14.7	13.0	67.7	5.8	20.4	6.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	63.4	15.1	17.2	4.3	67.8	9.9	14.8	7.5
教育、学習支援業	100.0	72.6	12.4	15.1	-	76.4	6.6	14.1	3.0
医療、福祉	100.0	82.9	6.1	8.3	2.7	82.8	2.2	14.3	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	78.8	3.8	16.0	1.4	81.9	7.2	10.2	0.7

7 労働組合からの賃上げ要求状況

令和5年における労働組合がある企業の割合は20.5%（前年21.2%）となっている。

労働組合がある企業を100とした場合の、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上げ要求交渉があった」企業の割合は88.9%（同73.0%）、「賃上げ要求交渉がなかった」は9.0%（同26.0%）となっている。（第8表）

第8表 企業規模、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

(単位：%)

年、企業規模	労働組合がある企業 ¹⁾²⁾	賃上げ要求交渉		労働組合がない企業 ¹⁾
		があった	がなかった	
令和5年	[20.5]	100.0	88.9	9.0
5,000人以上	[73.1]	100.0	90.0	7.4
1,000～4,999人	[55.8]	100.0	84.3	11.3
300～999人	[33.4]	100.0	88.5	7.9
100～299人	[13.3]	100.0	90.7	9.3
令和4年	[21.2]	100.0	73.0	26.0

注： 1) []内は、全企業に占める労働組合がある企業又は労働組合がない企業の割合である。
2) 労働組合がある企業には賃上げ要求交渉の有無不詳を含む。

統計表

付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

(単位：%)

年	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している						賃金の改定を実施しない ⁴⁾	未定 ⁵⁾
		小計 ¹⁾⁶⁾	改定の実施時期 ²⁾						
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1～8月のみ ³⁾⁷⁾	9～12月のみ ³⁾⁷⁾	1～8月及び9～12月 ³⁾⁷⁾		
昭和 57 年	100.0	97.6	92.1	1.1	4.3	1.0	1.4
58	100.0	95.7	90.8	1.9	3.0	2.5	1.8
59	100.0	97.5	92.3	2.0	3.2	1.4	1.1
60	100.0	97.0	91.8	2.0	3.1	1.9	1.1
61	100.0	97.5	93.7	1.7	2.1	2.0	0.5
62	100.0	96.9	92.8	1.7	2.4	2.2	0.9
63	100.0	97.1	93.9	0.8	2.4	2.2	0.7
平成 元 年	100.0	98.6	94.8	1.0	2.9	0.8	0.6
2	100.0	98.2	94.2	1.3	2.7	1.4	0.4
3	100.0	99.0	95.3	1.5	2.2	0.5	0.5
4	100.0	98.2	94.9	0.7	2.6	1.1	0.8
5	100.0	94.5	90.3	2.0	2.2	3.9	1.6
6	100.0	94.0	90.9	1.9	1.2	3.8	2.2
7	100.0	94.3	90.6	2.6	1.1	4.4	1.3
8	100.0	94.1	91.4	1.8	0.9	4.5	1.4
9	100.0	93.2	90.8	1.8	0.6	5.3	1.5
10 ⁶⁾	100.0	85.6	83.7	0.5	1.4	11.1	3.3
11	100.0	80.6	76.8	3.8	76.8	1.5	2.2	14.3	5.1
12	100.0	78.8	75.8	2.9	76.0	1.5	1.2	19.1	2.2
13	100.0	76.0	73.8	2.2	73.8	1.0	1.3	21.3	2.7
14	100.0	68.6	61.5	7.0	65.5	1.8	1.3	27.1	4.3
15	100.0	69.9	62.7	7.2	67.4	1.3	1.2	24.1	6.0
16	100.0	73.3	69.8	3.4	70.9	1.7	0.7	21.4	5.3
17	100.0	76.3	73.5	2.8	75.0	0.6	0.7	20.3	3.4
18	100.0	78.8	77.5	1.3	76.8	1.0	1.0	16.6	4.6
19	100.0	84.4	82.8	1.6	80.6	1.7	2.1	13.3	2.2
20 ⁷⁾	100.0	77.1	74.0	3.1	73.2	2.0	1.9	17.6	5.3
21	100.0	74.6	61.7	12.9	68.7	3.4	1.3	21.6	3.8
22	100.0	78.6	74.1	4.5	74.5	2.0	2.1	17.2	4.3
23	100.0	78.2	73.8	4.4	72.0	3.9	2.2	18.4	3.4
24	100.0	79.2	75.3	3.9	74.4	2.5	2.3	15.2	5.6
25	100.0	82.4	79.8	2.5	76.9	2.4	3.0	12.9	4.7
26	100.0	85.7	83.6	2.1	80.0	3.0	2.7	9.7	4.6
27	100.0	86.6	85.4	1.2	81.8	1.6	3.2	8.4	5.0
28	100.0	87.5	86.7	0.8	81.9	2.5	3.0	7.1	5.4
29	100.0	88.0	87.8	0.2	82.6	3.5	2.0	6.3	5.7
30	100.0	90.0	89.7	0.4	81.2	4.7	4.1	5.9	4.0
令和 元 年	100.0	90.3	90.2	0.0	80.8	5.7	3.8	5.4	4.3
2	100.0	83.6	81.5	2.1	76.7	3.4	3.6	9.5	6.9
3	100.0	81.7	80.7	1.0	74.0	4.6	3.1	10.1	8.2
4	100.0	86.6	85.7	0.9	74.9	6.7	4.9	6.2	7.3
5	100.0	89.2	89.1	0.2	79.1	5.1	5.0	5.4	5.3

- 注： 1) 「小計」は全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。また「小計」には改定の実施時期不詳を含む。
2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。
3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。
4) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。
5) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。
6) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施した又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施した又は予定している（小計）」についても、平成11年調査以降とは接続しない。
7) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査している。

付表2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	1人平均賃金の 改定額(円)	1人平均賃金の 改定率(%)
昭和 57年	12,802	7.0
58	8,787	4.6
59	9,130	4.7
60	10,218	5.0
61	9,506	4.5
62	7,988	3.6
63	9,731	4.4
平成 元年	12,085	5.3
2	14,199	6.0
3	14,394	5.9
4	12,939	5.1
5	9,711	3.7
6	7,948	3.0
7	7,206	2.7
8	7,245	2.7
9	7,224	2.6
10 ¹⁾	6,079	2.3
11	4,591	1.7
12	4,177	1.5
13	4,163	1.5
14	3,167	1.1
15	3,064	1.0
16	3,751	1.3
17	3,904	1.4
18	4,341	1.6
19	4,367	1.7
20	4,417	1.7
21	3,083	1.1
22	3,672	1.3
23	3,513	1.2
24	4,036	1.4
25	4,375	1.5
26	5,254	1.8
27	5,282	1.9
28	5,176	1.9
29	5,627	2.0
30	5,675	2.0
令和 元年	5,592	2.0
2	4,940	1.7
3	4,694	1.6
4	5,534	1.9
5	9,437	3.2
<うち引上げ ²⁾ >		
令和 4年	5,828	2.1
5	9,779	3.4
<うち引下げ ²⁾ >		
令和 4年	△ 4,022	△ 2.4
5	△ 4,814	△ 0.2

注 賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

- 1) 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。
- 2) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

付表3 定期昇給の実施状況別企業割合の推移

(単位：%)

年	賃金の改定を実施した 又は予定している企業 及び賃金の改定を実施 しない企業 ^{1) 2)}		管理職の定期昇給			一般職の定期昇給		
			行った ・行う	行わな かった・ 行わない	延期 した	行った ・行う	行わな かった・ 行わない	延期 した
平成 17 年	[96.6]	100.0	45.6	9.2	0.8	58.6	8.9	0.7
18	[95.4]	100.0	52.0	7.4	0.2	64.6	7.8	0.3
19	[97.8]	100.0	54.4	6.9	0.1	65.3	6.8	0.1
20	[94.7]	100.0	55.7	10.6	1.0	65.8	9.1	0.8
21	[96.2]	100.0	47.3	18.2	1.9	56.7	17.0	3.6
22	[95.7]	100.0	51.6	13.7	0.9	63.1	11.1	1.5
23	[96.6]	100.0	52.4	15.0	1.2	62.9	13.5	0.9
24	[94.4]	100.0	56.7	11.2	0.7	64.7	9.7	0.8
25	[95.3]	100.0	59.4	8.8	0.6	70.3	6.9	0.7
26	[95.4]	100.0	66.1	6.7	0.2	74.3	5.4	0.4
27	[95.0]	100.0	69.9	6.1	0.4	77.6	5.5	0.1
28	[94.6]	100.0	68.1	5.0	0.8	78.4	3.3	0.5
29	[94.3]	100.0	69.0	6.3	0.6	77.5	5.0	0.4
30	[96.0]	100.0	69.7	8.1	0.6	80.1	4.5	0.6
令和 元年	[95.7]	100.0	71.2	6.2	0.2	80.4	3.0	0.0
2	[93.1]	100.0	67.3	8.8	0.7	75.5	5.9	1.2
3	[91.8]	100.0	63.1	9.3	0.5	74.6	6.4	0.6
4	[92.7]	100.0	64.5	5.8	0.6	74.1	3.3	0.6
5	[94.7]	100.0	71.8	5.0	1.0	79.5	3.7	0.2

注：1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

2) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業には、管理職及び一般職それぞれにおいて、定昇制度がない企業及び定昇制度の有無不詳の企業を含む。

付表4 ベア等の実施状況別企業割合の推移

(単位：%)

年	管理職						一般職					
	定昇制度がある 企業 ^{1) 2)}		定昇とベ ア等の区 別あり	ベア等の実施状況			定昇制度がある 企業 ^{1) 2)}		定昇とベ ア等の区 別あり	ベア等の実施状況		
				ベアを 行った ・行う	ベアを 行わな かった・ 行わない	ベア ダウンを 行った・ 行う				ベアを 行った ・行う	ベアを 行わな かった・ 行わない	ベア ダウンを 行った・ 行う
平成 17 年	[55.6]	100.0	48.2	12.5	35.6	0.1	[68.2]	100.0	53.6	14.3	39.1	0.1
18	[59.6]	100.0	50.5	11.8	38.7	0.1	[72.7]	100.0	53.7	15.8	37.7	0.2
19	[62.5]	100.0	50.3	18.6	31.3	0.5	[73.6]	100.0	55.6	23.5	31.6	0.5
20	[67.4]	100.0	52.4	19.8	32.4	0.2	[75.6]	100.0	56.7	21.4	35.3	0.1
21	[67.5]	100.0	61.7	12.7	46.3	2.7	[77.2]	100.0	63.6	12.6	48.8	2.2
22	[66.3]	100.0	58.7	9.4	48.4	0.8	[75.7]	100.0	59.8	9.6	49.7	0.6
23	[68.6]	100.0	54.6	11.7	41.1	1.9	[77.2]	100.0	57.9	13.4	43.0	1.5
24	[68.6]	100.0	57.0	9.8	47.1	0.2	[75.3]	100.0	60.0	12.1	47.7	0.2
25	[68.9]	100.0	56.6	11.5	45.0	0.2	[77.9]	100.0	60.2	13.9	45.6	0.8
26	[73.0]	100.0	62.1	18.6	43.3	0.2	[80.0]	100.0	66.8	24.8	41.2	0.7
27	[76.3]	100.0	58.5	20.5	37.8	0.2	[83.1]	100.0	61.2	25.0	36.2	-
28	[73.9]	100.0	57.8	17.8	39.9	0.2	[82.2]	100.0	58.9	23.3	35.4	0.1
29	[75.9]	100.0	61.4	22.9	38.4	0.1	[82.8]	100.0	64.2	26.8	37.4	0.1
30	[78.3]	100.0	60.9	24.2	36.6	0.0	[85.1]	100.0	63.4	29.8	33.6	0.0
令和 元年	[77.5]	100.0	64.3	24.8	39.6	0.0	[83.5]	100.0	66.2	31.7	34.3	0.1
2	[76.8]	100.0	60.6	21.5	38.5	0.6	[82.5]	100.0	62.7	26.0	36.1	0.6
3	[73.0]	100.0	56.9	15.1	41.5	0.3	[81.6]	100.0	58.6	17.7	40.9	0.0
4	[70.9]	100.0	60.4	24.6	35.6	0.2	[78.0]	100.0	63.7	29.9	33.8	0.0
5	[77.7]	100.0	64.5	43.4	21.0	-	[83.4]	100.0	67.6	49.5	18.2	-

注：1) []内は、賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定昇制度がある企業の割合である。

2) 定昇制度がある企業には、管理職及び一般職それぞれにおいて、定昇とベア等の区別のない企業及び定昇とベア等の区別の有無不詳の企業を含む。

付表5 企業規模別賃金カットを実施した又は予定している企業割合の推移

企業規模	(単位：%)																		
	平成 17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5
計	15.3	9.7	10.2	9.3	30.9	23.0	15.2	12.8	14.5	9.0	9.5	10.7	6.3	6.1	6.0	10.9	7.7	7.1	6.3
5,000人以上	5.6	3.6	6.8	2.5	28.6	16.8	5.7	10.2	9.3	10.8	4.5	5.9	6.1	7.0	7.3	8.2	12.1	7.2	5.7
1,000～4,999人	8.3	10.2	2.3	4.8	31.3	24.7	11.5	14.9	11.1	8.7	8.3	8.4	6.4	6.5	6.0	7.7	10.2	6.4	9.5
300～999人	12.2	13.1	9.7	8.9	31.9	20.8	12.0	9.3	16.0	13.3	10.0	10.6	5.7	7.9	6.2	12.0	9.7	7.2	4.5
100～299人	17.3	8.2	11.2	10.0	30.5	23.7	16.7	13.7	14.4	7.6	9.6	11.1	6.6	5.5	5.9	10.9	6.8	7.1	6.6

注：賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。
 なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業（予定を含む）と引き下げた企業（予定を含む）を含む。

付表6 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

年	賃金の改定を実施した又は 予定している 額も決定して いる企業	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素									重視した 要素は ない	不詳
		企業の 業績	世間相場	雇用の 維持	労働力の 確保・定 着	物価の 動向	労使関係 の安定	親会社又は 関連（グルー プ）会社の 改定の動向	前年度の 改定実績	その他の 要素		
平成17年	100.0	75.2	8.4	4.3	4.2	0.3	1.9	…	…	5.6	…	…
18	100.0	63.5	8.6	6.4	7.2	0.6	6.2	…	…	7.5	…	…
19	100.0	70.8	5.4	6.9	9.2	0.1	0.8	…	…	6.9	…	…
20 ¹⁾	100.0	66.2	5.6	6.6	9.4	0.7	2.9	…	…	8.7	…	…
21	100.0	61.6	3.2	5.2	3.9	0.1	2.4	5.2	1.5	3.2	8.7	5.0
22	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
23	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5	0.6
24	100.0	52.0	3.6	5.8	3.8	0.5	1.5	6.3	4.1	2.5	18.3	1.6
25	100.0	58.6	1.9	2.5	3.9	0.2	2.4	5.0	2.0	3.5	18.9	1.1
26	100.0	50.7	4.7	5.2	5.8	1.2	2.7	4.6	2.6	4.0	17.2	1.3
27	100.0	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4.4	3.0	15.0	1.4
28	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2.7	0.9	15.7	1.8
29	100.0	55.0	5.1	3.9	8.7	0.1	1.4	4.6	4.0	2.8	13.1	1.3
30	100.0	50.4	4.5	7.0	9.0	0.1	2.1	5.5	2.5	1.4	16.3	1.3
令和元年	100.0	50.0	6.2	6.5	9.9	0.2	1.7	4.0	4.8	1.6	13.8	1.2
2	100.0	49.0	3.0	8.0	8.0	0.5	2.0	4.0	4.7	1.5	16.2	3.2
3	100.0	47.3	3.0	9.0	8.2	0.0	2.2	5.0	3.6	3.9	17.0	0.6
4	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7	4.0
5	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5	3.3

注：1) 平成20年調査以前は賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を100.0%とした割合であり、比較の際は注意を要する。

Labor Letter

令和6年5月31日
厚生労働省
北海道労働局
★ レイバーレター ★

令和6年4月の雇用失業情勢について

道内の雇用情勢は、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。
引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。

概要（新規学卒を除く常用計）

令和6年4月の有効求人倍率は、0.91倍（前年同月0.97倍）と、前年同月を0.06ポイント下回った。

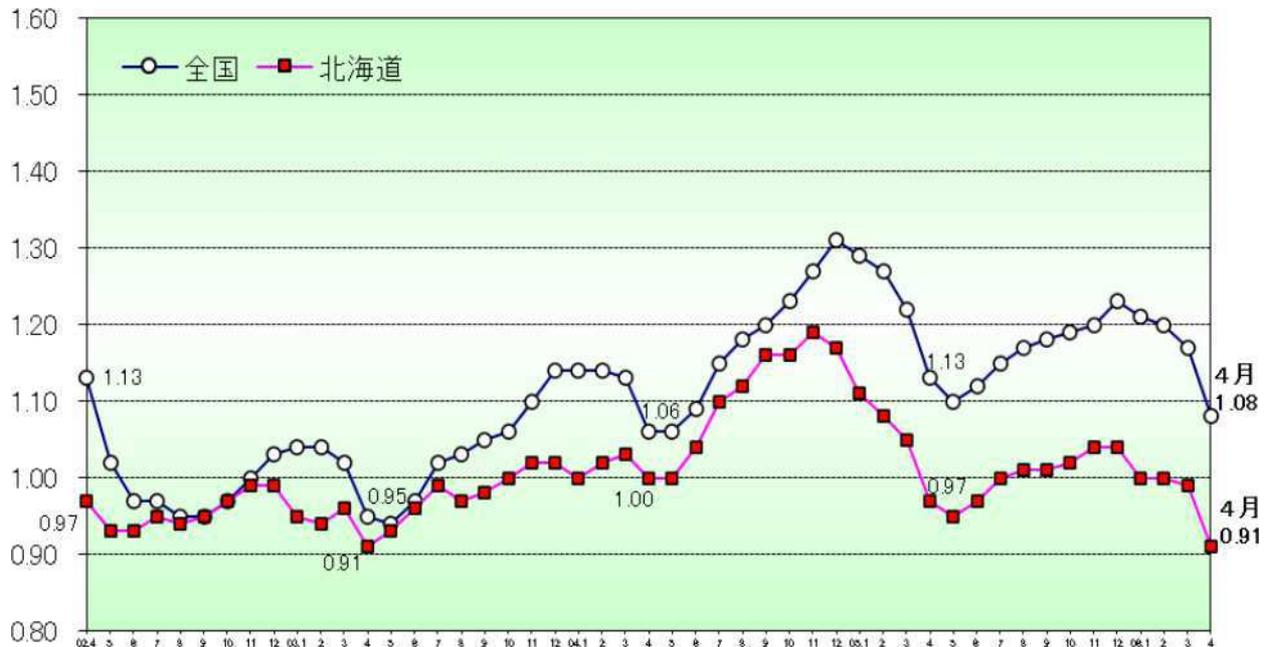
求人

- ・新規求人数は3.4%減少し、14か月連続で前年同月を下回った。
- ・月間有効求人数は4.1%減少し、13か月連続で前年同月を下回った。
- ・正社員の有効求人倍率は、0.76倍（前年同月0.78倍）と、前年同月を0.02ポイント下回った。

求職

- ・新規求職申込件数は7.2%増加し、2か月ぶりに前年同月を上回った。
- ・月間有効求職者数は2.1%増加し、2か月ぶりに前年同月を上回った。

有効求人倍率の推移（常用計）



(注)1. 積雪・寒冷地である北海道では、冬期の建設需要や生産活動の減少等の季節的要因によって求人・求職が大きく変動することから、季節調整値ではなく、原数値（パートを含む常用）により雇用失業情勢を判断しています（季節調整値はP7に記載しています）。

(注)2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

(注)3. 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めのない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(問い合わせ先)

厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業安定課

地方労働市場情報官

TEL 011-709-2311(内線 3672)

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

主たる産業の新規求人の概要（令和6年4月の求人数）

求人増加の主な産業

- ・運輸業、郵便業 1,845人（対前年同月〈+16.3〉% 〈+259〉人）
貨物運送（▲2.0%、求人数886人）、旅客運送（+43.6%、求人数837人）。
全体として3か月ぶりに前年同月を上回った。

（前月 1,277人）

求人減少の主な産業

- ・宿泊業、飲食サービス業 2,076人（対前年同月▲20.9% ▲547人）
宿泊業（▲26.1%、求人数723人）、持ち帰り・配達飲食サービス業（▲37.0%、求人数413人）、
飲食店（▲4.9%、求人数940人）。
全体として8か月連続で前年同月を下回った。

（前月 2,157人）

- ・製造業 1,845人（対前年同月▲12.4% ▲260人）
食料品製造業（▲10.7%、求人数980人）、輸送用機械器具製造業（▲54.6%、求人数49人）。
全体として2ヶ月連続で前年同月を下回った。

（前月 1,973人）

- ・卸売業、小売業 3,505人（対前年同月〈▲6.9〉% 〈▲258〉人）
卸売業（〈▲10.5〉%、求人数595人）。
飲食料品卸売業（▲12.7%、求人数186人）、機械器具卸売業（▲16.0%、求人数137人）。
小売業（〈▲6.1〉%、求人数2,910人）。
機械器具小売業（〈+4.7〉%、求人数540人）、その他の小売業（〈▲18.3〉%、求人数1,242人）、
飲食料品小売業（〈▲10.5〉%、求人数556人）。
全体として13か月連続で前年同月を下回った。

（前月 3,075人）

- ・医療、福祉 8,821人（対前年同月〈▲2.2〉% 〈▲198〉人）
医療業（〈+2.8〉%、求人数3,301人）、社会保険・社会福祉・介護事業（▲4.9%、求人数5,512人）。
全体として2か月連続で前年同月を下回った。

（前月 9,620人）

- ・情報通信業 480人（対前年同月▲14.7% ▲83人）
ソフトウェア業（+5.1%、求人数310人）、情報処理・提供サービス業（▲40.7%、求人数108人）。
全体として15か月連続で前年同月を下回った。

（前月 444人）

- ・建設業 3,443人（対前年同月▲1.6% ▲55人）
設備工事業（+8.1%、求人数745人）、職別工事業（▲7.8%、求人数865人）、総合工事業（▲2.0%、求人数1,833人）。
全体として2か月ぶりに前年同月を下回った。

（前月 3,633人）

- ・サービス業（他に分類されないもの）
3,557人（対前年同月〈▲0.9〉% 〈▲32〉人）
その他のサービス業（+25.9%、求人数253人）、その他の事業サービス業（〈▲3.4〉%、求人数2,089人）、
職業紹介・労働者派遣業（▲10.8%、求人数609人）。
全体として8か月連続で前年同月を下回った。

（前月 3,516人）

（注）1. 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

（注）2. 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について〈〉で示している。

1 新規求人数の状況(常用計)

(単位:人、%、ポイント)

産業	R06年4月	R05年4月	増減差	増減比
A,B 農,林,漁業	397	419	▲22	▲5.3
C 鉱業,採石業,砂利採取業	37	35	2	5.7
D 建設業	3,443	3,498	▲55	▲1.6
E 製造業	1,845	2,105	▲260	▲12.4
食料品製造業	980	1,097	▲117	▲10.7
窯業・土石製品製造業	82	82	0	0.0
金属製品製造業	135	170	▲35	▲20.6
はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業	129	152	▲23	▲15.1
輸送用機械器具製造業	49	108	▲59	▲54.6
その他の製造業	470	496	▲26	▲5.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	45	29	16	55.2
G 情報通信業	480	563	▲83	▲14.7
H 運輸業,郵便業	1,845	1,586	<259>	<16.3>
I 卸売業,小売業	3,505	3,763	<▲258>	<▲6.9>
J 金融業,保険業	237	247	▲10	▲4.0
K 不動産業,物品賃貸業	488	477	11	2.3
L 学術研究,専門・技術サービス業	554	587	▲33	▲5.6
M 宿泊業,飲食サービス業	2,076	2,623	▲547	▲20.9
N 生活関連サービス業,娯楽業	705	764	▲59	▲7.7
O 教育,学習支援業	367	492	▲125	▲25.4
P 医療,福祉	8,821	9,019	<▲198>	<▲2.2>
Q 複合サービス業	281	182	99	54.4
R サービス業(他に分類されないもの)	3,557	3,589	<▲32>	<▲0.9>
S,T 公務(他に分類されるものを除く)・その他	919	654	265	40.5
合計	29,602	30,632	<▲1,030>	<▲3.4>
新規求人に占めるパートの割合	32.3	32.2	0.1	

(注)1.新規学卒を除く常用計。

(注)2.令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。

(注)3.「対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について<>」で示している。

(単位:人、%)

年度・月	新規求人数		うちフルタイム求人数		うちパート求人数		新規求人数に占めるパート求人数の割合
		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
平成26年度	358,959	5.1	249,928	4.3	109,031	7.1	30.4
平成27年度	374,167	4.2	259,043	3.6	115,124	5.6	30.8
平成28年度	383,593	2.5	263,528	1.7	120,065	4.3	31.3
平成29年度	389,213	1.5	266,918	1.3	122,295	1.9	31.4
平成30年度	395,627	1.6	271,634	1.8	123,993	1.4	31.3
令和元年度	385,088	▲2.7	263,029	▲3.2	122,059	▲1.6	31.7
令和2年度	333,305	▲13.4	229,377	▲12.8	103,928	▲14.9	31.2
令和3年度	355,472	6.7	242,910	5.9	112,562	8.3	31.7
令和4年度	386,970	8.9	259,471	6.8	127,499	13.3	32.9
令和5年度	353,602	▲8.6	238,701	▲8.0	114,901	▲9.9	32.5
令和5年4月	30,632	▲12.0	20,773	▲11.8	9,859	▲12.4	32.2
5月	28,226	▲5.5	19,038	▲5.3	9,188	▲5.8	32.6
6月	30,904	▲7.4	21,044	▲6.2	9,860	▲9.9	31.9
7月	30,150	▲13.0	20,536	▲11.2	9,614	▲16.6	31.9
8月	28,367	▲6.7	18,994	▲7.4	9,373	▲5.4	33.0
9月	29,792	▲13.7	20,160	▲13.4	9,632	▲14.2	32.3
10月	31,916	▲8.9	21,424	▲6.4	10,492	▲13.5	32.9
11月	27,780	▲8.0	18,810	▲7.7	8,970	▲8.7	32.3
12月	26,619	▲7.5	18,794	▲6.3	7,825	▲10.1	29.4
令和6年1月	29,213	▲7.0	19,783	▲7.5	9,430	▲6.1	32.3
2月	29,943	▲4.6	19,725	▲4.0	10,218	▲5.9	34.1
3月	30,060	▲7.7	19,620	▲7.6	10,440	▲7.9	34.7
4月	29,602	▲3.4	20,040	▲3.5	9,562	▲3.0	32.3

(注)新規学卒を除く常用計。

2 新規求職者の状況(常用計)

(単位: 件、人、%)

年度・月	新規求職申込件数		在職者		離職者		うち事業主都合離職		うち自己都合離職		無業者	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
平成26年度	270,711	▲6.3	67,461	▲0.1	171,109	▲7.1	53,531	▲12.1	109,050	▲4.3	32,141	▲13.6
平成27年度	251,706	▲7.0	64,779	▲4.0	158,996	▲7.1	49,246	▲8.0	102,158	▲6.3	27,931	▲13.1
平成28年度	238,747	▲5.1	63,688	▲1.7	149,637	▲5.9	43,870	▲10.9	98,699	▲3.4	25,422	▲9.0
平成29年度	227,176	▲4.8	60,228	▲5.4	144,077	▲3.7	41,008	▲6.5	96,214	▲2.5	22,871	▲10.0
平成30年度	219,953	▲3.2	58,234	▲3.3	140,583	▲2.4	39,341	▲4.1	94,397	▲1.9	21,136	▲7.6
令和元年度	207,466	▲5.7	53,452	▲8.2	134,788	▲4.1	36,884	▲6.2	90,873	▲3.7	18,675	▲11.6
令和2年度	196,616	▲5.2	46,259	▲13.5	135,575	0.6	43,403	17.7	85,591	▲5.8	14,782	▲20.8
令和3年度	196,526	▲0.0	49,258	6.5	131,395	▲3.1	36,760	▲15.3	87,512	2.2	15,873	7.4
令和4年度	198,185	0.8	48,315	▲1.9	133,812	1.8	34,649	▲5.7	92,001	5.1	16,058	1.2
令和5年度	194,384	▲1.9	46,162	▲4.5	132,208	▲1.2	34,814	0.5	90,443	▲1.7	16,014	▲0.3
令和5年4月	22,949	▲4.1	3,384	▲13.1	17,942	▲1.8	5,945	▲0.1	10,534	▲1.9	1,623	▲8.1
5月	17,541	▲0.0	3,418	▲8.4	12,571	1.9	3,389	6.0	8,445	0.4	1,552	5.4
6月	15,779	▲4.1	3,623	▲8.6	10,774	▲2.6	2,933	8.4	7,297	▲5.7	1,382	▲3.5
7月	14,540	▲1.7	3,341	▲2.6	10,036	▲0.8	2,330	▲0.9	7,231	▲0.5	1,163	▲6.7
8月	15,192	▲1.6	3,691	▲1.7	10,088	▲1.0	2,117	▲2.0	7,530	0.2	1,413	▲5.7
9月	14,831	0.5	3,638	3.4	9,823	▲1.0	2,141	3.4	7,242	▲1.6	1,370	4.1
10月	15,688	2.8	3,549	▲3.2	10,811	3.8	2,759	10.7	7,504	0.9	1,328	12.8
11月	14,103	0.3	3,319	▲3.7	9,650	1.4	2,469	3.6	6,764	1.0	1,134	3.1
12月	12,468	▲2.6	2,925	▲6.1	8,626	▲2.1	2,664	▲3.2	5,615	▲1.2	917	3.7
令和6年1月	16,729	▲1.6	4,368	▲1.5	11,219	▲1.9	2,980	2.0	7,756	▲3.4	1,142	0.0
2月	17,057	0.1	5,489	▲3.1	10,164	0.8	2,462	▲1.1	7,192	0.9	1,404	7.7
3月	17,507	▲8.2	5,417	▲4.9	10,504	▲9.9	2,625	▲17.3	7,333	▲8.2	1,586	▲7.7
4月	24,594	7.2	3,795	12.1	19,014	6.0	6,591	10.9	10,978	4.2	1,785	10.0
	(100.0)		(15.4)		(77.3)		(26.8)		(44.6)		(7.3)	

(注)1. 新規学卒を除く常用計。

2. 新規求職申込件数について、理由不明のものが存在するため、内訳と必ずしも一致しない。

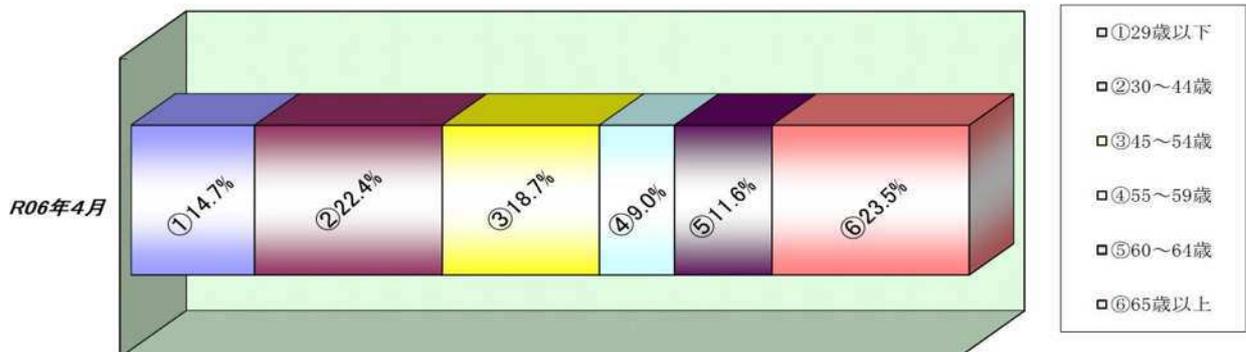
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

3 新規求職者の年齢別状況(常用計)

(単位: 人、%)

年齢	R06年4月			R05年4月			増減比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
29歳以下	3,626	1,361	2,261	3,699	1,387	2,307	▲2.0	▲1.9	▲2.0
30~44歳	5,508	1,882	3,620	5,211	1,669	3,540	5.7	12.8	2.3
45~54歳	4,609	1,538	3,069	4,220	1,319	2,897	9.2	16.6	5.9
55~59歳	2,205	871	1,333	1,880	761	1,118	17.3	14.5	19.2
60~64歳	2,857	1,432	1,424	2,600	1,254	1,346	9.9	14.2	5.8
65歳以上	5,789	3,900	1,887	5,339	3,705	1,634	8.4	5.3	15.5
合計	24,594	10,984	13,594	22,949	10,095	12,842	7.2	8.8	5.9

【年齢別構成比】



4 雇用保険被保険者数の推移

(単位: 人、%)

年度・月	月末被保険者数		資格取得者数		資格喪失者数		うち事業主都合離職		資格喪失者数 に対する事業 主都合離職の 構成比
		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
平成26年度	1,339,381	0.8	294,391	1.7	263,798	1.0	19,011	▲11.3	7.2
平成27年度	1,358,957	1.5	294,805	0.1	262,803	▲0.4	17,491	▲8.0	6.7
平成28年度	1,375,699	1.2	291,390	▲1.2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	6.0
平成29年度	1,385,331	0.7	293,722	0.8	266,225	1.1	15,794	0.4	5.9
平成30年度	1,392,268	0.5	288,312	▲1.8	265,530	▲0.3	14,469	▲8.4	5.4
令和元年度	1,403,070	0.8	293,015	1.6	267,894	0.9	14,378	▲0.6	5.4
令和2年度	1,403,094	0.0	267,641	▲8.7	248,827	▲7.1	17,484	21.6	7.0
令和3年度	1,390,590	▲0.9	258,140	▲3.5	250,172	0.5	12,557	▲28.2	5.0
令和4年度	1,377,860	▲0.9	269,422	4.4	260,887	4.3	12,409	▲1.2	4.8
令和5年度	1,369,548	▲0.6	270,338	0.3	257,640	▲1.2	12,501	0.7	4.9
令和4年4月	1,392,063	▲0.9	45,764	▲1.0	42,873	▲0.9	2,158	▲25.8	5.0
5月	1,401,778	▲0.7	32,073	15.6	20,880	6.7	802	▲13.8	3.8
6月	1,403,422	▲0.8	22,104	▲10.6	19,016	▲1.1	903	10.7	4.7
7月	1,401,438	▲0.9	20,434	1.4	20,747	7.4	842	▲7.7	4.1
8月	1,399,796	▲0.8	19,643	14.1	19,694	7.3	869	27.2	4.4
9月	1,396,932	▲0.9	17,243	2.5	18,411	3.7	785	11.0	4.3
10月	1,391,919	▲1.0	20,461	1.7	23,605	9.9	1,230	1.9	5.2
11月	1,392,313	▲1.0	20,625	7.8	18,609	8.4	933	15.3	5.0
12月	1,391,286	▲0.9	17,890	6.0	16,264	▲0.3	696	▲19.1	4.3
令和5年1月	1,383,435	▲1.0	16,640	6.1	21,927	4.2	1,027	11.1	4.7
2月	1,380,068	▲1.0	16,354	3.1	17,735	7.7	989	33.1	5.6
3月	1,377,860	▲0.9	20,191	14.6	21,126	4.7	1,175	11.0	5.6
4月	1,378,176	▲1.0	44,820	▲2.1	42,840	▲0.1	2,579	19.5	6.0
5月	1,389,165	▲0.9	34,581	7.8	22,266	6.6	945	17.8	4.2
6月	1,389,909	▲1.0	21,438	▲3.0	19,100	0.4	823	▲8.9	4.3
7月	1,388,813	▲0.9	20,620	0.9	20,257	▲2.4	857	1.8	4.2
8月	1,387,342	▲0.9	19,340	▲1.5	19,121	▲2.9	741	▲14.7	3.9
9月	1,386,116	▲0.8	19,034	10.4	18,299	▲0.6	857	9.2	4.7
10月	1,383,235	▲0.6	20,587	0.6	21,816	▲7.6	1,143	▲7.1	5.2
11月	1,382,340	▲0.7	19,415	▲5.9	18,375	▲1.3	882	▲5.5	4.8
12月	1,381,753	▲0.7	17,648	▲1.4	16,263	▲0.0	951	36.6	5.8
令和6年1月	1,373,265	▲0.7	16,692	0.3	22,493	2.6	1,002	▲2.4	4.5
2月	1,372,631	▲0.5	18,591	13.7	17,534	▲1.1	832	▲15.9	4.7
3月	1,369,548	▲0.6	17,572	▲13.0	19,276	▲8.8	889	▲24.3	4.6
4月	1,369,856	▲0.6	44,239	▲1.3	42,383	▲1.1	2,862	11.0	6.8

(注) 1. 一般被保険者。

2. 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

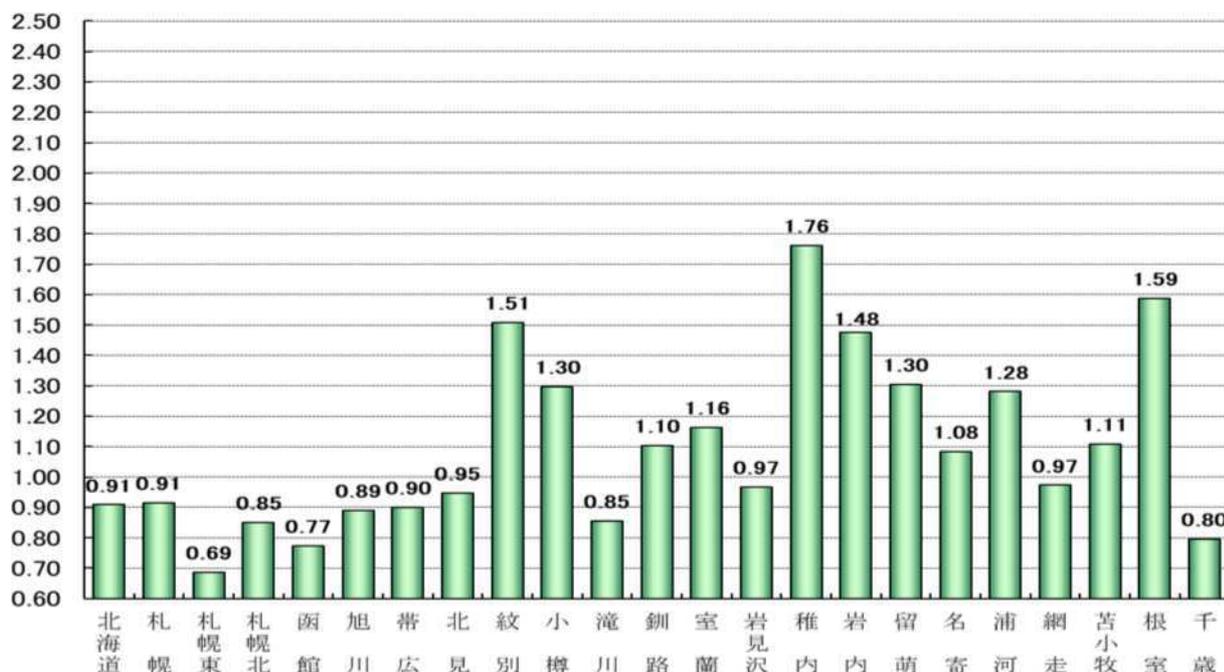
5 職業紹介状況(常用計)

(単位:件、人、倍、%、ポイント)

区分	R06年4月	R05年4月	増減比(増減差)
新規求職申込件数	24,594	22,949	7.2
月間有効求職者数	91,576	89,654	2.1
新規求人数	29,602	30,632	▲3.4
月間有効求人数	83,190	86,768	▲4.1
就職件数	4,488	4,736	▲5.2
有効求人倍率	0.91	0.97	▲0.06

(倍)

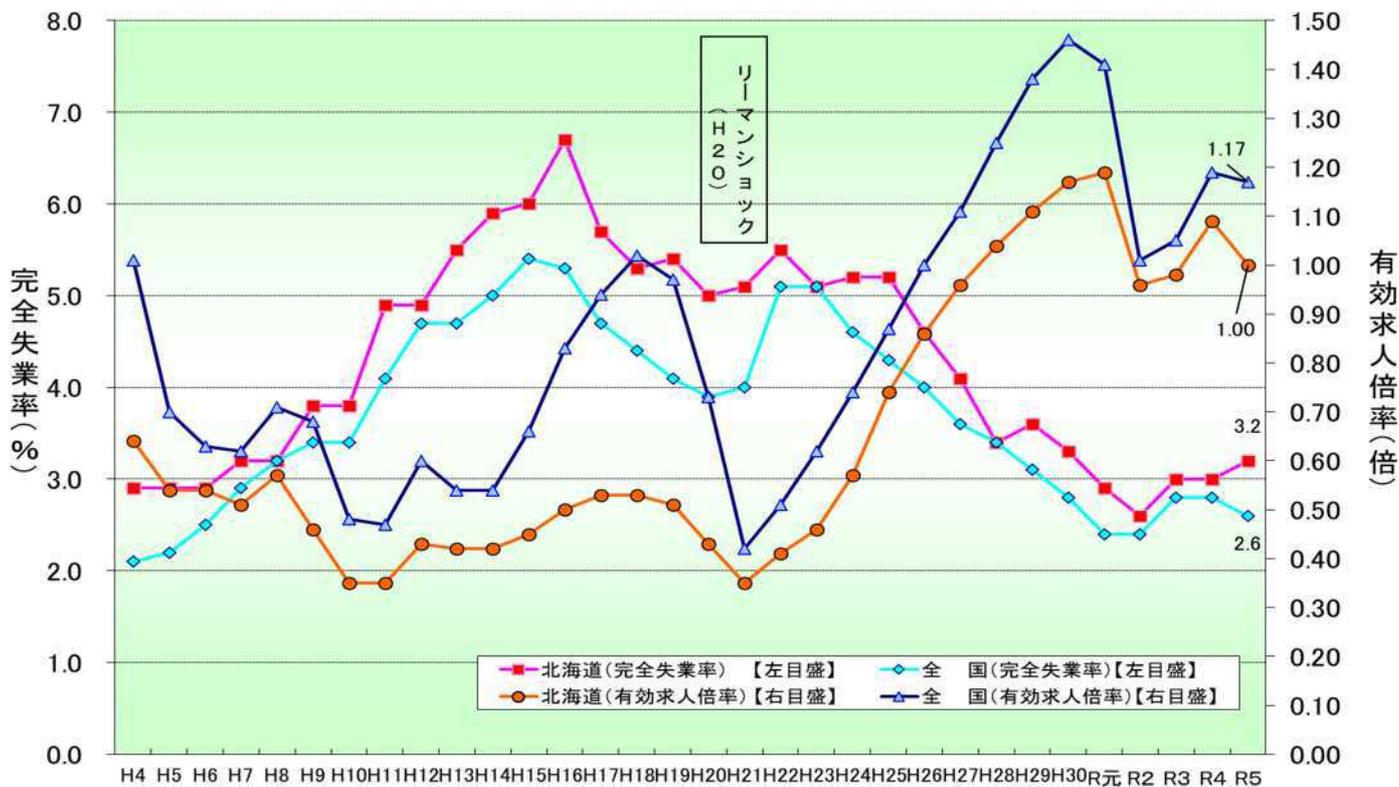
安定所別有効求人倍率(常用計)



(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

安定所	新規求職申込件数		月間有効求職者数		新規求人数		月間有効求人数		有効求人倍率	
	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差	前年比	前年差
計	24,594	7.2	91,576	2.1	29,602	▲3.4	83,190	▲4.1	0.91	▲0.06
札幌	4,679	12.9	18,833	6.5	6,505	3.5	17,224	▲3.8	0.91	▲0.10
札幌東	3,822	10.1	15,144	2.7	3,400	▲13.6	10,389	▲12.4	0.69	▲0.11
札幌北	2,588	3.3	10,144	▲0.5	2,986	▲3.5	8,620	0.5	0.85	0.01
函館	1,877	6.6	7,673	1.9	2,374	▲9.5	5,939	▲4.1	0.77	▲0.05
旭川	1,757	2.7	6,933	3.2	2,198	▲0.2	6,177	▲1.8	0.89	▲0.05
帯広	1,555	0.4	5,638	▲1.5	1,713	▲7.1	5,072	▲4.1	0.90	▲0.02
北見	886	14.5	2,761	1.2	875	▲7.3	2,614	▲4.2	0.95	▲0.05
紋別	140	0.7	405	1.3	198	▲17.8	611	▲16.6	1.51	▲0.32
小樽	578	▲3.2	1,950	0.6	955	▲1.2	2,528	▲2.1	1.30	▲0.03
滝川	573	7.7	2,109	6.5	637	▲0.9	1,802	▲10.3	0.85	▲0.16
釧路	1,026	5.9	3,176	0.2	1,124	▲11.1	3,506	▲0.7	1.10	▲0.01
室蘭	913	7.5	2,894	0.3	1,157	▲11.5	3,364	▲3.7	1.16	▲0.05
岩見沢	567	18.6	1,931	5.1	739	16.4	1,867	4.7	0.97	▲0.00
稚内	193	▲1.5	619	▲14.7	360	▲3.2	1,090	▲4.8	1.76	0.18
岩内	239	▲4.0	808	▲12.6	409	▲9.7	1,193	▲15.0	1.48	▲0.04
留萌	164	5.1	417	▲1.4	169	1.8	544	▲6.5	1.30	▲0.08
名寄	316	10.5	944	5.9	340	▲0.9	1,022	▲2.4	1.08	▲0.10
浦河	192	9.1	705	8.8	380	5.8	903	▲2.1	1.28	▲0.14
網走	256	4.1	820	0.9	286	4.8	798	▲6.9	0.97	▲0.08
苫小牧	1,065	▲1.3	3,613	▲3.5	1,375	5.4	4,001	8.1	1.11	0.12
根室	282	▲3.8	877	▲6.6	532	9.0	1,393	▲4.2	1.59	0.04
千歳	926	17.7	3,182	5.6	890	0.0	2,533	▲5.3	0.80	▲0.09

6 有効求人倍率・完全失業率の推移(常用計)



(注)1. 完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度の数値である。
 2. 平成23年の全国の完全失業率は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難な状況となったことから、岩手県、宮城県、及び福島県の数値を補完的に推計した結果によって集計している。

【有効求人倍率】

(単位：倍、ポイント)

区 分	R05年												R06年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
北海道	常用計原数値	0.97	0.95	0.97	1.00	1.01	1.01	1.02	1.04	1.04	1.00	1.00	0.99	0.91		
	季節調整値	(▲0.03)	(▲0.05)	(▲0.07)	(▲0.10)	(▲0.11)	(▲0.15)	(▲0.14)	(▲0.15)	(▲0.13)	(▲0.11)	(▲0.08)	(▲0.06)	(▲0.06)		
全 国	常用計原数値	1.13	1.10	1.12	1.15	1.17	1.18	1.19	1.20	1.23	1.21	1.20	1.17	1.08		
	季節調整値	(0.07)	(0.04)	(0.03)	(0.00)	(▲0.01)	(▲0.02)	(▲0.04)	(▲0.07)	(▲0.08)	(▲0.08)	(▲0.07)	(▲0.05)	(▲0.05)		

(注) 1. 常用計原数値 () 内は対前年同月差、季節調整値 () 内は対前月差。
 2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。
 3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

【完全失業率】

(単位：%)

区 分	R05年												R06年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
北海道		3.2			2.8			2.7			2.4					
		(3.7)			(3.1)			(2.7)			(2.6)					
全 国	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6				

(注) 1. 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。
 2. () 内は前年同期。
 3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

[資料出所：総務省統計局「労働力調査」]

7 新規求職・新規求人、有効求職・有効求人の推移(常用計)

(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

項目 年度・月	新規求職 申込件数	対前年 増減比	新規 求人数	対前年 増減比	新規求人倍率		月間有効 求職者数	対前年 増減比	月間有効 求人数	対前年 増減比	有効求人倍率	
					原数値	増減差					原数値	増減差
平成26年度	270,711	▲6.3	358,959	5.1	1.33	0.15	*93,839	▲7.9	*80,334	7.3	0.86	0.12
平成27年度	251,706	▲7.0	374,167	4.2	1.49	0.16	*88,473	▲5.7	*85,215	6.1	0.96	0.10
平成28年度	238,747	▲5.1	383,593	2.5	1.61	0.12	*84,483	▲4.5	*87,932	3.2	1.04	0.08
平成29年度	227,176	▲4.8	389,213	1.5	1.71	0.10	*81,417	▲3.6	*90,475	2.9	1.11	0.07
平成30年度	219,953	▲3.2	395,627	1.6	1.80	0.09	*79,157	▲2.8	*92,311	2.0	1.17	0.06
令和元年度	207,466	▲5.7	385,088	▲2.7	1.86	0.06	*76,484	▲3.4	*91,327	▲1.1	1.19	0.02
令和2年度	196,616	▲5.2	333,305	▲13.4	1.70	▲0.16	*81,183	6.1	*77,534	▲15.1	0.96	▲0.23
4月	22,970	▲8.7	27,936	▲22.3	1.22	▲0.21	81,729	▲4.5	79,361	▲17.2	0.97	▲0.15
5月	15,127	▲19.3	25,056	▲23.3	1.66	▲0.08	79,647	▲5.5	73,823	▲22.4	0.93	▲0.20
6月	17,000	1.8	27,339	▲15.3	1.61	▲0.32	80,165	▲1.3	74,584	▲20.7	0.93	▲0.23
7月	16,010	▲8.0	27,557	▲23.6	1.72	▲0.35	78,831	0.5	74,845	▲21.4	0.95	▲0.26
8月	13,957	▲13.4	25,334	▲20.2	1.82	▲0.15	79,784	3.9	74,962	▲20.1	0.94	▲0.28
9月	14,733	▲6.6	28,272	▲13.9	1.92	▲0.16	81,439	7.6	77,068	▲19.1	0.95	▲0.31
10月	16,167	▲5.5	30,883	▲15.9	1.91	▲0.24	83,398	10.8	80,551	▲15.7	0.97	▲0.30
11月	13,575	▲5.0	26,444	▲9.2	1.95	▲0.09	81,174	12.7	80,253	▲13.1	0.99	▲0.29
12月	13,211	▲0.8	25,439	▲5.7	1.93	▲0.10	78,869	15.2	77,768	▲11.2	0.99	▲0.29
1月	16,747	▲4.4	28,158	▲7.2	1.68	▲0.05	79,898	14.3	76,156	▲7.4	0.95	▲0.23
2月	16,997	3.0	27,766	▲8.5	1.63	▲0.21	82,408	13.5	77,338	▲7.9	0.94	▲0.22
3月	20,122	6.6	33,121	10.1	1.65	0.06	86,855	11.8	83,701	▲1.3	0.96	▲0.13
令和3年度	196,526	▲0.0	355,472	6.7	1.81	0.11	*84,776	4.4	*83,390	7.6	0.98	0.02
4月	24,603	7.1	30,677	9.8	1.25	0.03	91,937	12.5	83,329	5.0	0.91	▲0.06
5月	15,069	▲0.4	26,107	4.2	1.73	0.07	87,965	10.4	81,711	10.7	0.93	0.00
6月	15,470	▲9.0	29,733	8.8	1.92	0.31	84,786	5.8	81,060	8.7	0.96	0.03
7月	15,307	▲4.4	29,930	8.6	1.96	0.24	81,771	3.7	80,836	8.0	0.99	0.04
8月	15,131	8.4	26,635	5.1	1.76	▲0.06	83,830	5.1	81,323	8.5	0.97	0.03
9月	14,612	▲0.8	30,374	7.4	2.08	0.16	84,414	3.7	82,951	7.6	0.98	0.03
10月	15,640	▲3.3	31,963	3.5	2.04	0.13	84,875	1.8	84,535	4.9	1.00	0.03
11月	15,336	13.0	28,717	8.6	1.87	▲0.08	83,880	3.3	85,968	7.1	1.02	0.03
12月	13,438	1.7	27,114	6.6	2.02	0.09	81,612	3.5	83,021	6.8	1.02	0.03
1月	16,893	0.9	30,102	6.9	1.78	0.10	82,519	3.3	82,158	7.9	1.00	0.05
2月	15,208	▲10.5	30,357	9.3	2.00	0.37	82,574	0.2	84,037	8.7	1.02	0.08
3月	19,819	▲1.5	33,763	1.9	1.70	0.05	87,145	0.3	89,752	7.2	1.03	0.07
令和4年度	198,185	0.8	386,970	8.9	1.95	0.14	*84,052	▲0.9	*92,019	10.3	1.09	0.11
4月	23,930	▲2.7	34,810	13.5	1.45	0.20	92,225	0.3	91,907	10.3	1.00	0.09
5月	17,542	16.4	29,853	14.3	1.70	▲0.03	91,724	4.3	91,826	12.4	1.00	0.07
6月	16,457	6.4	33,369	12.2	2.03	0.11	89,441	5.5	93,165	14.9	1.04	0.08
7月	14,795	▲3.3	34,649	15.8	2.34	0.38	84,408	3.2	93,178	15.3	1.10	0.11
8月	15,437	2.0	30,415	14.2	1.97	0.21	83,981	0.2	93,742	15.3	1.12	0.15
9月	14,762	1.0	34,507	13.6	2.34	0.26	82,706	▲2.0	95,580	15.2	1.16	0.18
10月	15,259	▲2.4	35,017	9.6	2.29	0.25	82,050	▲3.3	94,838	12.2	1.16	0.16
11月	14,062	▲8.3	30,201	5.2	2.15	0.28	79,591	▲5.1	94,811	10.3	1.19	0.17
12月	12,806	▲4.7	28,766	6.1	2.25	0.23	76,500	▲6.3	89,794	8.2	1.17	0.15
1月	17,009	0.7	31,424	4.4	1.85	0.07	78,325	▲5.1	87,035	5.9	1.11	0.11
2月	17,048	12.1	31,401	3.4	1.84	▲0.16	81,578	▲1.2	87,990	4.7	1.08	0.06
3月	19,078	▲3.7	32,558	▲3.6	1.71	0.01	86,093	▲1.2	90,357	0.7	1.05	0.02
令和5年度	194,384	▲1.9	353,602	▲8.6	1.82	▲0.13	*84,749	0.8	*84,646	▲8.0	1.00	▲0.09
4月	22,949	▲4.1	30,632	▲12.0	1.33	▲0.12	89,654	▲2.8	86,768	▲5.6	0.97	▲0.03
5月	17,541	▲0.0	28,226	▲5.5	1.61	▲0.09	89,979	▲1.9	85,282	▲7.1	0.95	▲0.05
6月	15,779	▲4.1	30,904	▲7.4	1.96	▲0.07	88,687	▲0.8	85,716	▲8.0	0.97	▲0.07
7月	14,540	▲1.7	30,150	▲13.0	2.07	▲0.27	84,618	0.2	84,980	▲8.8	1.00	▲0.10
8月	15,192	▲1.6	28,367	▲6.7	1.87	▲0.10	84,789	1.0	85,504	▲8.8	1.01	▲0.11
9月	14,831	0.5	29,792	▲13.7	2.01	▲0.33	84,368	2.0	85,210	▲10.8	1.01	▲0.15
10月	15,688	2.8	31,916	▲8.9	2.03	▲0.26	84,332	2.8	85,927	▲9.4	1.02	▲0.14
11月	14,103	0.3	27,780	▲8.0	1.97	▲0.18	82,338	3.5	85,388	▲9.9	1.04	▲0.15
12月	12,468	▲2.6	26,619	▲7.5	2.13	▲0.12	79,039	3.3	82,309	▲8.3	1.04	▲0.13
1月	16,729	▲1.6	29,213	▲7.0	1.75	▲0.10	80,569	2.9	80,752	▲7.2	1.00	▲0.11
2月	17,057	0.1	29,943	▲4.6	1.76	▲0.08	82,741	1.4	82,978	▲5.7	1.00	▲0.08
3月	17,507	▲8.2	30,060	▲7.7	1.72	0.01	85,876	▲0.3	84,933	▲6.0	0.99	▲0.06
令和6年度												
4月	24,594	7.2	29,602	▲3.4	1.20	▲0.13	91,576	2.1	83,190	▲4.1	0.91	▲0.06

(注) 1. *印の数値は年度の平均値。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

8 職種別求人・求職状況(常用計)

【令和6年4月内容】

(単位:倍、人、ポイント、%)

	有効求人倍率		月間有効求人人数		月間有効求職者数	
		前年差		前年比		前年比
職業計	0.91	▲0.06	83,190	▲4.1	91,576	2.1
管理的職業	0.70	0.06	124	▲19.5	178	▲26.4
専門的・技術的職業	1.48	0.01	18,578	1.5	12,545	0.5
開発・製造技術者	0.86	0.03	480	▲9.1	559	▲12.2
建築・土木・測量技術者	4.79	0.20	3,018	0.0	630	▲4.1
情報処理・通信技術者	0.86	▲0.07	1,070	0.9	1,251	10.1
医師・薬剤師等	2.70	0.78	618	29.0	229	▲8.0
看護師、保健師等	1.39	0.03	4,417	1.4	3,183	▲0.6
医療技術者・栄養士等	1.78	▲0.01	2,392	▲0.6	1,341	▲0.3
保育士、福祉相談員等	2.02	0.08	5,371	8.6	2,655	4.2
事務的職業	0.37	▲0.02	8,031	▲3.3	21,767	1.5
一般事務員	0.32	▲0.01	5,974	▲2.0	18,734	0.1
会計・経理事務員	0.61	▲0.08	722	▲9.9	1,187	1.7
営業・販売事務員	1.06	▲0.40	564	▲24.1	531	4.3
販売の職業	1.48	▲0.06	7,032	▲13.8	4,753	▲10.2
販売店員、訪問販売員	1.30	▲0.13	4,378	▲18.4	3,369	▲10.4
保険外交員、サービス外交員	2.29	0.66	204	9.1	89	▲22.6
営業員	1.89	0.05	2,450	▲6.1	1,295	▲8.6
サービスの職業	2.27	▲0.03	20,834	▲4.4	9,166	▲3.1
ホームヘルパー、ケアワーカー	2.96	0.13	8,438	▲3.5	2,853	▲7.8
看護助手、歯科助手等	3.08	0.30	1,406	▲5.8	456	▲15.1
調理人、調理見習	2.45	▲0.06	5,461	▲3.2	2,226	▲1.1
給仕、接客サービス員	1.86	▲0.38	3,027	▲12.9	1,624	4.5
マンション、駐車場等管理人	0.75	0.03	462	4.5	612	▲0.6
保安の職業	3.39	▲0.29	2,188	▲8.3	646	▲0.3
警備員	3.39	▲0.30	2,185	▲8.3	645	0.0
農林漁業の職業	1.44	▲0.20	1,128	▲12.1	783	0.1
生産工程の職業	2.11	▲0.05	6,987	▲1.4	3,317	1.3
生産機械制御・監視員	1.63	▲0.55	189	2.2	116	36.5
金属加工、溶接・溶断工	2.31	▲0.34	852	2.5	369	17.9
その他の製造加工作業員	1.85	▲0.07	3,099	▲4.6	1,675	▲0.8
機械組立工	1.47	▲0.05	301	▲19.7	205	▲17.0
整備工・修理工	4.28	0.37	1,960	10.9	458	1.3
製品検査工	2.13	▲0.75	160	▲13.0	75	17.2
塗装、CADオペレーター	1.02	▲0.14	426	▲14.1	419	▲1.6
輸送、機械運転の職業	1.58	0.01	5,740	2.5	3,632	2.1
自動車運転手	1.79	0.00	4,238	0.7	2,371	0.7
ボイラー・建設機械運転工	1.32	0.05	1,291	8.0	981	4.4
建設・採掘の職業	3.44	0.13	5,635	▲0.5	1,638	▲4.2
型枠大工、とび工	5.64	1.16	987	1.4	175	▲19.4
大工・左官	2.60	▲0.03	1,166	▲7.3	449	▲6.3
電気工事、電気配線工	3.28	0.23	901	7.1	275	▲0.4
建設・土木作業員	3.48	▲0.03	2,560	▲0.4	736	0.5
運搬・清掃・包装の職業	0.62	▲0.08	6,913	▲14.0	11,193	▲3.2
運搬、配達、倉庫作業員	1.02	▲0.06	1,727	0.2	1,696	6.1
清掃作業員	1.41	▲0.43	3,104	▲21.0	2,195	2.6
包装作業員	1.59	▲0.28	239	7.2	150	26.1
選別作業員、軽作業員	0.26	▲0.02	1,843	▲14.9	7,152	▲7.2

9 新規求人数の正社員割合

(単位:人、%)

	R05年								R06年				対前年 同期比(差)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
新規求人数	30,632	28,226	30,904	30,150	28,367	29,792	31,916	27,780	26,619	29,213	29,943	30,060	29,602	▲3.4
正社員求人	15,320	13,938	15,493	15,146	13,812	15,009	15,975	13,930	14,389	15,237	14,928	14,961	15,087	▲1.5
	占める割合	50.0	49.4	50.1	50.2	48.7	50.4	50.1	54.1	52.2	49.9	49.8	51.0	1.0
正社員求人以外	15,312	14,288	15,411	15,004	14,555	14,783	15,941	13,850	12,230	13,976	15,015	15,099	14,515	▲5.2
	占める割合	50.0	50.6	49.9	49.8	51.3	49.6	49.9	45.9	47.8	50.1	50.2	49.0	▲1.0

10 産業別正社員の新規求人数・割合

(単位:人、%)

産 業	産業別正社員の新規求人数			産業別新規求人数に占める正社員求人の割合		
	R06年4月	R05年4月	増減比	R06年4月	R05年4月	増減差
AB 農林漁業	285	234	21.8	71.8	55.8	16.0
C 鉱 業	32	26	23.1	86.5	74.3	12.2
D 建 設 業	2,998	2,952	1.6	87.1	84.4	2.7
E 製 造 業	987	1,085	▲9.0	53.5	51.5	2.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	26	8	225.0	57.8	27.6	30.2
G 情報通信業	419	472	▲11.2	87.3	83.8	3.5
H 運輸業・郵便業	1,317	1,180	(11.6)	71.4	74.4	(▲3.0)
I 卸売業・小売業	1,786	1,961	(▲8.9)	51.0	52.1	(▲1.1)
J 金融・保険	130	153	▲15.0	54.9	61.9	▲7.0
K 不動産	239	234	2.1	49.0	49.1	▲0.1
L 学術研究	299	354	▲15.5	54.0	60.3	▲6.3
M 宿泊業・飲食サービス業	572	761	▲24.8	27.6	29.0	▲1.4
N 生活関連・娯楽	261	306	▲14.7	37.0	40.1	▲3.1
O 教育・学習	95	112	▲15.2	25.9	22.8	3.1
P 医療・福祉	4,161	4,243	(▲1.9)	47.2	47.0	(0.2)
Q 複合サービス	68	69	▲1.4	24.2	37.9	▲13.7
R サービス業(他に分類されないもの)	1,038	955	(8.7)	29.2	26.6	(2.6)
ST 公務・その他	374	215	74.0	40.7	32.9	7.8
合 計	15,087	15,320	▲1.5	51.0	50.0	1.0

(注) 1. 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、
令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。
(注) 2. 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について〈〉で示している。

11 正社員の有効求人倍率の推移



(単位:倍、ポイント)

区 分	R05年								R06年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
北 海 道	0.78	0.77	0.80	0.81	0.81	0.81	0.82	0.84	0.86	0.83	0.82	0.80	0.76
	(0.00)	(▲0.01)	(▲0.02)	(▲0.04)	(▲0.05)	(▲0.07)	(▲0.06)	(▲0.06)	(▲0.05)	(▲0.05)	(▲0.02)	(0.80)	(▲0.02)
全 国	0.98	0.96	0.99	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.08	1.05	1.04	1.01	0.96
	(0.06)	(0.05)	(0.04)	(0.03)	(0.01)	(0.00)	(▲0.02)	(▲0.03)	(▲0.03)	(▲0.04)	(▲0.02)	(1.01)	(▲0.02)

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
2. 下段()内は対前年同月差。



希望ある未来へ 地域と歩む 北海道財務局

管内経済情勢報告

令和6年4月
北海道財務局

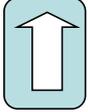
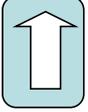
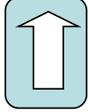
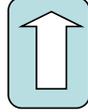
【問い合わせ先】
財務省北海道財務局 総務部 経済調査課
電話011(709)2311(内線4381)



Ⅰ. 最近の北海道財務局管内の経済情勢

	前回(6年1月判断)	今回(6年4月判断)	前回比較	総括判断の要点
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している		個人消費は、乗用車販売減少の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している。生産活動は、弱い動きとなっている。雇用情勢は、緩やかに持ち直している。観光は、緩やかに持ち直している。

〔先行き〕先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

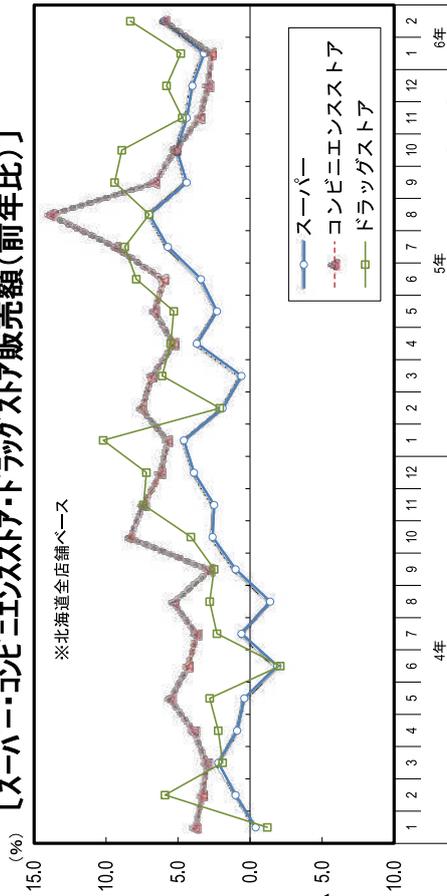
	前回(6年1月判断)	今回(6年4月判断)	前回比較	備考
個人消費	物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している	乗用車販売減少の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している		
生産活動	弱含んでいる	弱い動きとなっている		下方修正は、令和5年1月判断以来、5期ぶり
設備投資	5年度は減少見込み	5年度は減少見込み		
雇用情勢	持ち直しつつある	緩やかに持ち直している		上方修正は、令和5年1月判断以来、5期ぶり
住宅建設	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている		
観光	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している		
公共事業	前年を上回る	前年を上回る		
企業の景況感	「下降」超となっている	「下降」超となっている		
企業収益	5年度は増益見込み	5年度は増益見込み		

94

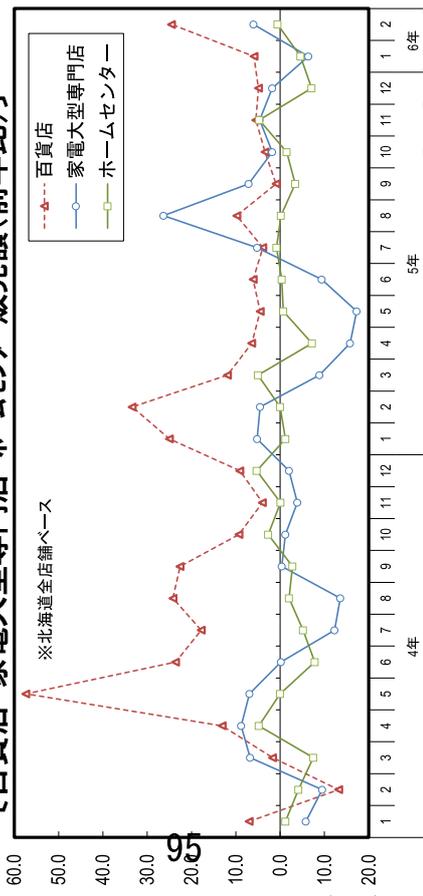
(注) 6年4月判断は、前回6年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

1. 個人消費 ～乗用車販売減少の影響がみられるもの、緩やかに持ち直している～

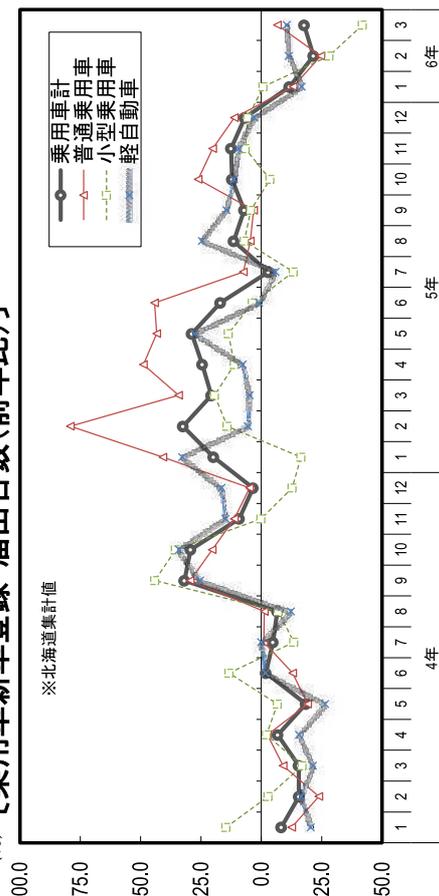
〔スーパー・コンビニエンスストア・ドラッグストア販売額(前年比)〕



〔百貨店・家電大型専門店・ホームセンター販売額(前年比)〕



〔乗用車新車登録・届出台数(前年比)〕



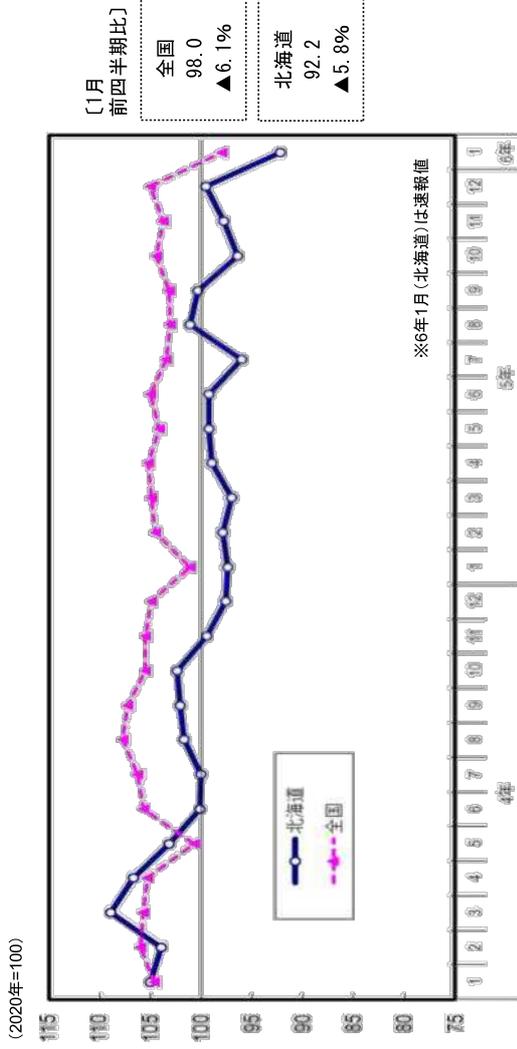
- スーパー販売は、総菜や冷凍食品などの飲食料品に底堅さがみられ、前年を上回っている。
- コンビニエンスストア販売は、おにぎりや飲料などの飲食料品の需要が引き続きみられ、前年を上回っている。
- 乗用車販売は、一部メーカーの認証不正による生産停止の影響から、前年を下回っている。
- ドラッグストア販売は、医薬品やスキンケア用品が好調であり、前年を上回っている。
- 百貨店販売は、ハレの日消費や、富裕層及びインバウンド向けの衣料品販売が好調であるなど、前年を上回っている。
- 家電販売は、夏に向けたエアコンの設置需要が多くみられているものの、テレビの動きが鈍いことに加えて、暖冬による暖房機器の不振により、横ばいとなっている。
- ホームセンター販売は、暖冬により暖房機器や防寒用品の販売が不振であり、前年を下回っている。
- このように、個人消費は全体として、乗用車販売減少の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している。

- 価格上昇の浸透から、節約志向は少しずつ薄れてきており、消費者マインドがやや向上していると感じる。先行きについても、企業全体の賃上げの流れと6月の定額減税から、節約志向はより薄れていくとみている。【スーパー】
- 来店客数の伸びの落ちきは、節約志向が強まっているわけではなく、顧客が品目ごとに購入する業態や店を使い分けているためではないか。【コンビニエンスストア】
- メーカーの認証不正による生産停止の影響で、主力車種の販売ができていない状況が続いたため、今期の販売台数は前年の水準を下回った。【乗用車販売店】
- インフルエンザや風邪対策の感冒薬への需要が高まったほか、海外客にはビタミン剤が引き続き好調である。中国客も増加してきているが、コロナ禍前に旺盛であった化粧品販売は落ち着いている。【ドラッグストア】
- 国内客は精肉や鮮魚、野菜などの素材系の食品は安価に買おうとする一方、やや値が張っても、催事でしか手に入らない菓子などの販売は好調である。【百貨店】
- 暖冬の影響により、暖房機器の売上が前年を大きく下回ったほか、防寒衣類やカイロなど、冬物製品全般の販売が例年よりも振るわなかった。【ホームセンター】
- 道内各地で冬のイベントが本格的に開催されたことから、家族連れの顧客などが多く来店し、売上げ、客数ともに好調を維持しており、消費者マインドの落ち込みは感じられない。【宿泊業、飲食サービス業】

【出所】(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)全国軽自動車協会連合会

2. 生産活動 ～弱い動きとなっている～

〔鉱工業生産指数(季節調整値)〕



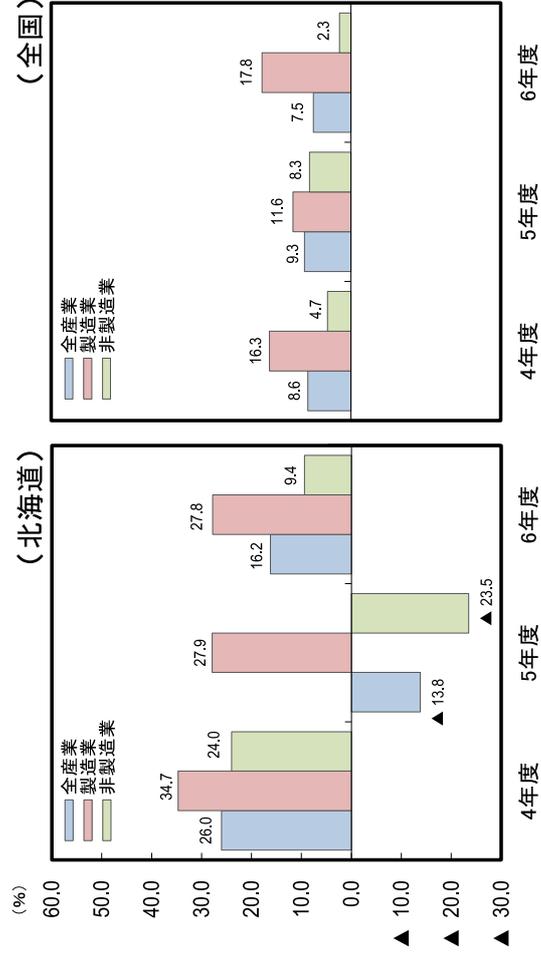
【出所】経済産業省、北海道経済産業局

生産活動は、弱い動きとなっている。

- 中国でEV販売が好調なことから、中国向けガソリン車の需要が落ち込んでおり、全体としては生産が減少傾向にある。中国向けについては、以前から減ってはいたが、その減産幅が拡大している。【輸送用機械器具】
- 主要製品である車載向け部品の生産動向は、海外の需要の冷え込み及び自動車の認証不正問題の影響により前年を下回っている。【電気機械器具】
- ホタテは中国の禁輸の影響があるものの、アメリカで拡大販売しているほか、国内での販売促進の効果により中国に輸出ができなくなったことによる売上減少分を補うことができている。【食料品】

3. 設備投資 ～5年度は減少見込み～

〔設備投資計画(前年度比)〕



【出所】財務省、北海道財務局

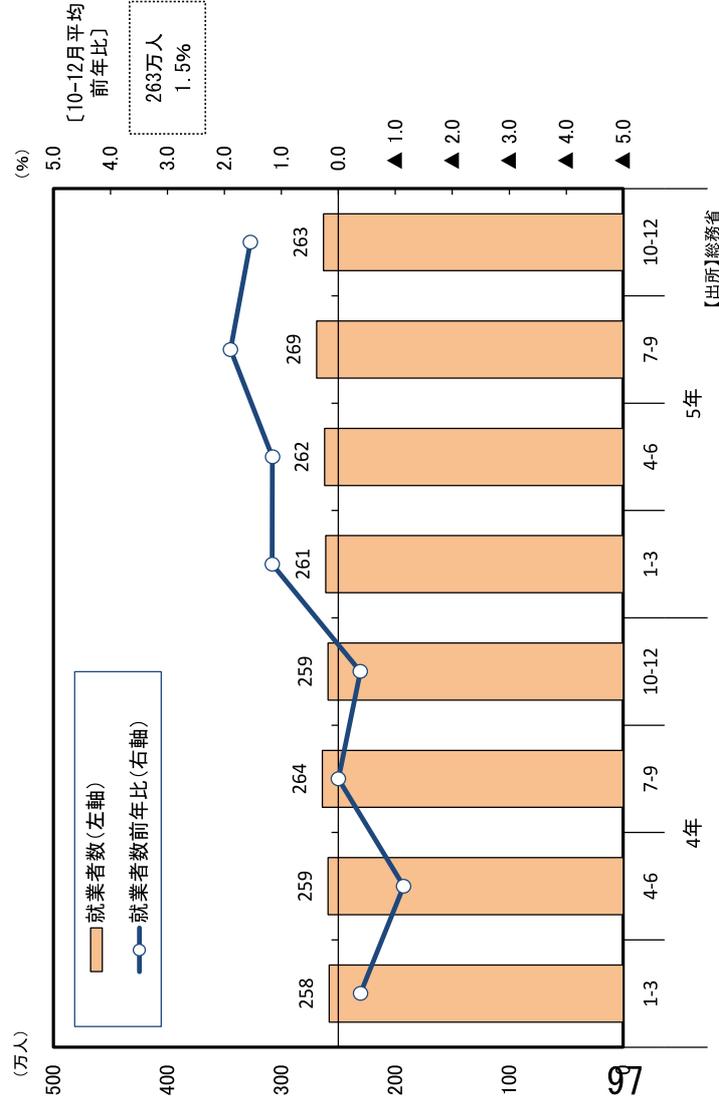
設備投資を当局の法人企業景気予測調査(6年1～3月期)で見ると、5年度は、全産業では減少見込みとなっている。

製造業では、「輸送用機械器具」などが増加していることから、全体では増加見込みとなっている。
非製造業では、「娯楽業」などが減少していることから、全体では減少見込みとなっている。

- 5年度は前年度の大規模投資からの反動により大きく減少しているが、維持更新を中心に必要な投資はしっかりと実施しており、今年度が通常ベースの投資額であった。6年度も同程度程度の投資額となる見通し。【娯楽業】
- 5年度は生産力増強に向けて工場を増築したため、投資額が例年より多額となった。なお、工事現場の人手不足による工期の遅れを受けて、工場への機材の納入を6年度に繰り延べているため、6年度の投資額は前年を上回る見通しとなっている。

4. 雇用情勢 ～緩やかに持ち直している～

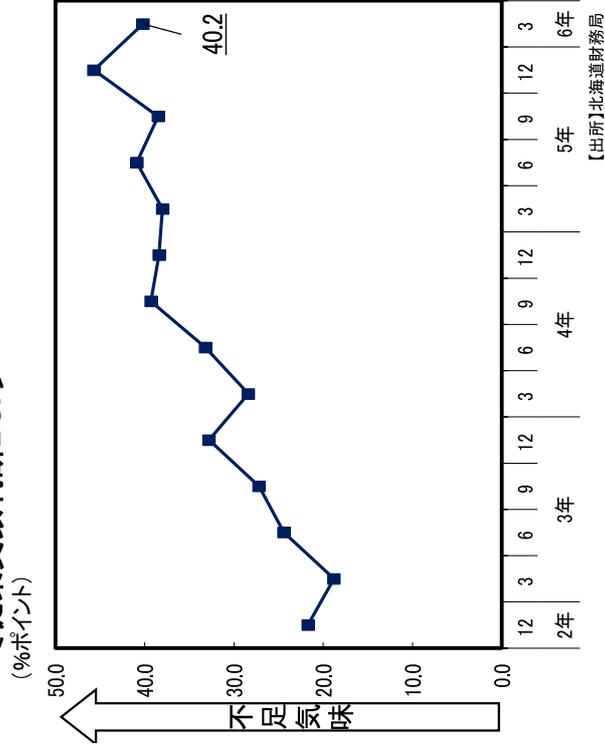
〔就業者数(原数値、前年比)〕



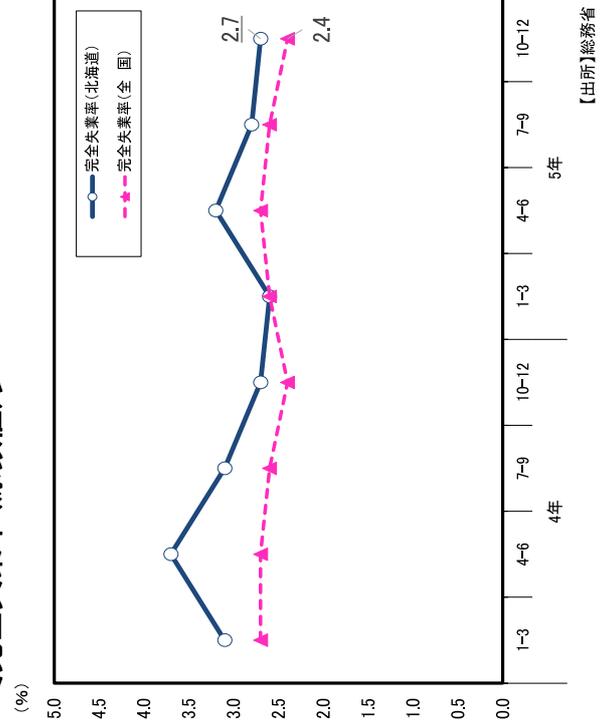
雇用情勢は、人手不足を背景として企業の求人意欲が高い状況にあり、緩やかに持ち直している。

- 即戦力となる中途採用については申込みがほとんどない。今までは札幌の専門学校へリクルートを行ってきたが、管内へ来てもらうことが難しいため、ここ2～3年は管内の普通科高校へリクルートを広げ、技術者を育てることに注力している。【小売業】
- 数か月前から民間求人サイトの利用を始めた。求人に費用をかけなければ人を雇えない時代になっていると感じるが、コストをかけたからといって応募が急激に増えるわけでもなく、人手不足の状況が続く見通しである。【卸売業】
- 最近の求職者は、若者を中心に残業の少なさや、休暇の取りやすさ、内容に見合う給料かなど、職選びのポイントが変化してきているように感じる。【公的機関】

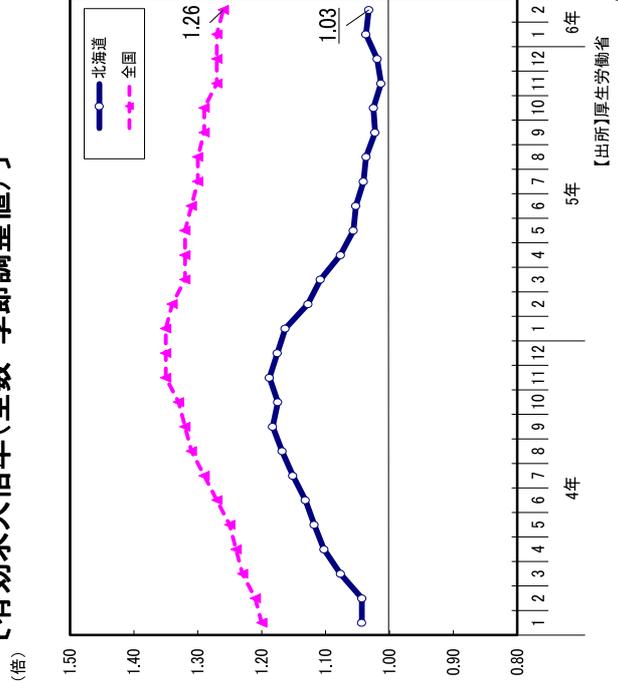
〔従業員数判断BSI〕



〔完全失業率(原数値)〕



〔有効求人倍率(全数・季節調整値)〕



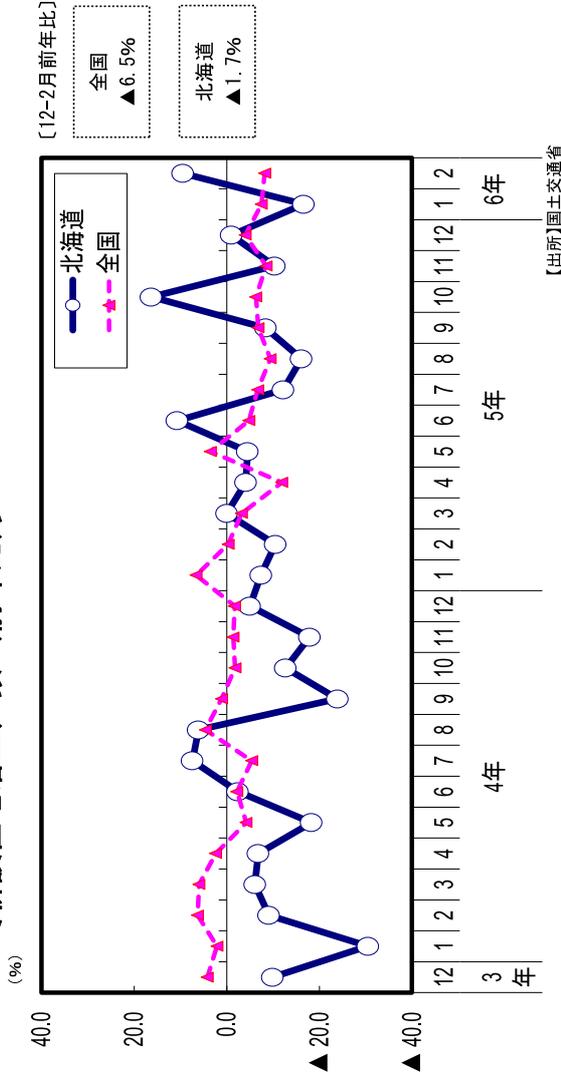
【出所】北海道財務局

【出所】総務省

【出所】厚生労働省

5. 住宅建設 ～弱い動きとなっている～

〔新設住宅着工戸数（前年比）〕

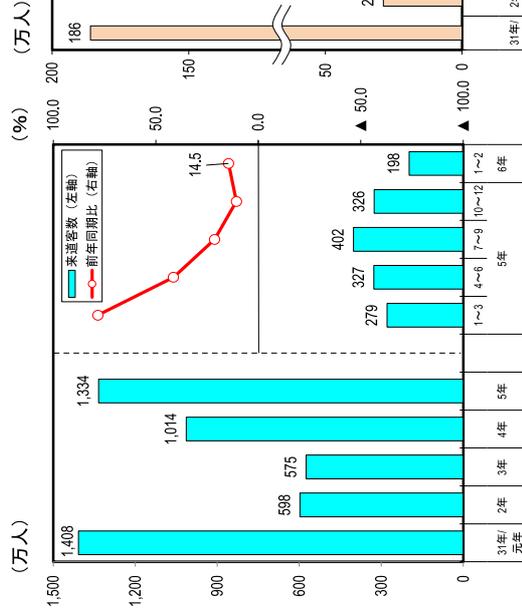


住宅建設は、貸家は前年を上回っているものの、持家、分譲住宅は前年を下回っており、弱い動きとなっている。

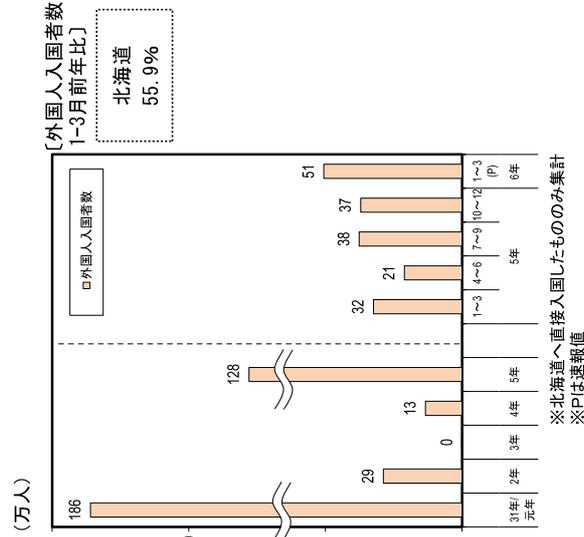
- 分譲戸建は、販売低調のため在庫を抱えており、これから1年間は在庫消化のため、新規の着工は増えないと思われる。【建設業】
- 近年、猛暑が続いており、設備の充実した築年数の浅い賃貸アパートに対する需要が高まっていることを背景に、貸家が増加している。【不動産業】
- 異次元の金融緩和が解除され金利先高観はあるものの、住宅ローンの主力商品の金利は据え置いている。【金融業】

6. 観光 ～緩やかに持ち直している～

〔来道客数〕



〔外国人入国者数〕



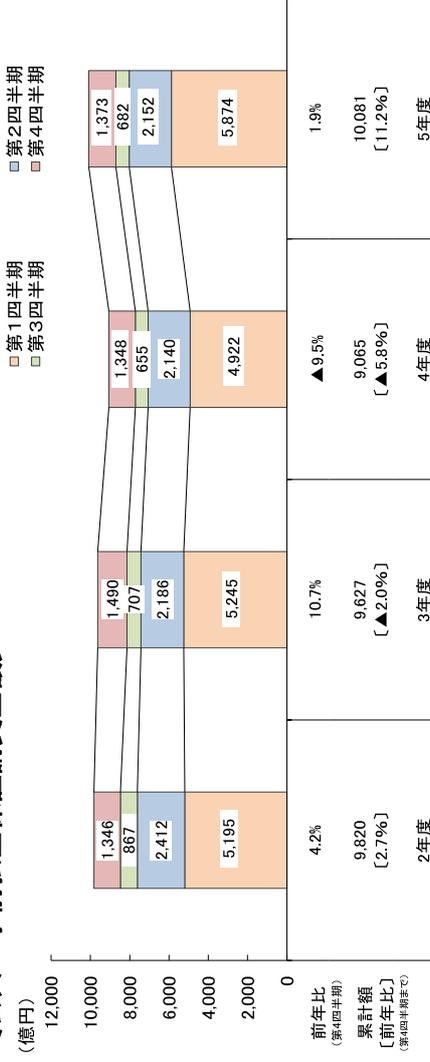
観光は、来道客数、外国人入国者数がともに前年を上回っており、緩やかに持ち直している。

- 当期は、外国人客の増加を主因として稼働率が前年を上回った。冬のイベント期間中は、国内客、外国人客ともにコロナ禍前並みの水準まで回復している。【宿泊業、飲食サービス業】
- 直行便の再開や季節運航により国際線の就航本数が増加したため、海外客が増え、2月の利用者数は過去最多となった。また、円安効果により、海外客の売店の購入単価が上昇している。【娯楽業】
- 2月までは好調が続いていたが、3月以降は週末や大型連休も稼働率が低く、厳しい状況となっている。各種旅行支援がないなか、航空券や宿泊費が値上がりしており、国内客の動きが鈍くなっている。【宿泊業、飲食サービス業】

7. 公共事業 ～前年を上回る～

公共事業を前払金保証請負金額で見ると、第4四半期は、国、北海道が前年を下回っているものの、独立行政法人等、市町村が前年を上回っており、全体では前年を上回っている。

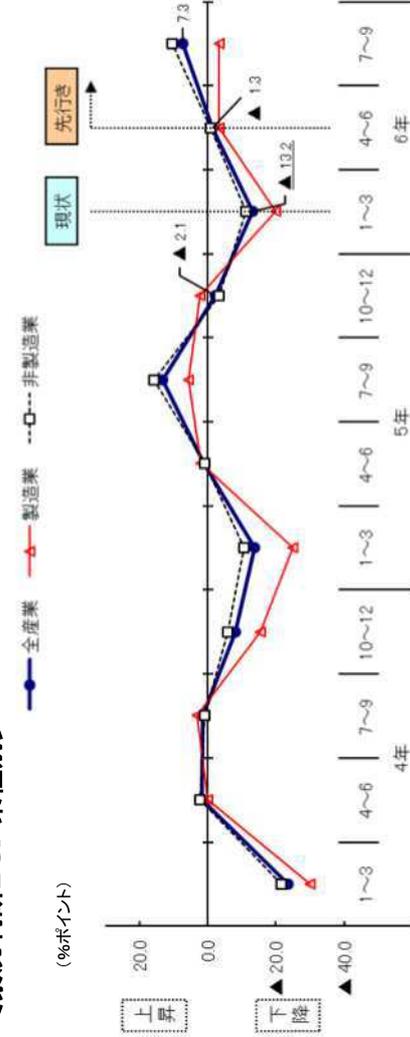
【公共工事前払金保証請負金額】



8. 企業の景況感 ～「下降」超となっている～

企業の景況感を当局の法人企業景況予測調査(6年1～3月期)で見ると、企業の景況判断BSIは、全産業では「下降」超となっている。なお、先行きは、6年7～9月期に「上昇」超へ転じる見通しとなっている。

【景況判断BSI・業種別】

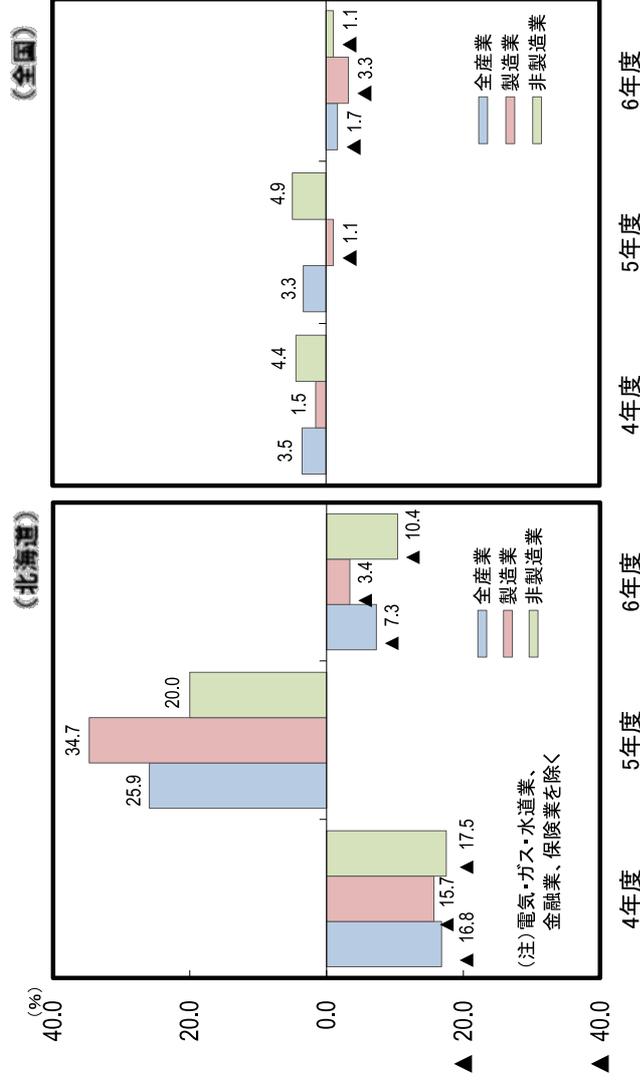


9. 企業収益 ～5年度は増益見込み～

企業収益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)を当局の法人企業景況予測調査(6年1～3月期)で見ると、5年度は、全産業では増益見込みとなっている。

製造業では、「食料品」などが増益となっていることから、全体では増益見込みとなっている。非製造業では、「学術研究、専門・技術サービス業」などが増益となっていることから、全体では増益見込みとなっている。

【企業収益(前年度比)】



10. 金融 ～貸出金残高は前年を下回る～

11. 企業倒産 ～件数は前年と同数～

12. 消費者物価 ～前年を上回る～

最近の管内経済概況

(2024年4月の経済指標を中心として)

～ 緩やかに持ち直している ～

- 最近の動きをみると、
- 生産活動は、一進一退の動きとなっている。
 - 個人消費は、緩やかに改善している。
 - 観光は、改善している。
 - 公共工事は、増加した。
 - 住宅建設は、弱い動きとなっている。
 - 民間設備投資は、増加している。
 - 雇用動向は、弱含んでいる。
 - 企業倒産は、件数、負債総額とも増加した。

全体として、管内経済は、緩やかに持ち直している。
なお、先行きについては、国際経済の動向等を十分注視する必要がある。

※ 下線部は、前月から判断を変更した部分。

2024年6月20日

照会先： 経済産業省 北海道経済産業局
総務企画部 企画調査課
T E L： 011-709-2311 内線 2525
E-mail： bz1-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

資料No. 18

管内経済概況判断の推移

(2024年6月現在)

発表月	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月	前月との判断比較
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	↑
生産活動	弱い動きとなっている	一進一退の動きとなっている(↗)	一進一退の動きとなっている	一進一退の動きとなっている	一進一退の動きとなっている	一進一退の動きとなっている	↑
個人消費	緩やかに改善している	緩やかに改善している	緩やかに改善している	緩やかに改善している	緩やかに改善している	緩やかに改善している	↑
観光	改善している	改善している	改善している	改善している	改善している	改善している	↑
公共工事	増加した	増加した	増加した	増加した	減少した(↘)	増加した(↗)	↘
住宅建設	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	弱い動きとなっている	↑
民間設備投資	増加している	増加している	増加している	増加している	増加している	増加している	↑
雇用動向	弱含んでいる	弱含んでいる	弱含んでいる	弱含んでいる	弱含んでいる	弱含んでいる	↑
企業倒産	件数、負債総額とも増加した	件数、負債総額とも増加した	件数、負債総額とも増加した	件数は同数、負債総額は減少した	件数、負債総額とも減少した	件数、負債総額とも増加した	↘

注：下線部は、前月から判断を変更した部分。



↑ 上方修正



↑ 据え置き



↓ 下方修正

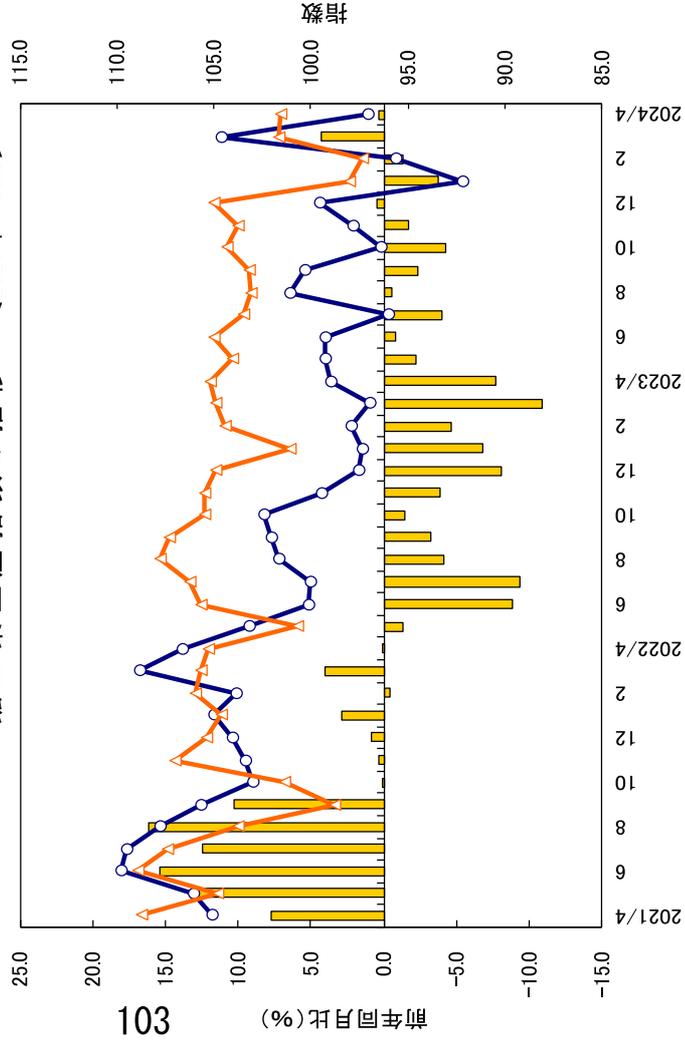
生産活動 ～一進一退の動きとなっている～

4月の鉱工業生産は、前月比▲7.2%と3か月ぶりに低下した。前年同月比は+0.3%と2か月連続で上昇した。低下業種は、一般機械工業など10業種となった。上昇業種は、輸送機械工業など3業種となった。

< 4月 >	
季節調整指数	
北海道 (速報)	97.1 (前月比▲ 7.2%)
全国 (速報)	101.6 (前月比▲ 0.1%)

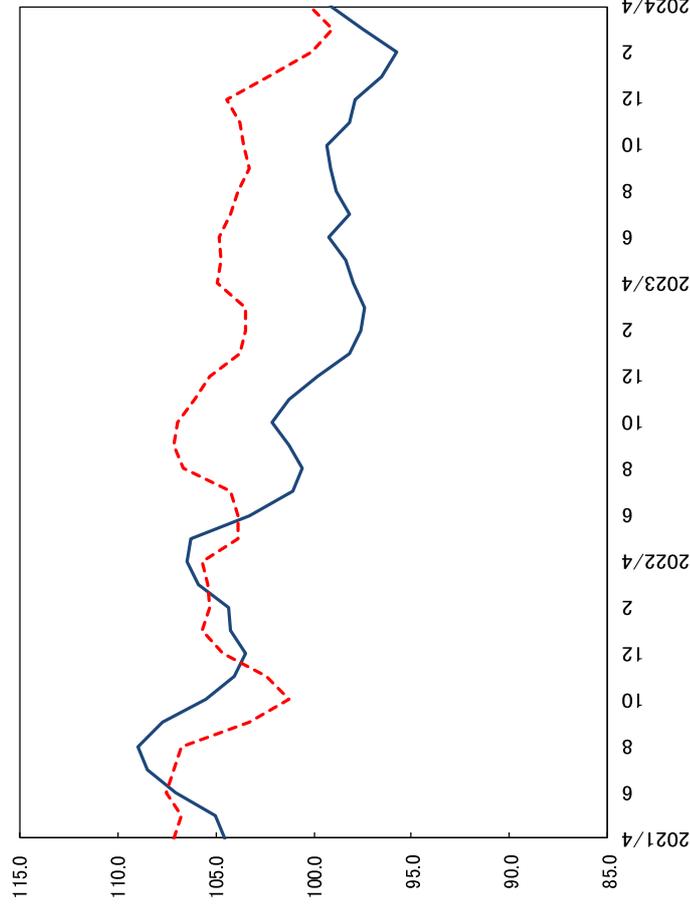
	業種	前月比 (%)	前年同月比 (%)	主な品目
低下 10業種	一般機械工業	▲ 31.9	+ 15.2	一般機械
	金属製品工業	▲ 22.8	+ 11.6	鉄骨
	鉄鋼・非鉄金属工業	▲ 14.7	▲ 8.0	鋼材
	輸送機械工業	+ 12.8	▲ 10.2	自動車部品
上昇 3業種				

鉱工業生産指数の推移 [2020年=100.0]



■ 前年同月比(北海道,原指数) ● 季節調整指数(北海道) ▲ 季節調整指数(全国)

鉱工業生産指数の推移(3か月後方移動平均) [2020年=100.0]



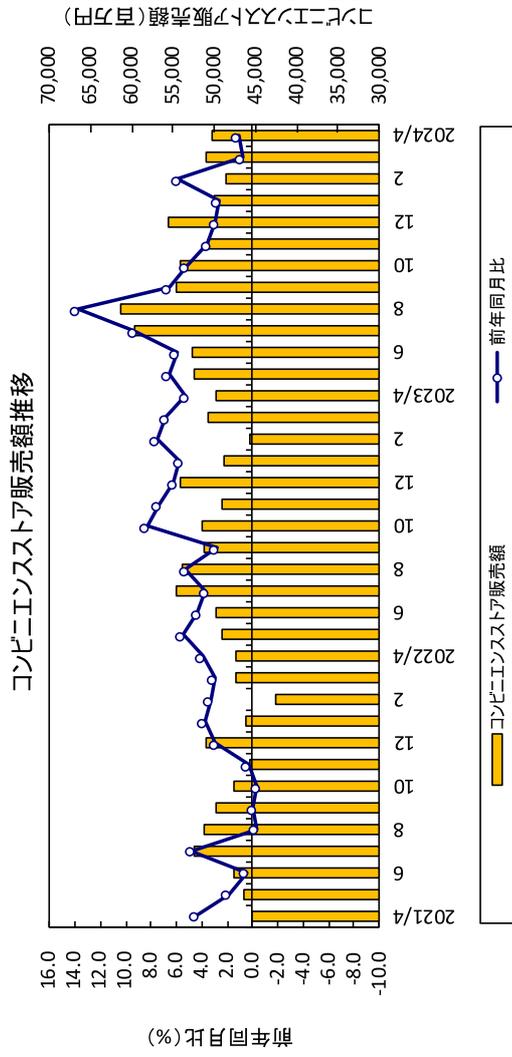
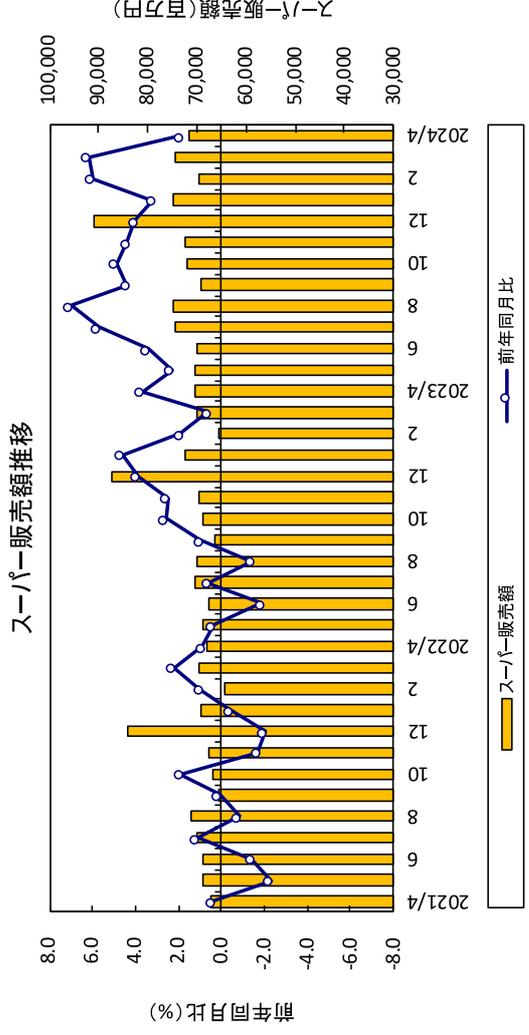
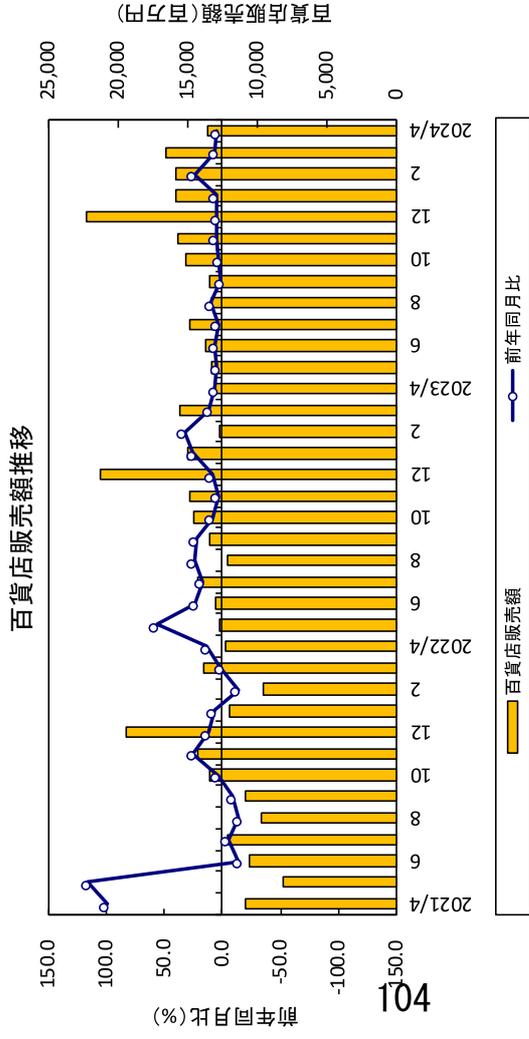
— 季節調整指数(北海道) - - - 季節調整指数(全国)

(資料：経済産業省、北海道経済産業局)

個人消費 ～ 緩やかに改善している～

4月の個人消費は、新車販売が前年を下回ったものの、他の6業態は前年を上回った。

- 百貨店は、衣料品などの売上げが好調で、前年同月比+4.7%と2か月連続で前年を上回った。
- スーパーは、飲食料品の売上げが増加し、同+1.9%と2か月連続で前年を上回った。
- コンビニエンスストアは、同+1.1%と3か月連続で前年を上回った。

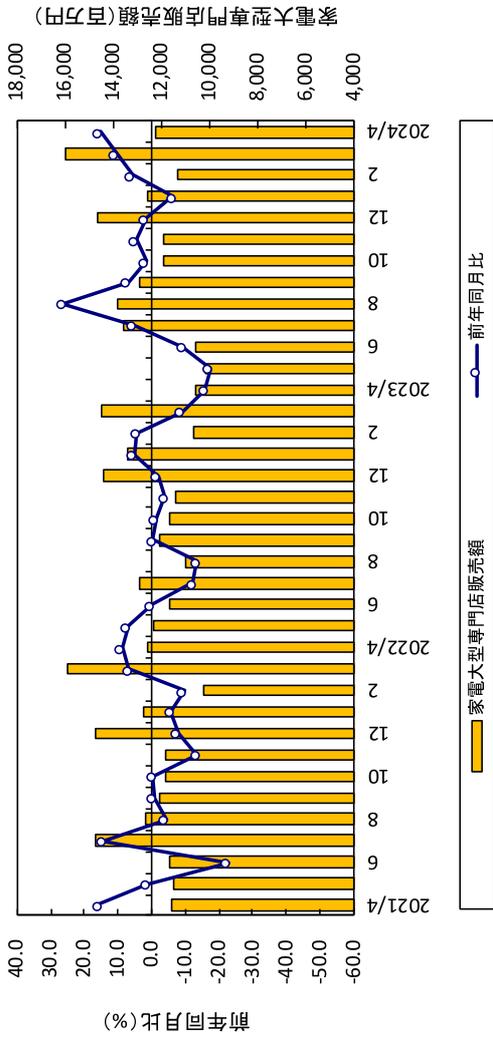


【ヒアリング内容】

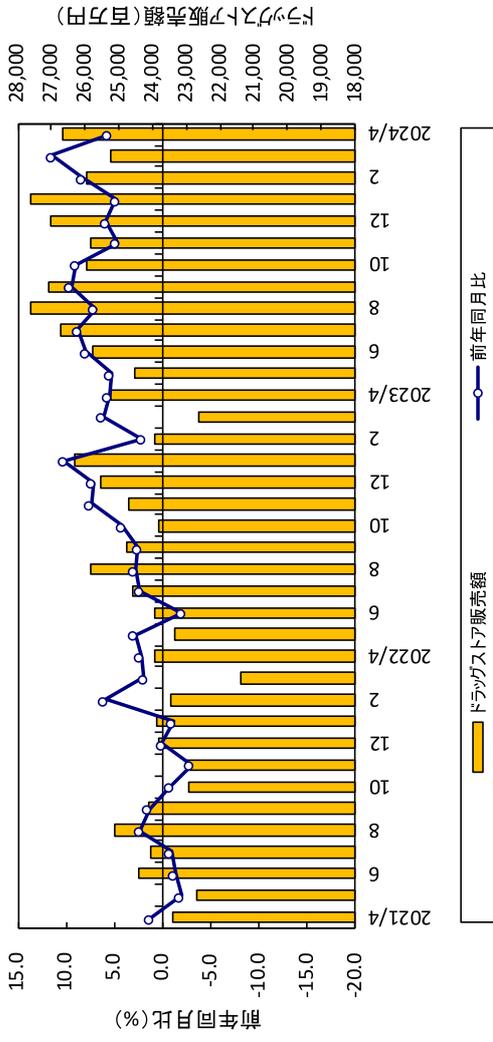
- 薄手のコートやジャケットなど春衣料がよく売れたほか、道外への旅行需要などから初夏アイテムの売上げが伸長した。また、化粧品や高級ブランドの商品がよく売れた。(百貨店)
- 惣菜の売上げが好調だったほか、野菜などの価格が高騰し売上げが増加した。また、節約志向から買い控えが見られた一方で、他の商品と比較し低価格の商品や割安感のあるマルチパックのアイスなどがよく売れた。(スーパー)
- 気温が高く晴れた日が多かったことから人流が増加し、飲料の売上げは好調だった。一方で、高価格のおにぎりなどの売上げが伸び悩む傾向も見られた。(コンビニエンスストア)

- 家電大型専門店は、同+15.4%と3か月連続で前年を上回った。ドラッグストアは、同+5.6%と2か月連続で前年を上回った。ホームセンターは、同+2.3%と2か月ぶりに前年を上回った。
- 新車販売は、同▲11.6%と4か月連続で前年を下回った。

家電大型専門店販売額推移

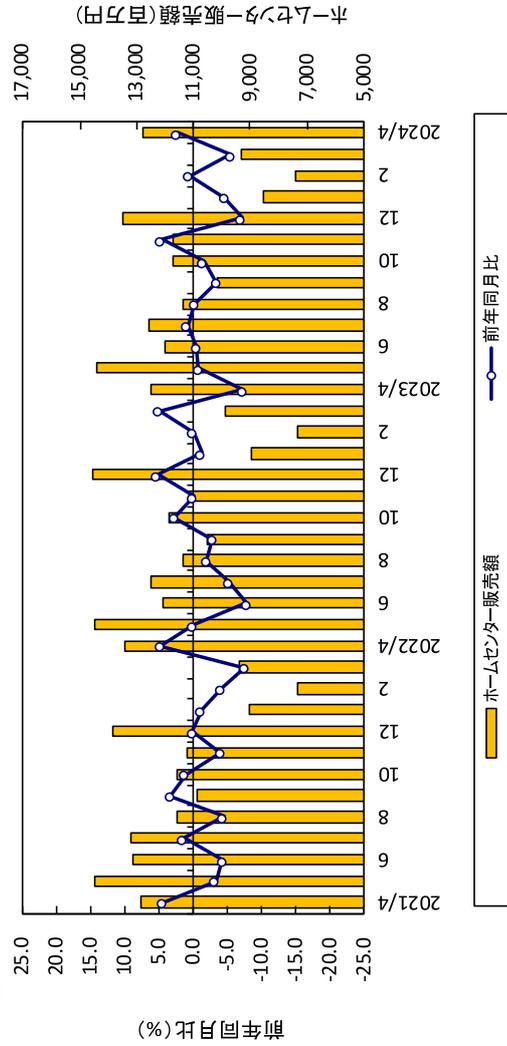


ドラッグストア販売額推移

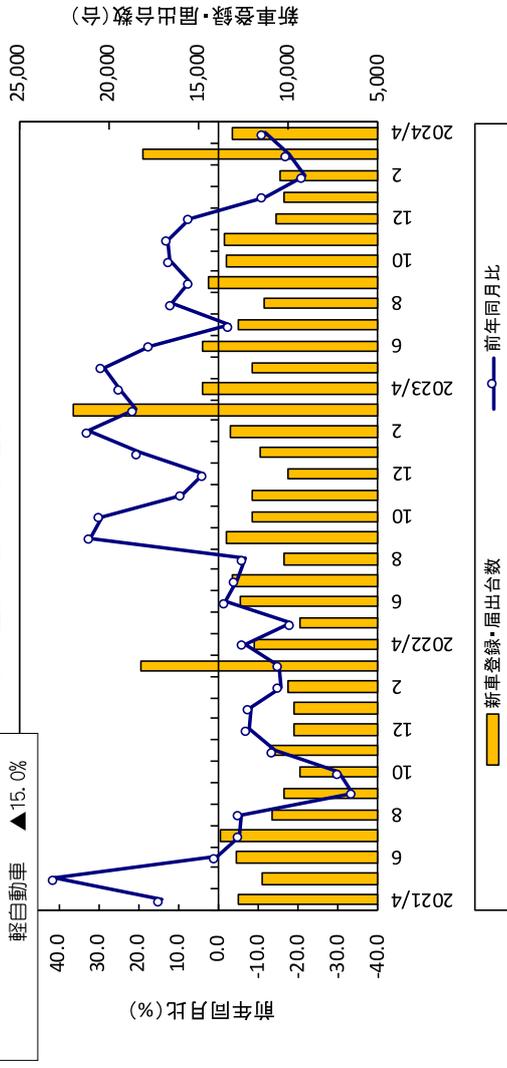


105

ホームセンター販売額推移



新車登録・届出台数推移



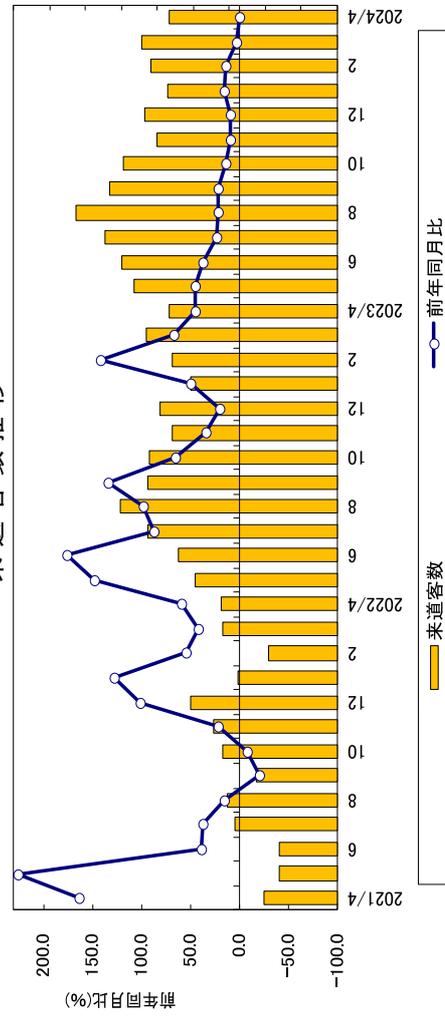
【ヒアリング内容】

- 前月までに引き続き夏を見据えた購入が続くエアコンと、単価が高いスマートフォンの売上げをけん引した。また、スポーツウーラーや冷風機の売上げが伸長した。(家電大型専門店)
- 化粧品では、アジアコスメが引き続き好調なほか、乾燥ケア商品がよく売れた。(ドラッグストア)
- 気温が高く晴れた日が多かったことから、園芸用品や補修剤、燃料などのレジャー用品が伸長し、売上げは前年を上回った。(ホームセンター)

観光 ～ 改善している～

4月の来道客数は、前年同月比▲0.1%と30か月ぶりに前年を下回った。また、道内外国人入国者数は、同+56.0%と22か月連続で前年を上回った。

来道客数推移



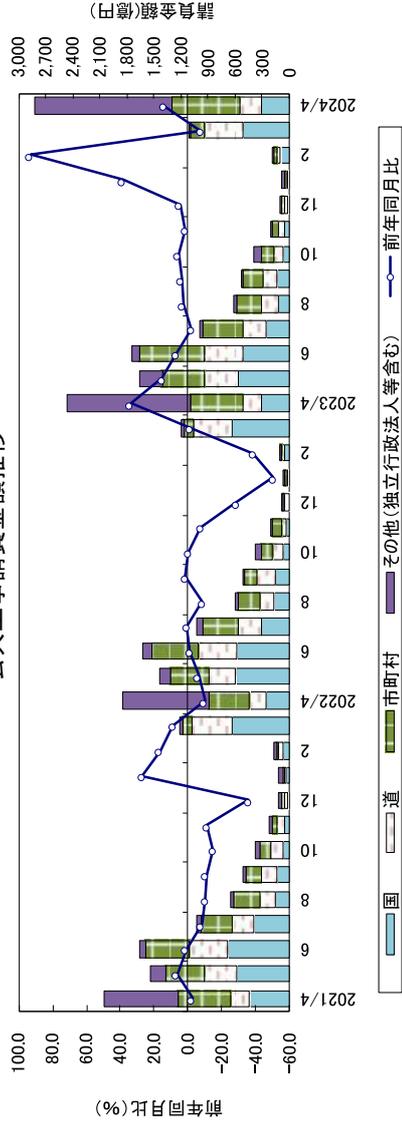
<4月> 来道客数 936,867人 (▲0.1%)
 ※北海道外から航空機(国内線)、JR(北海道新幹線)、フェリーを利用して来道した旅客数。
 ※道内で入国手続きを行った外国人数は含まない。

(資料：(公社)北海道観光振興機構)

公共工事 ～ 増加した～

4月の公共工事請負金額は、国、道、市町村全てで前年を上回り、前年同月比+14.0%と2か月ぶりに前年を上回った。

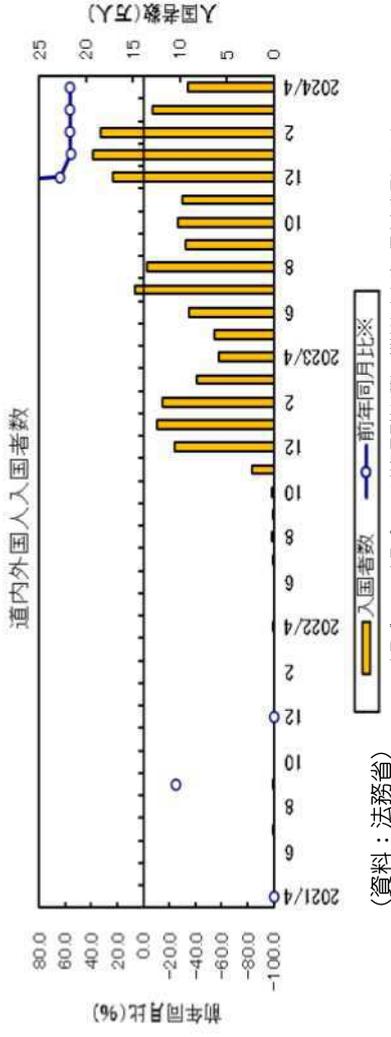
公共工事請負金額推移



<4月>
 北海道 +14.0%
 (内訳)
 国 +2.9% 道 +4.6% 市町村 +31.7% その他 +10.5%

(請負金額は国、道、市町村、独立行政法人等の合計額)

(資料：北海道建設業信用保証(株)ほか2社)



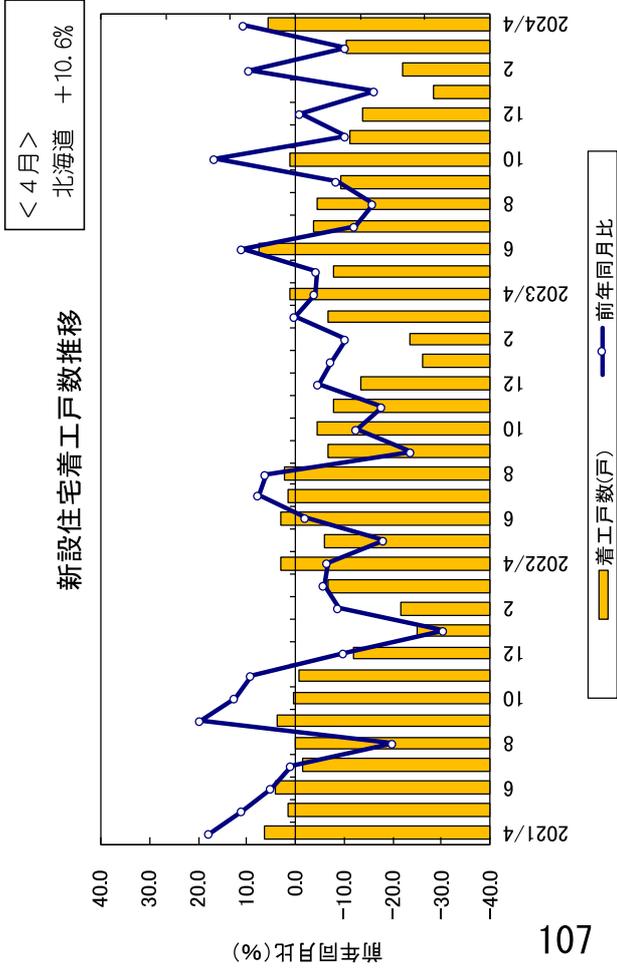
(資料：法務省)

※2022/7及び9、2023/4及び7～11の前年同月比は著しく増加したため、便宜上表示していない。

・観光施設のオープンが4月下旬からのため、4月の観光客の動きは少なかった。インバウンドは、台湾・韓国・香港からの観光客が依然として多いが、それほど増えている印象はない。(観光協会)

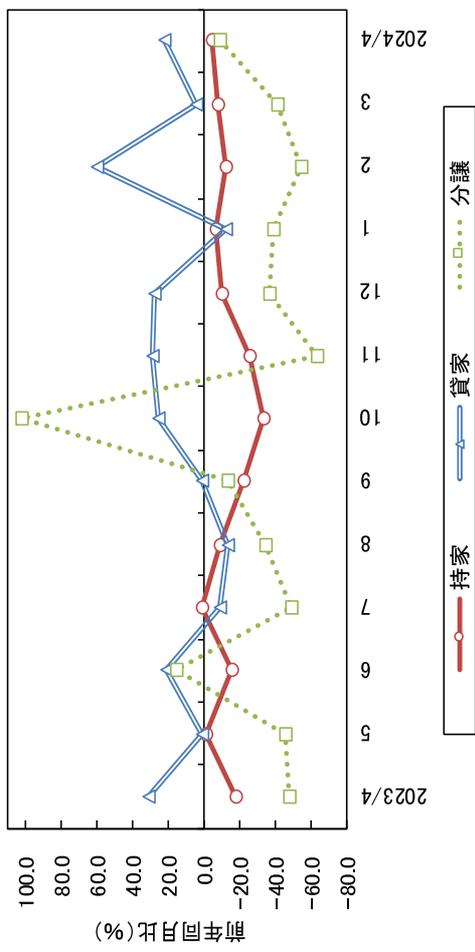
住宅建設 ～ 弱い動きとなっている～

4月の新設住宅着工戸数は、持家、分譲は前年を下回ったが、貸家は前年を上回り、前年同月比+10.6%と2か月ぶりに前年を上回った。



<4月> 持家 ▲ 4.9%
貸家 + 22.1%
分譲 ▲ 9.3%

持家・貸家・分譲の前年同月比の推移



(資料：国土交通省)

民間設備投資 ～ 増加している～

2024年度の設備投資計画は、全体で前年度比+10.9%と3年連続で前年度を上回った。

日銀短観の設備投資動向

2024年4月1日発表

	2023年度	2024年度
北海道	+ 4.3%	+ 10.9%
製造業	+ 33.5%	+ 22.3%
非製造業	▲ 6.1%	+ 5.1%
全国	+ 10.7%	+ 3.3%

注) 土地投資額を含み、ソフトウェア投資額、研究開発投資額を除く。

注) 北海道は、電気・ガスを除くベース。

(資料：日本銀行札幌支店)

法人企業景気予測調査(北海道・設備投資)

2024年3月12日発表

	2023年度	2024年度
全産業	▲ 13.8%	+ 16.2%
製造業	+ 27.9%	+ 27.8%
非製造業	▲ 23.5%	+ 9.4%

※数値は対前年比増減率。

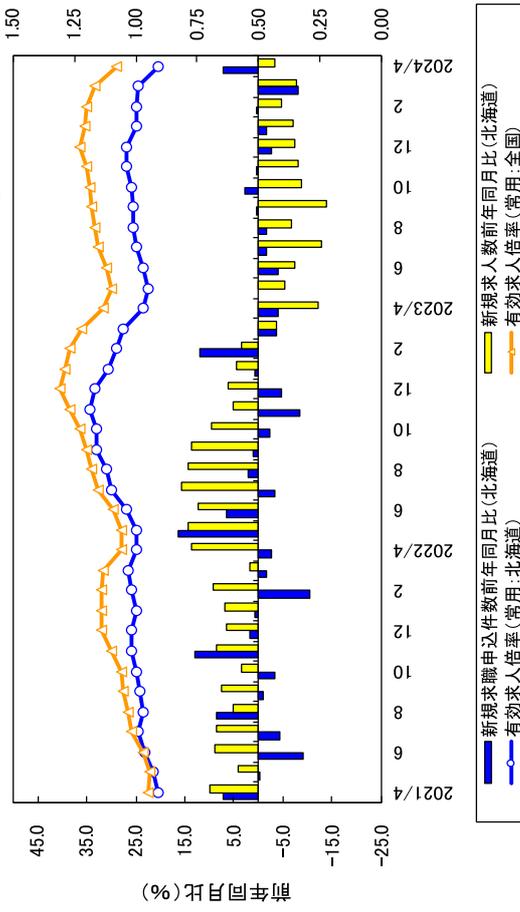
注) ソフトウェア投資額を含み、土地購入額を除く。

(資料：北海道財務局)

雇用動向 ～弱含んでいる～

4月の有効求人倍率は、0.91倍と前年同月差0.06ポイント低下し、13か月連続で前年を下回った。

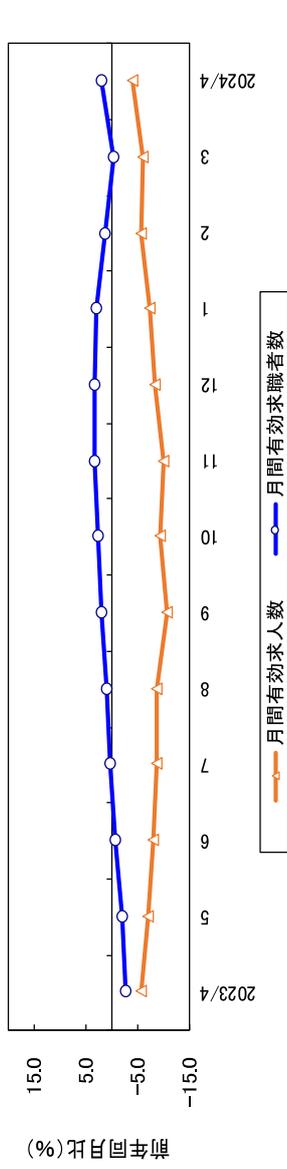
有効求人倍率・新規求職・新規求職・新規求職件数の推移



< 4月 >

北海道
 有効求人倍率 (常用) 0.91倍
 新規求職申込件数 (前年同月比) ▲ 3.4%
全国
 有効求人倍率 (常用) 1.08倍

月間有効求人人数・月間有効求職者数の推移

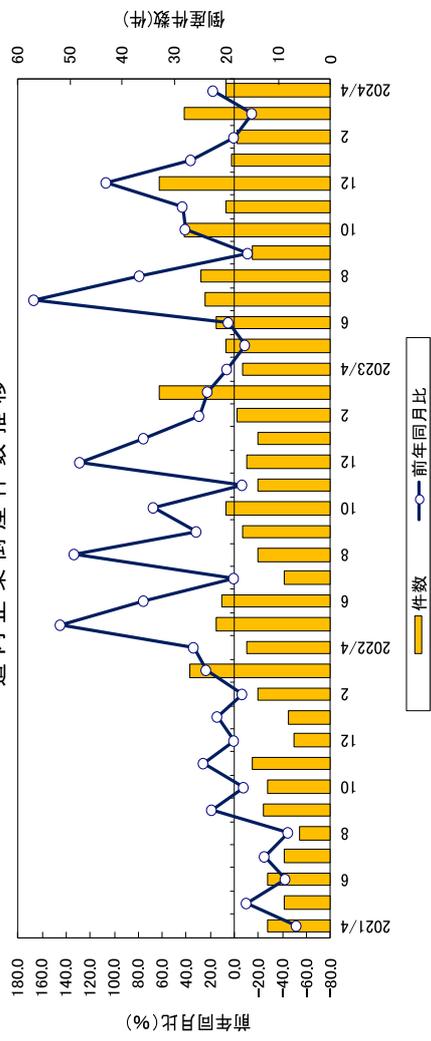


108

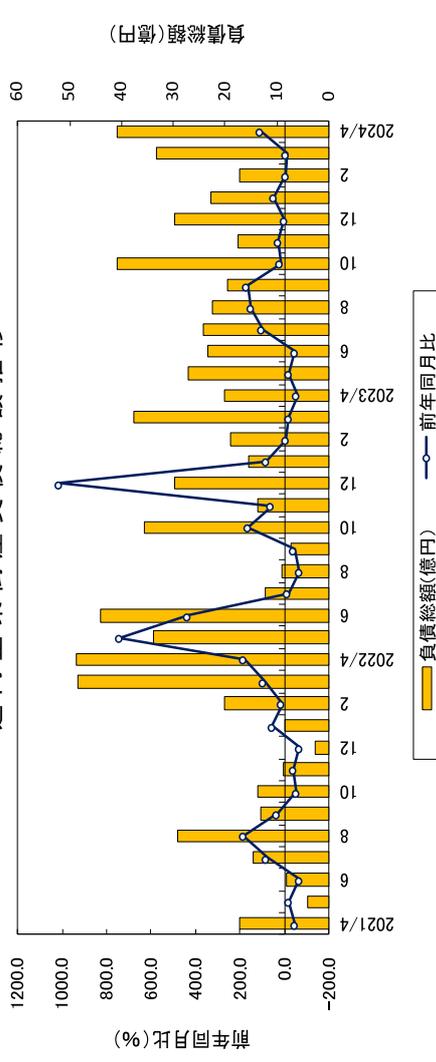
企業倒産 ～件数、負債総額とも増加した～

4月の倒産件数は20件で、前年同月比+17.6% (3件増) と3か月ぶりに前年を上回った。また、負債総額は40.8億円で、同+103.4%と3か月ぶりに前年を上回った。

道内企業倒産件数推移



道内企業倒産負債総額推移



(資料: (株)東京商工リサーチ)

北海道金融経済概況

2024年5月

2024年5月29日
日本銀行札幌支店

資料No. 19

〈本件に関するお問い合わせ先〉

日本銀行札幌支店 営業課（電話011-241-5232）

ホームページアドレス <https://www3.boj.or.jp/sapporo/>

〈当店ホームページ〉



全体感

北海道の景気は、一部に弱めの動きがみられるが、持ち直している。

すなわち、公共投資は、高水準で推移している。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、堅調に推移している。観光は、回復している。設備投資は、持ち直している。輸出は、下げ止まっている。住宅投資は、減少している。生産は、横ばい圏内ながら、一部に弱めの動きがみられる。

雇用・所得情勢をみると、緩やかに改善している。

項目別判断の前回との比較

		前回	今回	変化
総括判断	維持直している。	維持直している。	<u>一部に弱めの動きがみられるが、持ち直している。</u>	↘
	公共投資	高水準で推移している。	高水準で推移している。	→
需要項目	輸出	下げ止まっている。	下げ止まっている。	→
	設備投資	持ち直している。	持ち直している。	→
生産	個人消費	物価上昇の影響を受けつつも、着実に増加している。	<u>物価上昇の影響を受けつつも、堅調に推移している。</u>	↘
	住宅投資	減少している。	減少している。	→
雇用・所得	産	横ばい圏内ながら、一部に弱めの動きがみられる。	横ばい圏内ながら、一部に弱めの動きがみられる。	→
	得	緩やかに改善している。	緩やかに改善している。	→

総括判断の推移

		総括判断	
公表日	前回比		
2022年 4月	→	新型コロナウイルス感染症の影響から下押し圧力が強い状態にあり、持ち直しの動きが一服している	
5月	↑	新型コロナウイルス感染症の影響がみられているものの、緩やかに持ち直している	
6月	→	同上	
7月	→	緩やかに持ち直している	
8月	(→)	(同上)	
9月	→	同上	
10月	→	同上	
11月	→	同上	
12月	→	同上	
2023年 1月	→	同上	
2月	→	同上	
3月	→	同上	
4月	→	同上	
5月	→	同上	
6月	→	同上	
7月	→	同上	
8月	(→)	(同上)	
9月	↑	持ち直している	
10月	→	同上	
11月	→	同上	
12月	→	同上	
2024年 1月	→	同上	
2月	→	同上	
3月	→	同上	
4月	→	同上	
5月	↘	一部に弱めの動きがみられるが、持ち直している	

各論

1. 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、下げ止まっている。

食料品は、下げ止まりつつある。

設備投資は、持ち直している。

3月短観（北海道地区）における2023年度の設備投資は、前年を上回る計画となっている。2024年度の設備投資は、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、堅調に推移している。

百貨店は、回復している。スーパーは、増勢が鈍化している。コンビニエンスストアは、横ばい圏内の動きとなっている。ドラッグストアは、増加している。家電販売は、緩やかに持ち直している。乗用車販売は、下げ止まっている。サービス消費は、回復している。

観光は、回復している。

住宅投資は、減少している。

新設住宅着工戸数をみると、持家、分譲は、減少している。貸家は、緩やかに持ち直している。

2. 生産

生産（鉱工業生産）は、横ばい圏内ながら、一部に弱めの動きがみられる。

主要業種別にみると、食料品、金属製品は、横ばい圏内の動きとなっている。電気機械は、持ち直しの動きが一服している。輸送機械は、弱めの動きがみられる。

3. 雇用・所得動向

雇用・所得情勢をみると、緩やかに改善している。

4. 物価

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回って推移している。なお、前年比伸び率は前月比縮小した。

5. 企業倒産

企業倒産は、増加している。

6. 金融情勢

預金残高は、個人預金を中心に増加している。

貸出残高は、高水準で推移しているものの、減少に転じている。

貸出金利は、緩やかな上昇に転じている。



希望ある未来へ 地域と歩む 北海道財務局

法人企業景気予測調査

【北海道地方の概要】

令和6年4～6月期

令和6年6月13日
財務省 北海道財務局

目 次

I. 調査要領	1
II. 調査結果の概要		
概 況	2
1. 景況判断（企業の景況）	3
2. 売上高	6
3. 経常利益	7
4. 設備投資	8
5. 従業員数判断	9
6. 今年度における設備投資のスタンス	10
7. 今年度における資金調達方法	11
（参考1）判断調査BSI表	12
（参考2）判断調査BSIの回答内訳構成比	12
（参考3）全国・北海道比較表	13

I . 調査要領

1. 調査の根拠と目的

この調査は、企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を調査し、経済・財政政策運営の基礎資料を得ることを目的として、統計法に基づく一般統計調査として年4回実施している。

2. 調査時点

令和6年5月15日

3. 調査対象の範囲及び選定方法

北海道に所在する資本金、出資金又は基金(以下、「資本金」という)が1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上)で、法人企業統計(基幹統計)四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。

4. 調査の方法

調査票による郵送またはオンライン調査(自計記入による)

5. 調査対象期間

判断項目:6年4~6月及び6月末見込み、6年7~9月及び9月末見通し、6年10~12月及び12月末見通し
計数項目:6年度実績見込み

6. 調査企業及び回収状況

業種別 規模別	全産業				製造業			非製造業		
	調査対象 企業数	回 答 企業数	回収率 %	構成比 %	調査対象 企業数	回 答 企業数	構成比 %	調査対象 企業数	回 答 企業数	構成比 %
合 計	466	395	84.8	100.0	94	84	21.3	372	311	78.7
大企業	72	71	98.6	18.0	11	11	2.8	61	60	15.2
中堅企業	124	108	87.1	27.3	33	31	7.8	91	77	19.5
中小企業	270	216	80.0	54.7	50	42	10.6	220	174	44.1

(注)大企業とは資本金10億円以上、中堅企業とは同1億円以上10億円未満、中小企業とは同1千万円以上1億円未満の法人をいう。

7. 判断調査項目の分析方法

原則としてBSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)によっている。

BSIは上昇、下降等の変化方向別回答数の構成比から全体のすう勢を判断するもので、単位は%ポイント。

【例】前期と比べて

「上昇」と回答した法人の構成比 …… 40.0 %

「不変」と回答した法人の構成比 …… 20.0 %

「下降」と回答した法人の構成比 …… 30.0 %

「不明」と回答した法人の構成比 …… 10.0 %

BSI = 「上昇」40.0 % - 「下降」30.0 %
= 10.0 %ポイント

Ⅱ . 調査結果の概要

【 概 況 】

【景況判断(企業の景況)】

現 状 : 「上昇」超となっている

先 行 き : 「上昇」超で推移する見通し

【 売 上 高 】

6年度 : 前年度比3.6%の増収見込み

【 経 常 利 益 】

6年度 : 前年度比4.7%の減益見込み

【 設 備 投 資 】

6年度 : 前年度比36.0%の増加見込み

【 従 業 員 数 判 断 】

現 状 : 「不足気味」超となっている

先 行 き : 「不足気味」超で推移する見通し

【今年度における設備投資のスタンス】

「維持更新」が最多

【今年度における資金調達方法】

「民間金融機関」が最多

1. 景況判断(企業の景況)…現状:「上昇」超となっている 先行き:「上昇」超で推移する見通し

○現状判断
6年4～6月期の「景況判断」BSI(原数値(以下同じ))は、全産業で見ると、1.8%ポイントと「上昇」超となっている。

【業種別】
 ・製造業は、「食料品」などが「上昇」超となっていることから、「上昇」超となっている。
 ・非製造業は、「リース業」などが「上昇」超となっていることから、「上昇」超となっている。

【規模別】
 ・大企業は「下降」超、中堅企業、中小企業は「上昇」超となっている。

○先行き見通し
全産業で見ると、「上昇」超で推移する見通しとなっている。

【業種別・規模別景況判断BSI】

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

区分		6年1～3月期 前回調査	6年4～6月期 現状	6年7～9月期 先行き	6年10～12月期 先行き
全産業		▲ 13.2	(▲ 1.3) 1.8	(7.3) 7.1	2.3
業種別	製造業	▲ 20.0	(▲ 3.3) 2.4	(▲ 3.3) 13.1	11.9
	非製造業	▲ 11.2	(▲ 0.7) 1.6	(10.5) 5.5	▲ 0.3
規模別	大企業	▲ 4.5	(▲ 7.5) ▲ 2.8	(3.0) 7.0	1.4
	中堅企業	▲ 12.0	(▲ 2.0) 3.7	(6.0) 1.9	3.7
	中小企業	▲ 16.5	(0.9) 2.3	(9.2) 9.7	1.9

(注)表中()は前回調査時の見通し。

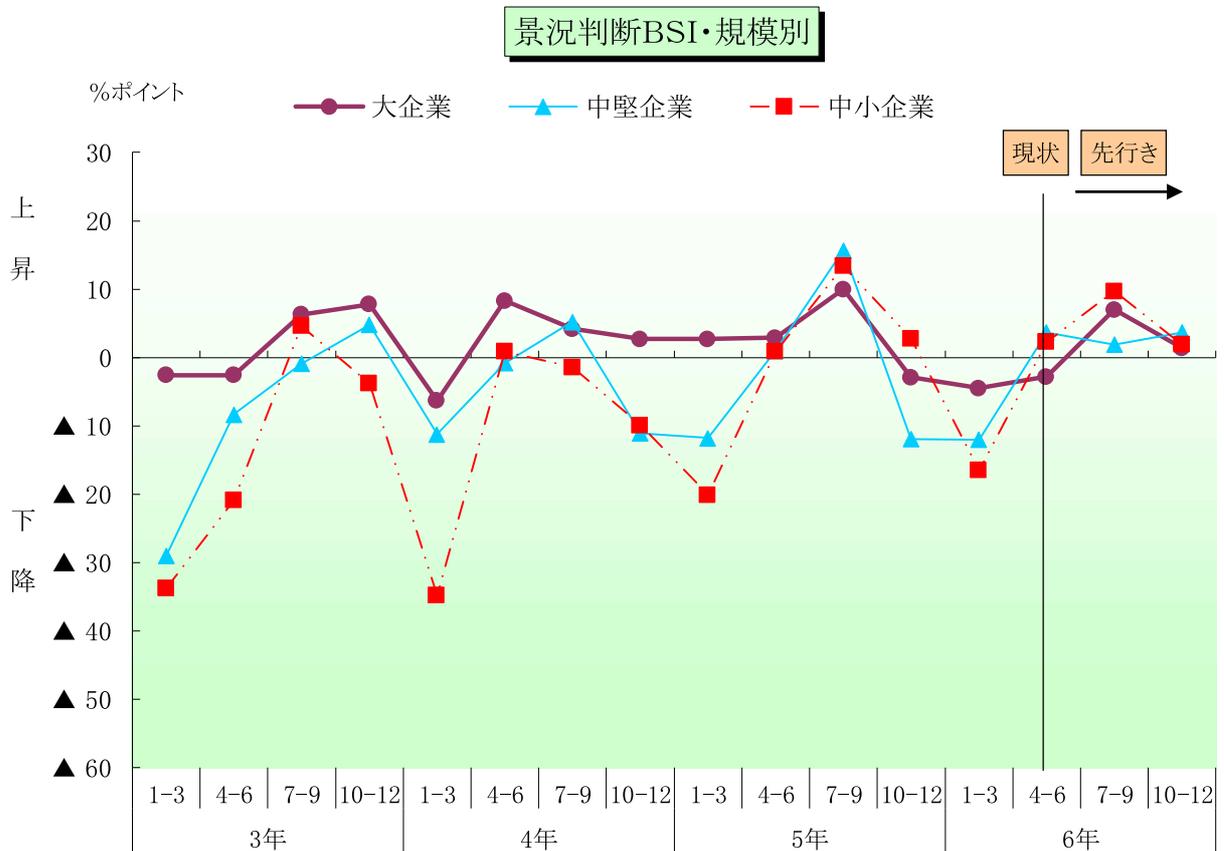
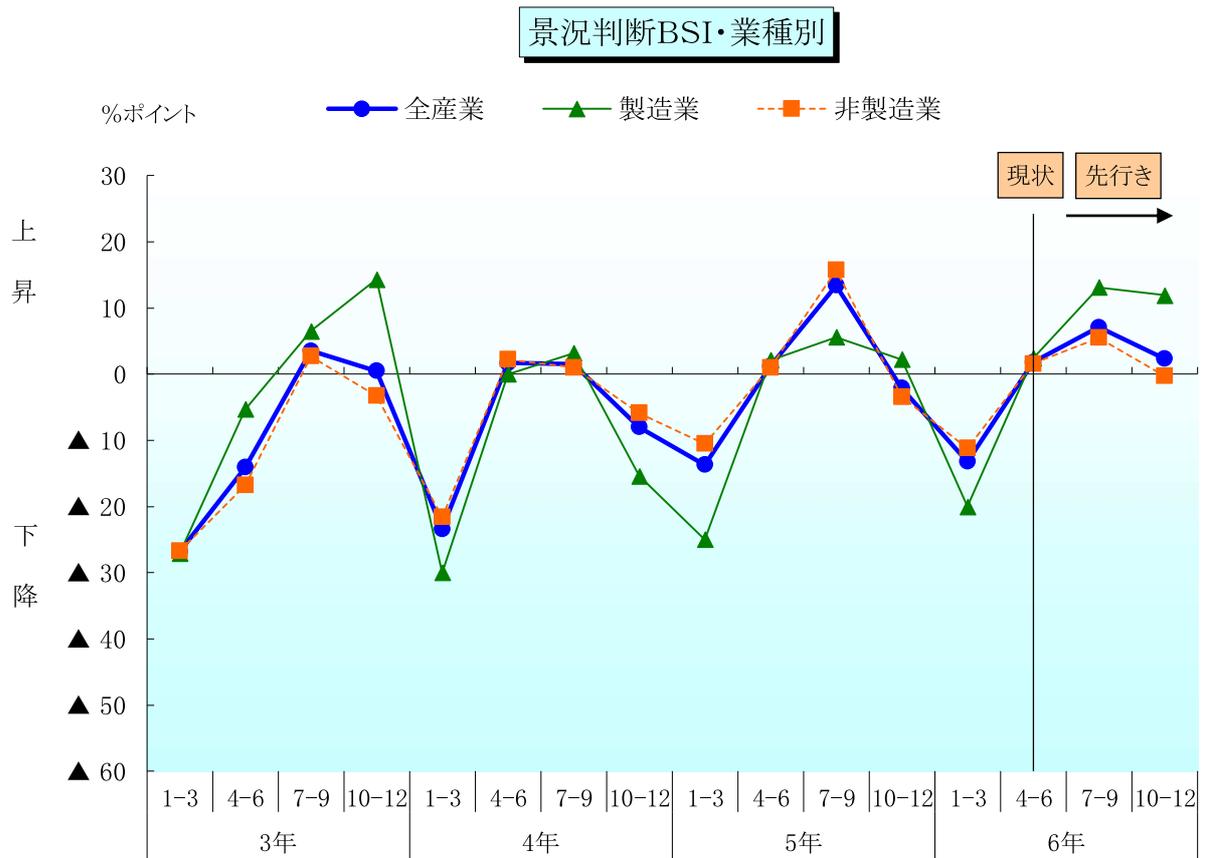
(参考)景況判断の決定要因【全産業】

(回答社数構成比 単位:%)

	6年1～3月期 前回調査		6年4～6月期 現状		6年7～9月期 先行き	
	上昇	国内需要(売上)	94.3	国内需要(売上)	90.6	国内需要(売上)
	販売価格	40.0	販売価格	42.2	販売価格	39.0
	仕入価格	25.7	仕入価格	26.6	仕入価格	18.6
下降	国内需要(売上)	90.5	国内需要(売上)	81.0	国内需要(売上)	63.3
	仕入価格	42.9	仕入価格	50.0	仕入価格/仕入以外のコスト	50.0
	販売価格	35.7	仕入以外のコスト	39.7	販売価格	23.3

(注)金融業、保険業は調査対象外。

企業の景況判断BSI(原数値)



業種別景況判断BSI(原数値)

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

区 分	6年1～3月期 前回調査	6年4～6月期 現状	6年7～9月期 先行き	6年10～12月期 先行き
全 産 業	▲ 13.2	(▲ 1.3) 1.8	(7.3) 7.1	2.3
製 造 業	▲ 20.0	(▲ 3.3) 2.4	(▲ 3.3) 13.1	11.9
食料品	▲ 20.8	(8.3) 22.2	(0.0) 11.1	38.9
繊維	***	(***) **	(***) **	***
木材・木製品	▲ 25.0	(▲ 8.3) 0.0	(▲25.0) 10.0	▲ 20.0
パルプ・紙・紙加工品	0.0	(0.0) ▲ 25.0	(0.0) 0.0	▲ 25.0
化学工業	0.0	(0.0) 0.0	(0.0) 20.0	20.0
石油製品・石炭製品	***	(***) **	(***) **	***
窯業・土石製品	▲ 16.7	(▲16.7) 44.4	(0.0) 33.3	▲ 22.2
鉄鋼業	▲ 40.0	(20.0) 25.0	(0.0) 0.0	0.0
非鉄金属	***	(***) **	(***) **	***
金属製品	▲ 14.3	(▲28.6) ▲ 12.5	(0.0) 0.0	25.0
はん用機械器具	0.0	(33.3) **	(33.3) **	***
生産用機械器具	0.0	(▲66.7) ▲ 60.0	(0.0) ▲ 20.0	60.0
業務用機械器具	***	(***) **	(***) **	***
電気機械器具	0.0	(▲33.3) 0.0	(0.0) 50.0	0.0
情報通信機械器具	▲ 25.0	(▲25.0) 0.0	(25.0) 50.0	25.0
輸送用機械器具	▲ 57.1	(0.0) 0.0	(▲14.3) 20.0	▲ 20.0
その他製造業	▲ 14.3	(28.6) ▲ 16.7	(0.0) 0.0	33.3
非 製 造 業	▲ 11.2	(▲ 0.7) 1.6	(10.5) 5.5	▲ 0.3
農林水産業	▲ 20.0	(20.0) 9.1	(20.0) 27.3	▲ 18.2
鉱業、採石業、砂利採取業	▲ 28.6	(28.6) 0.0	(42.9) 0.0	0.0
建設業	▲ 20.0	(4.4) 0.0	(17.8) 14.0	8.0
電気・ガス・水道業	0.0	(▲20.0) ▲ 9.1	(0.0) 0.0	0.0
情報通信業	5.9	(▲11.8) ▲ 15.8	(0.0) 0.0	▲ 5.3
運輸業、郵便業	▲ 14.8	(0.0) ▲ 3.8	(11.1) 0.0	7.7
卸売業	▲ 18.5	(▲11.1) ▲ 15.4	(3.7) ▲ 3.8	3.8
小売業	0.0	(▲ 9.7) ▲ 3.3	(0.0) 6.7	▲ 3.3
不動産業	▲ 7.7	(0.0) ▲ 6.7	(7.7) ▲ 6.7	▲ 6.7
リース業	▲ 20.0	(▲20.0) 50.0	(40.0) 62.5	12.5
その他の物品賃貸業	▲ 20.0	(▲40.0) ▲ 50.0	(0.0) ▲ 50.0	▲ 50.0
サービス業	▲ 10.0	(5.0) 19.1	(15.0) 8.8	0.0
宿泊業、飲食サービス業	▲ 6.7	(20.0) 23.1	(66.7) 30.8	▲ 23.1
生活関連サービス業	***	(***) 33.3	(***) 33.3	33.3
娯楽業	0.0	(▲16.7) 37.5	(▲16.7) 12.5	▲ 25.0
学術研究、専門・技術サービス業	0.0	(10.5) 5.0	(5.3) 0.0	▲ 10.0
医療、教育	▲ 33.3	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0	20.0
職業紹介・労働者派遣業	***	(***) 33.3	(***) 66.7	66.7
その他のサービス業	▲ 21.4	(▲14.3) 25.0	(▲14.3) ▲ 12.5	18.8
金融業、保険業	▲ 8.0	(8.0) 4.0	(4.0) ▲ 4.0	▲ 4.0

(注1) 表中の()は前回調査時の見通し。

(注2) 「***」は集計に必要なデータがないこと(回答企業が2社以下のため、表示しない場合を含む)を示す。

2. 売上高…6年度:前年度比3.6%の増収見込み

6年度の売上高(電気・ガス・水道業、金融業、保険業を除く)は、全産業で見ると、3.6%の増収見込みとなっている。

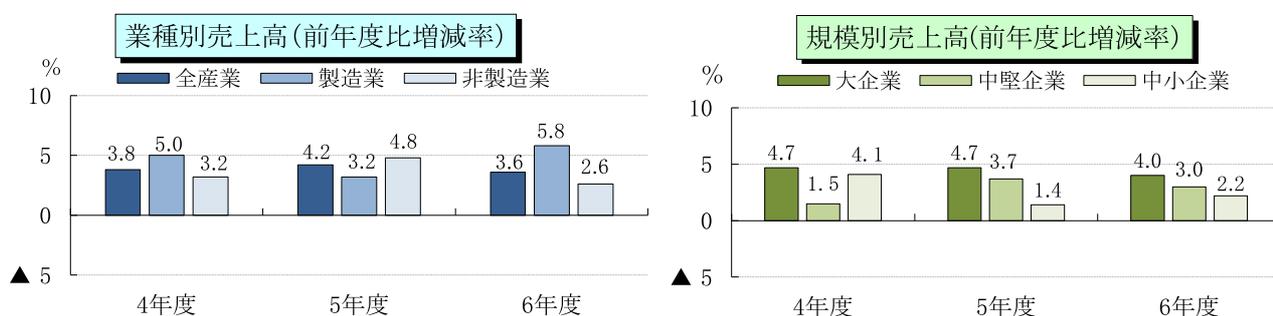
【業種別】

・製造業は、「輸送用機械器具」などが増収見込みとなっていることから、5.8%の増収見込みとなっている。

・非製造業は、「小売業」などが増収見込みとなっていることから、2.6%の増収見込みとなっている。

【規模別】

・大企業、中堅企業、中小企業いずれも増収見込みとなっている。



【売上高(前年度比増減率)】

(単位:%)

区分	4年度	5年度	6年度	区分	4年度	5年度	6年度
全産業	3.8	4.2	(2.2) 3.6	規模別	大企業	4.7	4.7 (3.1) 4.0
業種別	製造業	5.0	3.2 (3.4) 5.8	中堅企業	1.5	3.7 (1.4) 3.0	
	非製造業	3.2	4.8 (1.4) 2.6	中小企業	4.1	1.4 (2.2) 2.2	

(注)「4年度」は5年1~3月期調査、「5年度」及び表中()は前回(6年1~3月期)調査結果。

【業種別売上高(前年度比増減率)】

(単位:%)

区分	6年度	区分	6年度
製造業	5.8	非製造業	2.6
食料品	4.6	農林水産業	0.6
繊維	***	鉱業、採石業、砂利採取業	***
木材・木製品	▲ 3.8	建設業	▲ 0.5
パルプ・紙・紙加工品	▲ 9.3	情報通信業	▲ 1.6
化学工業	9.3	運輸業、郵便業	1.8
石油製品・石炭製品	***	卸売業	1.4
窯業・土石製品	0.0	小売業	4.0
鉄鋼業	4.3	不動産業	▲ 10.1
非鉄金属	***	リース業	4.0
金属製品	2.5	その他の物品賃貸業	0.7
はん用機械器具	***	サービス業	3.1
生産用機械器具	0.7	宿泊業、飲食サービス業	2.2
業務用機械器具	***	生活関連サービス業	12.9
電気機械器具	11.6	娯楽業	1.7
情報通信機械器具	14.2	学術研究、専門・技術サービス業	7.1
輸送用機械器具	12.1	医療、教育	3.9
その他製造業	1.4	職業紹介・労働者派遣業	12.9
		その他のサービス業	2.9

(注)「***」は集計に必要なデータがないこと(回答企業が2社以下のため、表示しない場合を含む)を示す。

3. 経常利益 …6年度:前年度比4.7%の減益見込み

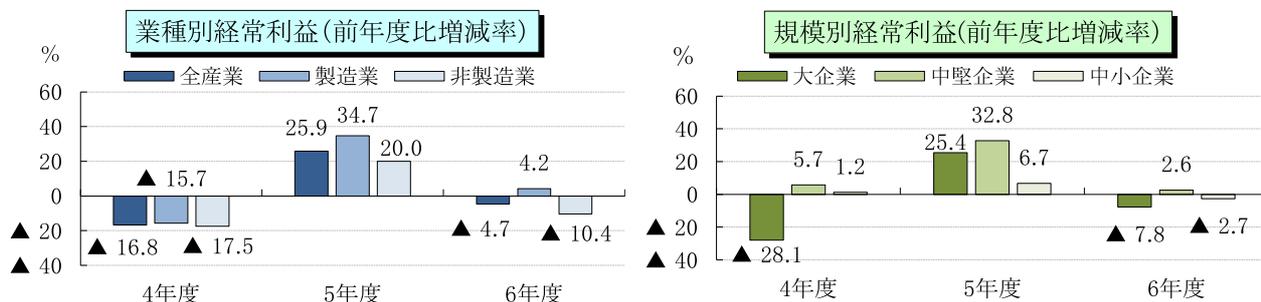
6年度の経常利益(電気・ガス・水道業、金融業、保険業を除く)は、全産業で見ると、4.7%の減益見込みとなっている。

【業種別】

- ・製造業は、「輸送用機械器具」などが増益見込みとなっていることから、4.2%の増益見込みとなっている。
- ・非製造業は、「運輸業、郵便業」などが赤字拡大となっていることから、10.4%の減益見込みとなっている。

【規模別】

- ・中堅企業は増益見込み、大企業、中小企業は減益見込みとなっている。



【経常利益(前年度比増減率)】

(単位:%)

区分	4年度	5年度	6年度	区分	4年度	5年度	6年度
全産業	▲ 16.8	25.9	(▲ 7.3) ▲ 4.7	規模別	大企業	▲ 28.1	25.4 (▲ 11.0) ▲ 7.8
業種別	製造業	▲ 15.7	34.7 (▲ 3.4) 4.2	中堅企業	5.7	32.8 (▲ 3.3) 2.6	
	非製造業	▲ 17.5	20.0 (▲ 10.4) ▲ 10.4	中小企業	1.2	6.7 (▲ 4.0) ▲ 2.7	

(注)「4年度」は5年1～3月期調査、「5年度」及び表中()は前回(6年1～3月期)調査結果。

【業種別経常利益(前年度比増減率)】

(単位:%)

区分	6年度	区分	6年度
製造業	4.2	非製造業	▲ 10.4
食料品	▲ 6.1	農林水産業	▲ 37.4
繊維	***	鉱業、採石業、砂利採取業	***
木材・木製品	▲ 26.3	建設業	▲ 1.5
パルプ・紙・紙加工品	▲ 51.1	情報通信業	▲ 11.9
化学工業	*	運輸業、郵便業	--
石油製品・石炭製品	***	卸売業	▲ 17.3
窯業・土石製品	196.3	小売業	3.2
鉄鋼業	0.0	不動産業	18.5
非鉄金属	***	リース業	12.2
金属製品	▲ 20.2	その他の物品賃貸業	5.6
はん用機械器具	***	サービス業	8.5
生産用機械器具	▲ 13.5	宿泊業、飲食サービス業	▲ 17.7
業務用機械器具	***	生活関連サービス業	535.6
電気機械器具	17.3	娯楽業	29.0
情報通信機械器具	▲ 72.1	学術研究、専門・技術サービス業	1.7
輸送用機械器具	30.7	医療、教育	3.3
その他製造業	24.1	職業紹介・労働者派遣業	46.3
		その他のサービス業	▲ 4.4

(注)「--」は赤字拡大、「*」は黒字転化、「***」は集計に必要なデータがないこと(回答企業が2社以下のため、表示しない場合を含む)を示す。

4. 設備投資 … 6年度:前年度比36.0%の増加見込み

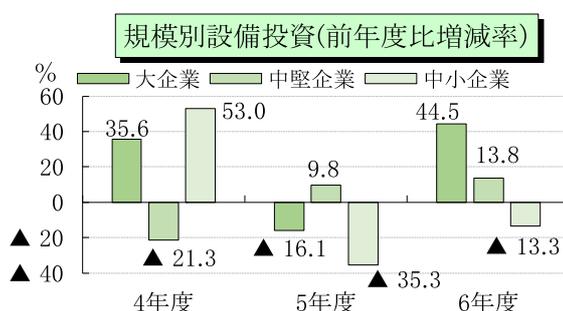
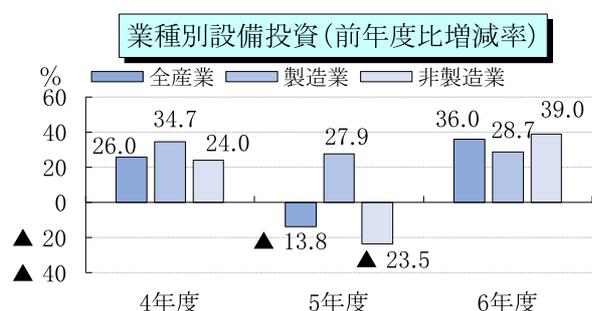
6年度の設備投資(ソフトウェア投資額を含み、土地購入額を除く)は、全産業で見ると、36.0%の増加見込みとなっている。

【業種別】

- ・製造業は、「食料品」などが増加見込みとなっていることから、28.7%の増加見込みとなっている。
- ・非製造業は、「小売業」などが増加見込みとなっていることから、39.0%の増加見込みとなっている。

【規模別】

- ・大企業、中堅企業は増加見込み、中小企業は減少見込みとなっている。



【設備投資(前年度比増減率)】

(単位:%)

区分	4年度	5年度	6年度	区分	4年度	5年度	6年度	
全産業	26.0	▲13.8	(16.2) 36.0	規模別	大企業	35.6	▲16.1	(31.1) 44.5
業種別	製造業	34.7	27.9	(27.8) 28.7	中堅企業	▲21.3	9.8	(▲5.7) 13.8
	非製造業	24.0	▲23.5	(9.4) 39.0	中小企業	53.0	▲35.3	(▲36.2) ▲13.3

(注)「4年度」は5年1~3月期調査、「5年度」及び表中()は前回(6年1~3月期)調査結果。

【業種別設備投資(前年度比増減率)】

(単位:%)

区分	6年度
製造業	28.7
食料品	42.0
繊維	***
木材・木製品	▲56.1
パルプ・紙・紙加工品	116.7
化学工業	▲13.5
石油製品・石炭製品	***
窯業・土石製品	70.9
鉄鋼業	▲15.3
非鉄金属	***
金属製品	82.0
はん用機械器具	***
生産用機械器具	▲33.2
業務用機械器具	***
電気機械器具	13.9
情報通信機械器具	26.3
輸送用機械器具	25.2
その他製造業	48.4

(注)「***」は集計に必要なデータがないこと(回答企業が2社以下のため、表示しない場合を含む)を示す。

区分	6年度
非製造業	39.0
農林水産業	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	***
建設業	▲2.2
電気・ガス・水道業	101.1
情報通信業	29.8
運輸業、郵便業	11.2
卸売業	64.9
小売業	118.9
不動産業	14.5
リース業	11.6
その他の物品賃貸業	▲100.0
サービス業	▲9.3
宿泊業、飲食サービス業	23.8
生活関連サービス業	775.0
娯楽業	▲18.8
学術研究、専門・技術サービス業	92.9
医療、教育	▲12.7
職業紹介・労働者派遣業	0.0
その他のサービス業	▲63.2
金融業、保険業	8.2

5. 従業員数判断…現 状:「不足気味」超となっている 先行き:「不足気味」超で推移する見通し

○現状判断

6年6月末時点の「従業員数判断」BSI(原数値(以下同じ))は、全産業で見ると、38.8%ポイントと「不足気味」超となっている。

【業種別】

- ・製造業は、「食料品」などが「不足気味」超となっていることから、「不足気味」超となっている。
- ・非製造業は、「建設業」などが「不足気味」超となっていることから、「不足気味」超となっている。

【規模別】

- ・大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。

○先行き見通し

全産業で見ると、「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

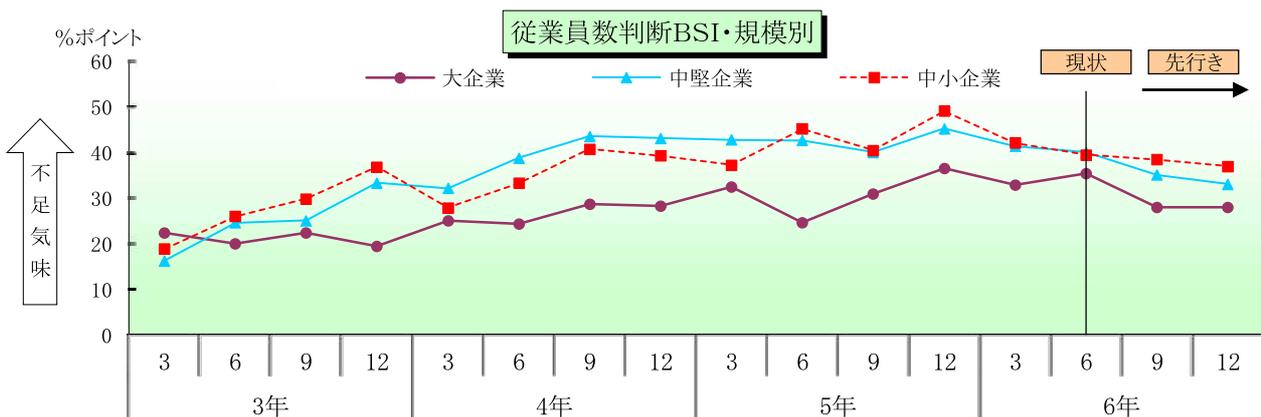
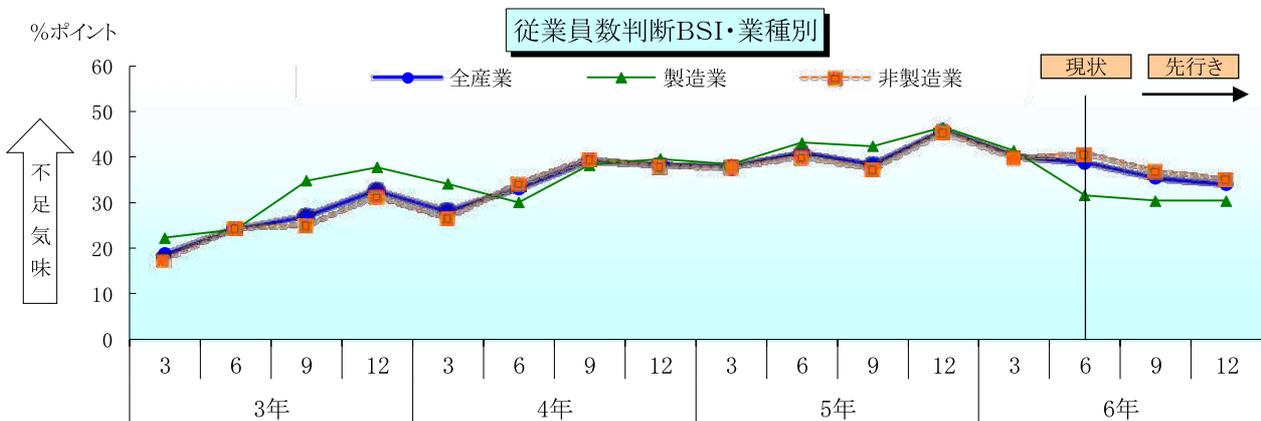
【業種別・規模別従業員数判断BSI】

(期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

区 分		6年3月末 前回調査	6年6月末 現状	6年9月末 先行き	6年12月末 先行き
全 産 業		40.2	(37.1) 38.8	(36.0) 35.5	34.2
業 種 別	製 造 業	41.4	(36.8) 31.6	(40.2) 30.4	30.4
	非 製 造 業	39.8	(37.2) 40.8	(34.6) 36.9	35.2
規 模 別	大 企 業	32.8	(26.6) 35.3	(23.4) 27.9	27.9
	中 堅 企 業	41.3	(40.2) 40.0	(37.0) 35.0	33.0
	中 小 企 業	42.0	(39.0) 39.4	(39.5) 38.4	36.9

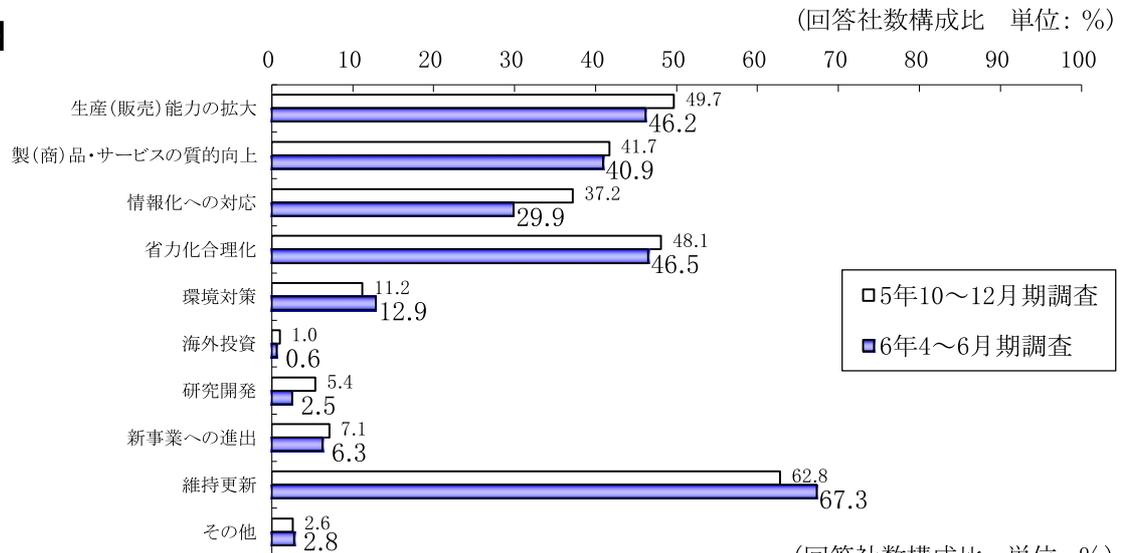
(注)表中()は前回調査時の見通し。



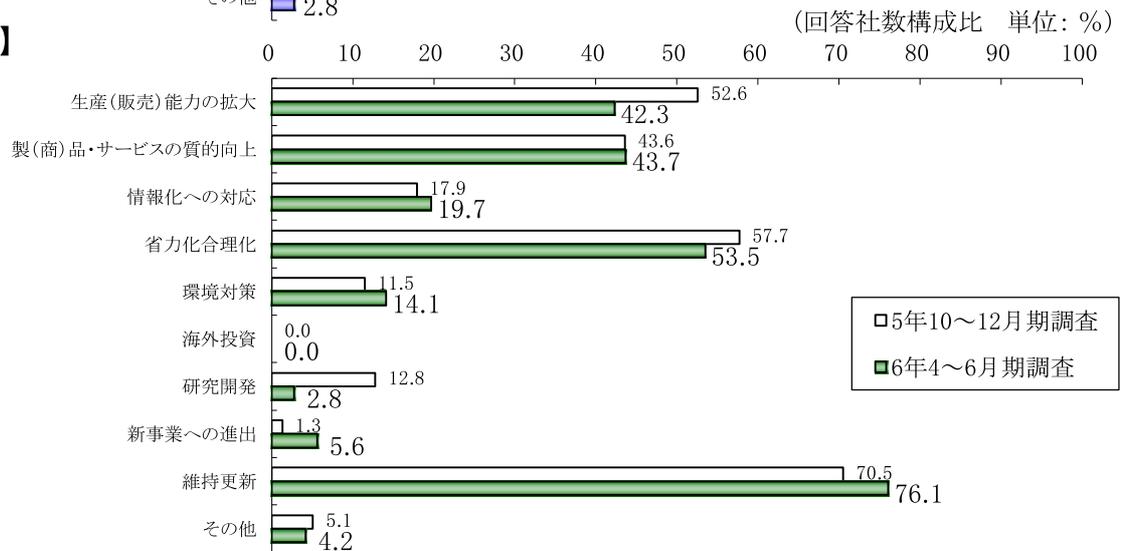
6. 今年度における設備投資のスタンス…「維持更新」が最多

今年度における設備投資のスタンスについて、調査対象企業が重要度の高いものとして回答した項目は、全産業でみると、①「維持更新」、②「省力化合理化」、③「生産(販売)能力の拡大」の順となっている。

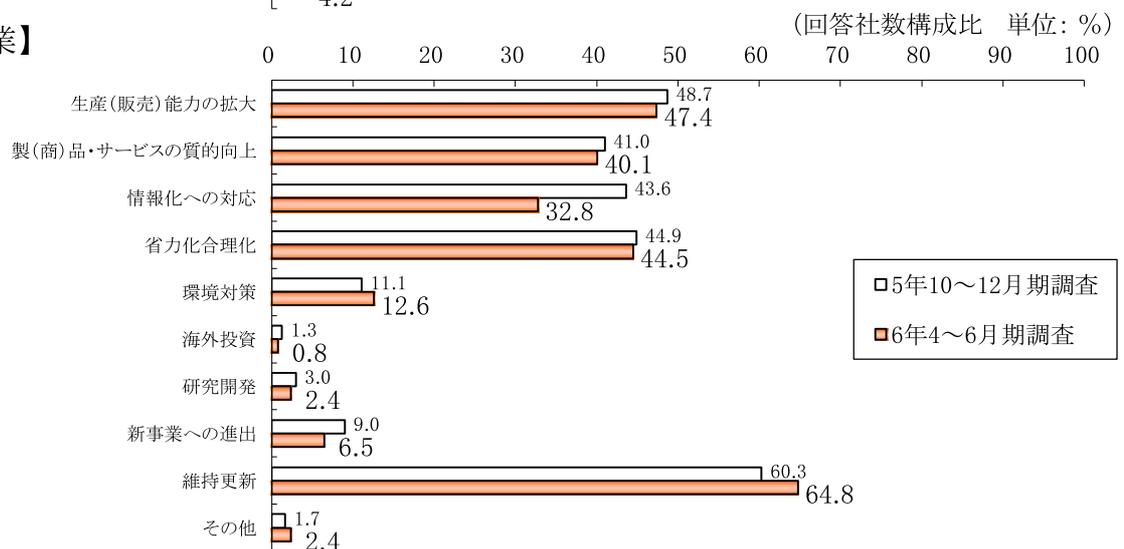
【全産業】



【製造業】



【非製造業】

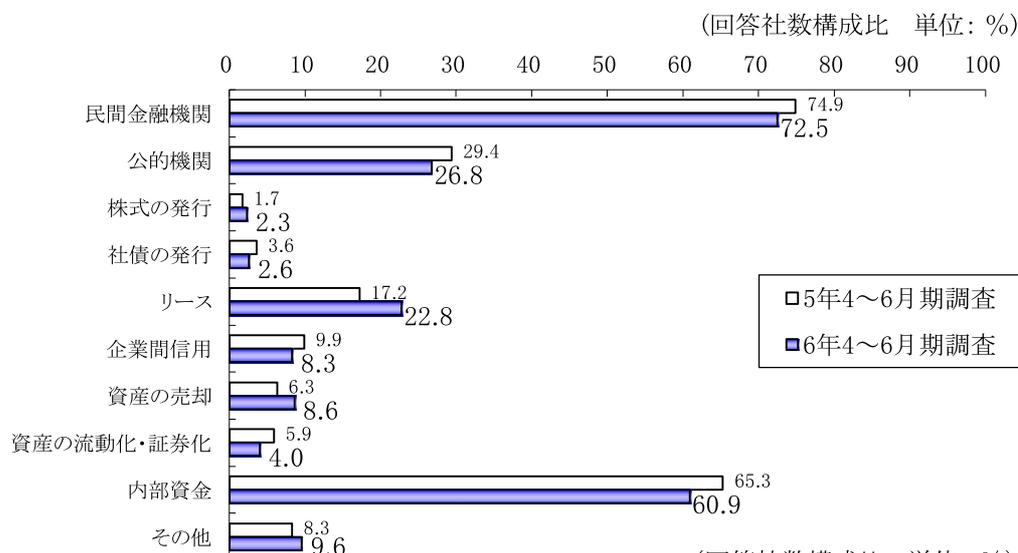


(注) 10項目中1社3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

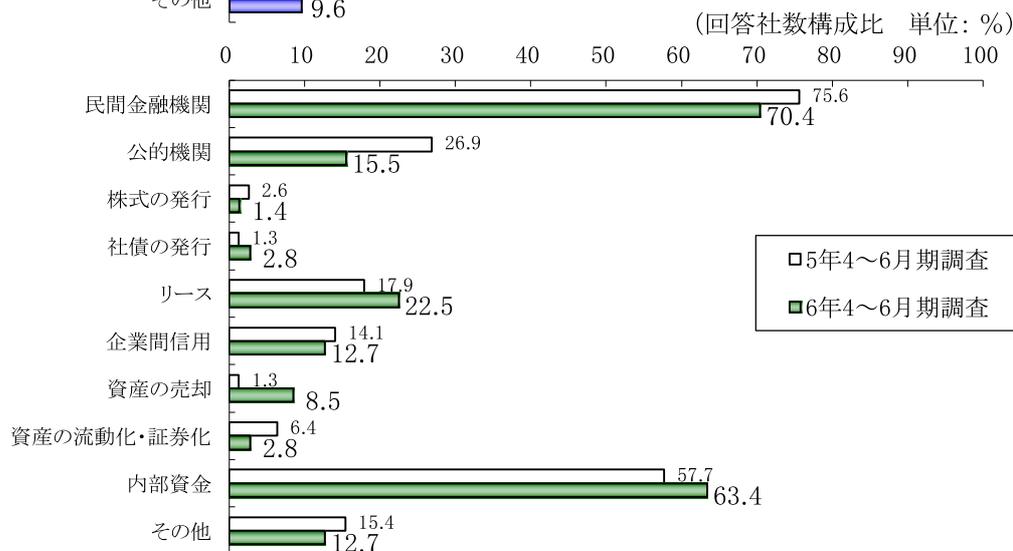
7. 今年度における資金調達方法 …「民間金融機関」が最多

今年度における資金調達方法について、調査対象企業が重要度の高いものとして回答した項目は、全産業でみると、①「民間金融機関」、②「内部資金」、③「公的機関」の順となっている。

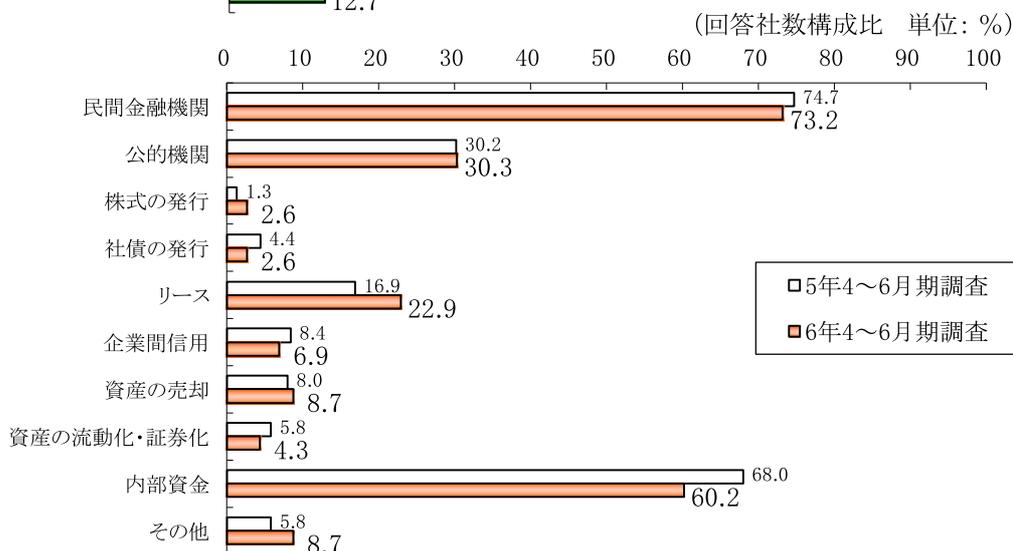
【全産業】



【製造業】



【非製造業】



(注1) 金融業、保険業を含まない。

(注2) 10項目中1社3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

(参考1)判断調査BSI表

判断調査BSI表(原数値)

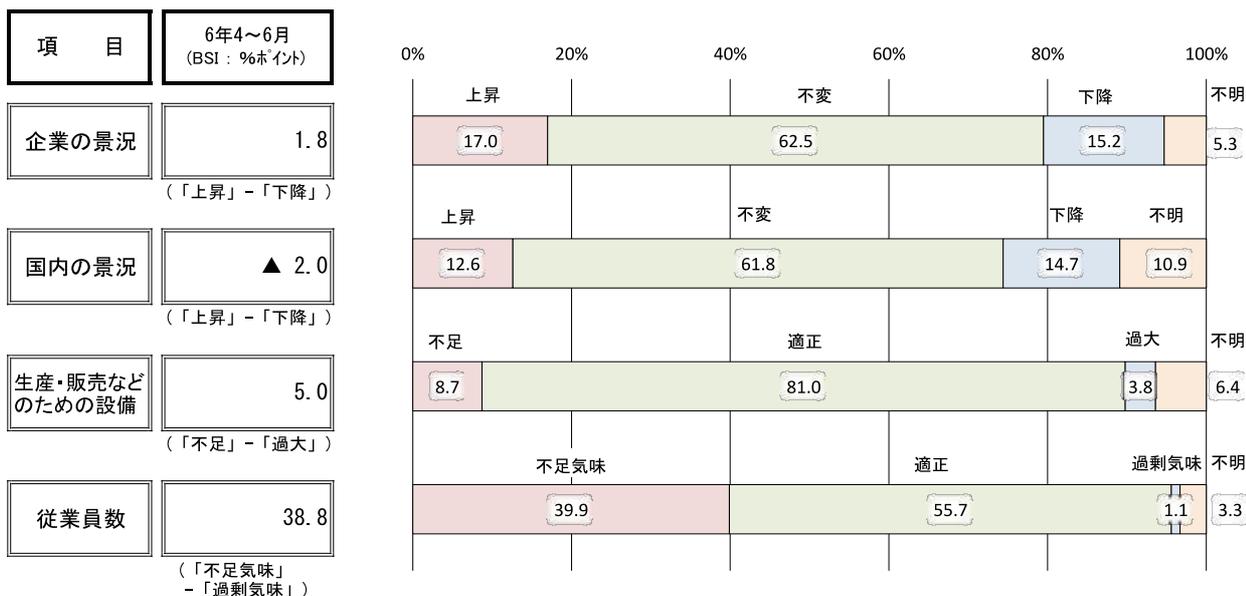
(単位:%ポイント)

		全産業				製造業				非製造業			
		6年 1~3月	6年 4~6月	6年 7~9月	6年 10~12月	6年 1~3月	6年 4~6月	6年 7~9月	6年 10~12月	6年 1~3月	6年 4~6月	6年 7~9月	6年 10~12月
企業の景況 (「上昇」-「下降」)	全規模	▲ 13.2	(▲ 1.3) 1.8	(7.3) 7.1	2.3	▲ 20.0	(▲ 3.3) 2.4	(▲ 3.3) 13.1	11.9	▲ 11.2	(▲ 0.7) 1.6	(10.5) 5.5	▲ 0.3
	大企業	▲ 4.5	(▲ 7.5) ▲ 2.8	(3.0) 7.0	1.4	▲ 41.7	(▲ 25.0) 0.0	(0.0) 18.2	0.0	3.6	(▲ 3.6) ▲ 3.3	(3.6) 5.0	1.7
	中堅企業	▲ 12.0	(▲ 2.0) 3.7	(6.0) 1.9	3.7	▲ 17.1	(▲ 8.6) ▲ 3.2	(0.0) 3.2	16.1	▲ 9.2	(1.5) 6.5	(9.2) 1.3	▲ 1.3
	中小企業	▲ 16.5	(0.9) 2.3	(9.2) 9.7	1.9	▲ 16.3	(7.0) 7.1	(▲ 7.0) 19.0	11.9	▲ 16.6	(▲ 0.6) 1.1	(13.1) 7.5	▲ 0.6
国内の景況 (「上昇」-「下降」)	全規模	▲ 1.7	(7.3) ▲ 2.0	(6.7) 0.6	▲ 1.4	▲ 3.6	(4.8) ▲ 4.0	(0.0) 1.3	2.7	▲ 1.1	(8.0) ▲ 1.5	(8.8) 0.4	▲ 2.6
	大企業	1.5	(6.2) 7.4	(4.6) 4.4	4.4	▲ 16.7	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0	0.0	5.7	(7.5) 8.8	(5.7) 5.3	5.3
	中堅企業	▲ 1.1	(5.5) ▲ 4.2	(3.3) 2.1	▲ 2.1	▲ 6.1	(6.1) ▲ 10.3	(0.0) 3.4	3.4	1.7	(5.2) ▲ 1.5	(5.2) 1.5	▲ 4.5
	中小企業	▲ 3.2	(8.5) ▲ 4.3	(9.0) ▲ 1.6	▲ 3.2	2.6	(5.3) 0.0	(0.0) 0.0	2.9	▲ 4.7	(9.3) ▲ 5.3	(11.3) ▲ 2.0	▲ 4.7
生産・販売などの ための設備※ (「不足」-「過大」)	全規模	4.7	(5.5) 5.0	(4.9) 4.7	3.8	7.0	(8.1) 1.3	(10.5) 0.0	0.0	3.9	(4.7) 6.0	(3.1) 6.0	4.9
	大企業	1.6	(1.6) ▲ 1.5	(0.0) ▲ 1.5	▲ 1.5	0.0	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0	0.0	2.0	(2.0) ▲ 1.8	(0.0) ▲ 1.8	▲ 1.8
	中堅企業	0.0	(2.2) 2.1	(3.3) 2.1	0.0	▲ 3.0	(3.0) ▲ 3.4	(6.1) ▲ 3.4	▲ 6.9	1.7	(1.7) 4.5	(1.7) 4.5	3.0
	中小企業	7.9	(8.5) 8.8	(7.4) 8.3	7.7	17.1	(14.6) 5.7	(17.1) 2.9	5.7	5.4	(6.8) 9.6	(4.7) 9.6	8.2
従業員数※ (「不足気味」 -「過剰気味」)	全規模	40.2	(37.1) 38.8	(36.0) 35.5	34.2	41.4	(36.8) 31.6	(40.2) 30.4	30.4	39.8	(37.2) 40.8	(34.6) 36.9	35.2
	大企業	32.8	(26.6) 35.3	(23.4) 27.9	27.9	25.0	(16.7) 27.3	(16.7) 27.3	27.3	34.6	(28.8) 36.8	(25.0) 28.1	28.1
	中堅企業	41.3	(40.2) 40.0	(37.0) 35.0	33.0	36.4	(33.3) 36.7	(36.4) 33.3	33.3	44.1	(44.1) 41.4	(37.3) 35.7	32.9
	中小企業	42.0	(39.0) 39.4	(39.5) 38.4	36.9	50.0	(45.2) 28.9	(50.0) 28.9	28.9	39.9	(37.3) 41.9	(36.7) 40.6	38.8

(注1)表中の()は前回調査時の見通し。

(注2)※は各期末における判断。

(参考2)判断調査BSIの回答内訳構成比



(注)端数処理の関係でグラフ中の数値とBSIが合致しない場合がある。

(参考3)全国・北海道比較表

企業の景況判断BSI

(単位: %ポイント)

区 分	北 海 道				全 国			
	6年 1~3月	6年 4~6月	6年 7~9月	6年 10~12月	6年 1~3月	6年 4~6月	6年 7~9月	6年 10~12月
大 企 業	▲ 4.5	▲ 2.8	7.0	1.4	▲ 0.0	0.4	6.6	6.8
中 堅 企 業	▲ 12.0	3.7	1.9	3.7	0.2	▲ 1.6	6.7	9.9
中 小 企 業	▲ 16.5	2.3	9.7	1.9	▲ 13.6	▲ 10.3	▲ 2.7	0.1

売上高(前年度比増減率)

(単位: %)

区 分	北 海 道	全 国
	6年度	6年度
全 産 業	3.4	2.6
製造業	5.8	2.5
非製造業	2.3	2.7
規 模 別		
大企業	3.6	4.0
中堅企業	3.2	3.5
中小企業	2.2	0.9

※電気・ガス・水道業を含み、金融業、保険業を除く。

経常利益(前年度比増減率)

(単位: %)

区 分	北 海 道	全 国
	6年度	6年度
全 産 業	▲ 2.9	▲ 1.8
製造業	4.2	▲ 4.4
非製造業	▲ 5.2	▲ 0.9
規 模 別		
大企業	▲ 4.7	▲ 1.6
中堅企業	5.3	▲ 6.3
中小企業	▲ 2.7	0.3

※電気・ガス・水道業、金融業、保険業を含む。

設備投資(前年度比増減率)

(単位: %)

区 分	北 海 道	全 国
	6年度	6年度
全 産 業	36.0	12.1
製造業	28.7	15.4
非製造業	39.0	10.3
規 模 別		
大企業	44.5	20.6
中堅企業	13.8	3.4
中小企業	▲ 13.3	▲ 2.3

※ソフトウェア投資額を含み、土地購入額を除く。

従業員数判断BSI

(単位: %ポイント)

区 分	北 海 道				全 国			
	6年 3月末	6年 6月末	6年 9月末	6年 12月末	6年 3月末	6年 6月末	6年 9月末	6年 12月末
大 企 業	32.8	35.3	27.9	27.9	28.3	25.7	22.6	20.7
中 堅 企 業	41.3	40.0	35.0	33.0	41.3	39.3	35.1	32.4
中 小 企 業	42.0	39.4	38.4	36.9	29.0	29.9	27.9	27.4

(注1)全国の集計結果は「母集団推計値」であり、北海道は「単純集計値」である。

(注2)売上高、経常利益の対象を全国発表分と一致させるため、当局公表数値とは異なる場合がある。

【 調査結果に関する問い合わせ先 】

財務省北海道財務局 総務部 経済調査課
〒060-8579

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
電話 011-709-2311 (内線 4381)

ホームページアドレス <https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/>

財務省北海道財務局

函館財務事務所	〒041-0806	函館市美原3丁目4番4号 (函館第2地方合同庁舎)	電話 0138-47-8445
旭川財務事務所	〒078-8503	旭川市宮前1条3丁目3番15号 (旭川地方合同庁舎)	電話 0166-31-4151
釧路財務事務所	〒085-8649	釧路市幸町10丁目3番地 (釧路地方合同庁舎)	電話 0154-32-0701
帯広財務事務所	〒080-0015	帯広市西5条南8丁目 (帯広第2地方合同庁舎)	電話 0155-25-6381
小樽出張所	〒047-0007	小樽市港町5番2号 (小樽地方合同庁舎)	電話 0134-23-4103
北見出張所	〒090-0018	北見市青葉町6番8号 (北見地方合同庁舎)	電話 0157-24-4167

2024年3月29日
(前期比季節調整値版)

第175回 中小企業景況調査 (2024年1-3月期)

調査機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

《調査結果の概要》

中小企業の業況判断DIは、3期ぶりに上昇した。

(1) 2024年1-3月期の全産業の業況判断DIは、▲10.4(前期差8.5ポイント増)となり、3期ぶりに上昇した(全産業の業況判断DI(前年同期比)は、▲18.3(前期差3.5ポイント減)と低下)。

(2) 製造業の業況判断DIは、▲12.8(前期差3.3ポイント増)となり、3期ぶりに上昇した(製造業の業況判断DI(前年同期比)は、▲19.9(前期差4.8ポイント減)と低下)。業種別に見ると、7業種で上昇し、7業種で低下した。

(参考) 調査対象企業のコメント(例)

- ・業績は改善傾向であるが、人手不足の問題が解決できないため、業務効率化を図るための取組を率先して行っている。[木材・木製品 鹿児島]

(3) 非製造業の業況判断DIは、▲9.7(前期差10.2ポイント増)となり、3期ぶりに上昇した(非製造業の業況判断DI(前年同期比)は、▲17.8(前期差3.2ポイント減)と低下)。産業別に見ると、サービス業、卸売業、小売業、建設業のすべての産業で上昇した。

(参考) 調査対象企業のコメント(例)

- ・働き方改革による労働時間の削減により、効率的な運行を求められている。しかしながら、ドライバー不足等により、業務面で多少の影響は出る可能性がある。燃料代高騰、人材費上昇など、収益性に影響してくる。[対事業所サービス業 香川]

(4) 全産業の長期資金借入難易度DIは、▲4.8(前期差0.6ポイント増)と3期ぶりに上昇し困難さが弱まった。短期資金借入難易度DIは、▲2.6(前期差0.7ポイント増)と3期ぶりに上昇し困難さが弱まった。

〈トピックス①〉

全産業の原材料・商品仕入単価DI(前年同期比)は、67.1(前期差3.8ポイント減)と2期連続して低下し上昇感が弱まった。産業別に見ると卸売業、製造業、小売業、サービス業、建設業のすべての産業で低下し上昇感が弱まった。

(参考) 調査対象企業のコメント(例)

- ・以前に比べると、原材料、高熱費の高騰は、少し落ち着いてきた感はあるものの、すべてが価格転嫁できている訳ではないので、全体の需要が減ってきている中、引き続き厳しい状況です。[印刷山口]

〈トピックス②〉

全産業の従業員数過不足DI(今期の水準)は、▲21.9(前期差1.3ポイント増)と4期ぶりに上昇し不足感が弱まった。産業別に見ると、建設業、製造業、サービス業、小売業で上昇し不足感が弱まり、卸売業で低下し不足感が強まった。

(参考) 調査対象企業のコメント(例)

- ・人手不足は予測より、さらに厳しい状況になっており、仕事を受注しても、人手不足のため見送らなければいけない状況になった。2024年問題を抱えて、さらにその問題が悪化すると思われる。[建設業 北海道]

注1) 調査結果については、中小企業庁と当機構が共同で取りまとめた。

注2) DIは特に断りが無い場合は、前期比(季節調整値)による。

注3) 本資料の各グラフの網掛けについては、内閣

府の定義する景気後退期を示している。

[調査要領]

- (1) 調査時点 2024年3月1日時点
 (2) 調査方法 原則として、全国の商工会、商工会議所の経営指導員、及び中小企業団体中央会の情報連絡員が訪問面接し、聴き取りによって行った。
 (3) 調査対象 中小企業基本法に定義する全国の中小企業

	調査対象企業数		有効回答企業数		有効回答率 (%)
	数	(構成比)	数	(構成比)	
製造業	4,593	(24.4)	4,357	(24.5)	94.9
建設業	2,417	(12.8)	2,301	(12.9)	95.2
卸売業	1,174	(6.2)	1,091	(6.1)	92.9
小売業	4,554	(24.2)	4,301	(24.2)	94.4
サービス業	6,094	(32.4)	5,752	(32.3)	94.4
合計	18,832	(100.0)	17,802	(100.0)	94.5

注：() 内は構成比 (%)

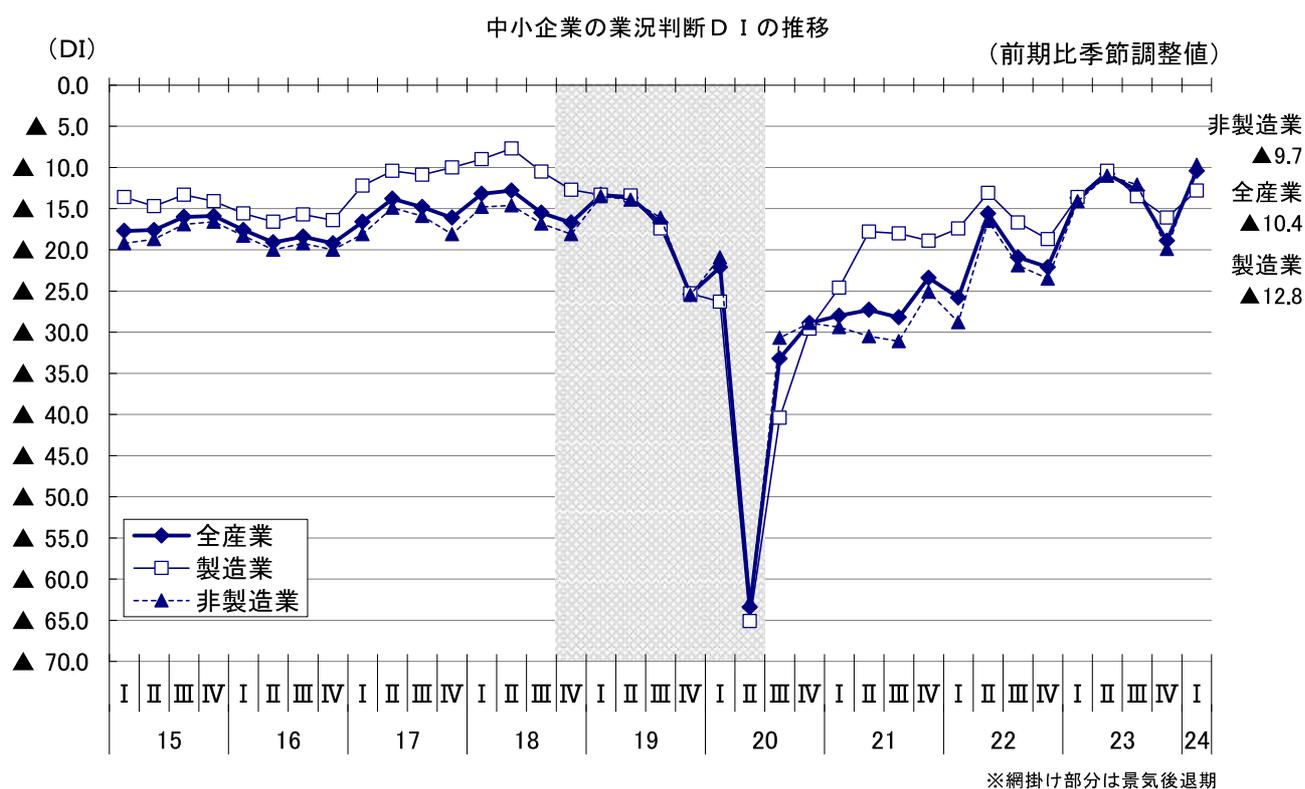
- (4) その他
- ・毎年4－6月期に、前年以前の季節調整値の入れ替えを行っている。
 - ・最新の長期時系列データは中小企業庁及び中小企業基盤整備機構のホームページで公表している。

1. 業況判断DI (12ページ参照)

(1) 全産業

2024年1－3月期の全産業の業況判断DI (「好転」－「悪化」)は、(前期▲18.9→) ▲10.4 (前期差8.5ポイント増)となり、3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、製造業の業況判断DIは、(前期▲16.1→) ▲12.8 (前期差3.3ポイント増)と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業の業況判断DIは、(前期▲19.9→) ▲9.7 (前期差10.2ポイント増)と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

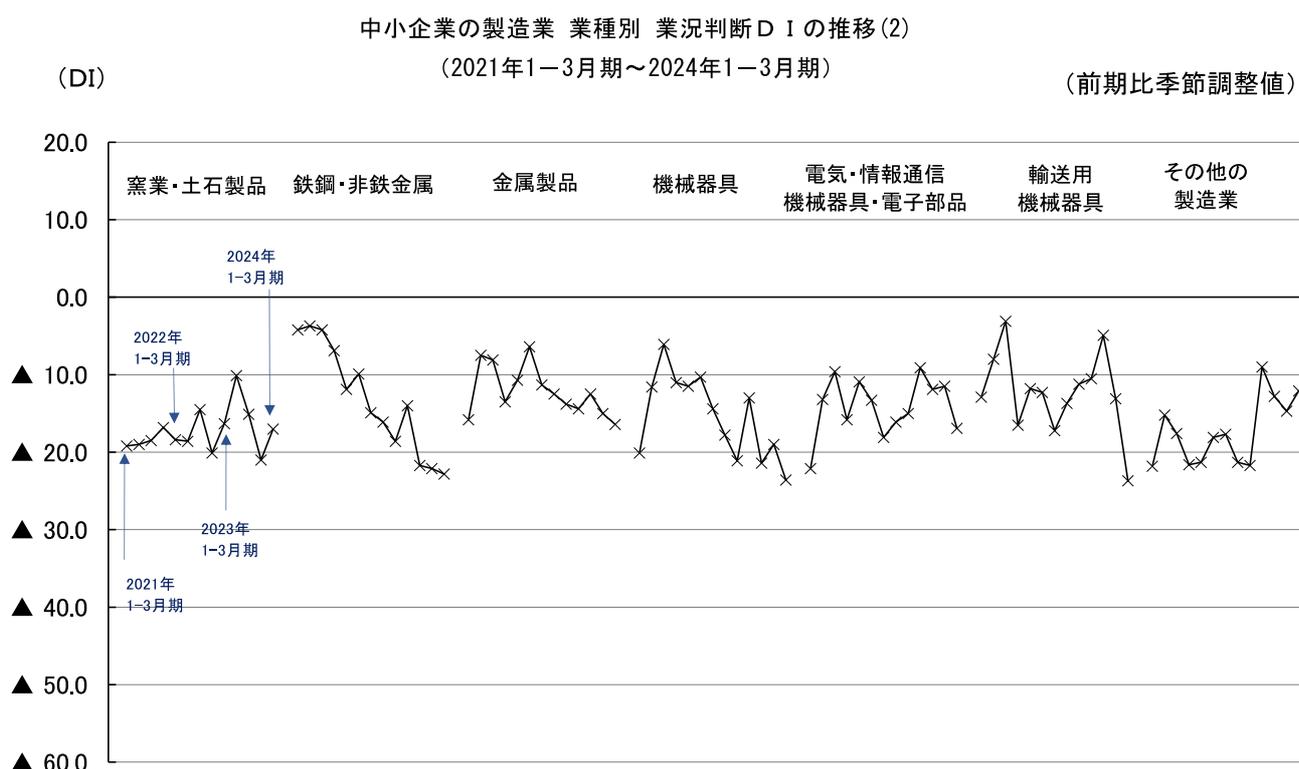
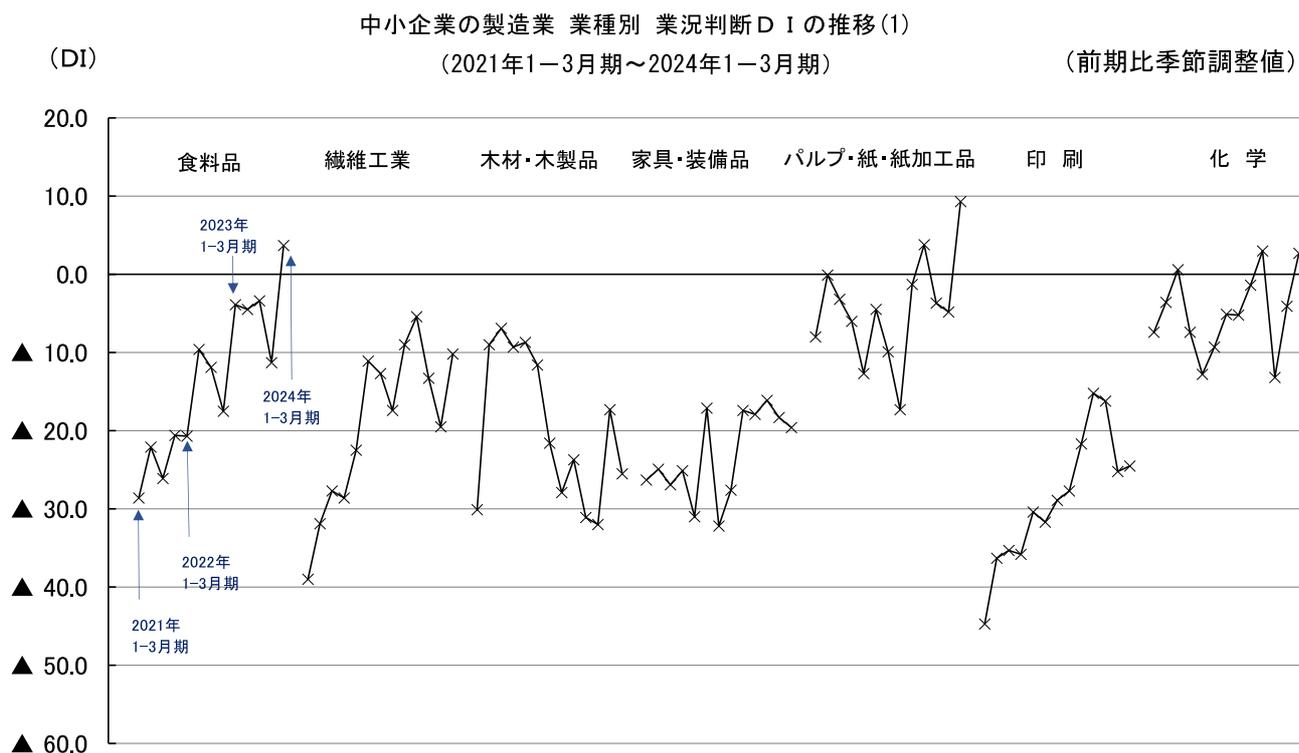


(2) 製造業

製造業の業況判断DIは、(前期▲16.1→) ▲12.8(前期差3.3ポイント増)と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

製造業の14業種の内訳では、食料品で3.7(前期差15.0ポイント増)、パルプ・紙・紙加工品で9.3(前期差14.1ポイント増)、化学で2.7(前期差6.8ポイント増)と3業種でマイナスからプラスに転じ、繊維工業で▲10.2(前期差9.3ポイント増)、窯業・土石製品で▲17.0(前期差4.0ポイント増)など4業種でマイナス幅が縮小した。

一方、輸送用機械器具で▲23.7(前期差10.6ポイント減)、木材・木製品で▲25.5(前期差8.2ポイント減)、電気・情報通信機械器具・電子部品で▲16.9(前期差5.4ポイント減)など7業種でマイナス幅が拡大した。

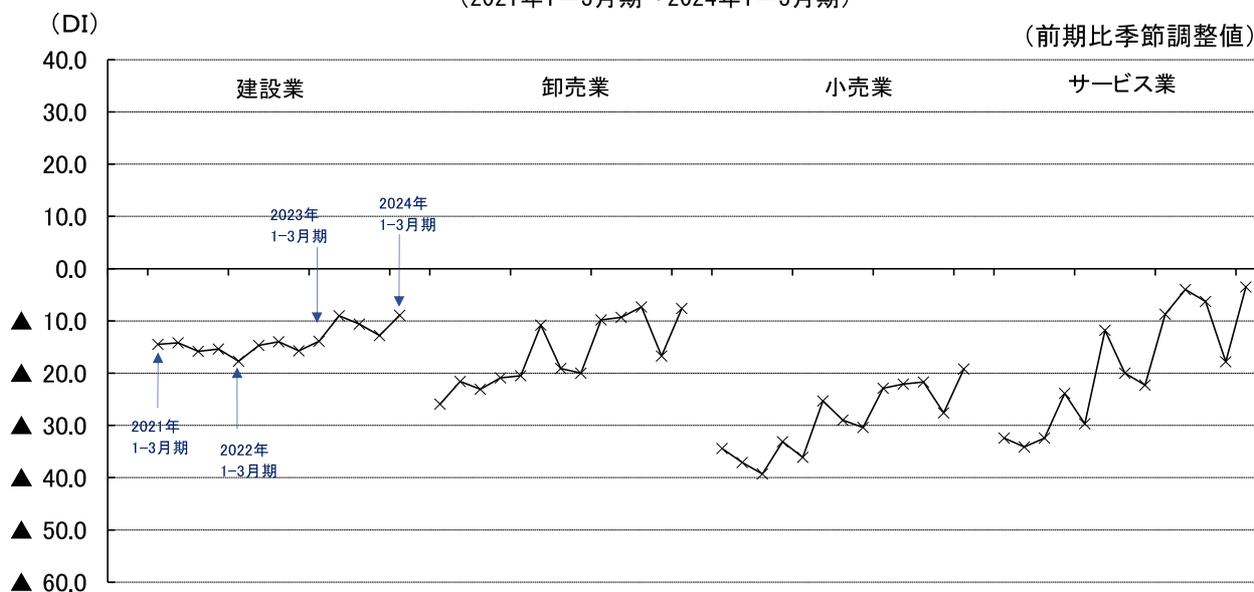


(3) 非製造業

非製造業の業況判断DIは、（前期▲19.9→）▲9.7（前期差10.2ポイント増）と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

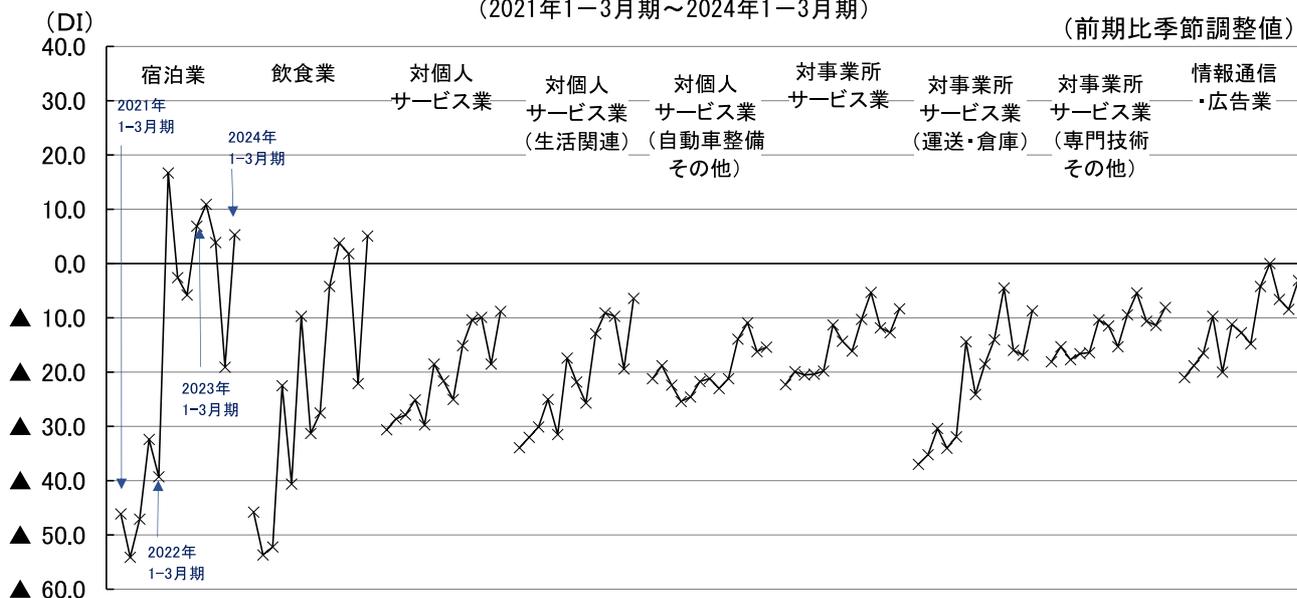
産業別に見ると、サービス業で▲3.5（前期差14.3ポイント増）、卸売業で▲7.6（前期差9.1ポイント増）、小売業で▲19.2（前期差8.4ポイント増）、建設業で▲8.9（前期差3.9ポイント増）とすべての産業でマイナス幅が縮小した。

中小企業の非製造業 産業別 業況判断DIの推移
（2021年1-3月期～2024年1-3月期）



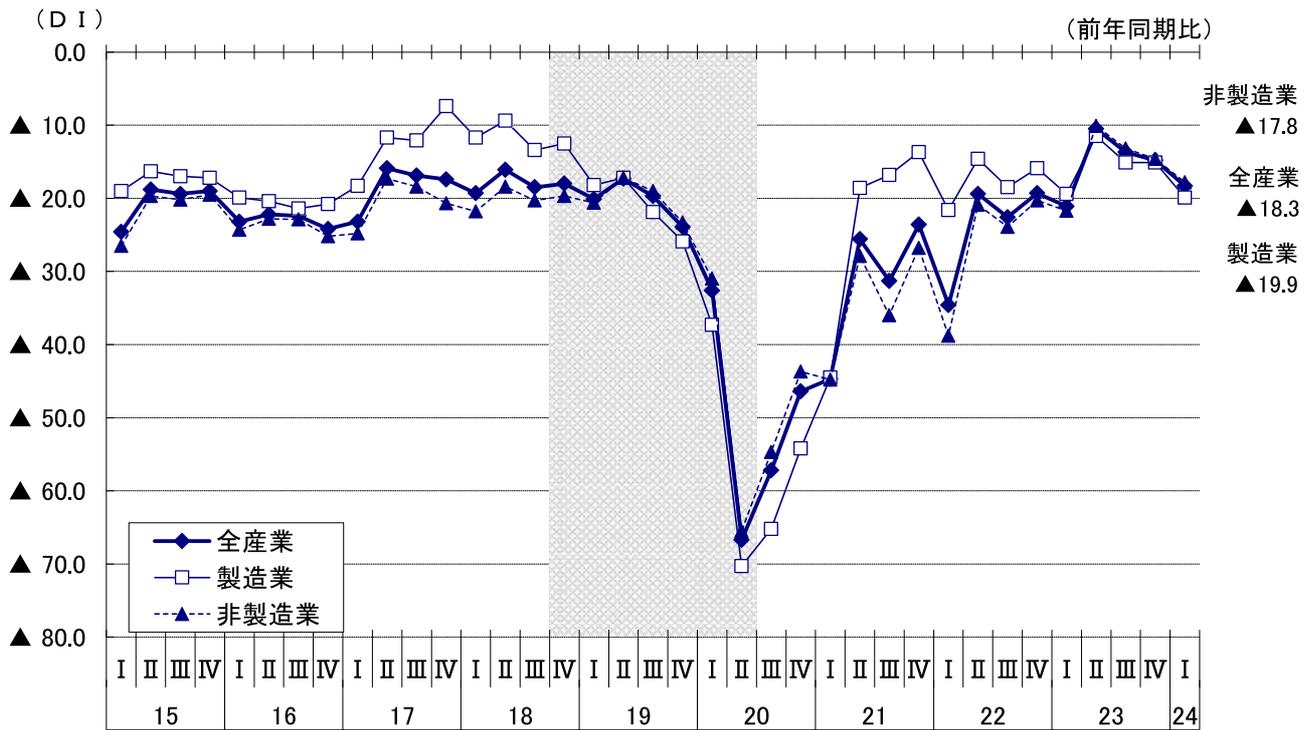
サービス業の内訳では、飲食業で5.1（前期差27.2ポイント増）、宿泊業で5.3（前期差24.4ポイント増）とマイナスからプラスに転じ、対個人サービス業（生活関連）で▲6.4（前期差13.0ポイント増）、対事業所サービス業（運送・倉庫）で▲8.7（前期差8.2ポイント増）、情報通信・広告業で▲3.1（前期差5.3ポイント増）、対事業所サービス業（専門技術その他）で▲8.1（前期差3.3ポイント増）、対個人サービス業（自動車整備その他）で▲15.4（前期差0.8ポイント増）とマイナス幅が縮小した。

中小企業のサービス業 業種別 業況判断DIの推移
（2021年1-3月期～2024年1-3月期）



(注) 「対個人サービス業（生活関連）」は、不動産業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業等の7業種。
「対個人サービス業（自動車整備その他）」は、自動車整備業、機械等修理業。
「対事業所サービス業（運送・倉庫）」は、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業等の5業種。
「対事業所サービス業（専門技術その他）」は、専門サービス業、技術サービス業、廃棄物処理業等の5業種。

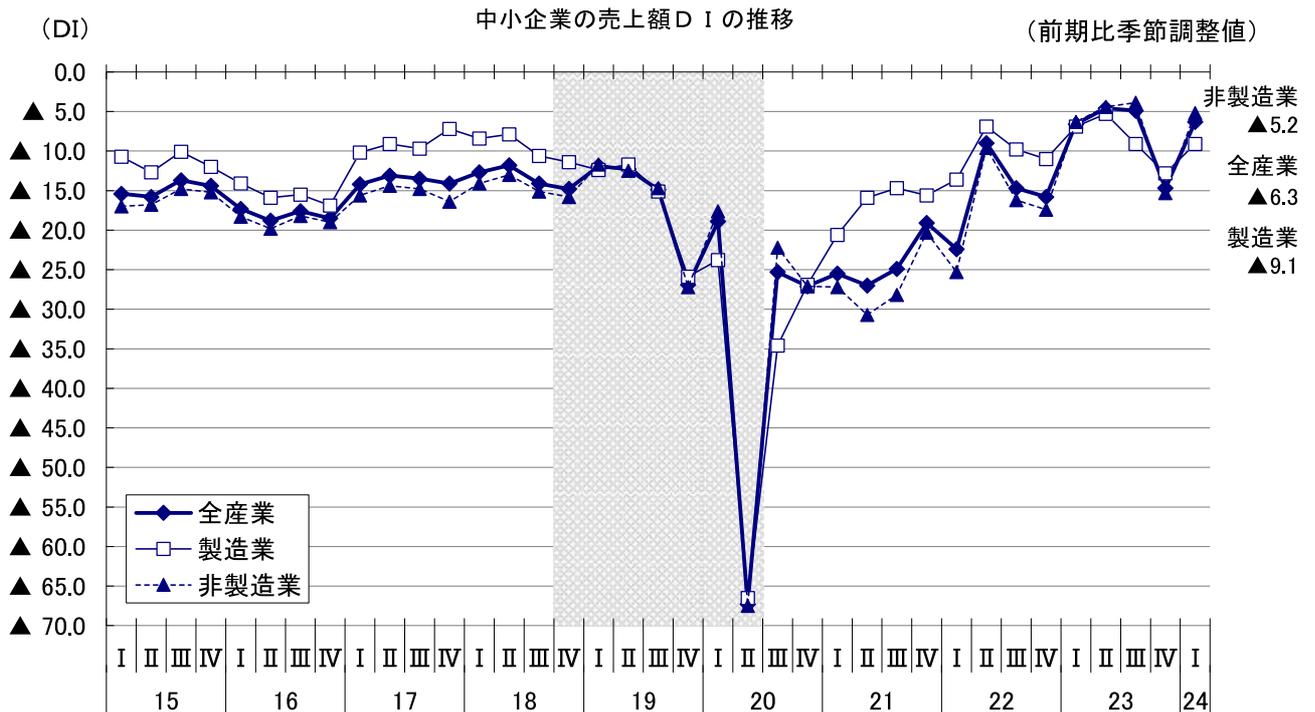
中小企業の業況判断D Iの推移[前年同期比]



2. 売上額D I (13ページ参照)

全産業の売上額D I (「増加」－「減少」)は、(前期▲14.7→) ▲6.3 (前期差8.4ポイント増)と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

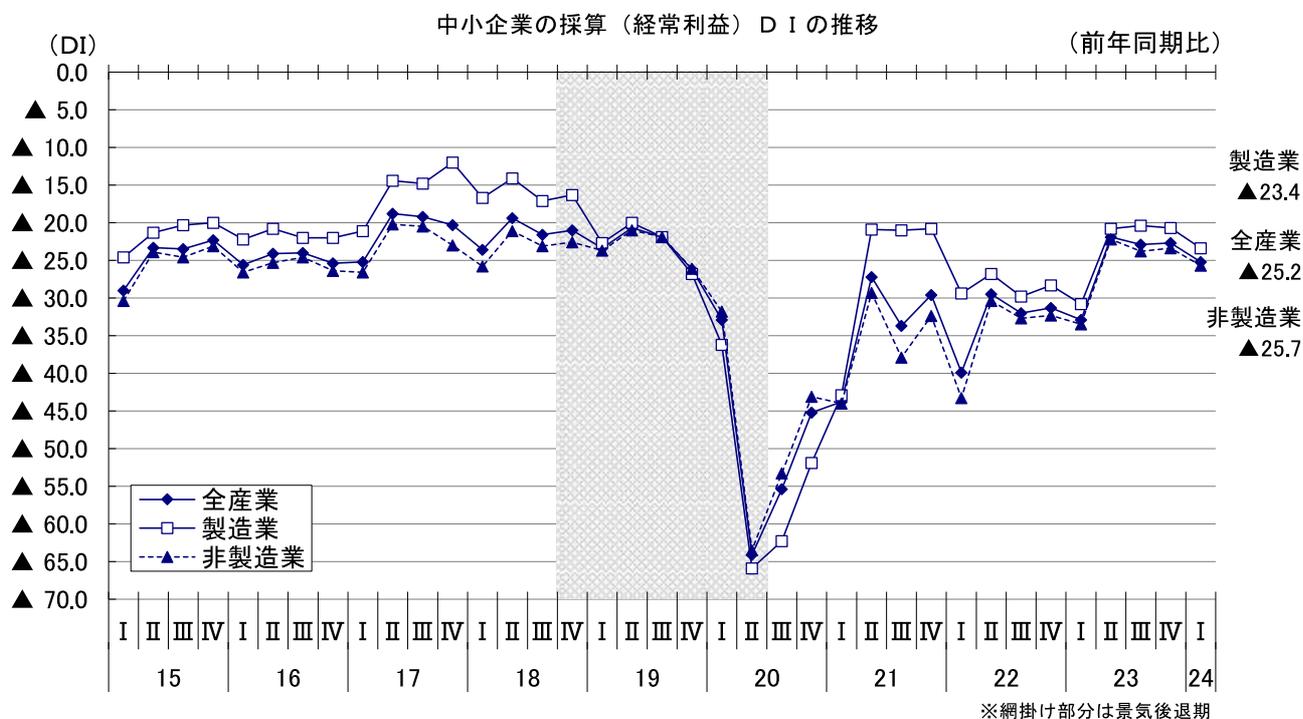
産業別に見ると、製造業で(前期▲12.8→) ▲9.1 (前期差3.7ポイント増)と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業で(前期▲15.3→) ▲5.2 (前期差10.1ポイント増)と2期ぶりにマイナス幅が縮小した。



3. 採算（経常利益）D I（14ページ参照）

全産業の採算（経常利益）D I（「好転」－「悪化」、前年同期比）は、（前期▲22.7→）▲25.2（前期差2.5ポイント減）と2期ぶりにマイナス幅が拡大した。

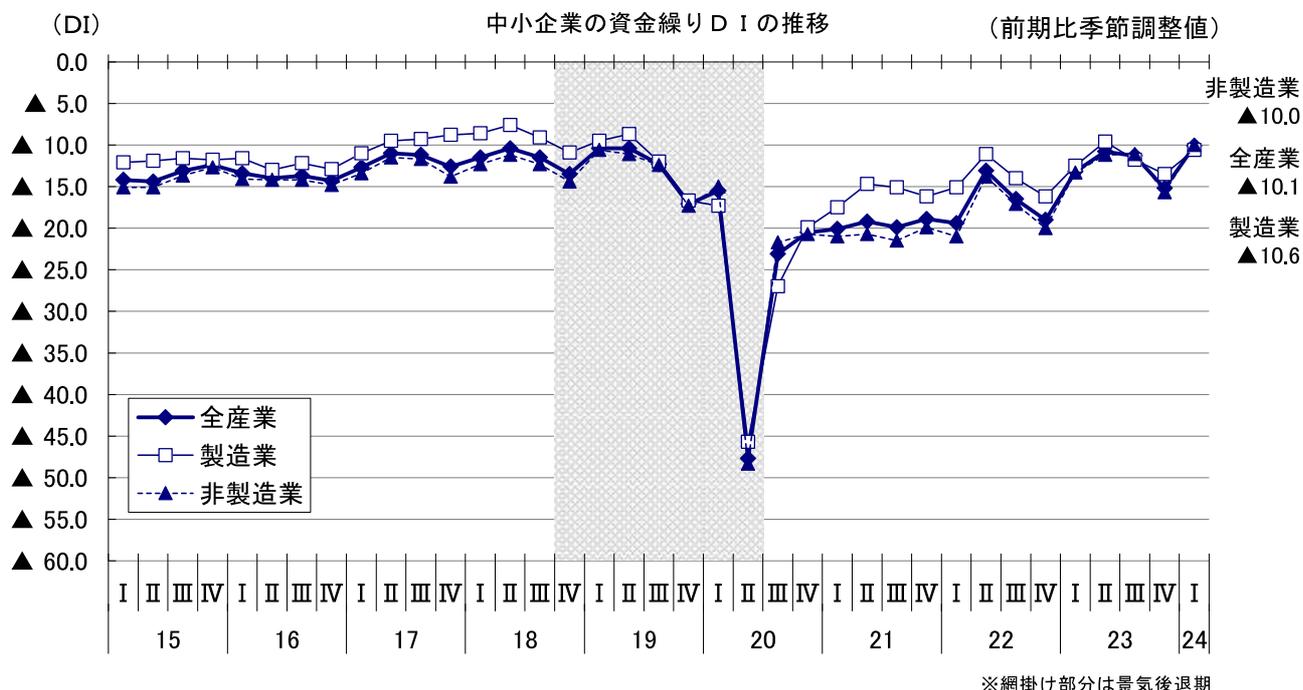
産業別に見ると、製造業で（前期▲20.7→）▲23.4（前期差2.7ポイント減）と2期連続してマイナス幅が拡大した。また、非製造業で（前期▲23.4→）▲25.7（前期差2.3ポイント減）と2期ぶりにマイナス幅が拡大した。



4. 資金繰りD I（14ページ参照）

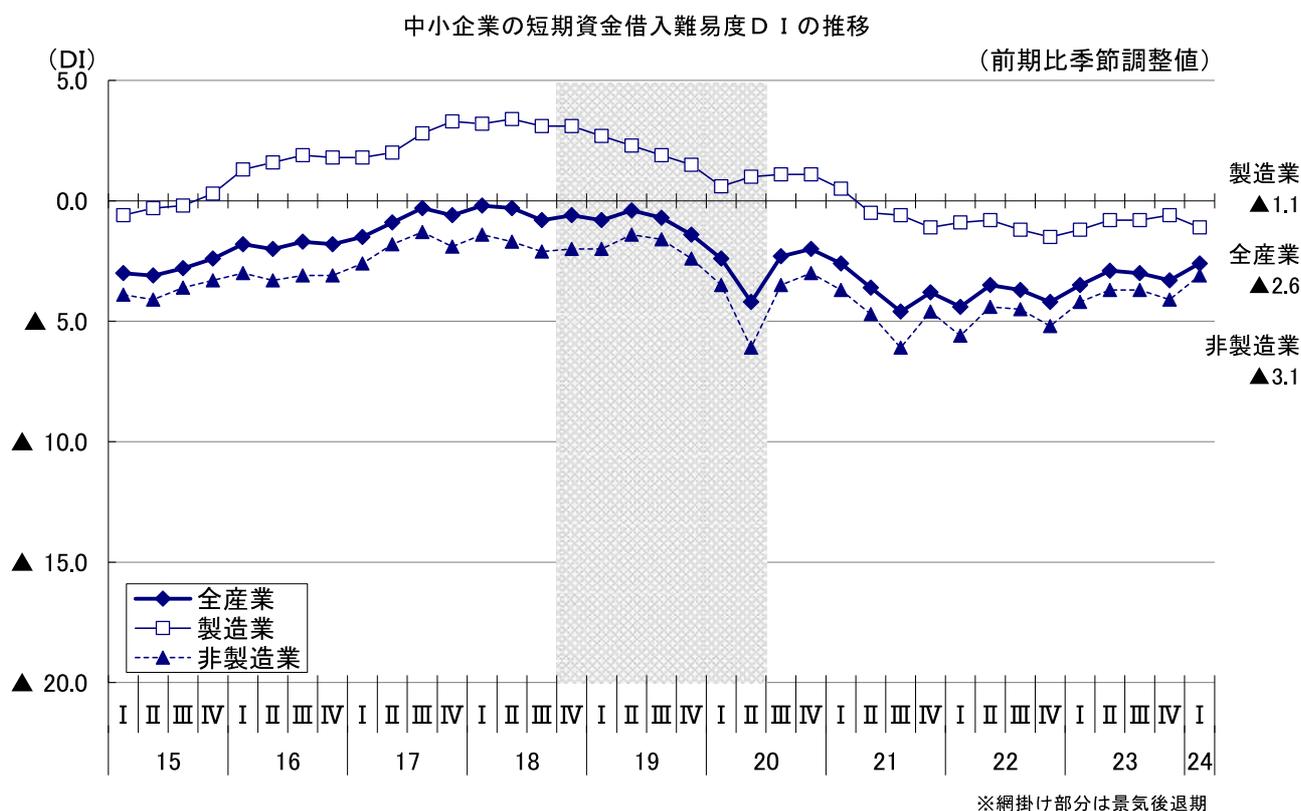
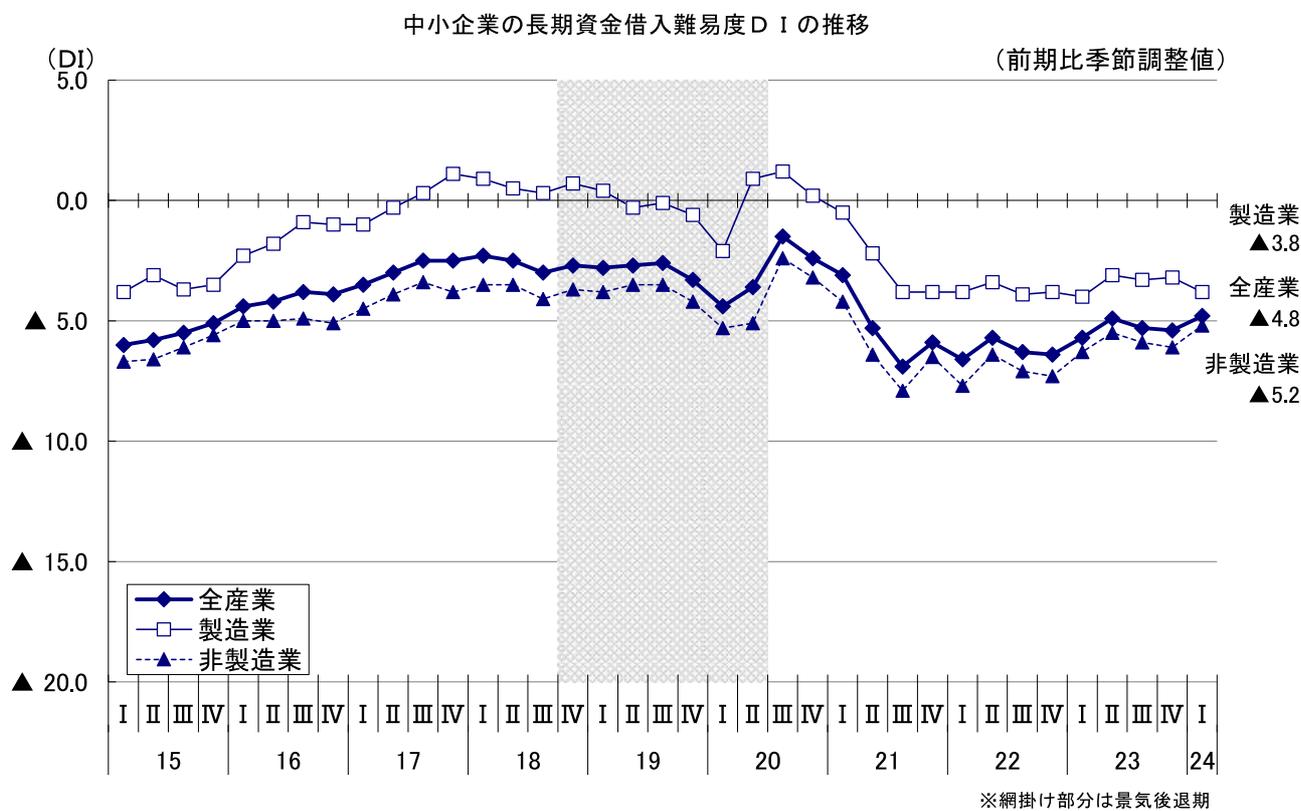
全産業の資金繰りD I（「好転」－「悪化」）は、（前期▲15.2→）▲10.1（前期差5.1ポイント増）と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。

産業別に見ると、製造業で（前期▲13.5→）▲10.6（前期差2.9ポイント増）と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、非製造業で（前期▲15.7→）▲10.0（前期差5.7ポイント増）と2期ぶりにマイナス幅が縮小した。



5. 借入難易度D I（14ページ参照）

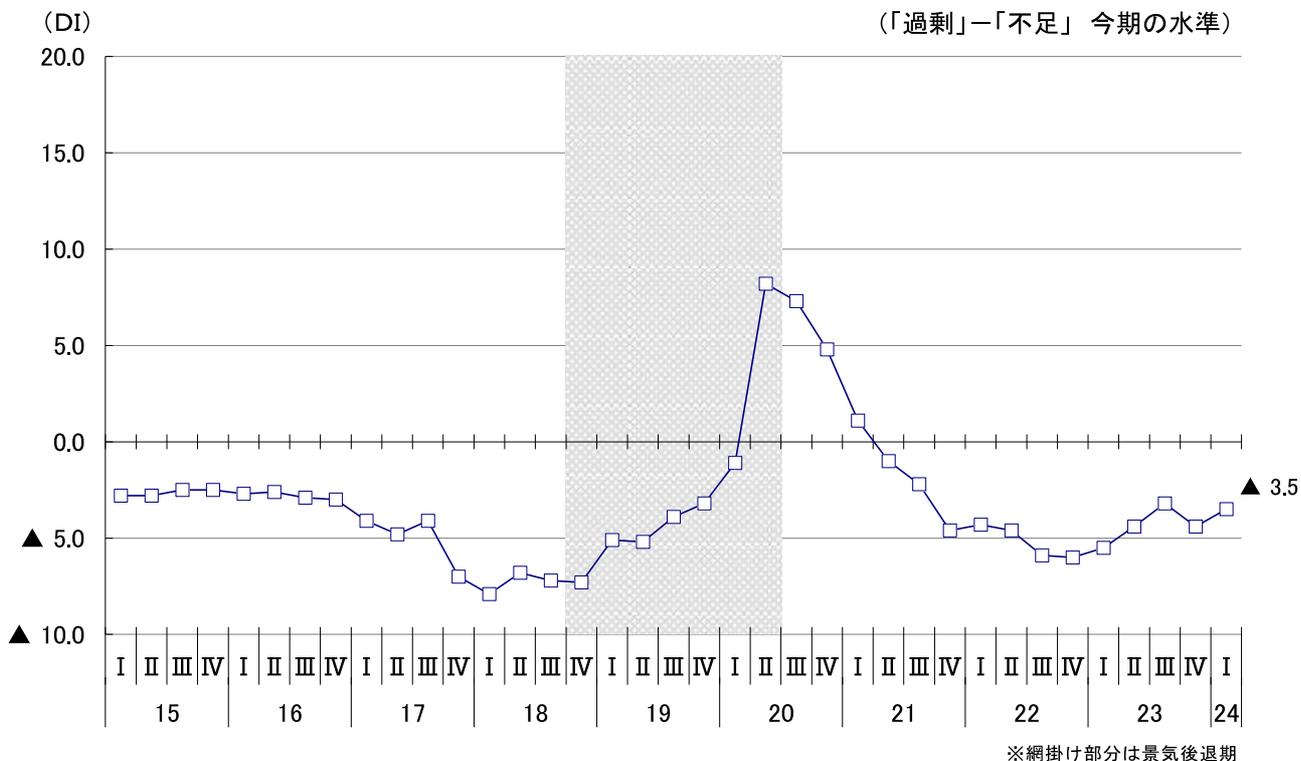
全産業の長期資金借入難易度D I（「容易」－「困難」）は、（前期▲5.4→）▲4.8（前期差0.6ポイント増）と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。また、全産業の短期資金借入難易度D I（「容易」－「困難」）は、（前期▲3.3→）▲2.6（前期差0.7ポイント増）と3期ぶりにマイナス幅が縮小した。



6. 生産設備過不足D I (15ページ参照)

製造業の生産設備過不足D I (「過剰」－「不足」、今期の水準)は、(前期▲4.4→)▲3.5(前期差0.9ポイント増)と不足感が弱まった。

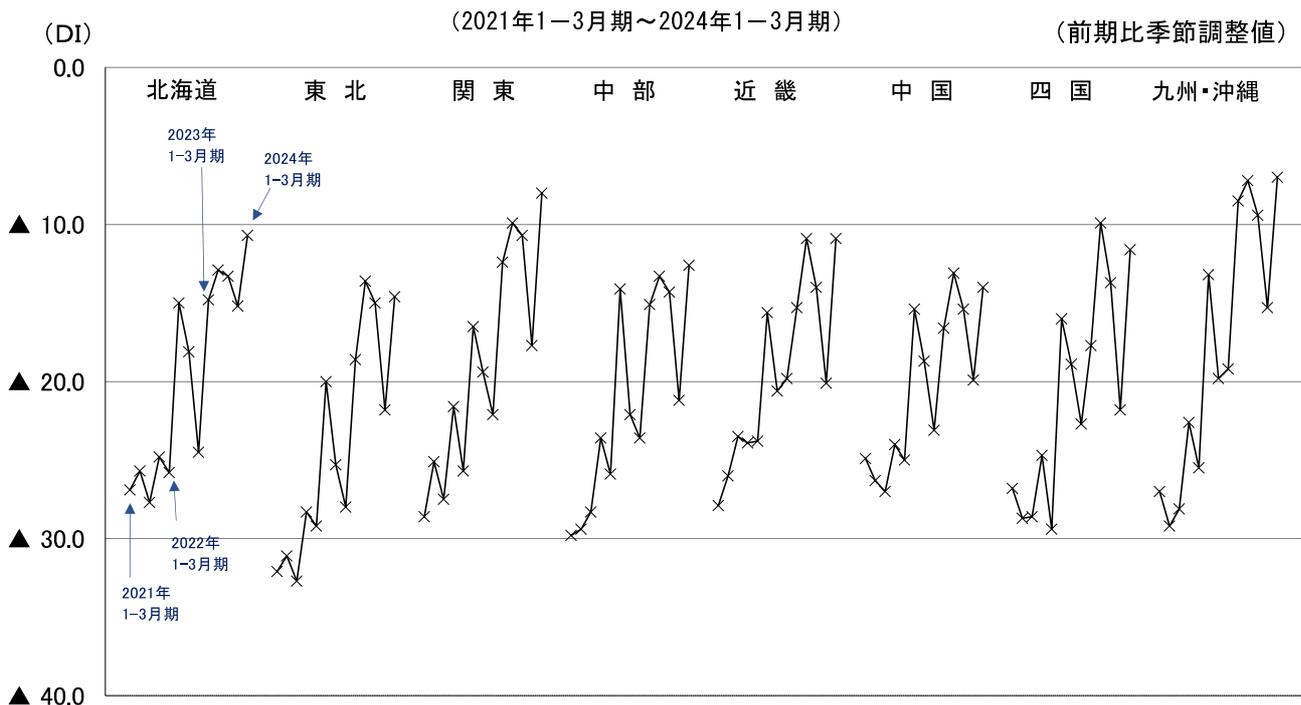
中小企業(製造業)の生産設備過不足D Iの推移



7. 地域別業況判断D I (16~19ページ参照)

地域別の業況判断D I (全産業)は、四国、関東、近畿、中部、九州・沖縄、東北、中国、北海道のすべての地域でマイナス幅が縮小した。

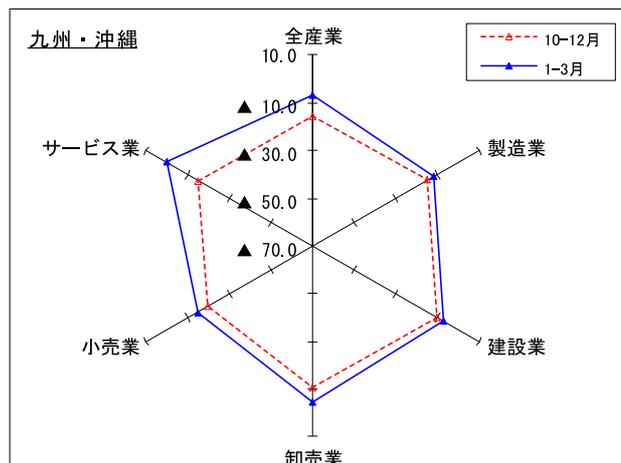
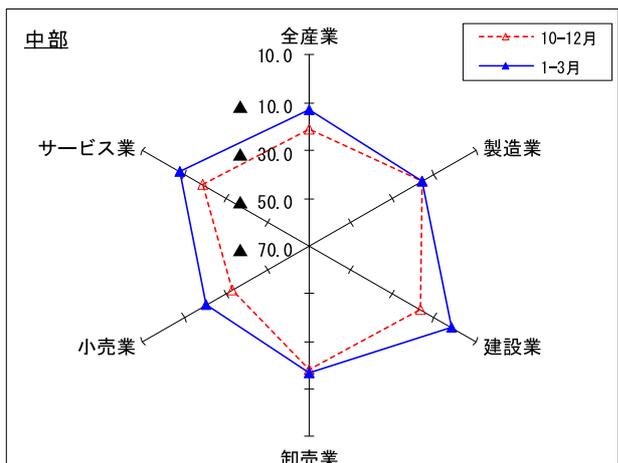
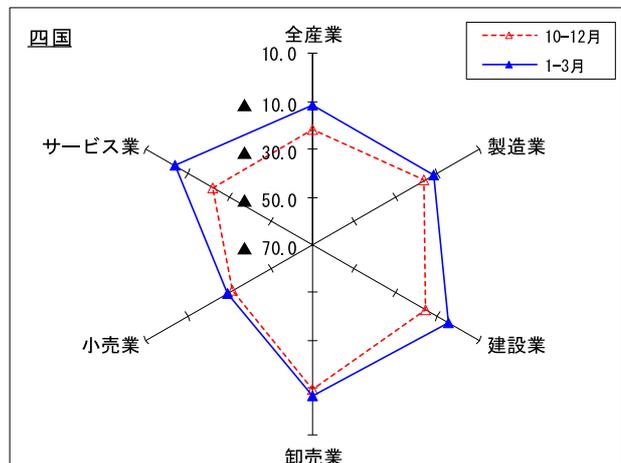
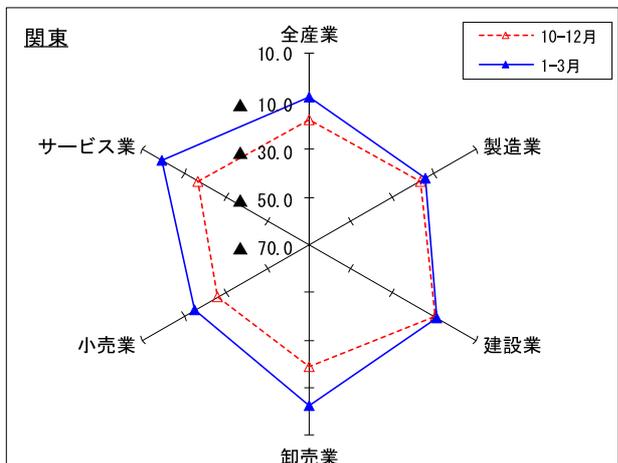
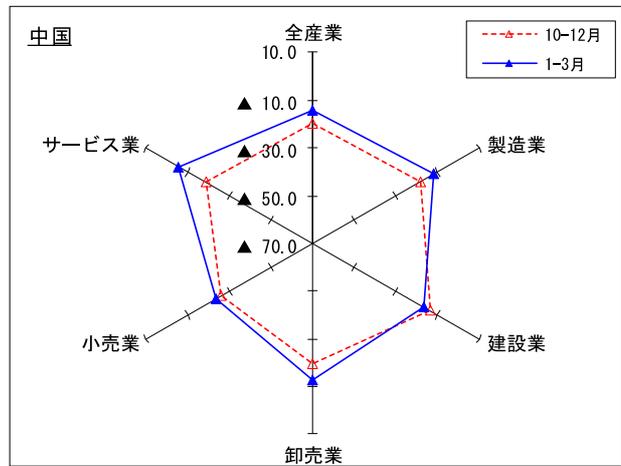
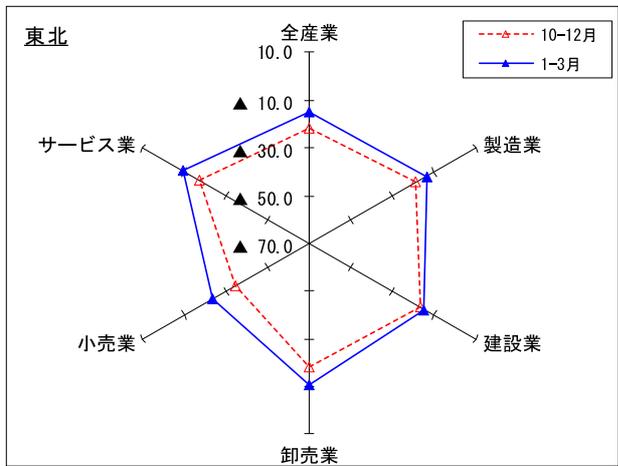
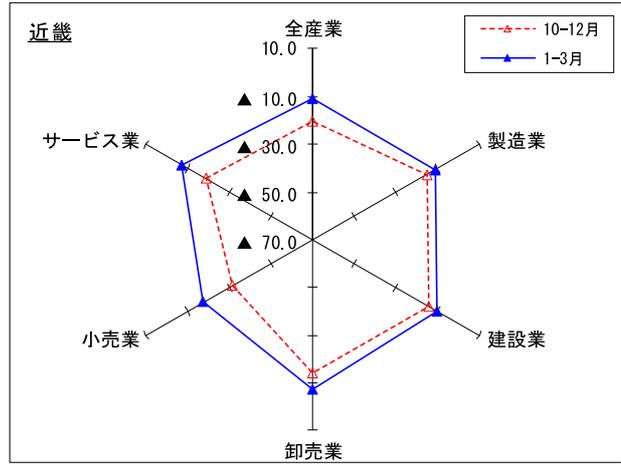
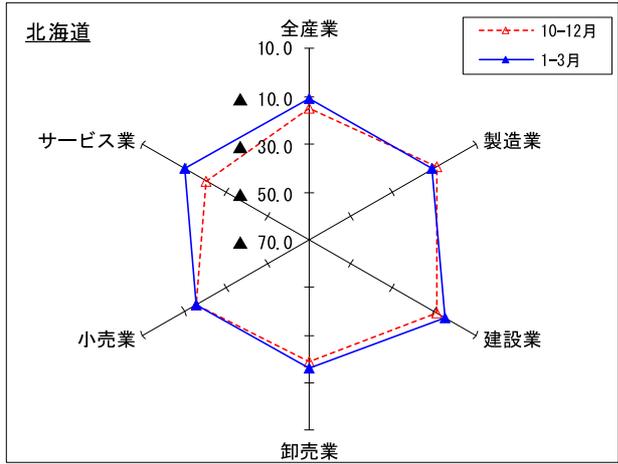
中小企業の地域別業況判断D Iの推移(全産業)



(注)1. 地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。

2. 関東には、新潟、長野、山梨、静岡の各県、中部には、石川、富山の各県、近畿には、福井県を含む。九州・沖縄は、九州各県と沖縄の合計。

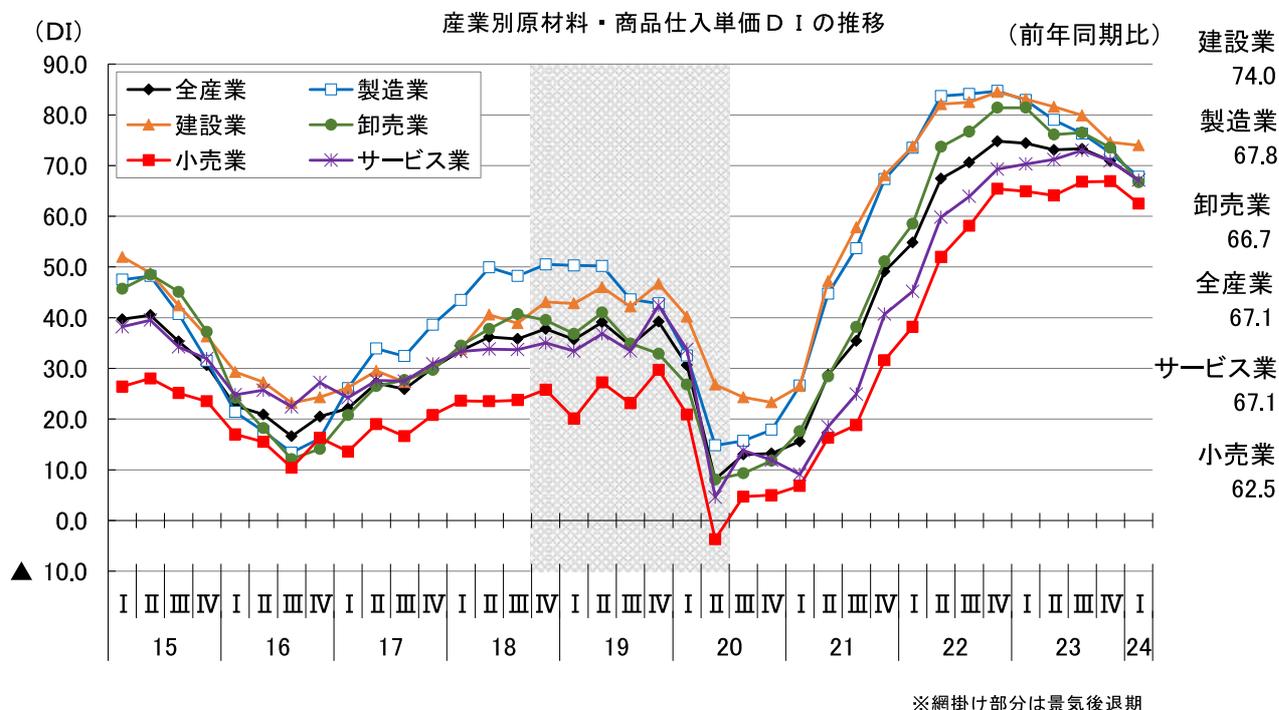
各地域における産業別の動向（業況判断DI・前期比季節調整値）



トピックス① 産業別原材料・商品仕入単価D Iの推移について

全産業の原材料・商品仕入単価D I（「上昇」－「低下」、前年同期比）は、67.1（前期差3.8ポイント減）と2期連続してプラス幅が縮小した。

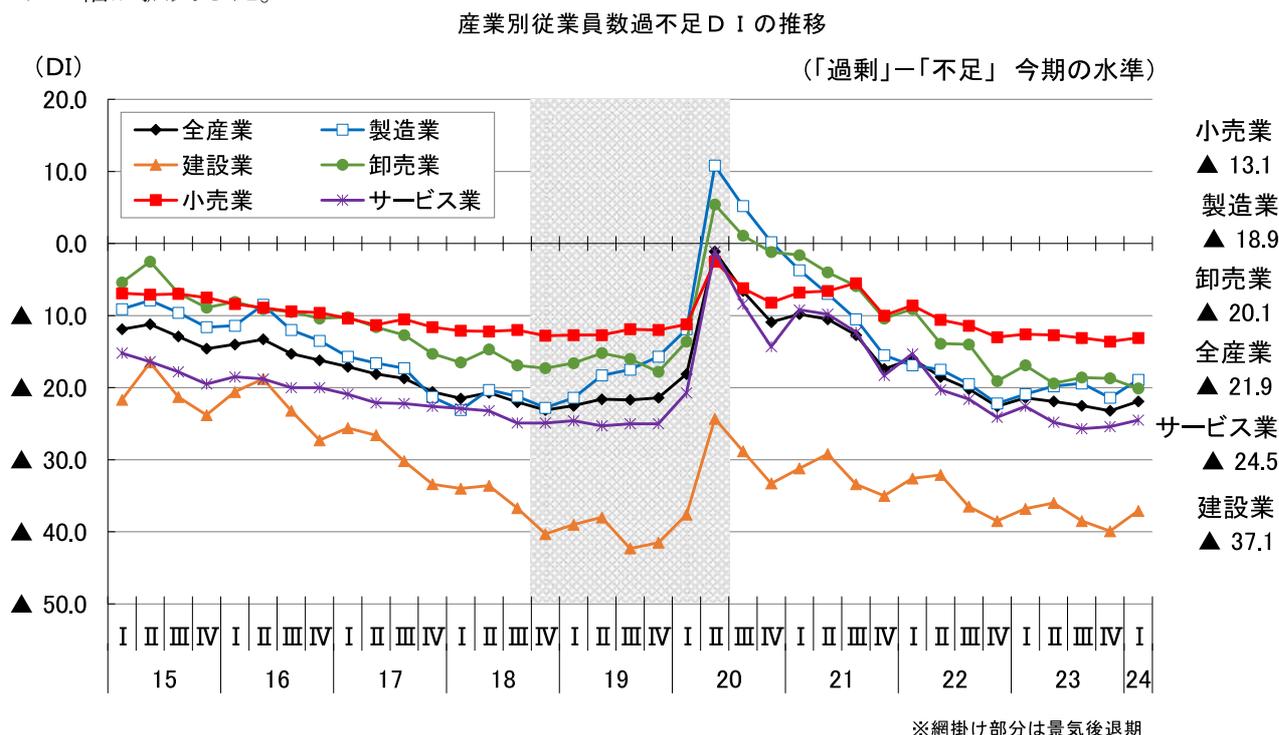
産業別に見ると、卸売業で66.7（前期差6.8ポイント減）、製造業で67.8（前期差4.7ポイント減）、小売業で62.5（前期差4.4ポイント減）、サービス業で67.1（前期差3.8ポイント減）、建設業で74.0（前期差0.6ポイント減）とすべての産業でプラス幅が縮小した。



トピックス② 産業別従業員数過不足D I（今期の水準）の推移について

全産業の従業員数過不足D I（「過剰」－「不足」、今期の水準）は、（前期▲23.2→）▲21.9（前期差1.3ポイント増）と4期ぶりにマイナス幅が縮小し、不足感が弱まった。

産業別に見ると、建設業、製造業、サービス業、小売業でマイナス幅が縮小し、卸売業でマイナス幅が拡大した。



【調査対象企業のコメント】

- ・ 人手不足は予測より、さらに厳しい状況になっており、仕事を受注しても、人手不足のため見送らなければいけない状況になった。2024年問題を抱えて、さらにその問題が悪化すると思われる。[建設業 北海道]
- ・ 中国経済の減速感や自動車業界の影響により、減少傾向にあり、危機感を強めています。半導体業界が動いてくれば、状況は少しずつ変わると思う。[金属製品 山形]
- ・ 原材料の価格は今期低下したものの、人件費その他の経費が上がり、コスト増加分の価格転嫁が難しい状況である。大手企業が値上げをしないと、小企業は値上げに踏み切るのは難しい。製品ニーズの変化にも対応が必要。[食料品 福島]
- ・ 相変わらず、原料高、商品に関わる物の値上がりが続いている。インバウンドの需要を受けているものの、価格転嫁がスムーズにいかない。[繊維工業 群馬]
- ・ 原材料価格・人件費・運送費が上昇しているにもかかわらず、販売先に対して、価格交渉しているが、販売価格に十分な価格転嫁ができていないため、採算が悪化している。[家具・装備品 東京]
- ・ 自社のWEBシステム構築の投資を積極的に行い、業績が回復している。事業のオンライン化に積極的に取り組み、独自のWEBやECへの投資を強化したことで収益力が向上した。新たなWEBへの投資追加が必須となっている。[情報通信・広告業 神奈川]
- ・ 能登半島地震の影響で、1月の新年会等の中止により、飲食店に対する売上が大幅に減少。その他個人も自粛ムードで減少した。2月はだいぶ売上は上がると思うが、予断を禁じ得ない。[小売業 富山]
- ・ 令和6年能登半島地震により、建物の被害、道路の損傷、上下水道の復旧が遅れているのが特に不便です。復興特需はあるかもしれないが、以降はどうなるか分からないので、楽観はできない。[宿泊業 石川]
- ・ 貸金上昇圧力が強く、採用等を鑑みるとベースアップせざるを得ない状況だが、原材料費以外のコスト高で収益が悪化している中、どのように貸金アップをして良いか、非常に悩んでいる。[その他の製造業 三重]
- ・ 年初の震災の影響が大きく、生鮮品の材料を確保するのが難しく、仕入価格もひと月毎に何かしらが上がっているので、粗利が益々減っている。加えて新年度から運送業に関する動向が、更に仕入コストに及んでくると思える。[飲食業 滋賀]
- ・ 原因は特定されていないが、昨秋より、電線の需給が突如逼迫し、未だ解消されていない。ここ数年来、供給サイドで問題が頻発しており、顧客ニーズに応えるため、早めの在庫手当てや積増しを余儀なくされている。[卸売業 大阪]
- ・ 顧客の品質問題による操業停止、中国の景気低迷を受け、減産傾向にあり、厳しい状況。自動車部品は業界の改革動向に大きく左右され、予断を許さない現状にある。[輸送用機械器具 兵庫]
- ・ 前期に比べて受注が好調であるが、当期計画には届いていない。また、円安の影響で仕入単価等が高騰して、収益は厳しい状況が続いている。[電気・情報通信機械・電子部品 鳥取]
- ・ 以前に比べると、原材料、高熱費の高騰は、少し落ち着いてきた感はあるものの、すべてが価格転嫁できている訳ではないので、全体の需要が減ってきている中、引き続き厳しい状況です。[印刷 山口]
- ・ 働き方改革による労働時間の削減により、効率的な運行を求められている。しかしながら、ドライバー不足等により、業務面で多少の影響は出る可能性がある。燃料代高騰、人材費上昇など、収益性に影響してくる。[対事業所サービス業 香川]
- ・ コロナにおける需要の停滞期は、乗り越えた感がある。とはいえ、コロナ前と同程度であり、経費が増加していることを踏まえると、営業自体は今後も厳しいと思われる。これに加え、人材確保、設備老朽化など、問題山積みである。[対個人サービス業 高知]
- ・ 大手企業の単価据置、材料費の高騰により、加工賃が圧迫されている。加工賃を上げると、価格競争に負け、仕事がなくなる。手形の周期が長い。[機械器具 福岡]
- ・ 業績は改善傾向であるが、人手不足の問題が解決できないため、業務効率化を図るための取組を率先して行っている。[木材・木製品 鹿児島]

主要DI時系列表

1. 業況判断DI（「好転」-「悪化」 前期比季節調整値）

1-(1) 全産業

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 20.9	▲ 22.1	▲ 13.7	▲ 10.8	▲ 12.8	▲ 18.9	▲ 10.4	8.5	▲ 8.2	2.2
中規模	▲ 14.6	▲ 16.4	▲ 9.4	▲ 4.9	▲ 8.1	▲ 12.1	▲ 7.3	4.8	▲ 3.1	4.2
小規模	▲ 22.3	▲ 23.8	▲ 15.2	▲ 12.4	▲ 13.7	▲ 20.8	▲ 11.3	9.5	▲ 10.2	1.1
製造業	▲ 16.7	▲ 18.7	▲ 13.6	▲ 10.4	▲ 13.5	▲ 16.1	▲ 12.8	3.3	▲ 5.5	7.3
非製造業	▲ 21.9	▲ 23.5	▲ 14.1	▲ 11.0	▲ 12.1	▲ 19.9	▲ 9.7	10.2	▲ 9.9	▲ 0.2

1-(2) 製造業

業 種	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
食料品	▲ 11.9	▲ 17.5	▲ 3.9	▲ 4.5	▲ 3.4	▲ 11.3	3.7	15.0	3.5	▲ 0.2
繊維工業	▲ 12.7	▲ 17.4	▲ 9.0	▲ 5.4	▲ 13.3	▲ 19.5	▲ 10.2	9.3	▲ 7.5	2.7
木材・木製品	▲ 21.6	▲ 27.9	▲ 23.7	▲ 31.1	▲ 32.0	▲ 17.3	▲ 25.5	▲ 8.2	▲ 16.7	8.8
家具・装備品	▲ 32.2	▲ 27.6	▲ 17.4	▲ 17.9	▲ 16.1	▲ 18.3	▲ 19.6	▲ 1.3	▲ 17.7	1.9
パルプ・紙・紙加工品	▲ 9.9	▲ 17.3	▲ 1.3	3.8	▲ 3.7	▲ 4.8	9.3	14.1	5.0	▲ 4.3
印刷	▲ 28.9	▲ 27.7	▲ 21.7	▲ 15.2	▲ 16.2	▲ 25.2	▲ 24.5	0.7	▲ 14.3	10.2
化学	▲ 5.1	▲ 5.2	▲ 1.4	3.0	▲ 13.2	▲ 4.1	2.7	6.8	15.1	12.4
窯業・土石製品	▲ 14.5	▲ 20.1	▲ 16.3	▲ 10.1	▲ 15.1	▲ 21.0	▲ 17.0	4.0	▲ 3.3	13.7
鉄鋼・非鉄金属	▲ 14.9	▲ 16.1	▲ 18.6	▲ 14.0	▲ 21.7	▲ 22.1	▲ 22.8	▲ 0.7	▲ 19.7	3.1
金属製品	▲ 11.3	▲ 12.5	▲ 13.8	▲ 14.4	▲ 12.5	▲ 15.0	▲ 16.4	▲ 1.4	▲ 8.6	7.8
機械器具	▲ 14.4	▲ 17.8	▲ 21.1	▲ 13.0	▲ 21.4	▲ 19.0	▲ 23.6	▲ 4.6	▲ 9.6	14.0
電気・情報通信機械器具・電子部品	▲ 18.1	▲ 16.1	▲ 15.0	▲ 9.1	▲ 11.9	▲ 11.5	▲ 16.9	▲ 5.4	▲ 5.2	11.7
輸送用機械器具	▲ 17.2	▲ 13.7	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 4.9	▲ 13.1	▲ 23.7	▲ 10.6	▲ 8.9	14.8
その他の製造業	▲ 17.7	▲ 21.3	▲ 21.7	▲ 9.0	▲ 12.8	▲ 14.7	▲ 12.1	2.6	▲ 5.2	6.9

1-(3) 非製造業

産 業 ・ 業 種	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
建設業	▲ 14.0	▲ 15.7	▲ 13.9	▲ 9.0	▲ 10.6	▲ 12.8	▲ 8.9	3.9	▲ 10.3	▲ 1.4
総合工事業	▲ 14.6	▲ 16.3	▲ 14.6	▲ 10.2	▲ 10.3	▲ 12.9	▲ 10.0	2.9	▲ 11.0	▲ 1.0
職別・設備工事業	▲ 13.7	▲ 15.4	▲ 12.9	▲ 7.3	▲ 11.2	▲ 12.5	▲ 7.6	4.9	▲ 9.6	▲ 2.0
卸売業	▲ 19.1	▲ 20.0	▲ 9.8	▲ 9.3	▲ 7.3	▲ 16.7	▲ 7.6	9.1	▲ 4.2	3.4
小売業	▲ 29.0	▲ 30.4	▲ 22.9	▲ 22.1	▲ 21.7	▲ 27.6	▲ 19.2	8.4	▲ 17.0	2.2
サービス業	▲ 20.0	▲ 22.3	▲ 8.7	▲ 4.0	▲ 6.3	▲ 17.8	▲ 3.5	14.3	▲ 4.6	▲ 1.1
宿泊業	▲ 2.6	▲ 5.8	6.9	10.9	3.9	▲ 19.1	5.3	24.4	▲ 3.2	▲ 8.5
飲食業	▲ 31.3	▲ 27.5	▲ 4.2	3.8	1.8	▲ 22.1	5.1	27.2	▲ 0.1	▲ 5.2
対個人サービス業	▲ 21.6	▲ 25.0	▲ 15.1	▲ 10.4	▲ 9.9	▲ 18.5	▲ 8.8	9.7	▲ 8.3	0.5
対個人サービス業（生活関連）	▲ 21.8	▲ 25.7	▲ 12.9	▲ 9.1	▲ 9.7	▲ 19.4	▲ 6.4	13.0	▲ 7.4	▲ 1.0
対個人サービス業（自動車整備その他）	▲ 21.2	▲ 23.0	▲ 21.2	▲ 13.9	▲ 10.9	▲ 16.2	▲ 15.4	0.8	▲ 11.7	3.7
対事業所サービス業	▲ 14.3	▲ 16.1	▲ 10.3	▲ 5.3	▲ 11.8	▲ 12.7	▲ 8.3	4.4	▲ 3.0	5.3
対事業所サービス業（運送・倉庫）	▲ 24.1	▲ 18.5	▲ 14.0	▲ 4.5	▲ 16.0	▲ 16.9	▲ 8.7	8.2	▲ 4.3	4.4
対事業所サービス業（専門技術その他）	▲ 11.5	▲ 15.3	▲ 9.4	▲ 5.4	▲ 10.6	▲ 11.4	▲ 8.1	3.3	▲ 1.9	6.2
情報通信・広告業	▲ 12.7	▲ 14.8	▲ 4.2	0.0	▲ 6.6	▲ 8.4	▲ 3.1	5.3	2.4	5.5

2. - (1) 売上額DI (「増加」-「減少」 前期比季節調整値)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 14.7	▲ 15.8	▲ 6.6	▲ 4.6	▲ 4.9	▲ 14.7	▲ 6.3	8.4
製造業	▲ 9.8	▲ 11.0	▲ 6.9	▲ 5.3	▲ 9.1	▲ 12.8	▲ 9.1	3.7
非製造業	▲ 16.2	▲ 17.4	▲ 6.3	▲ 4.4	▲ 3.9	▲ 15.3	▲ 5.2	10.1
建設業	▲ 13.0	▲ 15.1	▲ 11.1	▲ 7.2	▲ 10.0	▲ 11.3	▲ 9.6	1.7
卸売業	▲ 15.4	▲ 14.7	▲ 1.5	▲ 4.0	▲ 5.1	▲ 11.8	▲ 4.8	7.0
小売業	▲ 22.6	▲ 22.1	▲ 14.1	▲ 13.6	▲ 11.1	▲ 20.8	▲ 14.8	6.0
サービス業	▲ 13.3	▲ 14.7	0.3	3.8	3.6	▲ 12.9	3.3	16.2

2. - (2) 売上単価・客単価DI (「上昇」-「低下」 前期比季節調整値)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	1.6	1.9	7.6	8.6	8.3	2.5	6.3	3.8
製造業	15.5	17.5	18.2	18.0	13.6	10.6	12.6	2.0
非製造業	▲ 4.0	▲ 4.2	3.3	5.2	6.1	▲ 0.8	3.8	4.6
卸売業	35.6	37.0	40.3	32.0	28.6	26.8	25.3	▲ 1.5
小売業	▲ 14.2	▲ 13.5	▲ 8.4	▲ 5.8	▲ 3.4	▲ 10.4	▲ 7.4	3.0
サービス業	▲ 3.9	▲ 4.8	5.1	8.6	8.9	1.5	8.3	6.8

2. - (3) 売上単価・客単価DI (「上昇」-「低下」 前年同期比)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年 4-6月見通し	今期と の差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月			
全産業	7.0	12.4	13.1	19.8	19.4	17.1	13.6	▲ 3.5	8.7	▲ 4.9
製造業	27.2	32.4	31.2	35.8	33.8	30.4	26.2	▲ 4.2	16.8	▲ 9.4
非製造業	▲ 1.0	4.6	5.9	13.5	13.8	11.8	8.7	▲ 3.1	5.5	▲ 3.2
卸売業	45.2	49.5	52.1	48.8	45.6	45.2	40.9	▲ 4.3	31.2	▲ 9.7
小売業	▲ 13.2	▲ 7.6	▲ 7.3	▲ 0.3	0.6	▲ 1.7	▲ 5.1	▲ 3.4	▲ 6.8	▲ 1.7
サービス業	▲ 0.4	5.3	7.1	17.2	17.7	15.7	13.0	▲ 2.7	9.9	▲ 3.1

3. 原材料・商品仕入単価DI (「上昇」-「低下」 前年同期比)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年 4-6月見通し	今期と の差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月			
全産業	70.6	74.8	74.4	73.1	73.3	70.9	67.1	▲ 3.8	56.9	▲ 10.2
製造業	84.1	84.7	82.9	79.0	76.3	72.5	67.8	▲ 4.7	56.5	▲ 11.3
非製造業	66.2	71.6	71.8	71.2	72.5	70.5	66.9	▲ 3.6	57.1	▲ 9.8
建設業	82.5	84.5	83.1	81.6	79.9	74.6	74.0	▲ 0.6	62.1	▲ 11.9
卸売業	76.7	81.4	81.4	76.1	76.5	73.5	66.7	▲ 6.8	60.4	▲ 6.3
小売業	58.1	65.4	64.9	64.1	66.8	66.9	62.5	▲ 4.4	53.0	▲ 9.5
サービス業	63.9	69.3	70.3	71.2	73.0	70.9	67.1	▲ 3.8	57.3	▲ 9.8

4. 在庫水準DI (「過剰」-「不足」 今期の水準)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	6.8	6.1	6.3	7.8	6.7	6.3	6.5	0.2
製造業	1.7	1.2	2.2	2.8	3.2	2.4	3.4	1.0
非製造業	10.5	9.9	9.5	11.6	9.3	9.3	8.8	▲ 0.5
卸売業	16.6	16.2	15.5	17.7	14.8	13.5	14.0	0.5
小売業	9.1	8.3	8.0	10.0	8.0	8.3	7.4	▲ 0.9

5. 採算(経常利益)DI (「好転」-「悪化」 前年同期比)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 32.0	▲ 31.3	▲ 32.9	▲ 21.9	▲ 22.9	▲ 22.7	▲ 25.2	▲ 2.5	▲ 19.9	5.3
製造業	▲ 29.8	▲ 28.3	▲ 30.8	▲ 20.8	▲ 20.4	▲ 20.7	▲ 23.4	▲ 2.7	▲ 17.2	6.2
非製造業	▲ 32.7	▲ 32.3	▲ 33.5	▲ 22.2	▲ 23.8	▲ 23.4	▲ 25.7	▲ 2.3	▲ 20.7	5.0
建設業	▲ 33.4	▲ 33.7	▲ 35.2	▲ 27.9	▲ 27.0	▲ 24.7	▲ 26.8	▲ 2.1	▲ 24.0	2.8
卸売業	▲ 22.3	▲ 21.4	▲ 22.5	▲ 12.4	▲ 16.5	▲ 15.6	▲ 18.9	▲ 3.3	▲ 14.5	4.4
小売業	▲ 37.9	▲ 37.1	▲ 39.1	▲ 28.7	▲ 32.0	▲ 30.1	▲ 31.5	▲ 1.4	▲ 26.4	5.1
サービス業	▲ 30.4	▲ 30.1	▲ 30.8	▲ 16.9	▲ 17.6	▲ 19.2	▲ 22.3	▲ 3.1	▲ 16.5	5.8

6. 資金繰りDI (「好転」-「悪化」 前期比季節調整値)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 16.5	▲ 19.0	▲ 13.2	▲ 10.8	▲ 11.3	▲ 15.2	▲ 10.1	5.1
製造業	▲ 14.0	▲ 16.2	▲ 12.5	▲ 9.6	▲ 11.8	▲ 13.5	▲ 10.6	2.9
非製造業	▲ 17.1	▲ 20.0	▲ 13.3	▲ 11.2	▲ 11.1	▲ 15.7	▲ 10.0	5.7
建設業	▲ 7.7	▲ 9.5	▲ 8.6	▲ 6.4	▲ 8.3	▲ 8.1	▲ 8.6	▲ 0.5
卸売業	▲ 13.3	▲ 15.1	▲ 8.5	▲ 6.4	▲ 7.1	▲ 11.4	▲ 6.8	4.6
小売業	▲ 22.5	▲ 25.3	▲ 20.3	▲ 19.0	▲ 17.3	▲ 22.3	▲ 15.5	6.8
サービス業	▲ 17.7	▲ 21.0	▲ 10.6	▲ 8.2	▲ 8.4	▲ 14.5	▲ 7.0	7.5

7. 借入難易度DI (「容易」-「困難」 前期比季節調整値)

(上段:長期資金、下段:短期資金)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 6.3	▲ 6.4	▲ 5.7	▲ 4.9	▲ 5.3	▲ 5.4	▲ 4.8	0.6	▲ 5.5	▲ 0.7
	▲ 3.7	▲ 4.2	▲ 3.5	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 2.6	0.7	▲ 3.4	▲ 0.8
製造業	▲ 3.9	▲ 3.8	▲ 4.0	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 3.8	▲ 0.6	▲ 4.5	▲ 0.7
	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 1.9	▲ 0.8
非製造業	▲ 7.1	▲ 7.3	▲ 6.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 6.1	▲ 5.2	0.9	▲ 5.9	▲ 0.7
	▲ 4.5	▲ 5.2	▲ 4.2	▲ 3.7	▲ 3.7	▲ 4.1	▲ 3.1	1.0	▲ 4.0	▲ 0.9
建設業	2.2	1.2	1.8	2.0	1.9	1.1	1.3	0.2	0.2	▲ 1.1
	4.0	3.2	3.7	3.7	3.9	2.8	2.9	0.1	1.7	▲ 1.2
卸売業	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.5	▲ 2.9	▲ 1.4
	1.2	0.2	0.7	0.1	0.9	0.4	0.3	▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 1.4
小売業	▲ 10.3	▲ 10.4	▲ 9.8	▲ 9.2	▲ 9.9	▲ 9.6	▲ 8.9	0.7	▲ 9.4	▲ 0.5
	▲ 8.1	▲ 8.5	▲ 7.7	▲ 6.9	▲ 7.4	▲ 7.9	▲ 6.1	1.8	▲ 6.9	▲ 0.8
サービス業	▲ 9.7	▲ 9.4	▲ 8.3	▲ 6.7	▲ 7.2	▲ 7.8	▲ 6.0	1.8	▲ 6.4	▲ 0.4
	▲ 6.7	▲ 7.2	▲ 6.1	▲ 5.0	▲ 5.3	▲ 5.2	▲ 4.4	0.8	▲ 4.8	▲ 0.4

8. 従業員数DI (「増加」-「減少」 前年同期比)

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差	2024年	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		4-6月見通し	
全産業	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 5.1	▲ 2.6	▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 4.5	▲ 1.0	▲ 1.9	2.6
製造業	▲ 4.5	▲ 3.7	▲ 5.9	▲ 2.2	▲ 3.1	▲ 3.2	▲ 5.0	▲ 1.8	0.1	5.1
非製造業	▲ 4.3	▲ 3.7	▲ 4.9	▲ 2.7	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 0.7	▲ 2.7	1.6
建設業	▲ 4.5	▲ 4.0	▲ 6.4	▲ 4.2	▲ 4.9	▲ 3.4	▲ 5.1	▲ 1.7	▲ 1.9	3.2
卸売業	▲ 4.4	▲ 3.4	▲ 2.9	0.0	0.1	▲ 1.4	▲ 1.2	0.2	0.5	1.7
小売業	▲ 2.9	▲ 2.6	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 3.5	▲ 3.6	▲ 4.7	▲ 1.1	▲ 4.5	0.2
サービス業	▲ 5.2	▲ 4.6	▲ 5.5	▲ 2.3	▲ 3.6	▲ 4.1	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 2.4	1.9

9. 従業員数過不足DI（「過剰」－「不足」 今期の水準）

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業	▲ 20.2	▲ 22.6	▲ 21.4	▲ 21.9	▲ 22.5	▲ 23.2	▲ 21.9	1.3
製造業	▲ 19.5	▲ 22.2	▲ 20.9	▲ 19.8	▲ 19.4	▲ 21.4	▲ 18.9	2.5
非製造業	▲ 20.4	▲ 22.8	▲ 21.6	▲ 22.6	▲ 23.6	▲ 23.9	▲ 22.9	1.0
建設業	▲ 36.5	▲ 38.5	▲ 36.8	▲ 36.0	▲ 38.5	▲ 39.9	▲ 37.1	2.8
卸売業	▲ 14.0	▲ 19.1	▲ 16.9	▲ 19.4	▲ 18.6	▲ 18.7	▲ 20.1	▲ 1.4
小売業	▲ 11.4	▲ 13.0	▲ 12.6	▲ 12.7	▲ 13.1	▲ 13.6	▲ 13.1	0.5
サービス業	▲ 21.6	▲ 24.1	▲ 22.6	▲ 24.8	▲ 25.7	▲ 25.4	▲ 24.5	0.9

10. 設備投資動向

設備投資実施企業割合（実施企業／回答企業×100） 単位：%

産 業	2022年		2023年				2024年	来期計画	今期との差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	
全産業	17.3	18.2	16.7	16.7	17.6	17.9	16.2	17.8	1.6
製造業	21.4	22.2	21.7	21.1	22.2	22.5	20.1	22.1	2.0
建設業	19.7	18.8	18.0	20.8	19.7	20.7	17.4	19.7	2.3
卸売業	17.7	20.3	20.4	19.3	21.0	21.8	19.6	22.3	2.7
小売業	12.6	13.1	10.9	10.6	12.0	12.2	10.4	12.1	1.7
サービス業	16.6	18.5	16.1	15.8	16.7	16.9	16.3	17.0	0.7

11. 生産設備過不足DI（「過剰」－「不足」 今期の水準）

産 業	2022年		2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
製造業	▲ 5.9	▲ 6.0	▲ 5.5	▲ 4.4	▲ 3.2	▲ 4.4	▲ 3.5	0.9

12. 経営上の問題点

	今期直面している経営上の問題点(構成比)									
	1位(%)		2位(%)		3位(%)		4位(%)		5位(%)	
製造業	原材料価格の上昇		需要の停滞		従業員の確保難		生産設備の不足・老朽化		製品ニーズの変化への対応	
	27.9		19.4		10.6		8.6		6.8	
	前期	1位 31.8	2位 16.3	3位 9.9	4位 9.3	5位 6.2				
前々期	1位 34.4	2位 15.6	3位 9.4	4位 8.4	6位 5.5					
建設業	材料価格の上昇		従業員の確保難		民間需要の停滞		熟練技術者の確保難		官公需要の停滞	
	32.9		18.1		7.8		7.6		7.3	
	前期	1位 37.4	2位 17.1	4位 7.0	3位 8.2	5位 6.6				
前々期	1位 40.4	2位 16.5	5位 6.3	3位 7.0	4位 6.8					
卸売業	仕入単価の上昇		需要の停滞		従業員の確保難		人件費の増加		人件費以外の経費の増加	
	25.3		23.0		10.9		6.6		5.9	
	前期	1位 29.7	2位 18.4	3位 9.7	4位 8.1	5位 7.9				
前々期	1位 30.3	2位 18.7	4位 8.3	5位 6.3	3位 8.4					
小売業	仕入単価の上昇		消費者ニーズの変化への対応		需要の停滞		購買力の他地域への流出		大・中型店の進出による競争の激化	
	23.2		14.6		13.9		8.9		8.8	
	前期	1位 27.3	3位 13.0	2位 13.4	4位 8.5	5位 8.0				
前々期	1位 26.9	2位 13.2	3位 12.8	4位 8.6	5位 8.0					
サービス業	材料等仕入単価の上昇		利用者ニーズの変化への対応		従業員の確保難		需要の停滞		人件費以外の経費の増加	
	23.8		12.7		12.1		10.7		8.4	
	前期	1位 26.5	2位 12.2	3位 10.5	4位 9.6	5位 9.3				
前々期	1位 28.7	2位 11.5	3位 10.3	5位 10.0	4位 10.2					

13. 業況判断DI(地域別)

前期比(季節調整値)

地域・産業		2021年		2022年				2023年				2024年	前期差
		7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
北海道	製造業	▲ 21.6	▲ 18.0	▲ 17.5	▲ 15.3	▲ 12.4	▲ 23.3	▲ 10.2	▲ 1.6	▲ 6.5	▲ 8.7	▲ 10.8	▲ 2.1
	建設業	▲ 12.5	▲ 13.8	▲ 14.8	▲ 10.0	▲ 9.7	▲ 8.4	▲ 2.7	▲ 8.9	▲ 10.5	▲ 8.5	▲ 4.4	4.1
	卸売業	▲ 33.0	▲ 29.4	▲ 28.7	▲ 14.3	▲ 16.0	▲ 17.6	▲ 14.4	▲ 6.6	▲ 8.2	▲ 19.0	▲ 16.2	2.8
	小売業	▲ 35.6	▲ 34.1	▲ 34.4	▲ 21.9	▲ 29.6	▲ 34.4	▲ 20.8	▲ 28.0	▲ 23.7	▲ 15.9	▲ 15.7	0.2
	サービス業	▲ 33.9	▲ 25.6	▲ 35.9	▲ 10.3	▲ 19.7	▲ 27.8	▲ 24.7	▲ 11.8	▲ 13.5	▲ 20.8	▲ 10.0	10.8
	全産業	▲ 27.7	▲ 24.8	▲ 25.8	▲ 15.0	▲ 18.1	▲ 24.5	▲ 14.8	▲ 12.9	▲ 13.3	▲ 15.2	▲ 10.7	4.5
東北	製造業	▲ 21.1	▲ 20.7	▲ 20.1	▲ 14.9	▲ 18.6	▲ 27.9	▲ 18.3	▲ 14.9	▲ 21.0	▲ 18.8	▲ 13.7	5.1
	建設業	▲ 15.7	▲ 14.4	▲ 19.0	▲ 15.5	▲ 20.9	▲ 26.2	▲ 24.7	▲ 11.2	▲ 13.9	▲ 16.5	▲ 14.7	1.8
	卸売業	▲ 23.9	▲ 32.0	▲ 19.3	▲ 17.6	▲ 20.5	▲ 10.1	▲ 2.2	▲ 11.3	▲ 8.4	▲ 17.9	▲ 10.9	7.0
	小売業	▲ 46.9	▲ 37.3	▲ 40.3	▲ 29.1	▲ 33.4	▲ 36.7	▲ 28.9	▲ 25.0	▲ 25.6	▲ 34.8	▲ 23.9	10.9
	サービス業	▲ 37.3	▲ 32.2	▲ 34.1	▲ 19.5	▲ 25.1	▲ 25.4	▲ 12.1	▲ 6.1	▲ 3.7	▲ 17.4	▲ 9.2	8.2
	全産業	▲ 32.7	▲ 28.3	▲ 29.2	▲ 20.0	▲ 25.3	▲ 28.0	▲ 18.6	▲ 13.6	▲ 15.0	▲ 21.8	▲ 14.6	7.2
関東	製造業	▲ 15.6	▲ 16.0	▲ 18.2	▲ 15.0	▲ 14.7	▲ 18.2	▲ 14.5	▲ 10.6	▲ 12.6	▲ 16.3	▲ 14.4	1.9
	建設業	▲ 16.2	▲ 16.9	▲ 19.5	▲ 15.4	▲ 15.8	▲ 17.5	▲ 13.3	▲ 6.0	▲ 9.9	▲ 9.7	▲ 8.4	1.3
	卸売業	▲ 18.4	▲ 15.8	▲ 14.6	▲ 13.2	▲ 16.0	▲ 23.9	▲ 8.9	▲ 15.4	▲ 6.9	▲ 18.8	▲ 2.4	16.4
	小売業	▲ 40.3	▲ 31.5	▲ 35.6	▲ 26.0	▲ 29.6	▲ 30.9	▲ 20.6	▲ 21.8	▲ 22.1	▲ 25.7	▲ 15.1	10.6
	サービス業	▲ 35.0	▲ 21.7	▲ 28.6	▲ 11.5	▲ 19.4	▲ 20.1	▲ 4.7	▲ 1.8	▲ 1.6	▲ 16.3	0.5	16.8
	全産業	▲ 27.5	▲ 21.6	▲ 25.7	▲ 16.5	▲ 19.4	▲ 22.1	▲ 12.4	▲ 9.9	▲ 10.7	▲ 17.7	▲ 8.0	9.7
中部	製造業	▲ 16.2	▲ 17.9	▲ 17.1	▲ 11.1	▲ 17.8	▲ 16.8	▲ 11.5	▲ 8.6	▲ 8.7	▲ 16.1	▲ 15.8	0.3
	建設業	▲ 17.8	▲ 14.8	▲ 20.4	▲ 15.2	▲ 18.9	▲ 19.0	▲ 16.2	▲ 14.9	▲ 15.0	▲ 16.6	▲ 1.7	14.9
	卸売業	▲ 23.3	▲ 15.1	▲ 27.7	▲ 5.3	▲ 19.8	▲ 22.6	▲ 6.1	▲ 9.0	▲ 4.2	▲ 18.4	▲ 17.0	1.4
	小売業	▲ 37.2	▲ 32.8	▲ 34.3	▲ 23.8	▲ 28.3	▲ 30.4	▲ 27.7	▲ 23.1	▲ 24.3	▲ 32.7	▲ 20.6	12.1
	サービス業	▲ 36.4	▲ 26.5	▲ 30.5	▲ 10.3	▲ 21.5	▲ 26.0	▲ 10.7	▲ 9.8	▲ 11.6	▲ 18.8	▲ 7.9	10.9
	全産業	▲ 28.3	▲ 23.6	▲ 25.9	▲ 14.1	▲ 22.1	▲ 23.6	▲ 15.1	▲ 13.3	▲ 14.3	▲ 21.2	▲ 12.6	8.6
近畿	製造業	▲ 15.7	▲ 19.5	▲ 14.0	▲ 11.5	▲ 16.1	▲ 15.4	▲ 15.5	▲ 10.0	▲ 11.3	▲ 15.3	▲ 10.9	4.4
	建設業	▲ 15.6	▲ 18.6	▲ 14.6	▲ 15.0	▲ 14.0	▲ 11.3	▲ 14.7	▲ 7.5	▲ 11.2	▲ 14.3	▲ 10.3	4.0
	卸売業	▲ 20.0	▲ 24.8	▲ 23.4	▲ 10.2	▲ 22.8	▲ 23.7	▲ 14.3	▲ 0.5	▲ 9.9	▲ 14.2	▲ 7.2	7.0
	小売業	▲ 37.7	▲ 32.5	▲ 35.4	▲ 23.6	▲ 28.5	▲ 23.8	▲ 19.8	▲ 23.6	▲ 22.2	▲ 31.8	▲ 17.7	14.1
	サービス業	▲ 24.5	▲ 22.9	▲ 28.0	▲ 15.0	▲ 21.2	▲ 22.6	▲ 12.0	▲ 5.7	▲ 12.5	▲ 18.7	▲ 7.0	11.7
	全産業	▲ 23.5	▲ 23.9	▲ 23.8	▲ 15.6	▲ 20.6	▲ 19.8	▲ 15.3	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 20.1	▲ 10.9	9.2
中国	製造業	▲ 19.9	▲ 20.4	▲ 13.4	▲ 11.2	▲ 14.4	▲ 20.2	▲ 13.6	▲ 14.1	▲ 17.1	▲ 18.0	▲ 11.9	6.1
	建設業	▲ 19.6	▲ 17.9	▲ 18.5	▲ 14.4	▲ 14.2	▲ 11.9	▲ 13.7	▲ 20.0	▲ 11.8	▲ 13.6	▲ 16.7	▲ 3.1
	卸売業	▲ 22.9	▲ 14.7	▲ 17.3	▲ 13.5	▲ 13.7	▲ 18.6	▲ 13.9	▲ 10.4	▲ 14.4	▲ 19.5	▲ 13.0	6.5
	小売業	▲ 40.5	▲ 33.9	▲ 36.7	▲ 25.9	▲ 28.8	▲ 32.7	▲ 28.1	▲ 23.3	▲ 23.7	▲ 26.1	▲ 23.9	2.2
	サービス業	▲ 26.0	▲ 22.5	▲ 28.7	▲ 9.9	▲ 17.4	▲ 23.1	▲ 10.8	▲ 1.2	▲ 9.1	▲ 18.9	▲ 5.6	13.3
	全産業	▲ 27.0	▲ 24.0	▲ 25.0	▲ 15.4	▲ 18.7	▲ 23.1	▲ 16.6	▲ 13.1	▲ 15.4	▲ 19.9	▲ 14.0	5.9
四国	製造業	▲ 16.8	▲ 23.4	▲ 21.7	▲ 15.7	▲ 17.3	▲ 17.3	▲ 22.2	▲ 11.7	▲ 18.5	▲ 16.2	▲ 11.6	4.6
	建設業	▲ 14.9	▲ 8.3	▲ 15.7	▲ 14.0	▲ 7.4	▲ 10.0	▲ 10.6	▲ 3.7	▲ 6.7	▲ 15.8	▲ 4.9	10.9
	卸売業	▲ 33.6	▲ 33.6	▲ 32.7	▲ 5.5	▲ 20.6	▲ 17.7	▲ 11.3	▲ 3.6	▲ 6.2	▲ 9.2	▲ 6.5	2.7
	小売業	▲ 40.6	▲ 36.8	▲ 40.6	▲ 30.7	▲ 32.5	▲ 33.4	▲ 26.3	▲ 22.0	▲ 22.4	▲ 31.8	▲ 29.2	2.6
	サービス業	▲ 33.0	▲ 17.3	▲ 35.9	▲ 7.4	▲ 13.4	▲ 19.4	▲ 15.8	▲ 3.2	▲ 7.3	▲ 22.0	▲ 3.6	18.4
	全産業	▲ 28.6	▲ 24.7	▲ 29.4	▲ 16.0	▲ 18.9	▲ 22.7	▲ 17.7	▲ 9.9	▲ 13.7	▲ 21.8	▲ 11.6	10.2
九州・沖縄	製造業	▲ 20.9	▲ 21.2	▲ 19.6	▲ 12.2	▲ 18.8	▲ 17.8	▲ 6.4	▲ 9.3	▲ 11.5	▲ 14.8	▲ 11.7	3.1
	建設業	▲ 15.2	▲ 12.2	▲ 14.9	▲ 13.1	▲ 8.7	▲ 13.8	▲ 10.3	▲ 2.6	▲ 8.7	▲ 10.6	▲ 7.3	3.3
	卸売業	▲ 24.9	▲ 17.9	▲ 15.0	▲ 6.6	▲ 21.6	▲ 13.4	▲ 10.1	▲ 9.7	▲ 1.3	▲ 10.5	▲ 4.7	5.8
	小売業	▲ 37.4	▲ 30.8	▲ 33.4	▲ 20.8	▲ 26.9	▲ 26.1	▲ 15.9	▲ 15.6	▲ 17.2	▲ 19.4	▲ 14.6	4.8
	サービス業	▲ 30.5	▲ 21.7	▲ 30.2	▲ 8.4	▲ 18.8	▲ 17.6	▲ 5.6	▲ 0.6	▲ 2.9	▲ 15.1	0.2	15.3
	全産業	▲ 28.1	▲ 22.6	▲ 25.5	▲ 13.2	▲ 19.8	▲ 19.2	▲ 8.5	▲ 7.2	▲ 9.4	▲ 15.3	▲ 7.0	8.3

14. 業況判断DI(都道府県別)

(1) 全産業

前期比(季節調整値)

都道府県	2021年		2022年				2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全 国	▲ 28.2	▲ 23.4	▲ 25.8	▲ 15.6	▲ 20.9	▲ 22.1	▲ 13.7	▲ 10.8	▲ 12.8	▲ 18.9	▲ 10.4	8.5
北海道	▲ 27.7	▲ 24.8	▲ 25.8	▲ 15.0	▲ 18.1	▲ 24.5	▲ 14.8	▲ 12.9	▲ 13.3	▲ 15.2	▲ 10.7	4.5
道南・道央	▲ 31.7	▲ 28.2	▲ 29.9	▲ 17.4	▲ 21.9	▲ 27.6	▲ 18.0	▲ 17.4	▲ 19.1	▲ 17.9	▲ 13.1	4.8
道北・オホーツク	▲ 13.8	▲ 8.1	▲ 8.6	▲ 3.9	▲ 8.9	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 3.5	▲ 4.8	▲ 11.5	▲ 4.7	6.8
十勝・釧路・根室	▲ 30.3	▲ 27.6	▲ 27.3	▲ 17.9	▲ 18.1	▲ 23.5	▲ 10.7	▲ 6.7	▲ 4.9	▲ 8.4	▲ 8.1	0.3
東 北	▲ 32.7	▲ 28.3	▲ 29.2	▲ 20.0	▲ 25.3	▲ 28.0	▲ 18.6	▲ 13.6	▲ 15.0	▲ 21.8	▲ 14.6	7.2
青森県	▲ 32.0	▲ 31.7	▲ 26.8	▲ 21.4	▲ 30.1	▲ 30.6	▲ 25.4	▲ 22.5	▲ 19.4	▲ 29.6	▲ 24.1	5.5
岩手県	▲ 35.0	▲ 25.0	▲ 35.7	▲ 24.7	▲ 26.0	▲ 35.1	▲ 18.8	▲ 16.2	▲ 19.4	▲ 24.3	▲ 15.0	9.3
宮城県	▲ 32.7	▲ 28.1	▲ 29.2	▲ 15.6	▲ 20.0	▲ 24.3	▲ 15.3	▲ 10.0	▲ 8.4	▲ 20.7	▲ 13.7	7.0
秋田県	▲ 30.3	▲ 28.6	▲ 24.7	▲ 21.1	▲ 22.4	▲ 24.2	▲ 21.3	▲ 10.2	▲ 15.0	▲ 21.1	▲ 15.4	5.7
山形県	▲ 25.5	▲ 25.9	▲ 25.4	▲ 14.1	▲ 23.9	▲ 24.0	▲ 16.2	▲ 8.8	▲ 10.9	▲ 9.0	▲ 7.4	1.6
福島県	▲ 37.0	▲ 29.4	▲ 34.8	▲ 22.5	▲ 26.9	▲ 29.3	▲ 17.5	▲ 15.5	▲ 16.5	▲ 26.3	▲ 14.2	12.1
関 東	▲ 27.5	▲ 21.6	▲ 25.7	▲ 16.5	▲ 19.4	▲ 22.1	▲ 12.4	▲ 9.9	▲ 10.7	▲ 17.7	▲ 8.0	9.7
茨城県	▲ 35.0	▲ 26.2	▲ 28.1	▲ 24.9	▲ 27.2	▲ 26.7	▲ 18.2	▲ 14.4	▲ 12.4	▲ 18.6	▲ 15.1	3.5
栃木県	▲ 33.3	▲ 27.6	▲ 29.2	▲ 18.3	▲ 22.7	▲ 24.4	▲ 16.5	▲ 9.7	▲ 10.0	▲ 16.9	▲ 7.9	9.0
群馬県	▲ 28.8	▲ 27.5	▲ 26.7	▲ 13.6	▲ 16.1	▲ 21.7	▲ 9.8	▲ 9.9	▲ 11.1	▲ 13.6	▲ 7.9	5.7
埼玉県	▲ 17.6	▲ 13.7	▲ 21.4	▲ 14.8	▲ 16.5	▲ 19.7	▲ 9.1	▲ 11.6	▲ 11.1	▲ 18.0	▲ 9.8	8.2
千葉県	▲ 29.9	▲ 22.9	▲ 24.9	▲ 13.2	▲ 20.8	▲ 19.3	▲ 8.4	▲ 6.5	▲ 12.7	▲ 19.6	▲ 8.7	10.9
東京都	▲ 28.5	▲ 19.9	▲ 25.1	▲ 10.7	▲ 16.7	▲ 16.9	▲ 1.7	▲ 5.7	▲ 5.3	▲ 9.0	▲ 1.5	7.5
神奈川県	▲ 25.0	▲ 18.9	▲ 18.5	▲ 16.4	▲ 20.2	▲ 19.9	▲ 10.5	▲ 9.0	▲ 6.9	▲ 19.1	▲ 3.2	15.9
新潟県	▲ 29.4	▲ 20.7	▲ 27.1	▲ 20.9	▲ 23.8	▲ 26.6	▲ 18.7	▲ 14.3	▲ 18.4	▲ 24.6	▲ 14.3	10.3
山梨県	▲ 25.7	▲ 21.0	▲ 27.2	▲ 16.5	▲ 19.4	▲ 26.1	▲ 22.4	▲ 16.1	▲ 14.6	▲ 20.7	▲ 10.1	10.6
長野県	▲ 30.9	▲ 22.0	▲ 30.3	▲ 17.3	▲ 20.1	▲ 20.4	▲ 15.3	▲ 8.7	▲ 13.2	▲ 20.0	▲ 11.5	8.5
静岡県	▲ 27.1	▲ 18.3	▲ 23.7	▲ 15.5	▲ 19.4	▲ 21.4	▲ 12.1	▲ 5.5	0.3	▲ 13.6	▲ 2.1	11.5
中 部	▲ 28.3	▲ 23.6	▲ 25.9	▲ 14.1	▲ 22.1	▲ 23.6	▲ 15.1	▲ 13.3	▲ 14.3	▲ 21.2	▲ 12.6	8.6
富山県	▲ 22.3	▲ 23.1	▲ 26.9	▲ 14.9	▲ 26.1	▲ 23.5	▲ 22.4	▲ 14.1	▲ 12.3	▲ 18.6	▲ 13.5	5.1
石川県	▲ 27.5	▲ 24.1	▲ 22.7	▲ 4.5	▲ 12.0	▲ 18.2	▲ 7.7	▲ 11.2	▲ 10.6	▲ 12.9	▲ 23.0	▲ 10.1
岐阜県	▲ 30.3	▲ 27.5	▲ 25.9	▲ 15.6	▲ 17.5	▲ 18.3	▲ 11.8	▲ 9.7	▲ 14.7	▲ 23.2	▲ 9.0	14.2
愛知県	▲ 27.9	▲ 20.6	▲ 26.6	▲ 15.0	▲ 23.8	▲ 27.6	▲ 14.4	▲ 13.2	▲ 10.3	▲ 21.9	▲ 11.5	10.4
三重県	▲ 30.0	▲ 24.3	▲ 27.3	▲ 15.1	▲ 25.2	▲ 28.0	▲ 19.8	▲ 17.1	▲ 21.4	▲ 25.4	▲ 13.1	12.3
近 畿	▲ 23.5	▲ 23.9	▲ 23.8	▲ 15.6	▲ 20.6	▲ 19.8	▲ 15.3	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 20.1	▲ 10.9	9.2
福井県	▲ 30.0	▲ 25.3	▲ 24.7	▲ 22.5	▲ 25.6	▲ 26.7	▲ 18.0	▲ 20.1	▲ 16.2	▲ 26.2	▲ 17.1	9.1
滋賀県	▲ 27.1	▲ 21.9	▲ 22.9	▲ 9.3	▲ 10.5	▲ 13.6	▲ 11.0	▲ 7.0	▲ 12.3	▲ 14.5	▲ 5.7	8.8
京都府	▲ 19.6	▲ 23.6	▲ 22.5	▲ 14.8	▲ 19.6	▲ 15.5	▲ 16.1	▲ 6.8	▲ 18.4	▲ 20.2	▲ 5.2	15.0
大阪府	▲ 26.8	▲ 29.6	▲ 27.1	▲ 17.4	▲ 27.0	▲ 20.0	▲ 14.4	▲ 9.0	▲ 12.7	▲ 19.6	▲ 12.3	7.3
兵庫県	▲ 18.3	▲ 18.8	▲ 19.9	▲ 11.7	▲ 18.7	▲ 17.2	▲ 10.4	▲ 11.1	▲ 14.6	▲ 18.9	▲ 12.6	6.3
奈良県	▲ 22.9	▲ 23.1	▲ 21.2	▲ 14.8	▲ 19.9	▲ 19.8	▲ 18.5	▲ 14.4	▲ 13.1	▲ 20.8	▲ 10.0	10.8
和歌山県	▲ 21.5	▲ 17.6	▲ 26.6	▲ 17.4	▲ 16.6	▲ 26.1	▲ 20.8	▲ 10.6	▲ 13.0	▲ 20.9	▲ 12.0	8.9
中 国	▲ 27.0	▲ 24.0	▲ 25.0	▲ 15.4	▲ 18.7	▲ 23.1	▲ 16.6	▲ 13.1	▲ 15.4	▲ 19.9	▲ 14.0	5.9
鳥取県	▲ 25.9	▲ 19.8	▲ 21.5	▲ 11.3	▲ 15.9	▲ 25.7	▲ 17.3	▲ 11.8	▲ 14.0	▲ 22.8	▲ 12.0	10.8
島根県	▲ 30.9	▲ 23.6	▲ 26.4	▲ 14.2	▲ 20.7	▲ 20.4	▲ 13.8	▲ 8.0	▲ 10.8	▲ 15.6	▲ 7.8	7.8
岡山県	▲ 28.3	▲ 25.0	▲ 22.1	▲ 15.0	▲ 16.1	▲ 20.2	▲ 18.1	▲ 17.2	▲ 14.4	▲ 18.7	▲ 17.9	0.8
広島県	▲ 25.2	▲ 24.5	▲ 29.3	▲ 16.6	▲ 19.8	▲ 25.8	▲ 15.7	▲ 11.0	▲ 16.2	▲ 21.4	▲ 15.8	5.6
山口県	▲ 25.7	▲ 25.8	▲ 24.3	▲ 17.5	▲ 19.4	▲ 23.4	▲ 18.4	▲ 17.0	▲ 19.4	▲ 20.5	▲ 14.9	5.6
四 国	▲ 28.6	▲ 24.7	▲ 29.4	▲ 16.0	▲ 18.9	▲ 22.7	▲ 17.7	▲ 9.9	▲ 13.7	▲ 21.8	▲ 11.6	10.2
徳島県	▲ 24.1	▲ 21.4	▲ 23.2	▲ 17.4	▲ 18.1	▲ 19.6	▲ 18.5	▲ 12.9	▲ 10.4	▲ 19.8	▲ 11.8	8.0
香川県	▲ 29.9	▲ 25.2	▲ 33.1	▲ 17.3	▲ 18.6	▲ 24.8	▲ 23.5	▲ 10.8	▲ 21.6	▲ 23.7	▲ 14.8	8.9
愛媛県	▲ 32.7	▲ 26.0	▲ 33.4	▲ 15.9	▲ 22.2	▲ 24.1	▲ 13.0	▲ 9.1	▲ 10.6	▲ 21.2	▲ 12.0	9.2
高知県	▲ 26.6	▲ 24.5	▲ 27.4	▲ 11.7	▲ 16.0	▲ 19.6	▲ 18.7	▲ 6.2	▲ 12.9	▲ 22.4	▲ 8.1	14.3
九州・沖縄	▲ 28.1	▲ 22.6	▲ 25.5	▲ 13.2	▲ 19.8	▲ 19.2	▲ 8.5	▲ 7.2	▲ 9.4	▲ 15.3	▲ 7.0	8.3
福岡県	▲ 23.9	▲ 22.2	▲ 21.8	▲ 14.6	▲ 20.1	▲ 19.4	▲ 13.0	▲ 10.5	▲ 7.1	▲ 17.8	▲ 8.3	9.5
佐賀県	▲ 27.7	▲ 20.8	▲ 25.2	▲ 15.8	▲ 23.9	▲ 22.4	▲ 11.9	▲ 11.5	▲ 16.0	▲ 21.1	▲ 13.4	7.7
長崎県	▲ 37.2	▲ 33.9	▲ 37.3	▲ 12.7	▲ 22.0	▲ 23.1	▲ 11.6	▲ 7.0	▲ 10.0	▲ 15.2	▲ 12.1	3.1
熊本県	▲ 23.8	▲ 21.0	▲ 30.9	▲ 18.3	▲ 21.5	▲ 19.4	▲ 8.3	▲ 6.1	▲ 4.6	▲ 13.3	▲ 8.0	5.3
大分県	▲ 28.6	▲ 29.3	▲ 30.1	▲ 20.4	▲ 25.7	▲ 26.6	▲ 19.9	▲ 18.2	▲ 20.6	▲ 19.7	▲ 9.8	9.9
宮崎県	▲ 21.2	▲ 15.2	▲ 21.3	▲ 12.6	▲ 15.1	▲ 16.6	4.4	▲ 2.1	▲ 9.0	▲ 11.2	▲ 6.9	4.3
鹿児島県	▲ 30.3	▲ 27.2	▲ 25.8	▲ 10.7	▲ 22.0	▲ 20.8	▲ 14.1	▲ 1.8	▲ 5.8	▲ 15.4	▲ 7.4	8.0
沖縄県	▲ 29.9	▲ 8.2	▲ 18.1	1.9	0.4	▲ 1.3	8.9	7.5	2.4	▲ 6.6	12.4	19.0

14. 業況判断DI(都道府県別)

(2) 製造業

前期比(季節調整値)

都道府県	2021年		2022年				2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全 国	▲ 18.0	▲ 18.9	▲ 17.4	▲ 13.1	▲ 16.7	▲ 18.7	▲ 13.6	▲ 10.4	▲ 13.5	▲ 16.1	▲ 12.8	3.3
北海道	▲ 21.6	▲ 18.0	▲ 17.5	▲ 15.3	▲ 12.4	▲ 23.3	▲ 10.2	▲ 1.6	▲ 6.5	▲ 8.7	▲ 10.8	▲ 2.1
道南・道央	▲ 27.0	▲ 22.1	▲ 21.2	▲ 15.0	▲ 16.6	▲ 28.5	▲ 15.1	▲ 11.4	▲ 15.3	▲ 10.5	▲ 14.5	▲ 4.0
道北・オホーツク	▲ 5.6	0.8	9.6	▲ 3.8	1.1	▲ 7.1	▲ 0.2	25.3	9.7	▲ 3.2	1.7	4.9
十勝・釧路・根室	▲ 32.0	▲ 25.7	▲ 33.8	▲ 31.7	▲ 23.7	▲ 23.5	4.5	5.7	0.0	▲ 11.2	▲ 6.6	4.6
東 北	▲ 21.1	▲ 20.7	▲ 20.1	▲ 14.9	▲ 18.6	▲ 27.9	▲ 18.3	▲ 14.9	▲ 21.0	▲ 18.8	▲ 13.7	5.1
青森県	▲ 16.6	▲ 2.9	▲ 6.1	▲ 15.7	▲ 33.4	▲ 42.5	▲ 33.2	▲ 26.1	▲ 40.7	▲ 33.4	▲ 34.3	▲ 0.9
岩手県	▲ 22.5	▲ 22.8	▲ 23.0	▲ 6.4	▲ 9.1	▲ 43.7	▲ 18.2	▲ 8.3	▲ 9.8	▲ 10.8	▲ 8.6	2.2
宮城県	▲ 26.7	▲ 29.0	▲ 23.8	▲ 15.8	▲ 20.3	▲ 26.1	▲ 21.7	▲ 23.7	▲ 26.6	▲ 12.3	▲ 21.5	▲ 9.2
秋田県	▲ 27.6	▲ 19.3	▲ 21.8	▲ 18.1	▲ 15.9	▲ 22.3	▲ 21.2	▲ 2.1	▲ 16.0	▲ 28.5	▲ 16.0	12.5
山形県	▲ 10.0	▲ 14.3	▲ 16.3	▲ 2.1	▲ 14.9	▲ 14.1	▲ 7.6	▲ 7.1	▲ 17.8	▲ 11.4	0.7	12.1
福島県	▲ 19.2	▲ 29.6	▲ 30.3	▲ 21.9	▲ 21.0	▲ 24.1	▲ 17.7	▲ 18.8	▲ 20.2	▲ 20.9	▲ 11.7	9.2
関 東	▲ 15.6	▲ 16.0	▲ 18.2	▲ 15.0	▲ 14.7	▲ 18.2	▲ 14.5	▲ 10.6	▲ 12.6	▲ 16.3	▲ 14.4	1.9
茨城県	▲ 24.1	▲ 24.1	▲ 24.6	▲ 22.0	▲ 21.9	▲ 23.4	▲ 15.6	▲ 8.9	▲ 18.2	▲ 16.8	▲ 18.2	▲ 1.4
栃木県	▲ 19.5	▲ 15.1	▲ 15.1	▲ 7.7	▲ 7.1	▲ 11.6	▲ 7.4	▲ 8.8	▲ 4.3	▲ 6.5	▲ 10.4	▲ 3.9
群馬県	▲ 20.8	▲ 27.0	▲ 30.3	▲ 21.0	▲ 9.1	▲ 16.3	▲ 15.1	▲ 5.4	▲ 17.4	▲ 13.0	▲ 7.2	5.8
埼玉県	1.2	▲ 1.4	▲ 13.4	▲ 6.7	▲ 15.1	▲ 15.1	▲ 9.0	▲ 14.5	▲ 6.9	▲ 12.3	▲ 13.8	▲ 1.5
千葉県	▲ 21.5	▲ 13.8	▲ 13.2	▲ 13.8	▲ 17.4	▲ 19.3	▲ 22.7	▲ 10.9	▲ 17.1	▲ 18.9	▲ 13.3	5.6
東京都	▲ 34.0	▲ 24.3	▲ 31.6	▲ 23.9	▲ 11.5	▲ 11.2	▲ 8.6	▲ 11.2	▲ 2.6	▲ 9.1	▲ 16.0	▲ 6.9
神奈川県	▲ 13.5	▲ 17.7	▲ 11.1	▲ 15.5	▲ 13.0	▲ 17.7	▲ 16.9	▲ 9.8	▲ 14.7	▲ 17.0	▲ 4.7	12.3
新潟県	▲ 14.7	▲ 13.2	▲ 12.1	▲ 12.6	▲ 18.7	▲ 22.1	▲ 15.8	▲ 9.8	▲ 17.8	▲ 18.3	▲ 19.0	▲ 0.7
山梨県	▲ 9.2	▲ 8.8	▲ 8.1	▲ 6.3	▲ 9.0	▲ 22.4	▲ 16.0	▲ 18.3	▲ 20.8	▲ 18.9	▲ 11.7	7.2
長野県	▲ 0.2	▲ 5.1	▲ 12.4	▲ 10.7	▲ 10.2	▲ 19.4	▲ 25.0	▲ 14.4	▲ 25.8	▲ 34.8	▲ 23.0	11.8
静岡県	▲ 11.6	▲ 20.0	▲ 24.8	▲ 20.0	▲ 22.5	▲ 19.1	▲ 14.1	▲ 8.0	▲ 1.4	▲ 14.2	▲ 14.2	0.0
中 部	▲ 16.2	▲ 17.9	▲ 17.1	▲ 11.1	▲ 17.8	▲ 16.8	▲ 11.5	▲ 8.6	▲ 8.7	▲ 16.1	▲ 15.8	0.3
富山県	▲ 7.9	▲ 17.4	▲ 13.3	▲ 4.7	▲ 27.7	▲ 17.4	▲ 17.6	▲ 12.1	▲ 8.3	▲ 7.0	▲ 19.4	▲ 12.4
石川県	▲ 12.3	▲ 19.1	▲ 9.4	▲ 4.8	▲ 8.1	▲ 14.8	0.2	▲ 19.9	▲ 18.8	▲ 8.5	▲ 25.1	▲ 16.6
岐阜県	▲ 14.8	▲ 23.6	▲ 16.6	▲ 5.6	▲ 12.9	▲ 9.4	▲ 3.3	3.5	▲ 11.1	▲ 20.4	▲ 9.3	11.1
愛知県	▲ 22.0	▲ 12.8	▲ 19.1	▲ 15.7	▲ 23.0	▲ 23.2	▲ 12.5	▲ 12.0	▲ 7.1	▲ 20.0	▲ 10.8	9.2
三重県	▲ 21.2	▲ 20.9	▲ 19.7	▲ 15.3	▲ 14.3	▲ 16.4	▲ 17.3	▲ 5.9	▲ 9.4	▲ 18.1	▲ 20.6	▲ 2.5
近 畿	▲ 15.7	▲ 19.5	▲ 14.0	▲ 11.5	▲ 16.1	▲ 15.4	▲ 15.5	▲ 10.0	▲ 11.3	▲ 15.3	▲ 10.9	4.4
福井県	▲ 19.8	▲ 25.4	▲ 17.1	▲ 12.0	▲ 24.5	▲ 26.9	▲ 14.2	▲ 21.1	▲ 6.4	▲ 8.1	▲ 16.3	▲ 8.2
滋賀県	▲ 25.4	▲ 19.9	▲ 22.8	▲ 6.2	▲ 8.1	▲ 17.5	▲ 9.5	0.4	▲ 14.7	▲ 18.8	▲ 10.3	8.5
京都府	▲ 1.0	▲ 9.4	▲ 7.2	▲ 7.9	▲ 24.0	▲ 13.0	▲ 19.5	▲ 12.4	▲ 27.7	▲ 24.2	▲ 11.4	12.8
大阪府	▲ 26.1	▲ 28.4	▲ 25.0	▲ 18.8	▲ 24.5	▲ 19.6	▲ 15.6	▲ 7.9	▲ 4.7	▲ 14.5	▲ 6.5	8.0
兵庫県	▲ 12.1	▲ 21.2	▲ 6.5	▲ 2.8	▲ 14.8	▲ 2.1	▲ 8.8	▲ 9.0	▲ 7.0	▲ 14.7	▲ 20.0	▲ 5.3
奈良県	▲ 19.9	▲ 11.6	▲ 2.8	▲ 8.1	▲ 2.9	▲ 11.7	▲ 12.8	▲ 11.8	▲ 8.3	▲ 4.3	▲ 3.6	0.7
和歌山県	▲ 3.8	▲ 6.6	▲ 6.0	▲ 15.7	▲ 13.0	▲ 15.1	▲ 28.8	▲ 9.3	▲ 22.9	▲ 22.0	▲ 16.9	5.1
中 国	▲ 19.9	▲ 20.4	▲ 13.4	▲ 11.2	▲ 14.4	▲ 20.2	▲ 13.6	▲ 14.1	▲ 17.1	▲ 18.0	▲ 11.9	6.1
鳥取県	▲ 11.1	▲ 10.2	▲ 11.2	▲ 3.5	▲ 7.9	▲ 23.3	▲ 26.2	▲ 16.6	▲ 15.0	▲ 24.5	▲ 7.8	16.7
島根県	▲ 18.5	▲ 13.6	▲ 10.5	▲ 5.6	▲ 10.3	▲ 21.4	▲ 13.5	▲ 11.2	▲ 15.9	▲ 19.5	▲ 8.7	10.8
岡山県	▲ 20.3	▲ 23.7	▲ 15.1	▲ 14.3	▲ 9.0	▲ 19.1	▲ 20.7	▲ 21.3	▲ 15.0	▲ 18.7	▲ 20.6	▲ 1.9
広島県	▲ 11.2	▲ 16.7	▲ 14.0	▲ 4.7	▲ 17.3	▲ 14.3	▲ 3.8	▲ 7.7	▲ 17.0	▲ 20.3	▲ 13.9	6.4
山口県	▲ 35.0	▲ 30.2	▲ 23.2	▲ 17.4	▲ 22.8	▲ 22.0	▲ 17.7	▲ 9.2	▲ 21.1	▲ 7.7	▲ 10.2	▲ 2.5
四 国	▲ 16.8	▲ 23.4	▲ 21.7	▲ 15.7	▲ 17.3	▲ 17.3	▲ 22.2	▲ 11.7	▲ 18.5	▲ 16.2	▲ 11.6	4.6
徳島県	▲ 18.1	▲ 29.3	▲ 16.5	▲ 13.1	▲ 12.1	▲ 6.8	▲ 22.2	▲ 23.7	▲ 12.2	▲ 19.6	▲ 12.9	6.7
香川県	▲ 15.7	▲ 23.7	▲ 23.4	▲ 20.7	▲ 26.1	▲ 21.0	▲ 22.5	▲ 13.9	▲ 22.2	▲ 14.4	▲ 17.9	▲ 3.5
愛媛県	▲ 28.0	▲ 21.0	▲ 29.1	▲ 13.3	▲ 13.9	▲ 24.5	▲ 19.3	▲ 2.9	▲ 19.2	▲ 17.1	▲ 8.6	8.5
高知県	3.8	▲ 17.6	▲ 17.2	▲ 13.0	▲ 18.0	▲ 11.8	▲ 31.4	▲ 7.1	▲ 21.5	▲ 10.3	▲ 9.1	1.2
九州・沖縄	▲ 20.9	▲ 21.2	▲ 19.6	▲ 12.2	▲ 18.8	▲ 17.8	▲ 6.4	▲ 9.3	▲ 11.5	▲ 14.8	▲ 11.7	3.1
福岡県	▲ 5.8	▲ 16.5	▲ 13.0	▲ 5.2	▲ 12.0	▲ 8.9	▲ 11.2	▲ 14.8	▲ 8.6	▲ 19.0	▲ 9.6	9.4
佐賀県	▲ 26.5	▲ 24.3	▲ 22.9	▲ 21.3	▲ 23.4	▲ 20.4	▲ 17.3	▲ 5.6	▲ 16.6	▲ 22.4	▲ 22.0	0.4
長崎県	▲ 35.5	▲ 41.2	▲ 35.3	▲ 13.6	▲ 34.6	▲ 30.7	▲ 16.5	▲ 5.5	▲ 18.4	▲ 18.6	▲ 19.2	▲ 0.6
熊本県	▲ 15.9	▲ 28.9	▲ 29.8	▲ 26.1	▲ 31.3	▲ 24.0	▲ 10.6	▲ 9.4	▲ 3.7	▲ 10.1	▲ 32.4	▲ 22.3
大分県	▲ 17.3	▲ 17.3	▲ 19.9	▲ 7.5	▲ 16.5	▲ 24.0	▲ 20.1	▲ 30.6	▲ 21.2	▲ 17.5	▲ 10.1	7.4
宮崎県	▲ 14.0	▲ 9.6	▲ 12.4	▲ 4.0	▲ 10.8	▲ 28.1	14.6	▲ 5.8	▲ 20.7	▲ 17.2	▲ 3.0	14.2
鹿児島県	▲ 20.9	▲ 24.4	▲ 17.9	▲ 14.3	▲ 16.2	▲ 17.1	▲ 8.4	▲ 3.8	0.1	▲ 14.8	▲ 9.3	5.5
沖縄県	▲ 34.6	▲ 10.3	▲ 21.2	▲ 7.5	5.6	4.3	13.4	6.6	▲ 0.4	▲ 2.4	17.4	19.8

14. 業況判断DI(都道府県別)

(3) 非製造業

前期比(季節調整値)

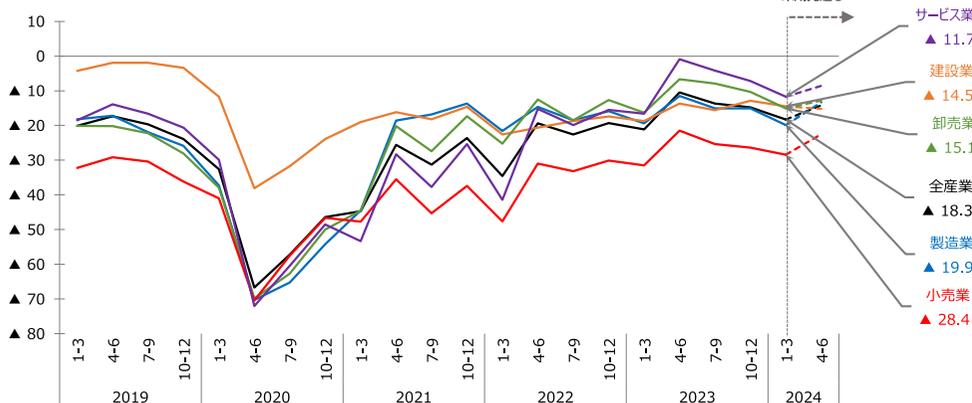
都道府県	2021年		2022年				2023年				2024年	前期差
	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全 国	▲ 31.1	▲ 25.1	▲ 28.8	▲ 16.5	▲ 21.9	▲ 23.5	▲ 14.1	▲ 11.0	▲ 12.1	▲ 19.9	▲ 9.7	10.2
北海道	▲ 29.8	▲ 26.4	▲ 28.4	▲ 14.5	▲ 19.8	▲ 24.5	▲ 16.3	▲ 15.4	▲ 15.5	▲ 16.7	▲ 10.7	6.0
道南・道央	▲ 33.7	▲ 29.9	▲ 32.2	▲ 17.9	▲ 23.8	▲ 27.3	▲ 18.6	▲ 18.8	▲ 20.4	▲ 20.2	▲ 12.6	7.6
道北・オホーツク	▲ 16.9	▲ 10.1	▲ 17.2	▲ 1.6	▲ 12.1	▲ 14.4	▲ 10.8	▲ 9.7	▲ 9.2	▲ 14.1	▲ 8.8	5.3
十勝・釧路・根室	▲ 30.5	▲ 27.8	▲ 26.3	▲ 14.9	▲ 17.4	▲ 23.5	▲ 13.9	▲ 9.0	▲ 6.0	▲ 8.0	▲ 8.5	▲ 0.5
東 北	▲ 35.5	▲ 31.0	▲ 32.5	▲ 21.9	▲ 26.5	▲ 28.3	▲ 19.0	▲ 13.5	▲ 12.6	▲ 22.9	▲ 14.9	8.0
青森県	▲ 37.1	▲ 38.9	▲ 31.8	▲ 22.7	▲ 30.6	▲ 27.1	▲ 22.9	▲ 21.5	▲ 15.3	▲ 28.1	▲ 21.4	6.7
岩手県	▲ 38.7	▲ 24.3	▲ 40.2	▲ 31.0	▲ 31.5	▲ 30.9	▲ 19.8	▲ 19.6	▲ 22.2	▲ 27.4	▲ 17.6	9.8
宮城県	▲ 34.4	▲ 27.3	▲ 31.9	▲ 15.3	▲ 19.7	▲ 23.1	▲ 14.4	▲ 5.7	▲ 2.9	▲ 23.1	▲ 11.2	11.9
秋田県	▲ 31.9	▲ 32.1	▲ 26.0	▲ 21.1	▲ 25.4	▲ 25.2	▲ 21.6	▲ 11.3	▲ 14.6	▲ 18.6	▲ 15.9	2.7
山形県	▲ 30.6	▲ 29.5	▲ 28.0	▲ 17.6	▲ 26.9	▲ 26.7	▲ 18.7	▲ 9.1	▲ 9.1	▲ 8.2	▲ 9.7	▲ 1.5
福島県	▲ 42.6	▲ 29.3	▲ 36.2	▲ 22.8	▲ 28.8	▲ 30.7	▲ 17.4	▲ 14.6	▲ 16.1	▲ 27.3	▲ 15.5	11.8
関 東	▲ 32.6	▲ 23.1	▲ 27.7	▲ 16.7	▲ 22.1	▲ 23.0	▲ 11.1	▲ 9.6	▲ 9.6	▲ 18.2	▲ 5.9	12.3
茨城県	▲ 37.8	▲ 27.4	▲ 30.0	▲ 27.0	▲ 27.6	▲ 28.3	▲ 19.9	▲ 17.8	▲ 8.8	▲ 19.4	▲ 14.4	5.0
栃木県	▲ 37.9	▲ 33.1	▲ 34.6	▲ 22.6	▲ 28.0	▲ 30.1	▲ 20.3	▲ 10.1	▲ 12.1	▲ 20.8	▲ 6.9	13.9
群馬県	▲ 31.9	▲ 27.8	▲ 25.4	▲ 11.0	▲ 18.7	▲ 23.6	▲ 7.7	▲ 11.7	▲ 8.5	▲ 14.7	▲ 7.9	6.8
埼玉県	▲ 24.1	▲ 17.3	▲ 24.4	▲ 17.1	▲ 17.0	▲ 21.0	▲ 9.6	▲ 10.7	▲ 12.3	▲ 20.0	▲ 8.8	11.2
千葉県	▲ 31.6	▲ 25.0	▲ 27.9	▲ 13.1	▲ 21.3	▲ 19.5	▲ 5.3	▲ 5.5	▲ 11.5	▲ 19.8	▲ 7.6	12.2
東京都	▲ 26.9	▲ 18.3	▲ 23.3	▲ 7.2	▲ 18.3	▲ 18.1	0.0	▲ 4.1	▲ 6.4	▲ 8.3	2.9	11.2
神奈川県	▲ 27.7	▲ 19.3	▲ 20.8	▲ 16.7	▲ 21.5	▲ 20.5	▲ 9.1	▲ 9.1	▲ 3.9	▲ 19.8	▲ 2.7	17.1
新潟県	▲ 35.4	▲ 22.6	▲ 33.4	▲ 24.4	▲ 26.2	▲ 27.1	▲ 20.4	▲ 16.1	▲ 18.4	▲ 27.5	▲ 12.3	15.2
山梨県	▲ 31.7	▲ 26.8	▲ 33.1	▲ 20.4	▲ 23.0	▲ 28.9	▲ 23.2	▲ 15.1	▲ 12.3	▲ 22.8	▲ 9.1	13.7
長野県	▲ 39.3	▲ 27.8	▲ 34.2	▲ 19.4	▲ 23.1	▲ 21.8	▲ 11.0	▲ 7.2	▲ 8.7	▲ 17.4	▲ 7.2	10.2
静岡県	▲ 34.4	▲ 16.9	▲ 22.9	▲ 13.6	▲ 19.2	▲ 21.3	▲ 10.9	▲ 4.6	0.0	▲ 13.3	2.8	16.1
中 部	▲ 32.0	▲ 25.7	▲ 29.7	▲ 15.3	▲ 22.8	▲ 26.4	▲ 16.8	▲ 15.2	▲ 15.7	▲ 23.2	▲ 11.6	11.6
富山県	▲ 29.0	▲ 25.0	▲ 33.2	▲ 19.9	▲ 25.3	▲ 25.3	▲ 24.7	▲ 15.6	▲ 14.5	▲ 23.0	▲ 10.3	12.7
石川県	▲ 31.9	▲ 25.2	▲ 27.1	▲ 3.9	▲ 13.3	▲ 18.8	▲ 10.5	▲ 8.6	▲ 8.5	▲ 14.0	▲ 21.7	▲ 7.7
岐阜県	▲ 35.8	▲ 28.7	▲ 28.9	▲ 18.8	▲ 19.4	▲ 21.1	▲ 14.6	▲ 14.2	▲ 16.3	▲ 24.1	▲ 8.8	15.3
愛知県	▲ 30.2	▲ 23.8	▲ 30.4	▲ 14.6	▲ 23.9	▲ 29.2	▲ 15.5	▲ 13.5	▲ 11.8	▲ 22.9	▲ 12.3	10.6
三重県	▲ 31.8	▲ 25.4	▲ 31.1	▲ 14.7	▲ 27.5	▲ 31.7	▲ 22.0	▲ 19.8	▲ 24.1	▲ 27.6	▲ 11.7	15.9
近 畿	▲ 26.7	▲ 25.4	▲ 27.4	▲ 17.1	▲ 22.7	▲ 21.2	▲ 14.9	▲ 11.0	▲ 15.4	▲ 21.9	▲ 10.8	11.1
福井県	▲ 32.7	▲ 25.4	▲ 27.5	▲ 25.9	▲ 25.1	▲ 27.0	▲ 19.4	▲ 20.1	▲ 19.0	▲ 31.7	▲ 17.3	14.4
滋賀県	▲ 28.3	▲ 22.4	▲ 22.9	▲ 9.8	▲ 12.1	▲ 12.1	▲ 11.3	▲ 9.3	▲ 11.8	▲ 12.9	▲ 4.1	8.8
京都府	▲ 27.2	▲ 28.9	▲ 28.3	▲ 17.4	▲ 18.7	▲ 16.1	▲ 14.5	▲ 4.7	▲ 15.0	▲ 18.7	▲ 2.9	15.8
大阪府	▲ 27.0	▲ 30.1	▲ 27.9	▲ 16.9	▲ 27.9	▲ 20.2	▲ 14.1	▲ 9.4	▲ 15.7	▲ 21.7	▲ 14.5	7.2
兵庫県	▲ 20.8	▲ 18.4	▲ 24.5	▲ 14.2	▲ 20.4	▲ 23.2	▲ 10.9	▲ 11.2	▲ 17.8	▲ 20.1	▲ 10.0	10.1
奈良県	▲ 27.2	▲ 27.0	▲ 28.6	▲ 16.8	▲ 29.4	▲ 22.3	▲ 20.3	▲ 15.0	▲ 17.1	▲ 27.1	▲ 11.9	15.2
和歌山県	▲ 27.6	▲ 19.6	▲ 34.8	▲ 17.2	▲ 18.4	▲ 27.7	▲ 20.7	▲ 9.6	▲ 10.3	▲ 19.0	▲ 13.9	5.1
中 国	▲ 29.0	▲ 25.2	▲ 28.7	▲ 16.7	▲ 19.8	▲ 24.2	▲ 17.7	▲ 13.1	▲ 14.4	▲ 20.4	▲ 14.6	5.8
鳥取県	▲ 30.3	▲ 21.4	▲ 25.2	▲ 13.8	▲ 18.8	▲ 25.0	▲ 15.0	▲ 10.6	▲ 13.1	▲ 21.8	▲ 14.0	7.8
島根県	▲ 34.9	▲ 26.1	▲ 30.5	▲ 16.7	▲ 24.3	▲ 19.7	▲ 13.6	▲ 7.2	▲ 9.5	▲ 14.5	▲ 7.3	7.2
岡山県	▲ 31.7	▲ 25.5	▲ 26.0	▲ 14.6	▲ 19.0	▲ 20.7	▲ 17.7	▲ 15.4	▲ 13.5	▲ 18.9	▲ 17.3	1.6
広島県	▲ 30.1	▲ 26.5	▲ 33.9	▲ 20.1	▲ 21.2	▲ 29.0	▲ 19.1	▲ 11.7	▲ 16.2	▲ 21.6	▲ 16.4	5.2
山口県	▲ 23.9	▲ 24.4	▲ 25.5	▲ 15.7	▲ 19.4	▲ 23.5	▲ 19.7	▲ 17.7	▲ 19.7	▲ 23.8	▲ 16.8	7.0
四 国	▲ 33.1	▲ 24.9	▲ 32.1	▲ 15.9	▲ 20.0	▲ 24.1	▲ 16.2	▲ 9.2	▲ 12.7	▲ 23.6	▲ 11.5	12.1
徳島県	▲ 27.3	▲ 18.2	▲ 25.4	▲ 18.4	▲ 21.1	▲ 23.4	▲ 17.0	▲ 9.1	▲ 10.7	▲ 19.5	▲ 11.2	8.3
香川県	▲ 35.6	▲ 23.1	▲ 37.6	▲ 16.7	▲ 16.8	▲ 23.4	▲ 25.1	▲ 10.2	▲ 21.9	▲ 26.6	▲ 13.9	12.7
愛媛県	▲ 32.9	▲ 28.0	▲ 36.2	▲ 17.0	▲ 23.4	▲ 24.1	▲ 12.5	▲ 11.5	▲ 7.5	▲ 22.5	▲ 13.4	9.1
高知県	▲ 36.1	▲ 26.1	▲ 31.1	▲ 11.1	▲ 15.4	▲ 21.4	▲ 15.2	▲ 4.7	▲ 9.9	▲ 25.2	▲ 9.0	16.2
九州・沖縄	▲ 30.1	▲ 23.1	▲ 27.1	▲ 13.6	▲ 20.2	▲ 19.7	▲ 9.1	▲ 6.6	▲ 8.8	▲ 15.5	▲ 5.7	9.8
福岡県	▲ 28.4	▲ 23.6	▲ 24.4	▲ 17.1	▲ 22.0	▲ 22.1	▲ 13.8	▲ 9.4	▲ 6.6	▲ 17.5	▲ 8.1	9.4
佐賀県	▲ 27.6	▲ 19.9	▲ 25.8	▲ 14.5	▲ 23.7	▲ 23.1	▲ 10.3	▲ 13.6	▲ 15.9	▲ 20.8	▲ 11.1	9.7
長崎県	▲ 37.2	▲ 31.5	▲ 39.4	▲ 12.1	▲ 17.8	▲ 20.6	▲ 12.0	▲ 7.4	▲ 7.2	▲ 13.4	▲ 12.1	1.3
熊本県	▲ 26.3	▲ 14.7	▲ 35.2	▲ 15.1	▲ 17.7	▲ 14.2	▲ 11.6	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 11.1	▲ 2.4	8.7
大分県	▲ 31.2	▲ 32.7	▲ 33.1	▲ 23.8	▲ 28.0	▲ 27.6	▲ 20.3	▲ 14.8	▲ 19.2	▲ 20.5	▲ 10.3	10.2
宮崎県	▲ 23.3	▲ 17.0	▲ 24.6	▲ 15.0	▲ 16.1	▲ 13.2	0.6	▲ 0.8	▲ 4.9	▲ 11.4	▲ 6.2	5.2
鹿児島県	▲ 33.7	▲ 27.2	▲ 29.5	▲ 9.6	▲ 23.9	▲ 21.3	▲ 17.2	▲ 1.1	▲ 7.8	▲ 15.3	▲ 6.6	8.7
沖縄県	▲ 28.5	▲ 7.9	▲ 17.1	4.7	▲ 1.0	▲ 3.3	7.6	8.2	3.6	▲ 8.1	11.2	19.3

第175回中小企業景況調査（2024年1-3月期）のポイント

1. 業況判断DIは、3期連続して低下

全産業の「業況判断DI（前年同期比）」は、前期（2023年10-12月期）から3.5ポイント減（▲18.3）と3期連続して低下。産業別では、製造業で4.8ポイント減（▲19.9）、卸売業で4.8ポイント減（▲15.1）、サービス業で4.5ポイント減（▲11.7）、小売業で2.0ポイント減（▲28.4）、建設業で1.6ポイント減（▲14.5）と全ての産業で低下。来期見通しは、全産業で上昇し、産業別では、建設業を除く4産業で上昇の見込み。

業況判断DI（前年同期比）

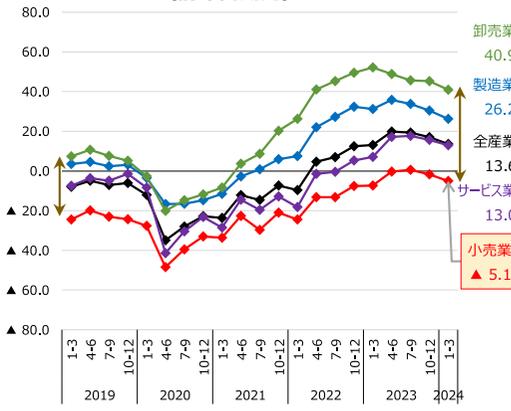


※前年同期(2023年1-3月期)と比べて「好転」「不変」「悪化」で回答。

2. 売上単価・客単価DIは、産業別の格差が拡大

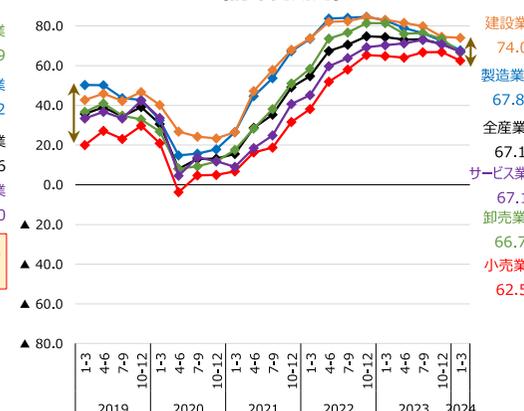
「売上単価・客単価DI（前年同期比）」は、小売業のみマイナス圏で、コロナ前に比べ産業間での格差が拡大している。一方、「原材料・商品仕入単価DI（前年同期比）」は、産業間の格差は相対的に縮小しているが、売上単価に比べて高い水準が継続しており、いずれの産業においても原材料価格は高止まりの状況にある。

売上単価・客単価DI（前年同期比）



※前年同期(2023年1-3月期)と比べて「上昇」「不変」「低下」で回答。

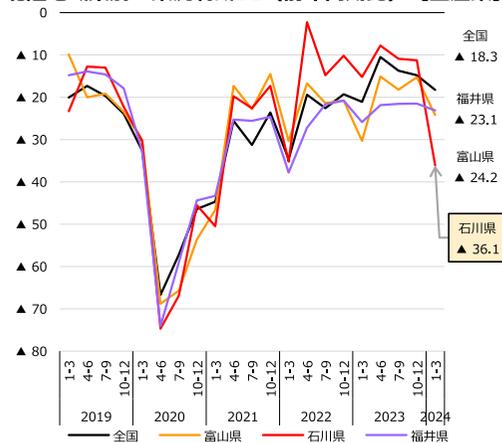
原材料・商品仕入単価DI（前年同期比）



3. 北陸地域の業況判断DIは、他地域に比べて大きく低下

全産業の「業況判断DI（前年同期比）」について、北陸地域では、2022年度以降、石川県が他県より高い水準で推移していたが、令和6年能登半島地震の発生を受けて、今期大きく低下。地域別の比較では、全地域で前期に比べDI値が低下しているが、北陸地域は11.1ポイント減（▲27.1）と全国及び他地域に比べて低下幅が大きくなっている。

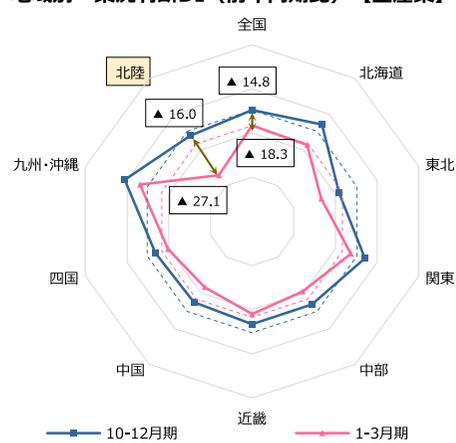
北陸地域県別 業況判断DI（前年同期比）【全産業】



※前年同期(2023年1-3月期)と比べて「好転」「不変」「悪化」で回答。

※北陸地域は、中部地域に含まれる富山県・石川県、近畿地域に含まれる福井県を再集計。

地域別 業況判断DI（前年同期比）【全産業】



※前年同期(2023年1-3月期)と比べて「好転」「不変」「悪化」で回答。

※北陸地域は、中部地域に含まれる富山県・石川県、近畿地域に含まれる福井県を再集計。

4. 中小企業のコメント

- ◆原料の価格高騰がいつまで続くのが気になる。相場に左右されない調達求められる。今回の地震の影響はなかったが、BCPの見直しが必要。[米菓製造業]
- ◆能登半島地震の影響で、1月の稼働日数が少なく、かなり痛かった。受注も不安定で、被災している取引先も数社あるので、元に戻るまでしばらくかかりそう。[半導体製造装置製造業]

- ◆コロナ不況から脱し、業種によっては、設備投資意欲が増大してきているが、建設業においては、2024年問題への対応が業界不況の最大課題です。人材確保の可否が、そのまま業績に反映されることになる。[一般土木建築工事業]

- ◆販売価格の上昇が必須の状況ではあるが、得意先が売上アップに苦戦している為、十分な価格転嫁ができていない。また、人材確保の面でもベースアップの原資として、価格転嫁は必須であるので悩ましいところ。[その他の食料・飲料卸売業]

- ◆年初の震災の影響が大きく、生鮮品の材料確保するのが難しく、仕入価格もひと月毎に何かしら上がっている。粗利が益々減っている。加えて新年度から運送業に関する動向が、更に仕入コストに及んでくると思える。[日本料理店]

- ◆能登半島地震の影響で、1月の新年会等の中止により、飲食店に対する売上が大幅に減少。その他個人も自粛ムードで減少した。2月はだいぶ売上は上がると思うが、予断を禁じ得ない。[酒小売業]

- ◆働き方改革による労働時間の削減により、効率的な運行を求められている。しかしながら、ドライバー不足等により、業務面で多少の影響は出る可能性がある。燃料代高騰、人材費上昇など、収益性に影響してくる。[一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）]

【調査要領】
 1.調査時点 2024年3月1日時点
 2.調査対象 中小企業基本法に定義する全国の中小企業（調査対象企業数18,832、有効回答企業数17,802、有効回答率94.5%）
 3.自由回答数 3,596件（上記の他、「中小企業景況調査報告書」p.11、「中小企業景況調査資料編」pp.79-80に掲載）
 ※中小企業景況調査の自由回答(フリーコメント)
 154項目を選択する方式ではなく、業況判断の背景についての感想や意見を自由に記入する方式であることから、各企業が抱える課題が表れている。

「中小企業の賃金改定 に関する調査」

集計結果

- 調査概要 1
- 調査結果の主なポイント 2
 1. 2024年の賃上げ 3～7
 2. 正社員の賃上げ 8～11
 3. パート・アルバイト等の賃上げ 12～15
- 賃上げに関する中小企業の声 16

2024年6月5日
日本商工会議所・東京商工会議所

- (1) 調査地域：全国47都道府県 (2) 回答企業数：1,979社
- (3) 調査期間：2024年4月19日～5月17日 (4) 回収商工会議所数：380商工会議所
- (5) 調査方法：各地商工会議所職員を通じた依頼等
- (6) 調査の目的：「正社員」と「パート・アルバイト等」それぞれについて、定期昇給およびベースアップ等による一人当たりの賃金額の変化を把握し、中小企業における賃上げの状況について実態を把握するため。また、当所の意見・要望活動に活かすため

(※) 本調査で賃金額を把握するにあたり、人員構成による支給総額の変化、雇用形態や労働時間の変更によって受ける影響を可能な限り排除するため、**比較する2023年4月と2024年4月の両期に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員**を対象に、「正社員/月給支給」および「パート・アルバイト等/時給支給」に分けて回答を依頼

(※) 本調査では、「正社員」を「雇用期間の定めが無く、就業規則等に定められた就業時間（フルタイム）で勤務し、かつ給与が月給支給の従業員」、「パート・アルバイト等」を「正社員に該当せず、かつ給与が時給計算により支給されている従業員」としている

(※) 各設問において、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計から除外している

(※) 各構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入している

<回答企業の属性>

【業種】 ※重複を含むため、割合は100を超える場合がある。

建設業：301社【15.2%】	製造業：526社【26.6%】	卸売業：206社【10.4%】	小売業：208社【10.5%】
情報通信・情報サービス業：66社【3.3%】	運輸業：56社【2.8%】	宿泊・飲食業：134社【6.8%】	医療・介護・看護業：40社【2.0%】
金融・保険・不動産業：83社【4.2%】	その他サービス業：283社【14.3%】	その他：76社【3.8%】	



【従業員規模】

20人以下：996社【50.3%】 21～50人：432社【21.8%】 51～100人：244社【12.3%】 101～300人：265社【13.4%】 301人以上：42社【2.1%】

■ 20人以下 ■ 21～50人 ■ 51～100人 ■ 101～300人 ■ 301人以上

2024年度 の賃上げ

- 2024年度に「賃上げを実施予定」とする企業は74.3%と7割を超え、1月調査から13.0ポイント増。うち「防衛的な賃上げ」は59.1%と依然6割近く。
- 従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施予定」は63.3%。うち「防衛的な賃上げ」は64.1%。規模の小さな事業所では、賃上げの動きやや鈍く、厳しい状況。
- 「賃上げを実施予定」とする企業は、卸売業、製造業で8割超え。最も低い医療・介護・看護業で5割強（52.5%）と全業種で半数以上が賃上げ。
- 情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業で「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的な賃上げ」が7割超（72.2%）と業種により差。

正社員 の賃上げ

- 正社員の賃上げは、
【全体】 賃上げ額 9,662円、賃上げ率 3.62%（加重平均）
【20人以下】 賃上げ額 8,801円、賃上げ率 3.34%（加重平均）
- 業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台にとどまる。

パート・アルバイト等 の賃上げ

- パート・アルバイト等の賃上げは、
【全体】 賃上げ額 37.6円、賃上げ率 3.43%（加重平均）
【20人以下】 賃上げ額 43.3円、賃上げ率 3.88%（加重平均）
- 業種別では、医療・介護・看護業、運輸業で4%台後半と高い賃上げ率。

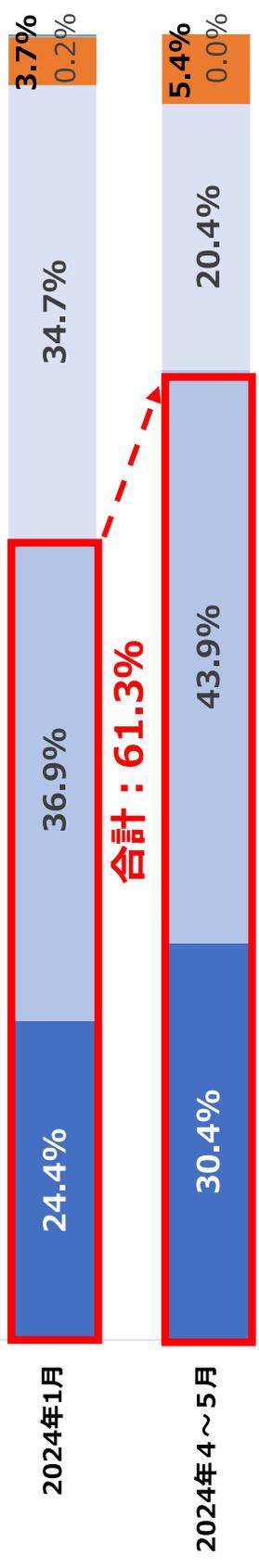
1. 2024年度の賃上げ

1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【全体集計】

○ 2024年度に「賃上げを実施（予定含む）」と回答した企業は74.3%と7割を超え、1月調査（61.3%）から13.0ポイント増。 中小企業においても賃上げへの取り組みが進む。

○ うち「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は59.1%。 1月調査（60.3%）から1.2ポイント減少も、依然6割近くが「防衛的な賃上げ」。

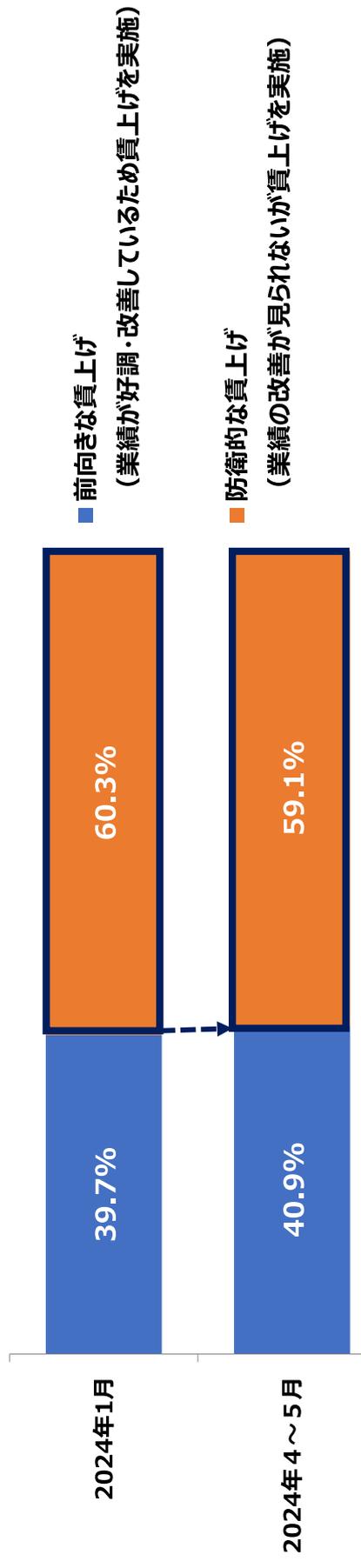
【全体集計】



- 業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む）
- 業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定を含む）
- 賃上げを見送る（予定や引下げの場合も含む）
- 現時点では未定
- 無回答

【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

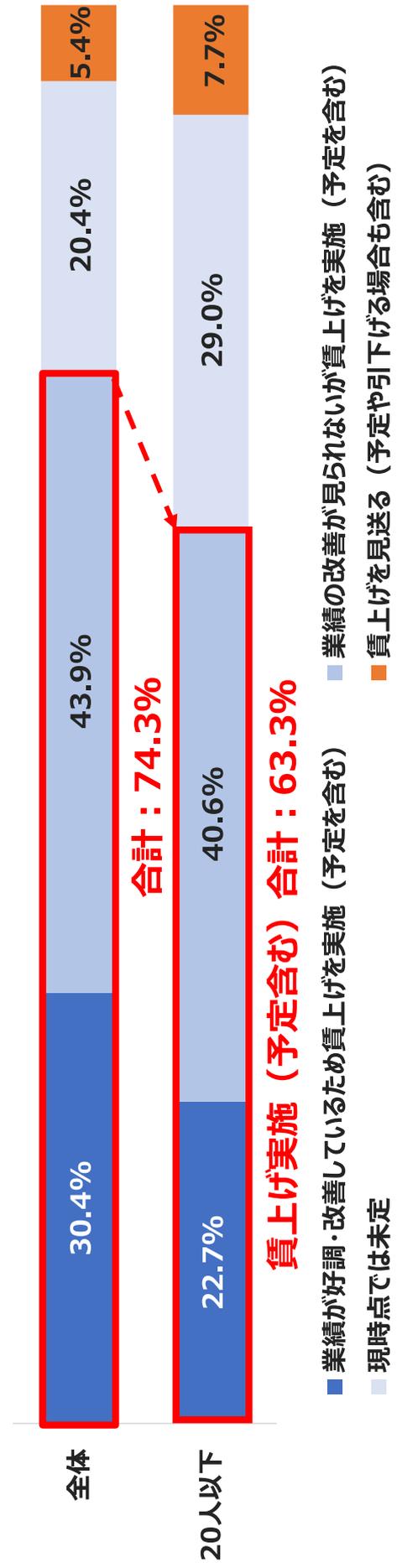
※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定）」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定）」と回答した企業



2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【従業員規模別集計（20人以下）】

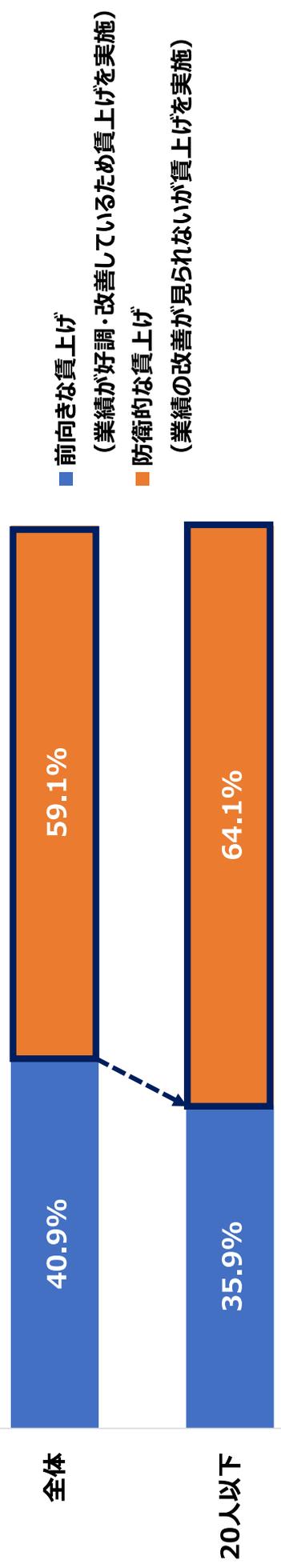
- 従業員数20人以下の企業では、「賃上げを実施（予定含む）」は63.3%と全体より11ポイント低く、「防衛的な賃上げ」の割合は64.1%と5ポイント高い。
- 中小企業の中でも、規模の小さな事業所では、賃上げの動きやや鈍く、厳しい状況が伺える。

【従業員規模別集計】 全体 n = 1,979 20人以下 n = 996



【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

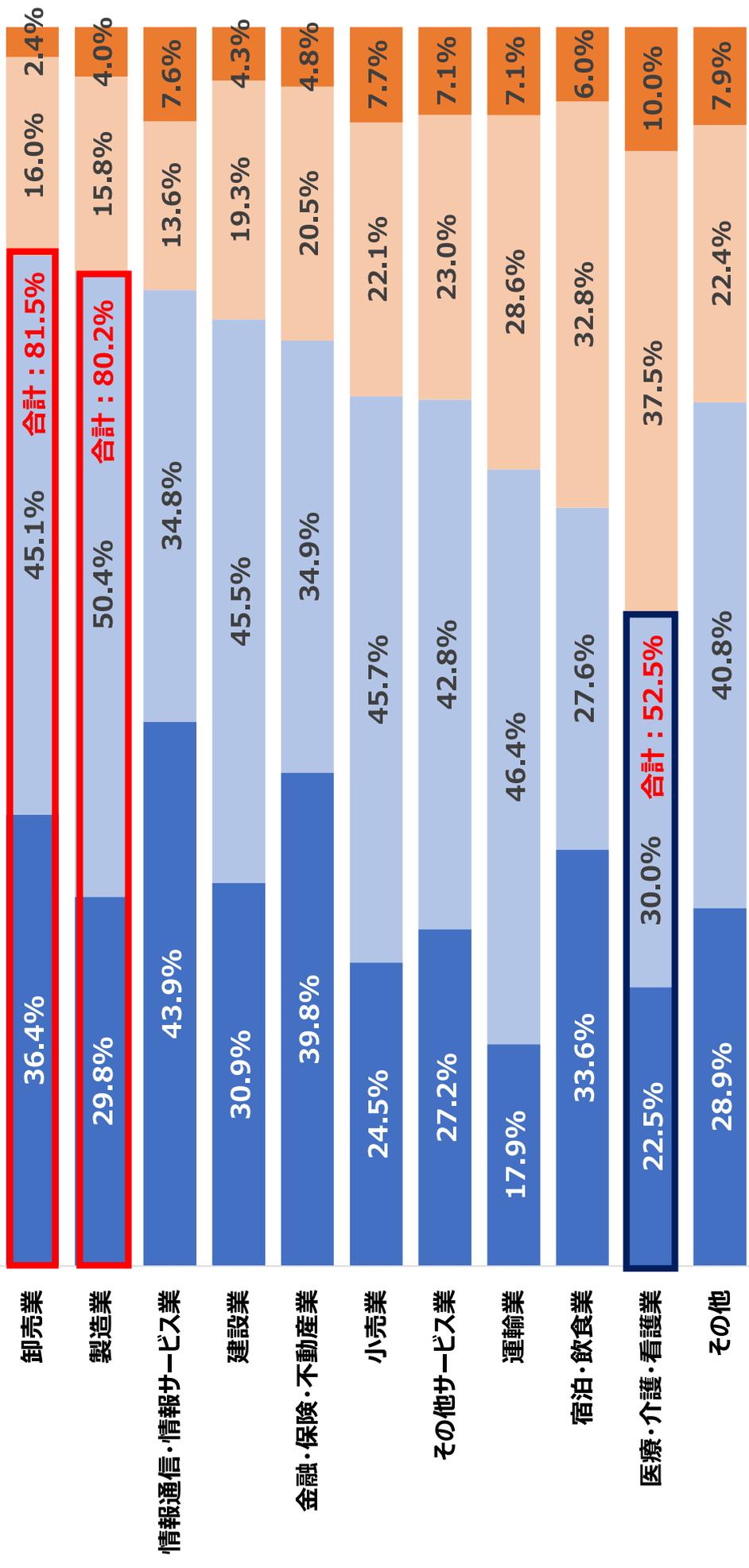
※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定）」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定）」と回答した企業



1. 2024年度の賃上げ 2024年度の賃上げ【業種別集計】

- 「賃上げを実施（予定含む）」と回答した割合は、卸売業（81.5%）、製造業（80.2%）で8割を超える。
- 最も低い医療・介護・看護業で5割強（52.5%）と全業種で半数以上が賃上げ。

【業種別集計】 n = 1,979

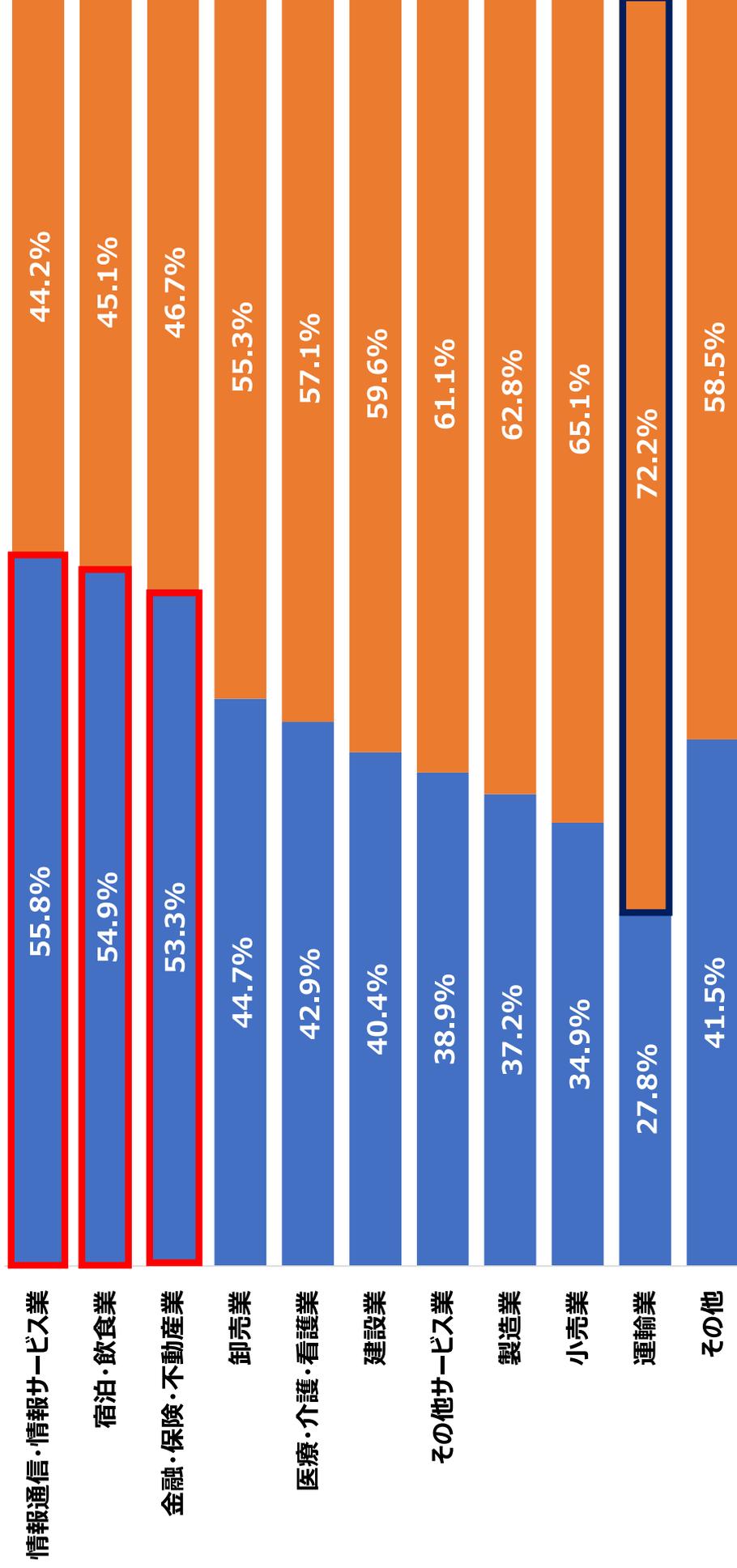


■ 業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定を含む） ■ 業績の改善が見られないが賃上げを実施（予定を含む）
 ■ 賃上げを見送る（予定や引下げの場合も含む） ■ 現時点では未定

2024年度の賃上げ、防衛的賃上げ【業種別集計】

○情報通信業、宿泊・飲食業、金融・保険・不動産業では、「前向きな賃上げ」が5割超に達する一方、運輸業では「防衛的賃上げ」が7割超（72.2%）と業種による差が見られる。

【業種別集計】 n = 1,979



2. 正社員の賃上げ

賃上げ額・率（加重平均）【全体集計、従業員規模別集計（20人以下）】

- **正社員の「賃上げ額（月給）」は加重平均で9,662円、「賃上げ率」は3.62%。
従業員数20人以下の企業では8,801円、3.34%。**
- **「5%以上の賃上げ」は2割強**（全体：24.7%、20人以下：23.5%）、「**4%以上の賃上げ」は3割強**（全体：35.8%、20人以下：32.3%）

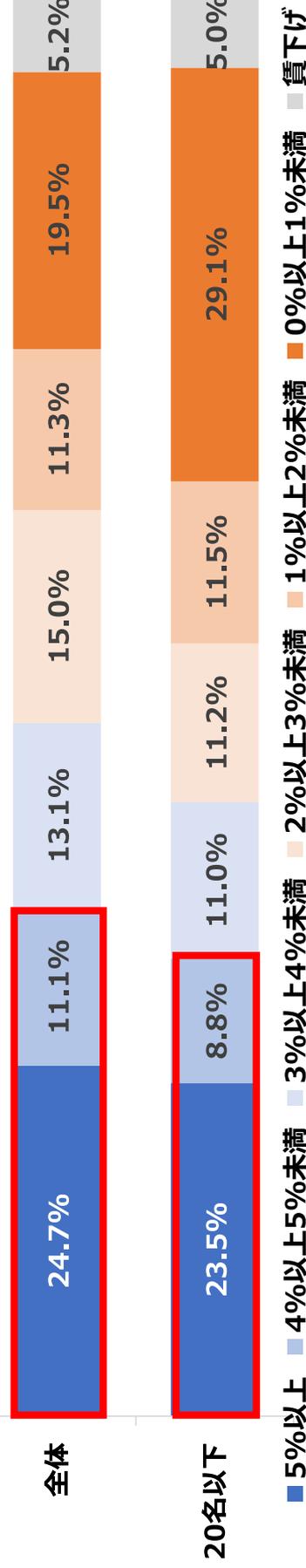
※2023年4月と2024年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まず）を比較し、加重平均で算出。
対象は両期間に在籍している正社員で、労働時間や雇用形態が変更となった方は除く。（1ページ参照）

【賃上げ額・率】 全体 n=1,586 20人以下 n=709

正社員（月給）	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	9,662円	3.62%
20人以下	8,801円	3.34%

（参考）連合 2024春季生活闘争第5回答集計：300名未満の企業の賃上げ額11,889円、賃上げ率4.66%（加重平均）
厚生労働省 令和5年賃金改定状況調査結果：一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 2.5%（常用雇用者30人未満事業所）
（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

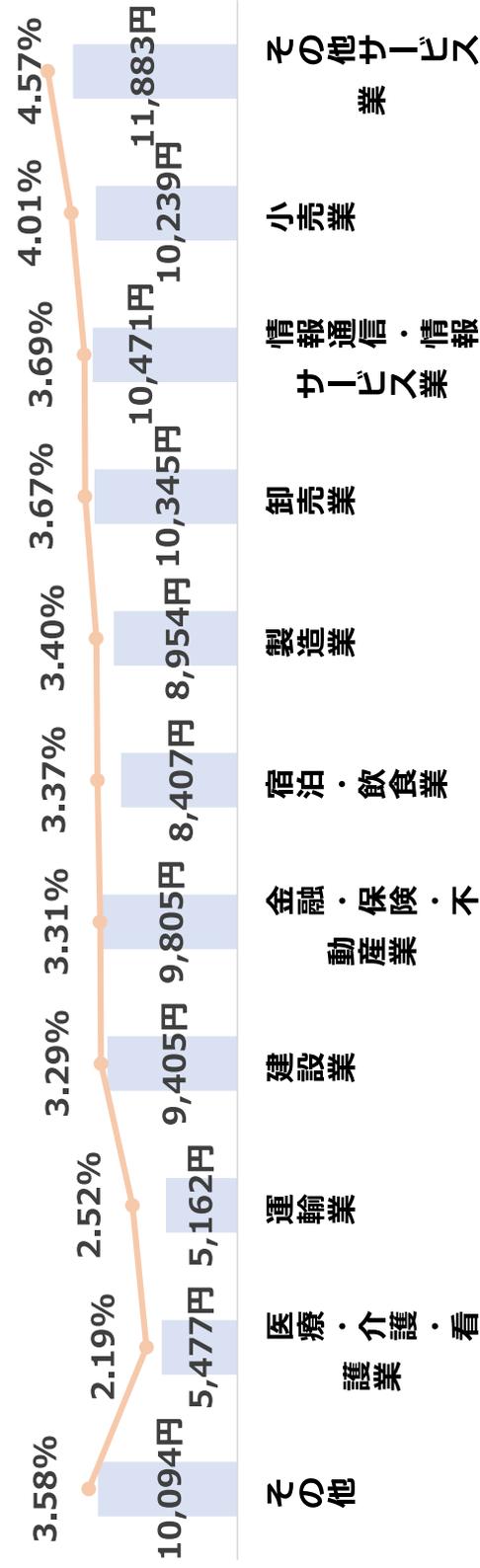
【賃上げ率（割合）】 全体 n=1,586 20人以下 n=709



賃上げ額・率（加重平均）【業種別集計】

○業種別では、その他サービス業、小売業で4%台と高く、運輸業、医療・介護・看護業は2%台に止まる。

	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	9,662円	3.62%
その他サービス業	11,883円	4.57%
小売業	10,239円	4.01%
情報通信・情報サービス業	10,471円	3.69%
卸売業	10,345円	3.67%
製造業	8,954円	3.40%
宿泊・飲食業	8,407円	3.37%
金融・保険・不動産業	9,805円	3.31%
建設業	9,405円	3.29%
運輸業	5,162円	2.52%
医療・介護・看護業	5,477円	2.19%
その他	10,094円	3.58%

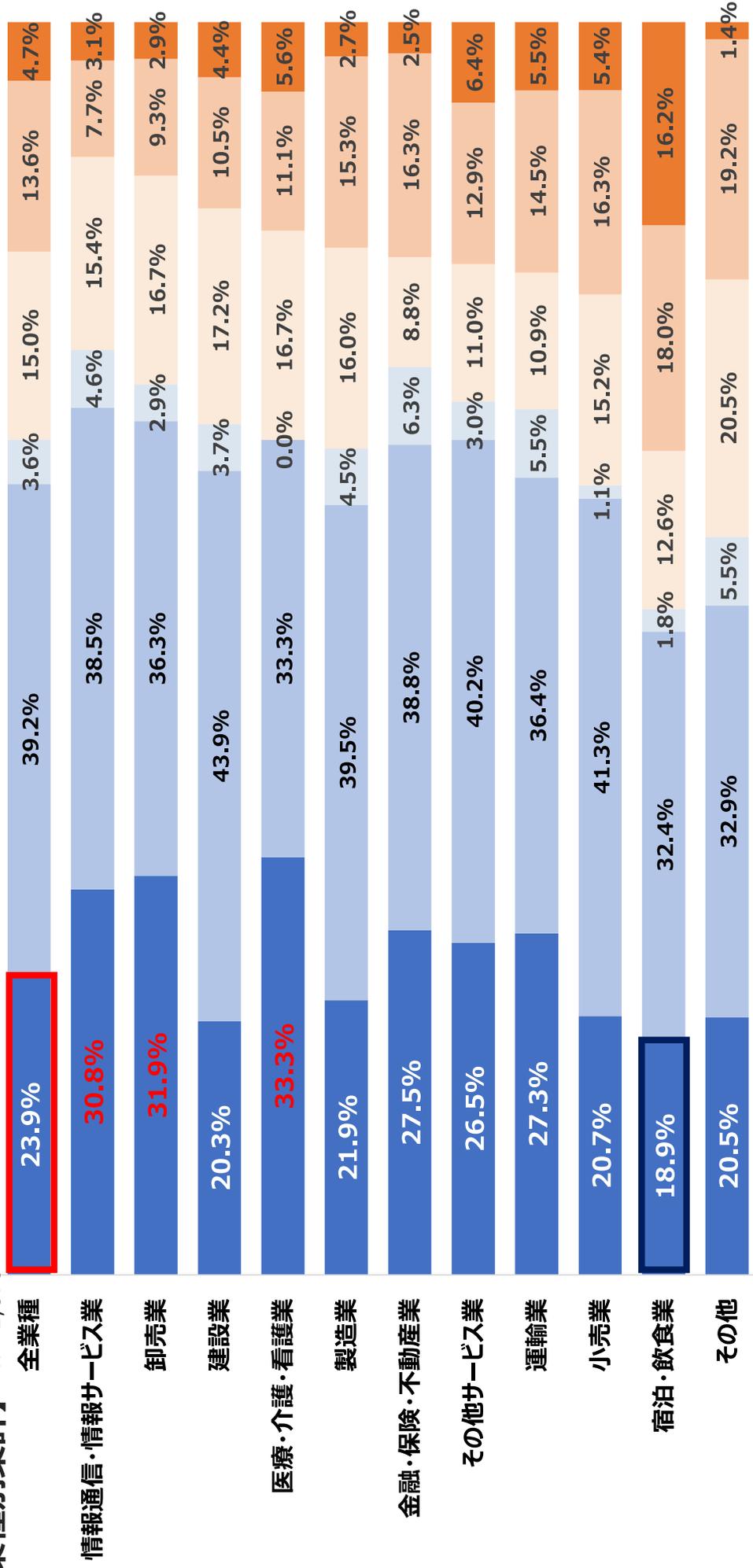


賞与・一時金の支給【全体集計、業種別集計】

○ 賞与・一時金を「昨年度を上回る水準で支給（予定含む）」とする企業は、2割強（23.9%）。

○ 業種別では、医療・看護・介護業、卸売業、情報通信・情報サービス業で3割を超える一方、宿泊・飲食業では2割にとどかない（18.9%）。

【業種別集計】 n = 1,879



■ 昨年度を上回る水準で支給（予定を含む）

■ 昨年度並みに支給（予定を含む）

■ 昨年度を下回る水準で支給（予定を含む）

■ 支給するが、水準は未定（予定を含む）

■ 現時点では未定

■ 支給しない（予定を含む）



3. パート・アルバイト等 の賃上げ

3. パート・アルバイト等の賃上げ 賃上げ額・率 (加重平均) 【全体集計、従業員規模別集計 (20人以下)】

- パート・アルバイトの「賃上げ額 (時給)」は加重平均で37.6円、「賃上げ率」は3.43%。従業員数20人以下の企業では、43.3円、3.88%。
- 「5%以上の賃上げ」は3割近く (全体：27.5%、20人以下：29.7%)、「4%以上の賃上げ」は4割超 (全体：43.6%、20人以下46.4%) と、大幅な賃上げを行う企業の割合が高い。

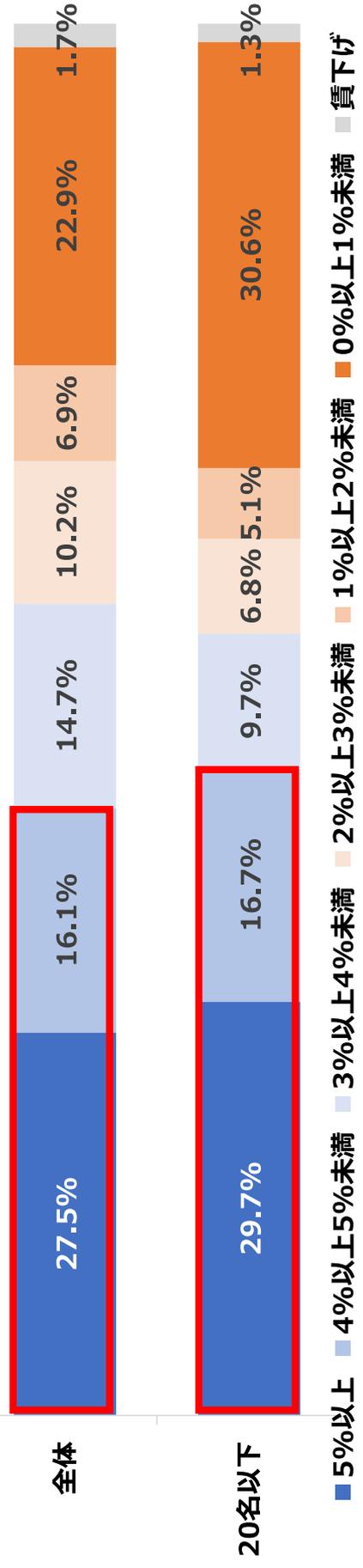
※2023年4月と2024年4月時点の時給を比較し、加重平均で算出。対象は両期間に在籍しているパート・アルバイト。(1ページ参照)

【賃上げ額・率】 全体 n=1,070 20人以下 n=450

パート・アルバイト (時給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)
全体	37.6円	3.43%
20人以下	43.3円	3.88%

(参考) 連合 2024春季生活闘争第5回回答集計：有期・短時間・契約等労働者の賃上げ (加重平均) 時給65.72円 月給5.76%

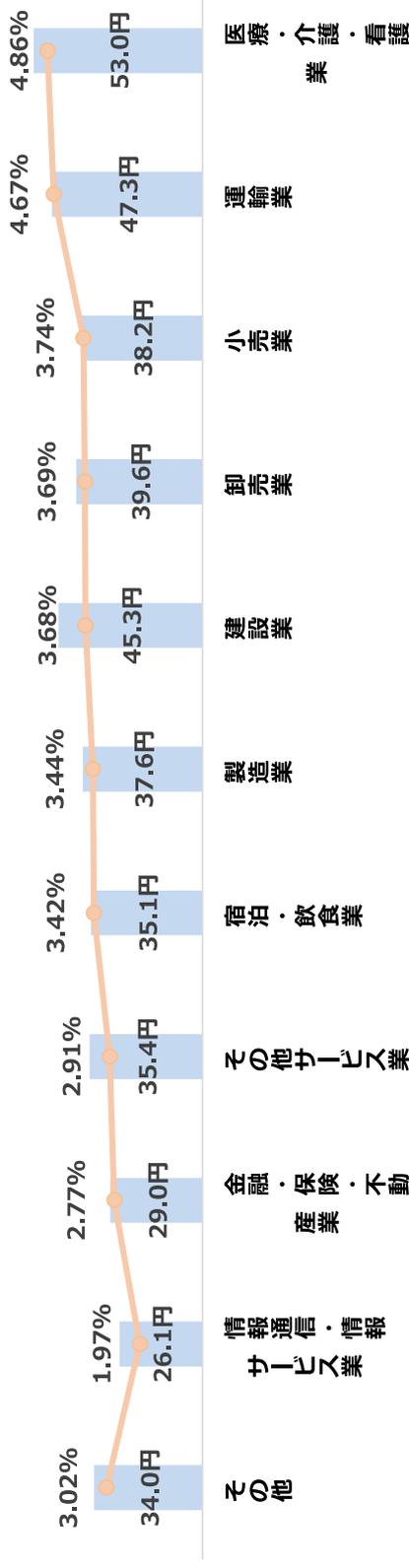
【賃上げ率 (割合)】 全体 n=1,070 20人以下 n= 450



賃上げ額・率 (加重平均) 【業種別集計】

- 業種別では、医療・介護・看護業 (4.86%)、運輸業 (4.67%) で4%台後半と高い賃上げ率。
- 介護報酬、標準運賃の設定もあり、正社員の賃上げが難しい中、パート・アルバイトの賃上げにより人員確保を図る様子が見えがえる。

	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)
全業種	37.6円	3.43%
医療・介護・看護業	53.0円	4.86%
運輸業	47.3円	4.67%
小売業	38.2円	3.74%
卸売業	39.6円	3.69%
建設業	45.3円	3.68%
製造業	37.6円	3.44%
宿泊・飲食業	35.1円	3.42%
その他サービス業	35.4円	2.91%
金融・保険・不動産業	29.0円	2.77%
情報通信・情報サービス業	26.1円	1.97%
その他	34.0円	3.02%

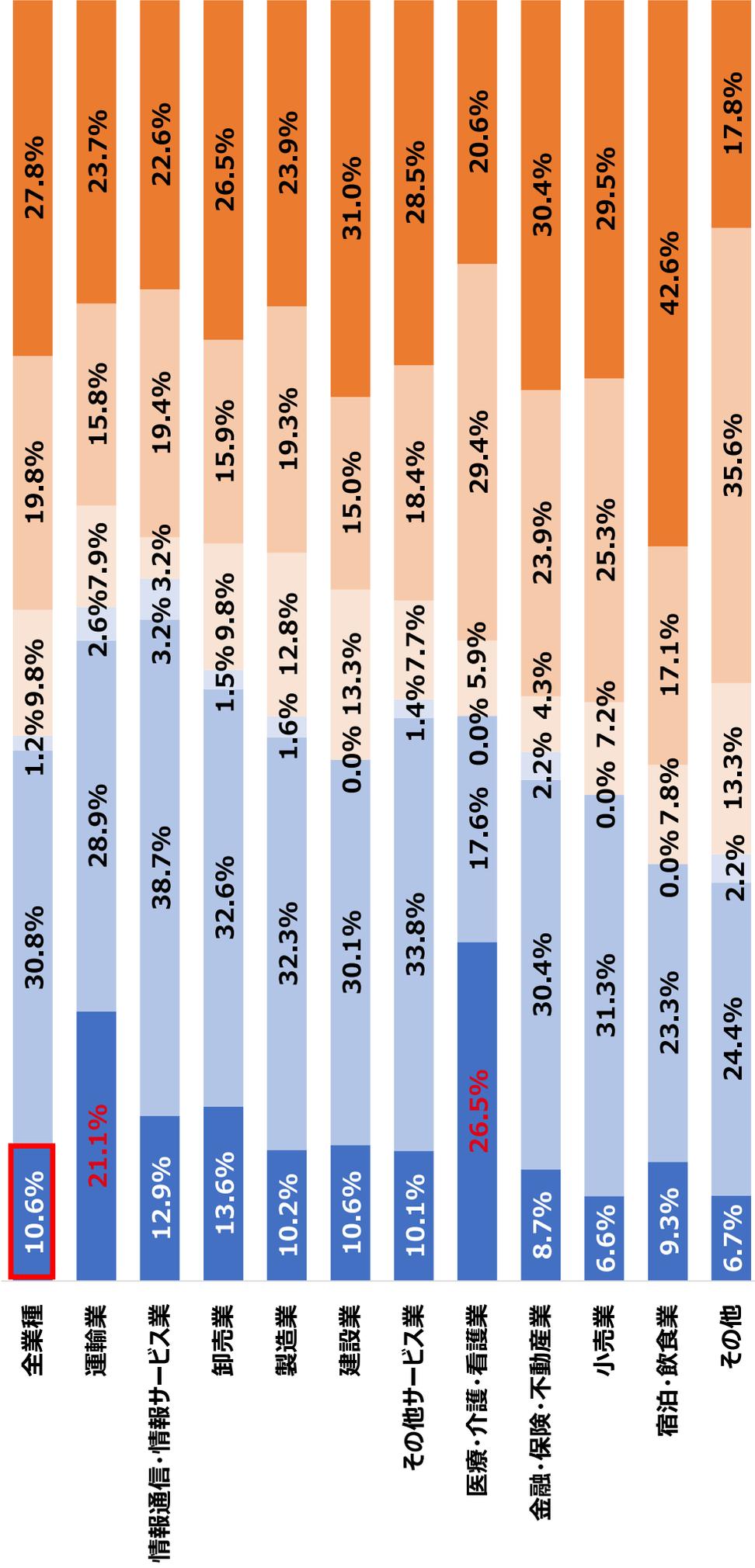


賞与・一時金の支給【全体集計、業種別集計】

○ パート・アルバイトの賞与・一時金を「昨年度を上回る水準で支給（予定含む）」とする企業は、約1割（10.6%）。

○ 運輸業（21.1%）、医療・介護・看護業（26.5%）では2割を超え、賃金と同じく引上げの動き顕著

【業種別集計】 n=1,372



■ 昨年度並みに支給（予定を含む） ■ 昨年度を上回る水準で支給（予定を含む）

■ 支給するが、水準は未定（予定を含む） ■ 現時点では未定

■ 昨年度を下回る水準で支給（予定を含む）

■ 支給しない（予定を含む）

4. 賃上げに関する中小企業の声（自由回答欄より抜粋）

16

賃上げと価格転嫁

- 最低賃金の上昇幅が大きく、物価高も続く中で、賃上げの圧力は高まっているが、原資が確保できなければどうにもならない。利益を削っているのが現状で、賃上げに応えられるかは価格転嫁できるかにかかっているが、不透明である。（東北・製造業）
- 大企業のベースアップ満額回答のニュースが出ても、中小企業はまだまだ厳しい。その中でもベースアップしなければいけない風潮の中で行っているが、十分な金額にはなっていない。電気代、人件費と上がる中で製品単価に反映できない状況でかなり厳しい状況。（関東、製造業）
- 電気・ガソリンの高騰、商品の値上、キャッシュレスの手数料など小売業は利益を出すことが難しくなっている。地域の小売店が継続できなくなると地域の魅力や活力が失われる。賃上げは簡単なことではない。（中部・小売業）

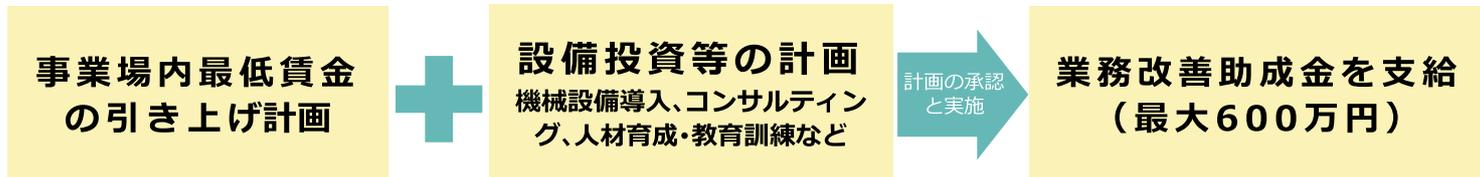
制度上の課題と政府への要望

- 人手不足の中、残業規制などで仕事減らさなければならぬ。その中で給与を上げ続けることは厳しい。（北海道・建設業）
- 社員の給与を上げるのは経営者の仕事。ただし、社員は社会保険料の増加などで増えている実感がない。（関西・宿泊・飲食業）
- 人手不足の中で賃上げに取り組んでいる。就業調整の要因となる130万円の壁について一時的な措置ではなく、抜本的な対策をして欲しい。（中国・小売業）
- 大手企業から中小企業へと賃上げの波が届き始めたと思うが、さらに、小規模事業者まで賃上げができるようになるためには、まだ時間が必要。人材不足のため、人員確保の求人にも苦勞しており、今後も、小規模事業者への、様々な支援策をお願いしたい。（九州・その他サービス業）

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円 → 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引き上げ（90円コース） → 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円 × 9/10)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

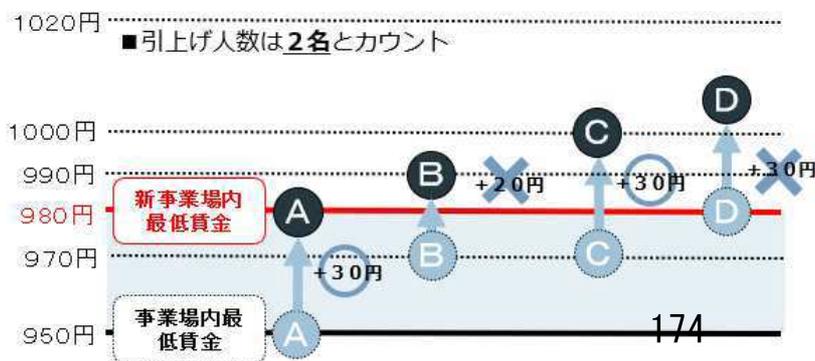
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方のた事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しきれなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかがあった。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前> **<導入後>** **さらなる工夫** セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客から良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込みたりする手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前> **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

対象!

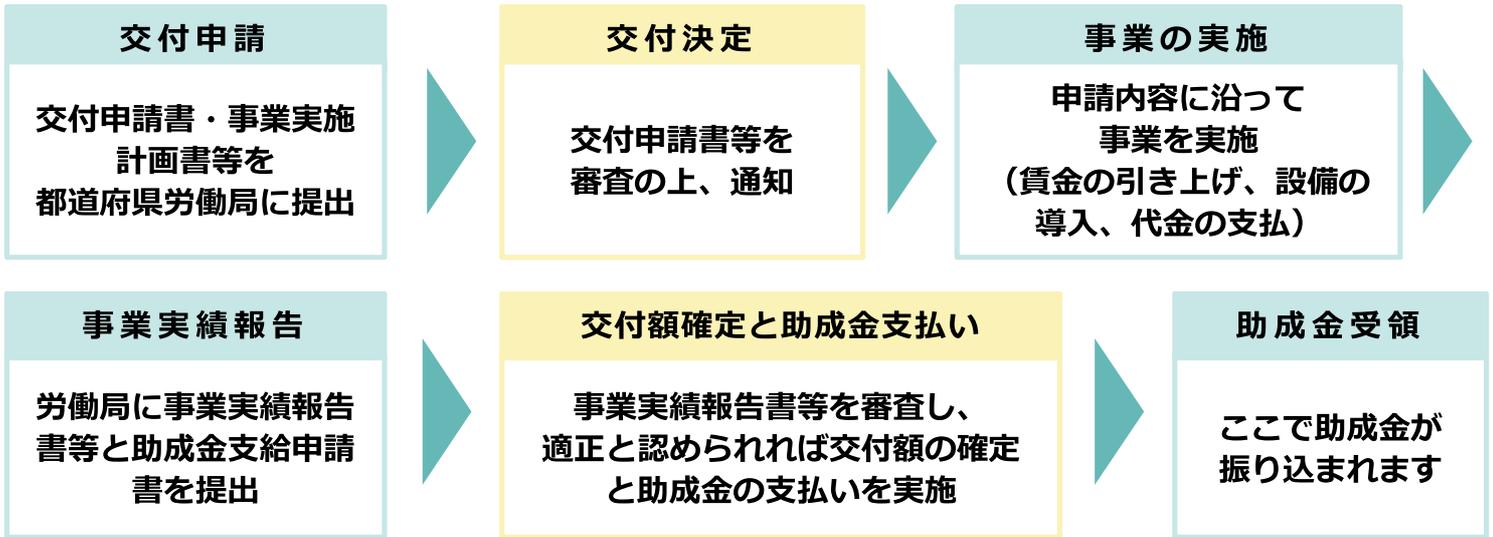
175

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025(令和7)年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

＜業務改善助成金＞

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費
用の一部を助成

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



別々に
申請

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

助成対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性がございます。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※ 10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- ・ 地域別最低賃金が935円
- ・ 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



（設備投資費用が300万円の場合…）
300万円 × 4/5 = 240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター 178-0120-366-440



<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 正社員化コース | ④ 賃金規定等共通化コース |
| ② 障害者正社員化コース | ⑤ 賞与・退職金制度導入コース |
| ③ 賃金規定等改定コース | ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース
(R5.10～) |

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

<ものづくり・商業・サービス補助金>

□事業概要：生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

□補助上限：最大8,000万円

更に一定の賃上げで、上限額を最大2,000万円引き上げ

□補助率：1/3～2/3

↑現在の公募要領はこちら

□賃上げ加点：給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。



問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

<IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

↑現在の公募要領はこちら

□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

①働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。



問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

②よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。



問合先 各都道府県のよろず支援拠点

<その他：賃金引き上げ特設ページ>

取り組み事例

平均的な賃金検索

政府の支援情報

- ◆ 賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取り組み内容、そのポイントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。
- ◆ 都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額を検索できます。
- ◆ 賃金引き上げの参考となる各種支援策をとりまとめています。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。



働き方改革 支援します!

「働き方改革」と
言われても、そもそも
『労働関係の法律は複雑』で
何から手を付けたらいいか、
分からない

パートタイマーと正社員の
賃金や手当をどう見直せば、
『同一労働同一賃金』に
なるのだろうか、
難しくて分からない

『就業規則を
見直したい』が、
どこから手を付けたら
いいか分からない

『残業を減らしたい』が、
やり方が分からない

『36協定』の作り方が
分からない

いろんな『助成金』があるが、
使い方が分からない

時間をかけて育てた
従業員が退職してしまう。
どうしたら『定着率』を
上げることができるだろう



そのお悩み、ぜひ社会保険労務士などの
専門家にご相談ください!

ご相談方法は
こちら



相談
無料


来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相
談ブースにて相談に応じます。電話
での相談も受け付けています。


メール相談

メールでの相談も可能です。
(E-mail:hokkaidou-hatarakikata
@lec-jp.com)


企業への専門家派遣
(訪問相談サービス)

社労士が会社までお伺いして、1回あ
たり2時間程度、3回を標準として、無
料で相談をお受けします。

北海道働き方改革推進支援センター

厚生労働省
北海道労働局委託事業

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33リープロビル3階
(地下鉄大通駅7番出口徒歩3分、札幌駅前地下歩行空間9番出口徒歩1分)

無料通話
フリーコール

0800-919-1073

受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

FAX 011-206-8365 mail hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou/>



北海道働き方
改革推進支援
センター

お申し込みは裏面をご覧ください

企業相談 FAX申込書

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

会社名					
業種					
住所	〒 -----				
TEL・FAX					
従業員数					
担当者名 (部署・役職含む)					
<input type="checkbox"/> 企業訪問 <input type="checkbox"/> センター来所	相談 希望日	第1希望	月	日	時～
		第2希望	月	日	時～
		第3希望	月	日	時～

※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。

ご相談内容

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）について | <input type="checkbox"/> 助成金について |
| <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について | <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について | <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談 |
| <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備 | <input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点について |
| <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法について | <input type="checkbox"/> ハラスメント対策について |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

相談事例

印刷業

【相談内容】

就業規則が昔作ったままの状態で改定をしていないため、法令を遵守するように改定したい。改定すべきポイントなどを教えてほしい。

【専門家の支援】

現状の就業規則をチェックし、年次有給休暇に関する規定、副業・兼業に関する規定等、改正に対応した形となるように改定ポイントのアドバイスを行った。何回かやりとりを繰り返して、法令に沿った形に改定を行っていった。

【支援後の効果】

最初はどこから手をつけたらよいかわからない状態であったが、やりとりを繰り返すうちに事業主が自身で労働基準法等の法令の内容を理解し、自社の実態に沿うように就業規則を自力で改定することができた。また、自社の労働者の雇用を守り、待遇を維持したいという事業主の思いを就業規則に反映させることができた。

建設業

【相談内容】

社員の現場での労働時間の把握が困難。それぞれの現場で工期に間に合わせるように働いているので時間外労働の削減が難しい。何か良い方法はないだろうか。

【専門家の支援】

労働時間の把握のために、勤怠管理のデジタル化を助言した。また業務の段取りや作業の進捗状況を管理者で共有し、現場間の繁忙状態をコントロールするようアドバイスした。

【支援後の効果】

勤怠管理のデジタル化で全社員の労働時間を適時把握、毎月15日頃に残業を確認し、多い社員に気を付けるよう伝えている。また作業の進捗を共有することで、作業量が多い現場に人数を集める効率的な業務進行が可能となり、時間外労働の削減に繋がっている。

北海道地方最低賃金審議会運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規程により、北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の原則として1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して運営小委員会等を設けることができる。
- 第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第5条 会長は、議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど、必要な措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度北海道労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

北海道地方最低賃金審議会運営小委員会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び北海道地方最低賃金審議会運営規程（以下「本審運営規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 委員は、北海道地方最低賃金審議会会長（以下「会長」という。）により指名された公益、労働者、使用者各側3人の委員により組織する。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
 - 3 小委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。
 - 4 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、委員長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見も交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、記事録を作成するものとする。
- 2 記事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、記事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 委員長は、小委員会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。